

平成二十九年  
博士論文（指導教員 澤田雅弘）

# 燕国古璽印跡文字研究

大東文化大学大学院文学研究科  
書道学専攻博士課程後期課程  
（学籍番号 一四二一五一〇二）  
栗 躍崇

【目次】

序章 研究概説	1頁
はじめに	1頁
第一節 研究の背景及び予測される成果	2頁
第二節 研究方法	3頁
第三節 論文の内容構成	4頁
第一章 燕国璽印の判別基準	7頁
はじめに	7頁
第一節 器形面における考査	8頁
(一)官璽	8頁
(二)私璽(含 吉語璽・凶形璽)	15頁
第二節 文字面における考査	27頁
一 燕国璽印固有の字形について	27頁
(一)文字類	29頁
(二)偏旁部首類	33頁
(三)字形面の構成について	34頁
二 燕国璽印の印文内容について	35頁
(一)地名	35頁
(二)市名	37頁
(三)職官名	40頁
(四)復姓	42頁
第三節 国別未定の資料に見える燕璽	44頁
第四節 偽印及びその他	44頁

(一)燕国偽璽印	45
(二)燕国偽陶文	62
(三)その他	64
おわりに	67
参考文献	78
注	81
第二章 長細形璽印の印文中の「端」を中心に	88
はじめに	88
第一節 長細形璽印の保存現状及び印文字の釈読について	88
第二節 燕国長細形陶文印跡における考察	93
第三節 「端」における考察	95
第四節 長細形璽印の用途上の考察	97
おわりに	97
参考文献	99
図版	100
注	102
第三章 燕国陶文考（長細形三璽併用陶文印跡を中心に）	104
はじめに	104
第一節 有紀年陶文について	104
(一)有紀年陶文における資料面の調査	105
(二)有紀年陶文の特徴における検討	109
第二節 無紀年陶文について	112
第三節 三璽併用陶文の行文格式について	117

第四節 併用陶文印跡の級別監造における考察	119
おわりに	125
参考文献	126
図版	128
注	134
第四章 燕国璽印及び陶文印跡中の「𠄎」字の詞性	136
はじめに	136
第一節 所見の燕国題銘中の「𠄎」字における考査	136
(一)「𠄎」字の出所についての調査	136
(二)「𠄎」字における文字研究者らの解読	138
第二節 燕国兵器題銘中の「作」「造」等の動詞における考査	141
(一)燕国兵器題銘中に存している動詞について	141
(二)燕国兵器題銘の句形格式について	142
第三節 「𠄎」字の詞性における検討	143
(一)「𠄎」字が動詞以外と仮定する可能性について	144
(二)「𠄎」字が動詞と考えうる理由について	148
おわりに	150
参考文献	150
注	162
第五章 燕国陶文印跡中の「𠄎」字について	166
はじめに	166
第一節 「𠄎」字が付く銘文資料における調査	166
第二節 「𠄎」字における前人研究者らの説	172

第三節 燕国「合文」文字の特徴について	174
第四節 「𠄎」字の釈読について	175
おわりに	182
参考文献	182
注	184
第六章 燕国璽印及び陶文印跡解題(廿三件)	187
はじめに	187
第一節 燕国璽印十六件	187
(一)官璽二件	188
(二)私璽十三件	193
(三)吉語璽一件	198
第二節 燕国陶文印跡七件	199
(一)四角形陶文印跡二件	199
(二)長細形陶文印跡五件	200
おわりに	203
参考文献	203
図版	205
注	207
終章	210
研究成果とその意義	210
今後の展望	215

## 序章 研究概説

はじめに

第一節 研究の背景及び予測される成果

第二節 研究方法

第三節 論文の内容構成

### はじめに

戦国時期の下限は、始皇帝が六国を統一した紀元前二二一年と認められているが、上限には、紀元前四八一年（『春秋』終年）、紀元前四七五年（周元王元年）、紀元前四六八年（周貞定王元年）、紀元前四〇三年（三家始封諸侯）など異説がある（楊寛『戦国史』上海人民出版社、一九八〇年、四頁）。したがって、戦国時代を歴史紀年の中から明確に切り出すことができないので、本研究では、戦国時期の上限の年を特定しない。

戦国時代の燕国は、中原から北に離れた、今の河北中北部及び遼寧西南に位置した。その領域については、「薊は、南は斉、趙に通ず。勃・碣の間の一都会なり。」（『漢書』地理志下）、「夫れ燕も亦た勃・碣の間の一都会なり。南は斉・趙に通じ、東北は胡に辺り、上谷より遼東に至るまで、地は踔遠、人民は希れにして、数しば寇を被る。大いに趙・代の俗と相い類す。而れども民は雕悍少慮。」（『史記』貨

殖列伝）、「燕は東に朝鮮・遼東有り、北に林胡・楼煩有り、西に雲中・九原有り、南に呼沱・易水有り。地、方二千余里……」（『戦国策』燕策、蘇秦將為従）と見える。うち『戦国策』（燕策、蘇秦將為従）の記載については、繆文遠氏が「此処の燕国の領地に関する記載には誤りが多い。朝鮮・林胡・楼煩は燕国には属していない。雲中・九原は趙国の領地に属している。燕地は北は東胡と接して、西は趙国と界する。南は中山国と隣接している。東は斉国と境を接する。」（『戦国制度通考』巴蜀書社、一九八九年九月、二三〇頁）と論じている。燕国の領地はおおよそ「今の河北省の北部と遼寧大半が含まれて、西北部と北部はそれぞれ山西省と内モンゴル自治区の片隅を含んでいる。また東は、朝鮮国の一部に嵌入していた。最初は都を薊（北京）に建てたが、昭王時代から都を武陽（河北省易県）に定めた。」（何琳儀『戦国文字通論』中華書局、一九八九年四月、九二頁）と見える。

この燕国は戦国七雄の一つで周辺諸国とは政治経済や文化交流も盛んであったが、戦争も頻発していた。文化面では同時代の他国に比べて地域的特徴が顕著であり、その独特の文化は近現代の研究者らに「燕文化」と称されている。「燕文化」の重要な分野である燕国璽印は数が多く、盛観を呈している。数の多さだけでなく、印面と印鈕の形（器形）も多様で豊富である。器形から見れば、主に以下の特徴が挙げられる。まず器形では、長細形璽印は、燕地特有である。また、四角形の白文小璽と朱文大璽があるが、とくに少数の大

璽はたいへん大きい印面を持つて重厚で氣勢がある。印文には燕地の著しい特徴があり、燕国文字特有の形態(文字構造を有している)。

周知のとおり、古璽印は文字を基礎として存在しているので、古文字の重要な研究分野であり、印文字の内容にも当然幅広い情報が含まれている。研究によってこれら豊富な資料から得られた情報は戦国時代の都城設置、職官配属、用印制度、地理地名変遷、製造業、姓氏などの研究に役立つ。また、ある情報は出土文献及び伝世文献の不足を補うことができる。燕国の璽印、陶文は伝来品、出土品とも数多いほか、近年来、燕国の故地である河北省、遼寧省境内、北京市や天津市周辺からも数多くの陶文が出土している。これら燕国の故地から出土した璽印と陶文印跡は、文字構造面だけでなく、文字内容の行文体裁も独特の地域の特徴と統一性が見られ、古璽印研究の領域に独自の魅力を有し、研究者に注目されている。燕国文化に関する先学の研究成果は、燕国璽印及び陶文印跡の研究に豊かな土壌をつくり出している。本研究は、燕国璽印の器形、印文の文法格式、特有の文字構成を中心に、陶文印跡、兵器銘文、貨幣文字などの資料と対照しながら論説を展開する。

## 第一節 研究の背景及び予測される成果

戦国璽印を印学の独立した一分野として研究するようになったのは、近現代のことであるが、先学は多くの輝かしい研究成果を挙げ

ている。それらの成果は燕璽の特徴を正確に把握する上で、いい条件となつてゐる。ただし、今日まで公刊された印譜や古璽印の研究論文や関係書籍を広く見渡せば、関連する研究成果は種々あるが、大勢は印文の釈読の段階に止まり、特定の国の璽印を対象に、その器形と文字の構造特徴を研究し、製造国を判定する基準や断代(時代特定)の基準を明確に提示することに特化した研究は、きわめて乏しい現状であることに気付かされる。

古い印譜は、一般に印影を載せるだけで璽印の器形やサイズなどの情報をほとんど載せない。そのため璽印の器形を知っているのは収蔵者とそれを実見できた一部の人のみであった。しかし現在では、考古発掘により新たに出土する璽印が増加したほか、印刷技術や出版手法が長足の進歩を遂げ、印影のみならず璽印の器形の鮮明な図版を併載する出版物も多くなつた。古璽印の真面目(実態)が観察できるようになつたこの環境は、燕国璽印の判別基準を導き出す条件が整つたことを意味し、また、璽印の器形を対象とする研究がなお低調である現状を打破する意味においても、本研究の意義は高いと考へる。

なお、現代技術の進歩とともに、作偽の手段も多様化し、偽造古璽印問題も緊迫した情勢になりつつある。一方、燕国璽印の器形は、同世代の他国と比べ、より統一性を有し、印鈕(印の摘みを主とする器形)・印面(文字のある面)とも他国に無い器形もあり、国別の判断を精密に行いうる利点がある。本研究は、古今の古印譜や璽印・

陶文資料及び出土文献資料を最大限蒐集あるいは精査したうえで、燕国璽印の器形（器形）の特徴と文字面の特徴（文字構造）及び印文の行文格式（文法構成）を中心に検討する。先学の研究成果や燕国にある銘文や新出土に関する文献などの資料を参照しながら論を展開し、燕国璽印の特徴を帰納する判別基準を導き出し、さらにこの判別基準に基づき、燕璽の実像を明らかにする一方、その判別基準を適用して、伝存と新出の古璽印及び陶文印跡中より、製造の国・時代が不詳とされてきた璽印群から燕国の璽印さらに封泥・陶文（ともに璽印を粘土上に押し付けたもの。印跡。）を検出しようとするものであるが、本研究は、燕国璽印として扱われてきたものの中から偽印や印跡を抽出することもでき、燕国璽印研究の進展におおいに寄与できる。そして、ある特別な器形特徴を持つ璽印は、特別な用途があるとの立場から、その璽印の性格と用途をも明らかにできる。

## 第二節 研究方法

管見の限り、燕国の璽印（官璽、私璽、凶形璽、吉語璽）の伝世は同時代の他国より数が多い。また地域の特徴が顕著で統一性もより強く見える。本研究は戦国時代燕国の璽印と陶文を中心に、同国の兵器銘文並びに貨幣文字に及びながら論説を展開し、伝世文献と出土文献を参照しつつ、璽印及び陶文にある文字の詞性（文法上の性格）と釈読を明かにするとともに、燕国にしか存在しない特有の

形（器形）の璽印の性質、及びその用途について、新しい視点から検討して得られた新知見を報告する。

社会の動乱期である戦国時代を、東漢の許慎『説文解字』叙に「諸侯力政し、王に統べられず、礼楽の己を害するを悪みて、皆な其の典籍を去る。分かれて七国と為り、田疇は畝を異にし、車塗は軌を異にし、律令は法を異にし、衣冠は制を異にし、言語は声を異にし、文字は形を異にす。」と述べている。この許慎の「文字異形」觀念の影響を受けた戦国時代古文字分類の代表的な説には、次の諸家がある。王国維氏は地域から戦国文字を東土、西土と二つの文字類系に分けている（『王国維遺書』上海古籍書店 一九八三年版 卷六）。唐蘭氏には秦系文字と東方六国文字に分ける説がある（『古文字学導論』（増訂本）齐鲁書社 一九八一年）。李学勤氏は『戦国題銘概述』

『文物』一九五九年第七期五〇頁、第八期六〇頁）において題銘を「齐国・燕国・三晋・两周・楚国・秦国」の六者に分けている。何琳儀氏には戦国古文字を五系「齐・燕・晋・楚・秦」とする説があり（『戦国文字通論』中華書局 一九八九年四月）、近年の戦国古文字の研究は、たいていこの分類に従って行われている。その代表的な研究に趙学清氏の『戦国東方五国文字構形系統研究』（上海教育出版社 二〇〇五年十月）、孫剛氏の『齐文字編』（福建人民出版社 二〇一〇年一月）、劉杉徽氏・劉長武氏の『楚系金文彙編』（湖北教育出版社 二〇〇九年五月）、王愛民氏の『燕文字編』（吉林大学碩士學位論文 二〇一〇年四月）、湯志彪氏の『三晋文字編』（作家出版

社 二〇一三年十一月)、周波氏の博士論文『戦国時代各系文字間的用字差異現象研究』(綾装書局 二〇一二年十二月)などがある。文字は璽印の国別を判断する際に、重要な要素の一つである。燕国璽印の判別基準を提示することを目的とする本研究では、先学の戦国文字研究におけるこれら分類法を参考に、「斉・燕・晋・楚・秦」の五系分類法を採用する。

璽印は元々何かの証明を示す手段として使われていたが、国や地域によって形(器形)と印文が違うため、今の数多くの古璽印研究(特に戦国璽印研究分野)の研究者は、分域研究という横断的研究法を用いるのが現状である。執筆者もこの横断的研究法をとり、文字学と考古学の研究手段を借りて展開する。印文や陶文印跡にある文字の釈読は、おおよそ「構形分析」「異域比較」「同域比較」「音韻訓釈」「文法分析」の方法で釈読する。また璽印(官璽・私璽(吉語璽/凶案璽))の基準器及び関係がある陶器に関する論説は、考古器形学に基づいて展開する。

### 第三節 論文の内容構成

本研究は六章より構成し、燕国璽印及び陶文印跡の形(形の特徴)から文字構成特徴、銘文の行文体特徴及びある頻出の単字の釈読に及ぶ全六章の構成は次のとおりである。

#### 【第一章】燕国璽印の判別基準

器形面、文字構造面及び印文の行文体式面(文法構成)から、燕国璽印の判別基準を提示する。その判別基準に基づいて、偽造の燕国璽印二五点以上を抽出する。

【第二章】長細形璽印の印文中の「端」を中心に長細形璽印の印文中の「端」を中心に、燕国特有の璽印の性質と用途を明らかにする。

【第三章】燕国陶文考(長細形三璽併用陶文印跡を中心に) 燕国有紀年(月)陶文の考査を踏まえ、「端」字が付く長細形璽印の発生年代を推定する。ならびに燕国三つの印跡が並んでいる陶文印跡の行文体特徴の変遷と級別監造特徴も明らかにする。

【第四章】燕国璽印及び陶文印跡中の「」字の詞性

【第五章】燕国陶文印跡中の「」字について 燕国璽印及び陶文印跡に見る特有の文字構造を有する単字の釈読と詞性について検討する。

【第六章】燕国璽印及び陶文印跡雑識(廿三件)

伝存及び新出土資料に見る燕国璽印十六件と陶文印跡七件を中心に検討して、得られた新知見を報告する。

右の各章の内容を詳述すると、以下のとおりである。  
第一章 本章では、燕国璽印の器形の特徴と文字面の特徴を中心に検討する。先学の研究成果や燕国にある銘文や新出土に関する文献などの資料を参照しながら論を展開し、燕国璽印の特徴を帰納し

て判別基準を提示し、さらにこの判別基準に基づき、伝存と新出の古璽印中から、燕国に属する璽印を新しく検出することを旨とする。その上で、提示した判別基準に基づいて、先学の研究結果を参照しつつ、燕国璽印を装った一群の偽印を摘出する。

第二章 今までの出土文物から見れば、長細形璽印は戦国の燕国にしかない特別な存在で、同時期の他国に似ているものもない。材料はすべて銅で作られている。種類の豊富な燕国璽印に陰文と陽文が共存する特徴がある中で、この長細形璽印には、ただ陽文しか存在しない。加えて長い柄(印体)と印体の側に付く鼻鈕も同世代璽印と異なる特徴である。また、この長細形璽印には印文の末字に「端」字が使われるが、同国の他の璽印には「端」字は使われず、戦国時代の他国にも見えない。故に、今までの古璽印研究界、篆刻界及び考古学界では、この燕地特有の長細形璽印を「端」と名付け、古璽印断代を行う際の燕国璽の典型的特徴の一つとしてきた。しかし、「端」に対するこの認識は正しくない。

「端」字が付くこれら燕国長細形璽印の印面と同時期の燕地出土陶器残片中には、この長細形璽印と同形が認められるほか、「端」字のある陶片と陶器も発見されている。本章では、これら燕地出土陶片上の印跡や完器の陶器を参照しつつ、出土資料や文献、また先学の研究結果を参考に、「端」字が付く燕国長細形璽印と陶文印跡を検討し、従来行われてきた(端Ⅱ璽印)の認識が実態と一致しないことを明らかにするとともに、「端」の実態は璽印でなく、「端」字付

きの燕国長細形璽印を押す対象の器物こそが「端」であることを明らかにする。

第三章 燕国故地の出土品では、特に陶文が種類や数が多い。中でも二、三列からなる長細形印跡のグループ的形式は、燕国陶文の代表的な特徴である。製作方法から見れば、刻画と抑印(乾燥前に印を鈴したもの)があり、銘文の内容から見れば、おおよそ吉語、工匠名、記事、器物の所有者名、所有機関名、監造機関名、級別監造など何種類かがある。また、形から分類すれば、方形、円形、長細形、三角形などがある。これら燕国故地から出土した陶文の形や内容や製造方法は、燕国文化の研究、特に燕国製陶業の研究に素晴らしい文献資料を提供している。

燕国陶文に関する最古の資料は『芸術叢編』(姬仏陀編)の燕国陶文である。また初めて世に出た完器は、潘祖蔭(1830~1890年)旧蔵の「廿二年正月左旬君・左旬攻故・左旬俵湯故国」(帝室博物館蔵)陶罐である。李学勤氏、何琳儀氏、董珊氏、唐存才氏、王恩田氏らには燕国のこれら陶文に関する論説があるが、新出土の燕地陶文が反映されておらず、その認識は不完全であるいは間違いもあると考えている。本章は収集した燕地出土の長細形陶文印跡**九五件(完器七件含め)**及び燕国に特別に存在している長細形璽印を対象に、璽印と陶文印跡を互いに対照しながら、紀年(月)類陶文及び三つの印跡が並んでいる陶文印跡の銘文内容の変遷及び級別監造特徴などを検討し、「端」字が付く長細形璽印の発生年代を推定しな

がら、得られた新知見を報告する。

第四章 執筆者は修士論文『燕国璽印研究―長細形璽印とその用途を中心に』（平成二十五年）において、すでに燕国文字中に存在する「」字に特に留意した。この「」字が付いている出土文物は、燕国以外に見たことがなく、燕国では陶文及び璽印の用字として頻出する（特に長細形璽印文字に頻出する特徴がある）。研究者の「」字に対する釈読には相違があり、それぞれの立場を持っているが、定論がないのが研究現状である。本章は、「」字が付く銘文の行文体面を中心に、当該文字の詞性面から出発して、前人の研究成果を参考にしつつ、有力な出土資料や文献を引用し、この燕国の特有の文字である「」字について論じ、当該文字の性格（詞性）を明らかにする。

第五章 執筆者は燕国文化に関心を持ちながら、燕国璽印や陶文を中心とする文字面の検討も続けている。修士論文『燕国璽印研究―長細形璽印とその用途を中心に』（平成二十五年）と「燕国璽印研究<sup>②⑤</sup>」書学書道史学会 二〇一五年十月「燕国璽印及び陶文印跡中の〈〉字の詞性」（『書道学論集12』大東文化大学院書道学専攻院生会 平成二十七年三月）の論文を執筆する過程で、燕国の陶文の分析を進めるうちに、陶文印跡中にある「」字に関心を持った。この「」字は、長細形の陶文印跡以外、同国のあらゆる種類の銘文に見えず、特別な文字構造として存在している。そればかり

か、管見の限り、今までの資料によれば、同時代の他国のすべての銘文や文字資料にも当該文字構造が見られない。よって、「」字は燕国の長細形陶文印跡にしか存在しない文字であることがわかる。しかも、先学の説と執筆者の手元にある資料によれば、「」字におけるこれまでの釈読には、新しい角度から検討する余地がある。

第六章 燕国璽印と陶文印跡は羅福頤氏主編の『古璽彙編』（文物出版社 一九八一年十一月）及び高明氏の『古陶文彙編』（高明著 北川博邦訳 東方書店 一九八九年五月）、王恩田氏の『陶文図録』（齐鲁書社 二〇〇六年六月）の他にも散見している。当然、伝存品のほかに、新出もある。また出土後、すぐ行方不明になり、印譜集にもその影を見ないものもある。考古や新出土資料が発見しつつ、当時の研究条件や資料などによって、前人研究者はすでに論説したが、今まで公開した古い資料、ある種類の璽印にたいして、その説と認識は不完全で、現段階は新しく認識をする必要があると考える。一方、非正式考古で出土した資料は、往々にしてその地元の文物愛好者に宝蔵されて軽ろしく人に示さないが、これら資料を軽視できない。

本章は散見している古璽印と陶文印跡とともに廿三件を集め、璽印類と陶文印跡類を分けて論説する。その先学の説の不十分な箇所や誤りや未釈の文字などを補足訂正しながら、新見資料数点も公開する。それはおおよそ伝世文献と出土資料（非正式考古出土資料含め）である。執筆者の研究立場より論説した上で、得られた新知見を報告する。

## 第一章 燕国璽印の判別基準

はじめに

第一節 器形面における考察

(一)官璽 (二)私璽(含 吉語璽・凶形璽)

第二節 文字面における考察

一 燕国璽印固有の字形について

(一)文字類 (二)字形面の構成について

二 燕国璽印の印文内容について

(一)地名 (二)市名 (三)職官名 (四)複姓

第三節 国別未定の資料に見える燕璽

第四節 偽印及びその他

(一)燕国偽璽印 (二)燕国偽陶文 (三)その他

おわりに

はじめに

戦国時期の下限は、始皇帝が六国を統一した紀元前二二一年と認められているが、上限には、紀元前四八一年(『春秋』終年)、紀元前四七五年(周元王元年)、紀元前四六八年(周貞定王元年)、紀元前四〇三年(三家始封諸侯)など異なる説がある。<sup>1)</sup>したがって、戦国時代を歴史紀年の中からはっきり切り出すことができないので、本

論文では、戦国時期の上限の年を特定しない。

もともと中国の北に位置した戦国時代の燕国は、戦国七雄の一つとして、中国の歴史上に足跡を残したその独特の文化的特徴にこれまで多くの研究者が熱い視線をそそぎ、その文化を「燕文化」と称してきた。「燕文化」の重要な一分野である燕国璽印は数が多く盛観を呈している。周知のとおり、古璽印は文字を基礎として存在しているもので、古文字の重要な研究分野であり、印文字の内容には幅広い情報が含まれている。数多い燕国璽印からは、いろいろな情報を得ることができ、燕国の出土文献の不足を補うことができる。燕国文字に関する先学の研究成果は、燕国璽印の研究に豊かな土壌をつくり出している。そもそも、燕国璽印の器形は、同世代の他国と比べ、より統一性を持ち、他国に無い印鈕と器形が顕著であり、国別の判断を精密に行いうる利点がある。戦国璽印に特化した研究は、近現代のことながら、先学は素晴らしい研究成果をあげている。それら成果は燕璽の特徴を準確的に把握する上で、いい条件となっている。今日まで出版された印譜や古璽印の研究論文や書籍を広く見渡せば、関連する研究成果は種々あるが、一国の璽印を器形の特徴と文字の特徴を中心に研究し、断代標準を提示した論文はほとんどない。一方、考古学的新出資料がつつぎに現れていることから、数多い伝来の古璽印及び古陶文中より、燕国璽印・陶文・封泥を検出することが可能になると考えている。

古璽印における考察は、おおよそ印文字内容の特徴、文字構造の特徴及び印鈕の器形の特徴の三つの面が中心になると考える。本論

文では、燕国璽印の器形の特徴と文字面の特徴を中心に検討する。先学の研究成果や燕国にある銘文や新出土に関する文献などの資料を参照しながら論を展開し、燕国璽印の特徴を帰納する判別基準を提示し、さらにこの判別基準に基づき、伝存と新出の古璽印中から、燕国に属する璽印を新しく検出することを目指す（検出した燕国璽印を末尾に表示する）。その上で、提示した判別基準に基づいて、先学の研究結果を参照しつつ、燕国璽印を装った偽印を摘出する。

### 第一節 器形面における考察

器物の器形における考察は考古学上極めて重要である。器形面の考察を通して、器物の生まれる時代や国などの情報が判明する。そもそも器形には、器物が生まれ流通した時代の審美特徴が備わるからである。換言すれば、器物の時代的特徴は、すべて器形の特徴として表われる。「以形制為中心（形制を以て中心と為す）」<sup>2</sup>の器形面の考察は、古璽印が属する国を判断する際に重要である。したがって、標準器は不可欠である。燕国璽印は、地理的条件によって、著しい地域的特徴を持つているので、文字面と器形面の考察によって、標準器形を指定できると考える。本節は、燕国璽印を属性から官璽と私璽（吉語璽・凶形璽を含む）の二類に分け、各用途から代表的な器形を標準器として指定する。原則として、器形は出土品と伝世品を中心に、器物の形（鈕制）と寸法面の考察を通して、標準器を選定する。なお、本論文の燕国璽印標準器は、おおよそ故宮博物院

（北京）、上海博物館、浙江省博物館、蘇州博物館、湖南省博物館、天津博物館、香港中文大学文物館の蔵品から選定する。

#### (一)官璽

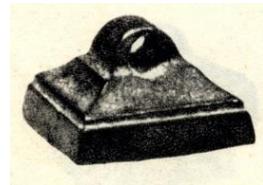
これまで燕国璽印であることが判明している燕国の官璽は、印面の形から分類すれば、おおよそ四角形の印面と長細形の印面の二類であり、印体の形（鈕制）から分類すれば、おおよそ壇形鼻鈕、柱形鼻鈕、瓦形鼻鈕の三類である。また材質から分類するならば、たいてい玉制と銅製の二類がある。周知のとおり、戦国璽印の材質は、銅・玉のほかにも金・銀・水晶・緑松石・獣骨（歯・角）・陶・琉璃<sup>3</sup>などの例もあるが、本論文は標準器の選定を最も重要とするので、より一般的である銅製の燕璽だけを対象とし、印面の形から分類する。なお、以下に「□形□鈕」と表記する「形」は印体の形を指し、「鈕」は印鈕を指す。

#### ①⑦四角形の印面で、鼻鈕の官璽

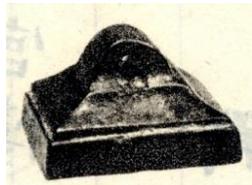


(官図) 壇形鼻鈕 通高：1.5cm 横：2.4cm 縦：2.4cm

(官图一) 壇形鼻鈕 通高：1.6cm 横：2.4cm 縦：2.4cm



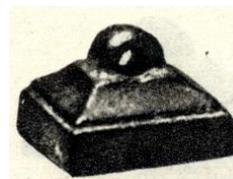
(官图三) 壇形鼻鈕 通高：1.5cm 横：2.4cm 縦：2.4cm



(官图四) 壇形鼻鈕 通高：1.5cm 横：2.4cm 縦：2.4cm



(官图五) 壇形鼻鈕 通高：1.5cm 横：2.1cm 縦：2.1cm



(官图六) 壇形鼻鈕 通高：1.5cm 横：2.3cm 縦：2.3cm



(官图七) 壇形鼻鈕 通高：1.6cm 横：2.4cm 縦：2.4cm



(官图八) 壇形鼻鈕 通高：1.5cm 横：2.3cm 縦：2.4cm



(官图九) 壇形鼻鈕 横：2.1cm 縦：2.1cm



(官图十) 壇形鼻鈕 通高：1.5cm 横：2.1cm 縦：2.1cm



(官图十一) 壇形鼻鈕 通高 1.7cm 横 2.2cm 縦 2.2cm



(官图十二) 壇形鼻鈕 通高 1.7cm 横 2.4cm 縦 2.4cm



(官图十三) 壇形鼻鈕 通高 1.4cm 横 2.3cm 縦 2.3cm







(官図廿) 覆斗形鼻鈕 通高：1.4cm 横：1.5cm 縦：1.5cm



(官図廿一) 覆斗形鼻鈕 横：1.6cm 縦：1.6cm



(官図廿二) 蟠螭鈕 通高：0.9cm 横：2.3cm 縦：2.5cm

右に列挙した燕璽(官図一～官図十九)は、印文は白文で、通高



(官図廿三) 瓦形鼻鈕 通高：1.8cm 横：4cm 縦：4cm



(官図廿四) 瓦形鼻鈕 通高：1.5cm 横：4.3cm 縦：4.3cm

を持つ統一性がある。他に、官璽である朱文小璽(官図廿～官図廿一)と朱文大璽(官図廿三～官図廿四)及び用途不明の長細形印面の瓦形双鼻鈕官印(官図廿五)がある。なお、「官図廿二」のような朱文官璽には、官璽における「田字格」の萌芽が見える。全体から見ると、燕国官璽には、壇形鼻鈕である白文官璽に、規律性がある一方、朱文官璽にはサイズや器形に規律性があまり見えない。

①④四角形の印面で、柱鈕中空の巨大官璽

は一・四～一・七cm、印面のサイズは一・九～二・四cmの間にあり、官図廿三～官図廿四の铸造官の朱文大璽を除いて、燕璽では印文の末に

「璽」字を加えない特徴がある。器形では、印台四周の側面から鼻鈕までの間に小さな凹面が見え、四角形の印面で壇形の鼻鈕である。これらの燕璽は同じ特徴



【日庚都萃車馬】齊成会有鄰館(京都)の蔵品で、印面の刻は比較的浅く、また鈕などからみて、特殊な用途に使われたものであろう。戦国の巨璽として著名で、山東省出土と伝えられている。<sup>4</sup>『金文分域編』に「山東通志に、光緒十八年濰県に出土し、王文敏 百十金を以て之を得。方二寸二分、辺は銅牆を作り、方筆筒の如し。筒内に数柱の其の間を横撐する有り。疑ふらくは古の鈐馬印か。其の筒は火を盛る所以なり。周季木は易州の出土と云ふ。」<sup>5</sup>の記載がある。出土地は、山東省濰県(今の濰坊市)と河北省の易州(今の易県)の両説がある。これほど巨大な璽印は珍しく、烙馬印との推測は研究者間の通説である。<sup>6</sup>燕国璽印及び戦国時代の璽印を検討する際に、言及しなければならない一つであろう。この器は、燕国にしか見えず、官方用の烙馬印として、文字面にも燕国文字の著しい特徴をもち、官璽の標準器を代表する一例である。

②長細形の印面で、鼻鈕と柄が付く官璽



(官図廿七) 柱形鼻鈕 通高：9.5cm 縦：5cm 横：1.3cm

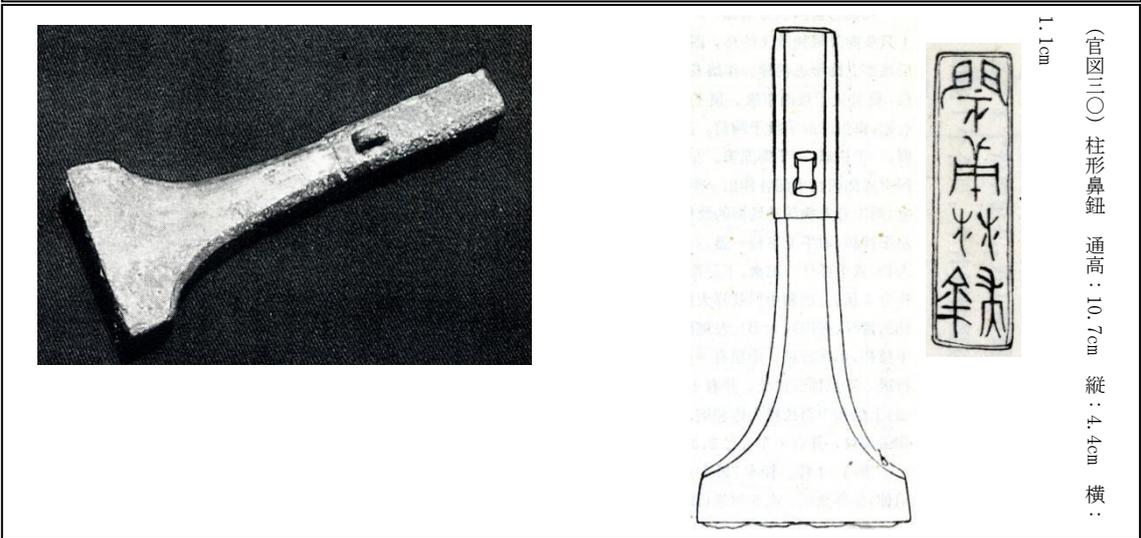


(官図廿八) 柱形鼻鈕 縦：4cm 横：1.3cm

材料はすべて銅で、長い柄(柱形印体)を備え、鼻鈕を印体の側に付け、陽文の長細形の印面をもつ一類の燕国璽印である。従来、研究者はこの一類の長細形璽印を「鐺」と呼んで燕国璽印の別名としてきた。しかし、執筆者は、「鐺」は柄の付いたこれら長細形璽印の名ではないことを明らかにした(詳細は本論文の第二章参照)。すなわち、燕国では陶器の一種を「燕陶鐺」という。長細形印面で柄付きのこの燕国璽印は「燕陶鐺」のために生まれた専用の璽印の一種である。今まで、出土した古璽印中には、戦国時代の他国に類似する長細形璽印の存在がない。「鐺」字が付いている璽印は、ただ陽文だけであり、戦国時代の燕国にしかない存在である。長細形の他に四角形の陰文も存在しない。また、銅以外の材料を使ったものも一切ない。なお、文字には、合文<sup>7</sup>と飾り筆画(官図廿八、官図三〇)を使った例がある。燕国の長細形璽印は、総合的に見れば、低層の陶器製造機関と官位が低い監造官の用印であり、他の官事活動には



(官図廿九) 柱形鼻鈕 通高：9.9cm  
縦：6.4cm 横：1.3cm



(官図三〇) 柱形鼻鈕 通高：10.7cm 縦：4.4cm 横：1.1cm

使わない。普通の工匠用印（工匠名印）を除いて、この柄付きの銅製で陽文である燕国特有の長細形璽印は、量器の「燕陶端」のために生まれて来た専用印である。官印に属してはいるが、一般的な官印とは区別があり、低層の製造類官の用印である。管見では、現存するこの一類の燕国璽印は、伝来品と出土品を合わせて十七点があり、<sup>8</sup>燕国に特有の官方用璽印の一種類として、参考に値する。

以上の官璽より、燕国の官璽（職官用璽を含む）の全貌がほぼ見える。四角形の白文官璽には規範性があり、鈕制や印文の行文格式（…都十職官名）にいたるまで統一性がある。一方、朱文官璽は、鈕制から印文まで規範性が見えないうえ、「官図廿七」官図廿一」のような私璽と類似する小さい官璽のほかにも、「官図廿六」のような大きい官璽もある。すなわち、戦国時代の燕国には、白文壇形鼻鈕を中心とする璽印制度があることが明らかである。なお、「官図廿六」官図三〇」により、特別な器形の特徴を持つ璽印には、特別な用途があったことも判断できる。

## (二) 私璽

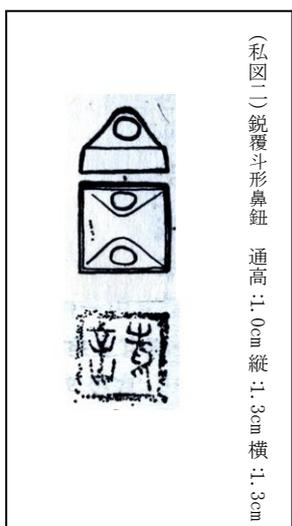
以下に列举する各図のとおり、燕国の私璽は官璽に比べて、器形にあまり規範性が見えないものの、基本的には四角形、半通形、円形の三類がある。ただし、私図五

七〇私図六二のような異形の私璽もある。また文字面（文字構造と印文内容構成）には著しい特徴が見られる。文字構造面には、常に鳥形書を取り入れたり、ある文字の筆画を変形したりして、裝飾傾向が強く現われている。そして、燕国私璽に見られる一部の「姓」（私図二・私図七・私図八・私図十二・私図十五・私図三四参照）と「姓十生十名」（私図五・私図四六〇私図四八）の行文格式の特徴は同時代の他国よりも強い。なお、一部の単字璽も同時代の他国に見ない文字構造である（私図五五・私図五七参照）。本節では印面の形により、四角形私璽・半通形私璽・円形私璽・異形私璽の四類に分けて検討したい。なお、吉語璽と凶案璽も私璽類に入れるが、これらは別に検討する。

①四角形私璽



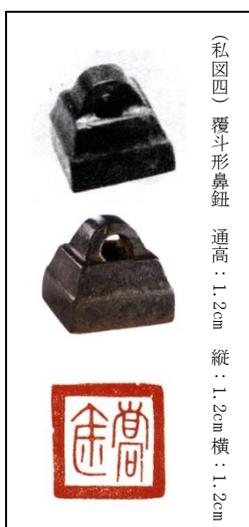
(私図一) 壇形鼻鈕 縦：1.5cm 横：1.5cm



(私図二) 鋭覆斗形鼻鈕 通高：1.0cm 縦：1.3cm 横：1.3cm



(私図三) 壇形鼻鈕 通高：0.9cm 縦：1.3cm 横：1.3cm



(私図四) 覆斗形鼻鈕 通高：1.2cm 縦：1.2cm 横：1.2cm

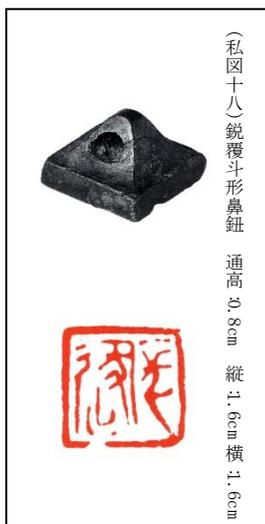
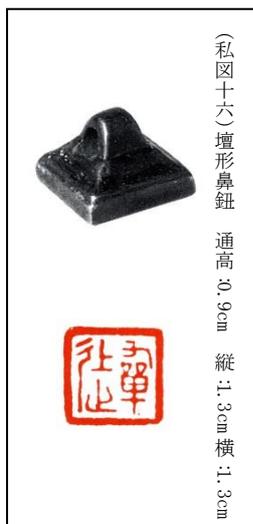


(私図五) 覆斗形鼻鈕 通高：1.9cm 縦：1.6cm 横：1.6cm



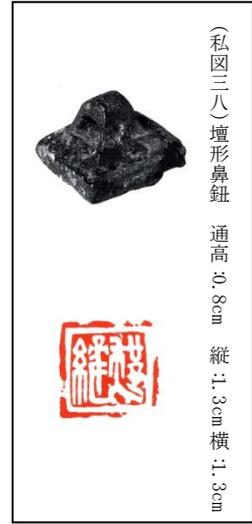
(私図六) 穿帯鈕 通高：0.5cm 縦：1.1cm 横：1.1cm











前掲の燕国四角形私璽四四顆中には、朱文廿六顆、白文十八顆が見られる。印台の形によれば、おおよそ覆斗形鼻鈕・鋭覆斗形鼻鈕（この一群の璽印の器形には咎鈕。や鼻鈕や覆斗などと呼ばれる独自の形がある。鼻鈕は、覆斗形の鼻鈕の鈕制と区別がある。いま覆斗形鼻鈕と明確に区別するために、鋭覆斗形鼻鈕と名付ける。）・壇

形鼻鈕・穿帯鈕の四種が見える。

四角形の戦国私璽の伝世品は数が多いが、器形には規範性や統一性が無い。これは持ち主の趣向による随意性が強いからであろう。印鈕の器形は、種々多様であるのは、燕系の四角形私璽だけではなく、同時代の他国の私璽の鈕制も同じであるので、器形からの分類は研究上困難である。私璽の国別を判断するには、印文の字形を参照しなければならない。前掲の燕国四角形私璽によれば、ある印鈕の形が官璽の器形の特徴を取り入れ、私璽に転用していることがわかる(私図七・私図十一・私図十六・私図廿五参照)。文字の面では、白文と朱文両方ともに鳥形文字の用例がある。また、朱文には見ないが、白文には横日字格の運用例(私図四二・私図四三)が見える。例は少ないものの秦代に流行する横日字格の萌芽が戦国時代に見られることが明らかである。また、本論文に例を挙げてないが、『古璽彙編』(番号…三八七八及び三八七九)のように、左朱文右白文の燕国私璽もある。

②半通形私璽





(私図五〇) 半通形鼻鈕 縦：2.1cm 横：1.1cm



(私図五一) 半通形鼻鈕 縦：1.6cm 横：9.5cm



(私図五二) 半通形鼻鈕 縦：1.75cm 横：0.8cm

四角形璽印の半分ほどを占める燕国私璽の印体は、器形と鈕制に著しい特徴を持つ。秦系璽印の中に、類似の器形と鈕制の官璽が数多く存在しているが、璽文の文字風格が異なり、両者の別はわかりやすい。燕国の半通形私璽の印文構成格式である「姓+生+名」は他国に見ない。また朱文を中心とする存在である。そして半通形鼻

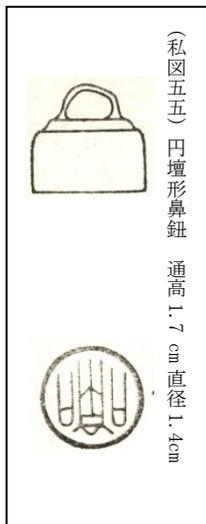
鈕璽印は私璽にだけあって官璽に例を見ない。  
③ 円形私璽



(私図五三) 円壇形鼻鈕 通高1.3cm 直径1.3cm



(私図五四) 円壇形鼻鈕 通高：1.5cm 直径：2cm



(私図五五) 円壇形鼻鈕 通高1.7cm 直径1.4cm



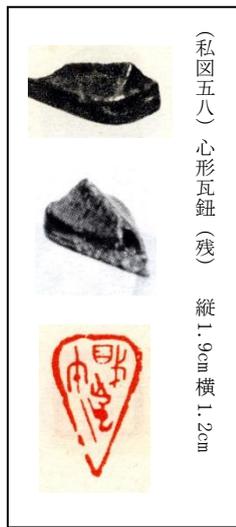
(私図五六) 円壇形鼻鈕 通高：1.7cm 直径1.3cm

円形印面の鼻鈕の私璽は、同時代の他国にも常見するが、大きい円形私璽は見ない。本節には代表的な朱文の円形私璽だけを例として出したが、白文円形私璽も存在する。器形からの国別の判断は困難であるので、文字面の特徴から判断する。前掲の「私図五五」の単字璽の文字及び「私図五六」に見る姓氏は燕国円形私璽に頻出する。

#### ④異形私璽



(私図五七) 八角壇形鼻鈕 通高：1.3cm 直径：1.4cm



(私図五八) 心形瓦鈕(残) 縦1.9cm横1.2cm



(私図五九) 半月形鼻鈕 通高1.6cm 縦2.2cm 横1.2cm



(私図六〇) 縦：1.8cm 横：0.8cm



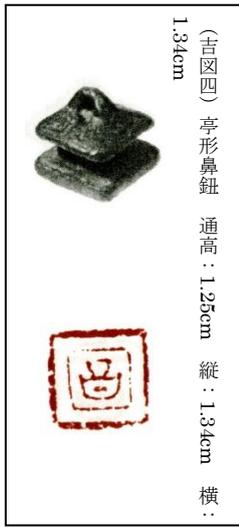
(私図六一) 觿鈕 縦：2.4cm 横：0.8cm



(私図六二) 觿鈕 縦：2.6cm 横：0.85cm

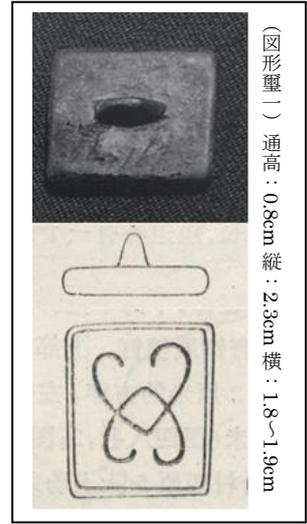
燕国私璽には、私璽①に掲げた四角形、②の半通形、③の円形の他にも、ここに掲げるとおり印体、印鈕、印面には様々な形がある。うち「私図五八・私図五九」の形は同時代の他国に例を見ない。様々な異形私璽印鈕、印体、印面はその多様性から国別の判別基準とすることが難しいので、印文の文字構造及び特有の姓氏から分類しなければならぬ。

⑤ 吉語璽



元の吾丘衍『学古編』第廿九挙に「正面に字を刻するは、秦氏璽の如きも、而れども印すべからず、印すれば則ち字は皆な反なり。古人之を以て信を表わし、字の反を問わず。淳朴なること之の如し。」出典明示とある。吉語璽にも印鈕と印体の形が幾種類もあるので、器形から分類することは困難であり、文字構造面より区別する必要がある。燕国の吉語璽には「昌」字が頻出し、その文字構造にも特徴がある。資料によれば、燕国吉語璽には単字璽から四字璽まであるが、五字以上のものをまだ見ない。

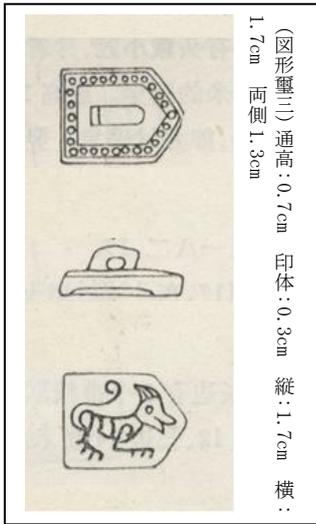
⑥ 凶形璽



(図形璽一) 通高：0.8cm 縦：2.3cm 横：1.8~1.9cm



(図形璽二) 通高：0.8cm 縦：1.5~1.6cm 横：1.5cm



(図形璽三) 通高：0.7cm 印体：0.3cm 縦：1.7cm 横：1.7cm 両側 1.3cm

資料によれば、図形璽は戦国時代以前にすでに現われ、戦国時代には璽印の分類として、同世代の官印、私印、吉語印と共存していたことがわかる。用途が不明瞭であるこれら図形璽には、陰文と陽文がある。また印鈕の造形と印面の紋様には様々あり、特定の地域的特徴と紋様の特徴に代表性がないので、図形璽自身の特徴によって、国別を判断するのは難しい。出土時期や出土地の詳しい情報がわからない一部の図形璽、特に伝来の一部図形璽に対する研究の現状は、ただ印鈕と印面の図案を参考にしながら、おおよその年代を判断する段階に止まっており、国別の判断ができていない。管見では、図形璽の伝世品中、国別を明確に判断できる例はない。したがって、印鈕あるいは印面の紋様だけで国別を判断することは更に難しいであろう。本論文では、燕下都において採集した三顆の図形璽を例として挙げる。燕国図形璽の研究に有用と考える。

前掲の三顆の図形璽は、全て『燕下都』所載である。「図形璽一」は、河北省易県西斗城村で採集したもので、ほぼ扁平の長方形で、印鈕の付く面は、素面で紋様がなく、中央に半周形の印鈕が付く。印面は四周に枠があり、鑄造の陽文図案( ) が見える。「図形璽二」は河北省易県北董村で採集したものである。印面はほぼ梯形で、印鈕が付く面は、素面で紋様がなく、中央に橋形の印鈕が付いている。印面は四周に枠が付き、印文は鑄造である。「図形璽三」は、河北省易県井庄村で採集したもので、印面は盾牌形で枠が付き、印文は鑄造の動物図である。印鈕は半円形で、周りに凸面の円点紋様の飾りがあり、紋様の内側と外側には細い陰文の線が見られる。

図形璽はわずか前掲の三顆ながら、幾何図案と動物図案の様相が見られる。

本節では、器形の特徴を中心に検討し、燕国璽印の標準器形として官璽三〇顆、私璽七一顆（吉語璽と図形璽含め）を例示した。燕国官璽は壇形鼻鈕白文官璽（官図一〇）が主要器形であり、他に朱文小官璽（官図廿一）とサイズが大きい中空柱鈕官璽（官図廿六）及び柱形鼻鈕官璽（官図廿七）がある。特別な器形の特徴を持つ璽印には、特別な用途があることも判断できる。そして、壇形鼻鈕白文官璽に「璽」字が付く用例がなく、印文の行文形式は「都十職官名」以外にないことも判る。「璽」字を印文の末に加える用例は、僅かに製造職官類用璽にだけ見られる特徴である。ただし、用例の数は少ない。また、官図廿三のような朱文官璽もあり、官璽に「田字格」の萌芽も見える。一方、燕国私璽の鈕制や文字構造面には著しい地域的な特徴があるほか、私璽の印文の「姓十生十名」の行文形式の特徴と鳥形文字の運用例も、燕国私璽の顕著な特徴である。

## 第二節 文字面における考察

社会の動乱期である戦国時代を、東漢の許慎『説文解字』叙に「諸侯力政し、王に統べられず、礼楽の己を害するを悪みて、皆な其の典籍を去る。分かれて七国と為り、田疇は畝を異にし、車塗は軌を異にし、律令は法を異にし、衣冠は制を異にし、言語は声を異にし、

文字は形を異にす。」と述べている。この許慎の「文字異形」観念の影響を受けた戦国時代古文字分類の代表的な説には、次の諸家がある。王国維氏は地域から戦国文字を東土、西土と二つの文字類系に分けている。<sup>10</sup>唐蘭氏には秦系文字と東方六国文字に分ける説がある。<sup>11</sup>李学勤氏は『戦国題銘概述』<sup>12</sup>において「齐国・燕国・三晋・两周・楚国・秦国」題銘の六者に分けている。何琳儀氏には戦国古文字を五系「齐・燕・晋・楚・秦」とする説があり、近年の戦国古文字の研究は、たいていこの分類に従って行われている。その代表的な研究に趙学清氏の『戦国東方五国文字構形系統研究』<sup>13</sup>、孫剛氏の『齐文字編』<sup>14</sup>、劉杉徽氏・劉長武氏の『楚系金文彙編』<sup>15</sup>、王愛民氏の『燕文字編』<sup>16</sup>、湯志彪氏の『三晋文字編』<sup>17</sup>、周波氏の博士論文『戦国時代各系文字間の用字差異現象研究』<sup>18</sup>などがある。文字は璽印の国別を判断する際に、重要な要素である。燕国璽印の判断標準を提示することを目的とする本論文では、先学の戦国文字研究におけるこれら分類法を参考に、五系「齐・燕・晋・楚・秦」分類法を採用する。

### 一 燕国璽印固有の字形について

戦国時代の燕国は、現在の中国北部に位置した。その領域については、「薊は、南は齐、趙に通ず。勃・碣の間の一都会なり。」（『漢書』地理志下）、「夫れ燕も亦た勃・碣の間の一都会なり。南は齐、趙に通じ、東北は胡に辺り、上谷より遼東に至るまで、地は踔遠、

人民は希れにして、数しば寇を被る。大いに趙・代の俗と相い類す。而れども民は雕悍少慮す。」(『史記』貨殖列伝)、「燕は東に朝鮮・遼東有り、北に林胡・楼煩有り、西に雲中・九原有り、南に呼沱・易水有り。地、方二千余里……」(『戦国策』燕策、蘇秦將為従)と見える。うち『戦国策』燕策、蘇秦將為従』の記載については、繆文遠氏が「此処の燕国の領地に関する記載には誤りが多い。朝鮮・林胡・楼煩は燕国には属していない。雲中・九原は趙国の領地に属し

ている。燕地は北は東胡と接して、西は趙国と界する。南は中山国と隣接している。東は斉国と境を接する。」<sup>1)</sup>と論じている。燕国の領地はおおよそ「今の河北省の北部と遼寧大半が含まれて、西北部と北部はそれぞれ山西省と内モンゴル自治区の片隅を含んでいる。また東は、朝鮮国の一部に嵌入していた。最初は都を薊(北京)に建てたが、昭王時代から都を武陽(河北省易県)に定めた。」<sup>2)</sup>この燕国の文字は著しく地域的な特徴を有している。すなわち、先学が

No	文字	燕国璽印特殊文字字形表一
15	市	市
14	忠	忠
13	申	申
12	中	中
11	都	都
10	端	端
9	左	左
8	孫	孫
7	喜	喜
6	張	張
5	長	長
4	公	公
3	都	都
2	馬	馬
1	受	受
31	年	年
30	師	師
29	肖	肖
28	登	登
27	良	良
26	信	信
25	朝	朝
24	得	得
23	單	單
22	章	章
21	辛	辛
20	器	器
19	辛	辛
18	器	器
17	年	年

釈読した璽印文字中には、周知の「馬」「市」「都」字などのように、同時代の他国と異なり燕国にしか存在しない文字構造（字形）、或いは偏旁がある。

本節では『古璽彙編』<sup>21</sup>及び『古陶文彙編』<sup>22</sup>を中心に、これら燕国にしか見えない璽印と陶文印跡文字を摘出する。これら摘出した文字は燕国文字の代表的文字構造（字形）である。この一群の代表的燕国文字を集めて、文字面から燕国璽印の判別基準を提示する。以下ではまず燕国璽印の文字面を中心に、文字構造及び内容と印文の排列の特徴について検討したい。

#### (一) 文字類（燕国璽印特殊文字字形表一参照）

①受：「」『古璽彙編』（番号：一一三一一と二七九九及び三二七四）に印影が見える。『説文解字』は「」の文字構造である。呉振武氏は「受」字<sup>23</sup>と釈読する。何琳儀氏<sup>24</sup>・湯餘惠氏<sup>25</sup>・王愛民氏<sup>26</sup>・王寧氏<sup>27</sup>も呉氏の説に従って「受」字と読む。「受」字「」の文字構造は燕国にしか見えない。

②馬：「馬」字は「」『古璽彙編』番号：〇〇四九〇〇六一と三八六六と一五〇四）の他に「」「」<sup>28</sup>『古璽彙編』番号：一一三三七、三八八六、四一一八、〇八四六、五四九〇）の文字構造も見られる。「」の文字構造は燕国官璽私璽に多く見える一方、「」「」の文字構造はただ私璽に偏旁として用いられるだけである。

③齊：「」部を「齊」部の下部に移してでき

上がった「」字の文字構造は、燕国特有な形である。本来は左右結構である文字を上下結構に変える偏旁異動の例である（『古璽彙編』番号：一五九八〇一六〇〇及び五五八二参照）。しかし、官璽にこの用例はなく、私璽にだけ人名用字として頻出する。

④公：『説文解字』は「」の文字構造で、「八」と「ム」に従う文字である。燕国璽印に見る「公」字には白文と朱文の両方があり、「ム」部の中央に一つの点或は短い横画の飾り筆画を入れる特徴がある。「公」字は私璽に複姓「公孫」に現われる用例が多い。中には、鳥形文字の用例もある。なお、燕国の隣国「斉国」の文字中にたまたまこの「公」字に類似する文字構造の用例が見えるのは、燕国の影響と考える。

⑤長：『説文解字』に小篆「」、古文「」「」の文字構造が見える。燕璽に頻出する「長」字の右払いに飾り筆画を使用する特徴がある。そして、「」のように、鳥形文字及び太い筆画を変えた文字構造例も見える一方、「」「」のように、日常習慣を越えて、左に向く文字構造の用例もある。

⑥張：前述の「長」字の特徴は、「張」字にも見える。また、「張」字には鳥形文字の使用があるのも特徴の一つである。

⑦喜：『説文解字』に「」、楽なり。壹に从ひ口に从ふ。凡そ喜の属は、皆な喜に从ふ。（虚里の切）。古文の喜は「」。欠に从ふ。歛と同じ。」と見える。「燕王喜」兵器銘文によって、「喜」の文字構造は『古璽彙編』（番号：〇三九五、〇三九六）の「喜」字と同形であることが判る。官璽に用例がなく、私璽に人名用字とし

て使われる特徴がある。

⑧孫：『説文解字』に「孫、子の子を孫と曰ふ。子に从ひ系に从ふ。

続なり。(思魂の切)」と見える。燕国璽印には「孫」字は複姓の「公孫」の用例で頻出する。そして、左に「系」、右に「子」の文字構造に特徴がある。<sup>29</sup>

⑨左：『説文解字』は「左」の文字構造である。前掲の「燕国璽印特殊文字字形表一⑨」に見る「左」(左)字の文字構造は璽印や陶文印跡に頻出するが、特に燕国四角形白文官璽には他の文字構造が見えないという特徴がある。

⑩端：『康熙字典』に「端は廣韻・集韻並びに多官の切、音端。玉篇鑽なり。揚子方言鑽は之を端と謂ふ。⑩音端」と見える。何琳儀氏は「端」と釈読して、「瑞」と読んで以降、研究者は何氏の説に従ってほとんど異説がない。<sup>30</sup>「端」字の小篆字形は『説文解字』にない。また徐国の祭器の「徐王義楚祭端」及び燕国長細形璽印(いずれも陽文)と長細形陶文印跡にだけ見え、これ以外は、同時代の他国に「端」字の付いている器物が一切ない。今の学界には、一つは、「端」が燕国の柄が付く長細形璽印を指すとする説、もう一つは、「端」が酒器の一種であるとするとする説が併存するが、燕国のこの「端」字について、執筆者に別説がある(詳細は本論文第二章参照)。すなわち「端」は燕国の長細形璽印の名前ではなく、燕国の陶器(量器)の一種であり、「端」字が付く燕国の長細形璽印は、璽印自体の名ではない、すなわち「端」は長細形璽印を鈴印する対象の器物を指す名である。

⑪都：『説文解字』に「都、先君の旧宗廟有るを都と曰ふ。邑に从

ひ者の声。周礼に国を距つること五百里を都と為すと。(当孤の切)」と見える。該当文字について、朱德熙氏は「都」、<sup>31</sup>何琳儀氏は「郛」と釈読して、「都」の異文と主張する。<sup>32</sup>「都」については、支持する研究者が多い。趙平安氏は『論燕国文字中的所謂(都)当为(郛)(郛)字』<sup>33</sup>の論文において、「都」は即ち「郛(郛)」字、郛と等級であると指摘している。「都」字は燕国の官璽に頻出し、「都」字が付く官璽の「地名十都十職官名」の行文格式に帰納できる(『古璽彙編』番号：〇〇一〇〇〇一八参照)。「都」字の文字構造は特別で、同時代の他国に見ない。また官璽に頻出するが、私璽には用例がない。

⑫中：『説文解字』に「中、内なり。ローに从ふ、上下に通ずるなり。(陟弓の切)。「中」は古文の中。「中」は籀文の中。」と見える。「中」字について、裘錫圭氏<sup>34</sup>が初めて「中」と釈読した。その後、異説もあるが、<sup>35</sup>裘氏の説を支持する研究者が多い。

⑬申：『説文解字』にない文字である。燕国の「中」字は「申」「申」のような構造であるので、「申」字は「申」の文字構造であることがわかる(『古璽彙編』番号：三四九六及び『古陶文彙編』番号：四・二〇参照)。

⑭忠：『説文解字』に「忠、敬なり。心に从ひ中(中)の聲。(陟弓の切)。」と見える。前出の「中」(中)「申」字によって、「忠」字は「忠」字であると判断できる。『古璽彙編』に一例(番号：三四六三)しかなく、同時代の他国に見ない文字構造である。

⑮市：戦国時代の「市」字について、裘錫圭氏は『考古学報』（一九八〇年第三期）に「戦国文字中的〈市〉」<sup>36</sup>という論文を発表している。異説が無く、どの研究者も裘氏の説に従っているのが現状である。燕国の「市」字は、官璽や私璽の人名及び陶文印跡に頻出する独特の文字構造であり、同時代の他国の「市」字とは異なる文字構造の好例である。

⑯年：璽印の印文に用例を見ないが、燕国陶文印跡に頻出する文字である。上は「禾」下は「土」の独特の文字構造は、同時代の他国に見えない形である。

⑰器：『説文解字』に「器」、皿なり。器の口を象る。犬は之を守る所以なり。（去翼の切）<sup>37</sup>と見える。陶文印跡にある「器」字は、同国の銅器銘文にも「器」<sup>37</sup>の文字構造が見える。周曉陸氏は該当文字を「罌」、<sup>38</sup>湯餘惠氏、<sup>39</sup>徐谷甫・王延林氏、<sup>40</sup>何琳儀氏<sup>41</sup>は「器」、高明・葛英会氏は「哭」<sup>42</sup>と釈読する。なお、釈読を保留する研究者の他に、「器」字と釈読する学者もいる。<sup>43</sup>燕国文字の「器」<sup>44</sup>は「器」部は独特の偏旁構造を有するので、執筆者は何琳儀氏の説に従って「器」字と読む。<sup>44</sup>璽印文字に「器」字の用例を見ないが、長細形陶文印跡に頻出する特徴がある。

⑱辛：『説文解字』に「辛」<sup>45</sup>の小篆構造が見える。『古璽彙編』（番号：一二四八）に載せる「辛」<sup>46</sup>（辛）字の用例から見れば、一番下の横線の右は下に垂れる特徴があることが分かる。

⑲章：『説文解字』に「章」<sup>47</sup>の小篆構造が見える。燕国璽印に見る「章」字は、前掲の「辛」字の文字構造と同様、一番下にある横

線の右部は下に垂れるのが特徴である。

⑳單：『説文解字』に「單」<sup>48</sup>の小篆構造が見える。燕国璽印中に「單」字の文字構造は二つある。一つは「單」<sup>49</sup>で、一番下にある横線の右部は下に垂れる特徴がある。また一つは「單」<sup>50</sup>である。なお「單」字の上部にある「卩」を「V」の形にする特徴がある。

㉑得：『説文解字』に「得」<sup>51</sup>、行きて得る所有るなり。彳に从、寸の声（多則の切）。「得」は古文、彳を省く。と見える。燕国璽印に見る「得」字は「得」<sup>52</sup>部に従って、「寸」部を「寸」<sup>53</sup>にする特徴がある。

㉒刺：前出の「得」字によれば、「寸」部は独特の「寸」<sup>54</sup>の文字構造であることが判る。「刺」字の「寸」部にも同じ特徴が備わっている。『戦国璽印分域編』に燕国璽印の番号（「刺」<sup>55</sup>）二九五）及び「刺」<sup>56</sup>（三八五）が見える。<sup>45</sup>また、陶文にも「刺」字の用例が見える。<sup>46</sup>

㉓信：『説文解字』に「信」<sup>57</sup>、誠なり。人から言に从ふ。会意。（息晋の切）。「信」は古文、言の省に从ふ。「信」<sup>58</sup>は古文の信。と見える。「信」字は「人」と「言」に従う文字であるが、燕国璽印の「信」字では人偏のかわりに弓偏を用いる特徴がある。逆に、弓偏のかわりに人偏を用いる例は見ない。<sup>47</sup>

㉔良：『説文解字』に「良」<sup>59</sup>、善なり。富の省に从ひ亡の声。（徐鍇曰く、良は甚なり。故に富に从ふ。呂張の切）「良」は古文の良。「良」も亦た古文の良。と見える。燕国璽印文字の「良」字には「良」<sup>60</sup>の文字構造があり、同時代の他国に

見ない。

②⑤登：『説文解字』に「**登**」、車に上るなり。**登**豆に从ひ、登車の形に象る。(都滕の切)。**登**は籀文の登、収に从ふ。」と見える。当該字について、高明氏<sup>48</sup>・王恩田氏<sup>49</sup>は「**癸**」と釈読するが、何琳儀氏<sup>50</sup>・王愛民氏<sup>51</sup>は「**登**」字と釈読する。「**癸**」字は燕国璽印に「」(『古璽彙編』番号：三九八八)の文字構造が見え、燕国璽印の「**壹**(鼓)」(『古璽彙編』番号：〇三六八【中軍】**壹**(鼓)車)及び兵器の「**燕王喜戈**」と「**燕王喜矛**」の銘文にある「**喜**」<sup>52</sup>字を参照した上で、「**登**」字説が正しいと判断する。独特な文字構造で、同時代の他国に見ない。私璽に用例が頻出する特徴がある(『古璽彙編』番号：三八四八、五三二七及び『古陶文彙編』番号：四・九一参照)。

②⑥肖：『説文解字』に「**肖**」、骨肉相似るなり。肉に从ふ小の声。其の先に似ず、故に不肖と曰ふなり。(私妙の切)。」と見える。燕国璽印に見る「**肖**」字は「**少**」「**月**」に従って、同時代の他国に見ない文字構造である(『璽印彙編』番号：四一三〇〜四一三九参照)。管見によれば、燕国のこの「**肖**」字の用例は全て私璽に姓として用いられる特徴がある。

②⑦師：『説文解字』に「**師**」、二千五百人を師と為す。巾に从ひ自に从ふ。自 四巾するは、衆き意なり。(疎夷の切)。**𠄎**は古文の師。」と見える。燕国官璽印に見る「**師**」字は「**鑄師**」の言葉で出る特徴があり、また同時代の他国と異なる文字構造が見られる。<sup>53</sup>

②⑧…燕国璽印と陶文印跡に頻出する文字である。釈読は研究者の

間に「**節**(卩)」「**氏**」「**ク**」「**勺**(伏・符)」「**人**」「**匕**」の諸説がある。今のところ執筆者は釈読を保留するが、動詞(製造類動詞)に限定されると考えている。<sup>54</sup>当該文字は特別な存在で、同時代の他国に見ない(詳細は本論文の第四章参照)。

②⑨…璽印に見えないが、燕国長細形陶文印跡に頻出する文字である。「」字の直後に「**器**」の文字と一緒に「**器**」の熟語で出現する特徴がある。執筆者はこの「**器**」を「**正器**」と釈読している。今までの出土資料によれば、「」字が燕国長細形陶文印跡の他に用例を見ないので、燕国の極めて代表的な文字構造の一つである。<sup>55</sup>

③⑩…当該文字にはおおよそ「」「」「」「」「」「」「」「」「」の形が見られ、構造面にわずかな差がある。文字構造の部品中に鳥形文字の用例も見える(『古璽彙編』番号：二七九九、二八一、二八一七参照)。私璽(姓名印)に頻出するが、官印には見えない。『古璽彙編』では未釈字とし、釈読は研究者間に「**韓**」<sup>56</sup>「**孝**」<sup>57</sup>「**南**」<sup>58</sup>「**南郭**」<sup>59</sup>「**考**」<sup>60</sup>「**崢**」<sup>61</sup>「**章**」<sup>62</sup>「**南**」<sup>63</sup>「**軼**」<sup>64</sup>「**李**」<sup>65</sup>「**索**」<sup>66</sup>などの諸説がある。私印の冒頭字に使われているので、人名の姓として考えて間違いないが、現在の資料範囲では、釈読しがたい。文字構造面から見れば、同時代の他国に見ない形で、特別な存在として、燕国璽印の文字面における判定基準の好例の一つである。

③⑪…当該文字は『古璽彙編』(番号：五四三五、三四八四)に未釈文字として印文二件を収録している。何琳儀氏<sup>67</sup>・莊新興氏

68・湯餘惠氏<sup>69</sup>及び高明・涂白奎氏<sup>70</sup>は「鬻」と釈読している。また河北省易県燕下都遺跡郎井村で採集した同印文の璽印一件がある。71三件の「𠄎」字の璽印はともに単字印で、文字構造でも同時代の他国に例を見ないことから、燕国にしかない特別な存在と見なされる。

(二) 偏旁部首類 (燕国璽印特殊文字字形表二参照)

③2 刀部：『説文解字』に「刀、兵なり。象形。凡そ刀の属は皆な刀に从ふ。(都牢の切)」と見える。燕国文字の刀部は「𠄎」の文字構造で、一般に文字の左偏に位置する特徴がある。文字構造は

燕国璽印特殊文字字形表二 (偏旁部首類)		偏旁部首		例 字	
32	刀部	𠄎		𠄎	𠄎
33	寸部	𠄎		𠄎	𠄎
34	言部	𠄎		𠄎	𠄎
35	邑部	𠄎		𠄎	𠄎
36	广部	𠄎		𠄎	𠄎
37	戈部	𠄎		𠄎	𠄎
38	虎部	𠄎		𠄎	𠄎
39	彡部	𠄎		𠄎	𠄎
40	頁部	𠄎		𠄎	𠄎
41	至部	𠄎		𠄎	𠄎
42	刀部	𠄎		𠄎	𠄎

燕国兵器・陶文にも同じ形と特徴が見える。<sup>72</sup>

③3 寸部：前掲の「①得」と「②割」字のとおり、「寸」部は同じく「𠄎」の形に作る。「寸」部のこの文字構造は文字構造面で国別を判別する根拠の一つになると考える。

③4 言部：『説文解字』に「言、直言を言と曰ひ、論難を語と曰ふ。口に从ふ平の声。凡そ言の属は皆な言に从ふ。(語軒の切)」と見える。莊新興氏は、「言字の上部の点を短い縦線にするのが燕国言

字の特徴である。」と指摘する。<sup>73</sup>

③5 邑部：前掲の「①都」字に見たとおり、「邑」部の構造には独特の特徴があり、偏旁面における代表的な形体がある。

③6 广部：『説文解字』では「广」の文字構造である。燕国璽印に見る「广」部の「广」部の左払いの末筆を左に折る特徴は他国に見ない。<sup>74</sup>ただし、燕国陶文印跡に「疾」字の「广」部の左払いの末筆を左に折らずに直下させるものもある。<sup>75</sup>

③7 戈部：『説文解字』に「大、平頭の戟なり。弋に从ひ、一は之を横にす。象形。凡そ戈の属は、皆な戈に从ふ。(古禾の切)」と見える。「戈」部で組み合わせさせた燕国の一群文字には同じ「弋」の文字構造が見える。この戈偏の文字構造は同時代の他国に見ない。

③8 虎部：『説文解字』に「𠄎」の文字構造が見える。『古璽彙編』に収める「𠄎」<sup>76</sup> (番号：〇三六五)、「𠄎」<sup>77</sup> (番号：二七四六)、「𠄎」<sup>78</sup> (番号：三〇五七)、「𠄎」<sup>79</sup> (番号：三四四七)、「𠄎」 (番号：三四七八) の各字から燕国文字の「虎」部の構造的特徴が分かる。なお、兵器と貨幣銘文にも用例が見え

る。燕国の「虍」部は同時代の他国と異なる文字構造をもつ。

③9 牙部：『説文解字』は「𪔐」の文字構造である。燕国璽印に「犬」偏の「𪔐」の形が見られる。構成においては戦国文字の中に他国に見えない独特な存在と見なしよう。

④0 頁部：『説文解字』の小篆の文字構造は「𪔐」である。燕国璽印に見える「頁」字は末画に飾り筆画を用いる特徴がある。

④1 至部：『説文解字』に「𪔐」、鳥飛びて高きより下りて地に至るなり。一に从ふ。一は猶ほ地のごときなり。象形。上去せずして下に至るは、来るなり。凡そ至の属は、皆な至に从ふ。（脂利の切）。

𪔐は古文の至。」と見える。璽印及び陶文印跡に見える「至」部に属する文字には、均しく「𪔐」の構造が見える（『古璽彙編』番号：〇〇一五、〇〇〇三、一五〇六、二八三八参照）。この構造は同時代の他国と異なる。

④2 𪔐部：当該文字は燕国文字構造の部品（偏旁）である。湯餘惠氏の論文「略論戦国文字形体研究中的幾個問題」<sup>80</sup>に「𪔐」字を「隹」と読んでいる。管見では当該部品が組み合わさってできた文字に次の二つがある。① 𪔐：何琳儀氏<sup>81</sup>・餘惠氏<sup>82</sup>・陳光田氏<sup>83</sup>は「隹」と読む。用例の『古璽彙編』（番号：二八〇七、二八三二、二五一〇）中の「二八〇七」と「二八三二」は同文印で同じく陽文であることが分かる。② 𪔐：羅福頤氏<sup>84</sup>は「紉」と読むが、『説文解字』に見えない文字構造である。『古璽彙編』（番号：〇八八〇、三五六八、三九五七）に用例が見える。『中国書法全集』

（第九二卷 先秦璽印卷）、<sup>85</sup>『天津市芸術博物館蔵古璽印選』<sup>86</sup>

には「維」、『天津博物館蔵璽印』<sup>87</sup>には「紉」と読んでいる。「隹」と読むことについては、燕国私璽に（隹「𪔐」「𪔐」）字の例があるので、「隹」字の釈読の適否について執筆者は判断を保留したい。独特の文字構造で、燕国璽印に存在している。「𪔐」字で構成した文字用例は、すべて私璽に人名として使用される特徴がある。

### （三）字形面の構成について◇

燕国璽印文字には、印面の章法や審美を満足するために、ある筆画を太くしたり、動物の形象にしたり、二つの文字を合わせて一つにする例（合文）などが頻出している。これらの文字構造は燕国文字の特徴の一つである。

（一）飾り筆画文字：裝飾筆画、羨筆、贅筆とも称し、文字の変遷過程で、文字の形を美化したり、裝飾するために加えた音義に関係のない筆画を指す。すなわち文字の羨余部分である。<sup>88</sup>燕国璽印文字における飾り筆画の運用例には、大抵下記の三類がある。

① 単に文字筆画の一部を変形したり太くする文字：『古璽彙編』（番号：〇〇八六、〇一一七、〇一二六、〇三六三、〇三九六、〇四〇九、〇五一九、〇五六二、〇五九六、一六八八、一六八九、二五二一、三二六七、五五八三）に用例がある。白文と朱文があり、私璽に見られるが、長細形職官璽（第一節官図三一）にも見える。

② 筆画を増やす飾り筆画文字：「公」字（燕国璽印特殊文字字形表

一④参照)の「ム」部の中央に「点」を飾る類であり、「長」字(燕国璽印特殊文字字形表一⑤参照)の右払いに「点」や「短横筆画」を飾るように、私璽を中心に少数の職官璽(製造職官)にも用例がある。

③鳥形文字：『古璽彙編』(番号：〇六二二、〇七四五、一三〇四、三八五三)に「」(長)、「」(張)、「」(秦)、「」(孫)の四例がある。文字の一部や単字を鳥形にすること、或は印文全体を鳥形にする特徴がある。鳥頭を上にする例があるが、鳥頭を下にする例も見える。私璽の用字に頻出するが、官璽には鳥形文字の用例を見ない特徴がある。

〔二〕合文：燕国璽印に見る合文も文字構造面の特徴の一つである。「」(中易)、「」(司馬)、「」(北宮)が参考になる(『古璽彙編』番号：三二七四、三八一六、五五六二)。合文の運用は、燕国のみならず、同時代の他国にも用例が頻出する。

〔三〕逆置き文字：文字の左右両行を逆置きにする用例は、『古璽彙編』に「」(番号：三三七〇)及び「」(番号：三三七二)が見られる。二例しかないが、ともに私璽である。この二例の璽印の印文は左行が同文で、官印に見ない文字の配置順序である。

燕国璽印及び陶文印跡の文字構造に関する検討の結果、固有字形三十一字(燕国璽印特殊文字字形表一〈文字類〉参照)、固有偏旁部首類十一字(燕国璽印特殊文字字形表二〈偏旁部首類〉参照)を抽出できた。これら一群の文字は、璽印及び陶文印跡に頻出しているの

## 二 燕国璽印の印文内容について

戦国時代の燕国故地出土の青銅礼器類の銘文資料は数少ないとはいえ、兵器・貨幣・璽印・陶文類の銘文資料より豊富である。中原から北に離れた燕国は、戎狄部落と雑居しながら、燕地特有の地域の風習と燕人の性格を形成した。<sup>8)</sup>風習や文化の代表である文字に独特の面目が現れるは当然である。燕国の地名・職官・姓氏に関する代表的な研究に、繆文遠氏『七国考訂補』<sup>9)</sup>と『戦国制度通考』<sup>9)</sup>、后晓荣・陳曉飛氏『考古出土文物所見燕国地名考』<sup>9)</sup>及び左言東氏『先秦職官表』<sup>9)</sup>、何琳儀・馮勝君氏『燕璽簡述』<sup>9)</sup>などがある。これらの成果を璽印に反映すれば、燕璽の判別基準の一つとすることができると考える。璽印や陶文印跡より得た情報は、燕国の郡県設置・職官配置・地名地望・姓氏源流などに関する研究情報を提供できる。本節では、先学の研究成果を参照しながら、燕国璽印と陶文印跡に頻出する地名・市名・職官名・複姓の四方面から例を挙げて検討する。

### (一) 地名

①涿：『古璽彙編』番号：〇〇一〇参照。「」字を湯余惠氏は「」<sup>9)</sup>と読むが、李家浩氏は「」<sup>9)</sup>と読む。陳光田氏<sup>9)</sup>・趙学清氏<sup>9)</sup>、また何琳儀・馮勝君氏<sup>9)</sup>は李家浩氏の説に従って、「」字と読んでいる。莊新興氏<sup>10)</sup>・高明氏<sup>10)</sup>・小林斗盒氏<sup>10)</sup>は

「邠」、后晓荣・陳曉飛氏<sup>103</sup>は「涿」、葉其峰氏は「邠」、曾紹杰氏<sup>104</sup>は「邠」、李懷軍氏<sup>105</sup>は「邠」字と釈読する。「涿」については、『韓非子』有度第六に「燕の昭王は河を以て境と為し、薊を以て国と為し、涿の方城を襲ひ、斉を殘め、中山を平らげ、燕有る者は重く、燕無き者は輕し。」との記載が見える。涿は今の河北省涿県である。

②文安…『古璽彙編』番号：〇〇一二及び第一節「官図十三」参照。『漢書・地理志』によれば文安は渤海郡に属する。また高明氏は「故城は今の文安县の東北柳河鎮に在り、古城の遺址がなお在る。この地は戦国時代には燕の境であった。」<sup>106</sup>と述べる。

③洵城…第一節「官図六」及び「官図十四」参照。『古本竹書紀年輯校訂補』に「斉師及び燕師 洵水に戦ひ、斉師遁る。」<sup>107</sup>とあり、北魏の酈道元『水經注』鮑丘水に「……又た東して洵河と合う。水は右北平の無終県の西山白楊谷を出で、西北のかた流れて平谷県を逕ぐ。」と見える。洵は川の名で、俗名は錯河。源は河北省薊県の北の黄崖口にあり、薊運河に注ぐ。

④方城…『古璽彙編』番号：〇〇一六参照。「」字を高明氏<sup>108</sup>は「方」、羅福頤氏主編の『故宮博物院藏古璽印選』<sup>109</sup>及び葉其峰氏<sup>110</sup>・曾紹杰氏<sup>111</sup>は「万」、施謝杰氏<sup>112</sup>・湯余惠氏<sup>113</sup>・吳振武氏<sup>114</sup>は「万」と釈読しているが、執筆者は高明氏に從い「方」と読む。『史記』燕召公世家に「(王喜)十二年、趙、李牧をして燕を攻めしめ、武遂・方城を抜く。」とあり、『括地志』幽州・右范陽に「方城の故城は幽州固安县の南十七里に在

り。」と見える。燕国の方城は、今の河北省固安县南に位置した。

⑤酈城…『陶文図録』<sup>115</sup>番号：四・二二一・三参照。一九七九年、遼寧省朝陽市の南二五里の大凌河の東にある十二台營子郷袁台子村の東山梁から出土した二つの陶罐の肩部に、均しく「酈城都王」の印跡がある。「」字を徐暢氏<sup>116</sup>・王恩田氏<sup>117</sup>は「酈」、董珊氏<sup>118</sup>は「酒」、繆文遠氏<sup>119</sup>は「西」、后晓荣・陳曉飛氏<sup>120</sup>は「西」と隸定して「柳」と読む。なお燕国官璽中に「」の類字があり、施謝杰氏<sup>121</sup>は「廩」と読んでいる。

また『古璽彙編』(番号：二六〇六)に「」字があり、参考になる。執筆者は「西」字説に従う。「西」字と「柳」字は発音が近く、ともに「尤母幽部」で、通仮字と見なしうる。『漢書』地理志、遼西郡の「柳城」に「馬首山は在西南に在り。柳水に参はり北のかた海に入る。西部は都尉の治。」と見え、繆文遠氏は「西と柳は音が近い。西城は漢代の遼西郡柳城の前身に違いない。『漢志』に見える遼西郡西部都尉治柳城は、あるいは戦国時代の燕国の西城旧址の上に建てられたであろう。」と推定する。

⑥襄平…第一節「官図廿」参照。『水經注』大遼水に「大遼水は出塞外の衛白平山に出で、東南して塞に入り遼東の襄平県の西を過ぐ。」及び「襄平県の故城の西を逕ぐ。秦の始皇の二十二年、燕を滅ぼし遼東郡を置き、此を治む。」の記載が見える。また、『史記』匈奴列伝の「燕も亦た長城を築き、造陽より襄平に至る。上谷、漁陽、右北平、遼西、遼東郡を置き、以て胡を拒ぐ。」との記述も参考になる。燕国の襄平は、今の遼寧省遼陽市の辺

りに当る。即ち遼陽市旧城区である。<sup>122</sup>

⑦無終…『古陶文彙編』番号…四・二〇参照。「**𠄎**」二字を裘錫

圭氏<sup>123</sup>・何琳儀氏<sup>124</sup>は「**𠄎**」、董珊氏<sup>125</sup>・趙平安氏と

陳光田氏は「無中」、周曉陸氏は「**𠄎**」字を「某」字と読んで

いる。徐暢氏は「無**𠄎**」と隸定し、「無終」と読む。執筆者は

徐暢氏の説に従って、「無終」と読む。「中」字は「知母終部」

で、「終」字は「章母終部」の文字であるので、発音は近く通仮

字と見なしうる。<sup>126</sup>「無終」は『水経注』鮑丘水に「…：又

た東して洵河と合う。水は右北平の無終県の西山白楊谷を出で、

西北のかた流れて平谷県を逕ぐ。」と見える。また、『漢書』樊

噲伝に「尹潘 無終・廣昌に軍す。」との記事が見える。無終は

今の河北省蔚県と涞源の間である。<sup>127</sup>

⑧武垣…北京楊廣泰文雅堂の蔵品に「**𠄎**」(武垣都市端)「

がある。施謝捷氏は「**𠄎**」二字を「武垣」<sup>128</sup>と釈読してい

る。『史記』趙世家に「(孝成王七年) 武垣の令傳豹・王容・

蘇射、燕の衆を率えて燕の地に反す。」と見える。『括地志』

に「武垣の故城は、今の瀛州城、是れなり。」、また『漢書』

地理志、涿郡に「武垣は、莽垣翰亭と曰ふ。」とあることによ

れば、武垣は涿郡に属する。『古本竹書紀年輯校訂補』<sup>129</sup>に「陰

司馬 燕の公子の翬を武垣に敗る。」と見える。武垣は燕・趙の

辺境に位置して、故城は今の河北省河間県西南二十キロメート

ルにある。<sup>130</sup>

⑨夏屋…(『古璽彙編』番号…〇〇一五及び五五四一と五五四六參

照)。黄盛璋氏は「夏虚」<sup>131</sup>と読む。『古本竹書紀年輯校訂

補』<sup>132</sup>に「魏殷臣・趙公孫衷 燕を伐ち、還り、夏屋を取り、

曲逆に城す。」と見える。また、『史記』趙世家には「(趙襄

子元年) 簡子既に葬り、未だ服を除かず。北して夏屋に登り、

代王を請ひ、厨人をして銅料を操り、以て代王及び従者に食は

しむ。」とあり、正義は『括地志』を引いて「夏屋山は代州雁

門県の北三十五里に在り、句注山と相接す。蓋し北方の險にし

て、内外を分別する所以なり。」と注する。后曉榮・陳曉飛氏

によれば、今の河北省蔚県の東北にある。<sup>133</sup>

⑩武陽…(『古璽彙考』<sup>134</sup>八一頁左二参照)。「武易」は即ち「武

陽」である。『水経注』易水に「易水は又た東して武陽「城」の

南を逕ぐ。蓋し易は自ら寛く、中は武夫関の東を出づ。是れ武

水の称を兼ね。故に燕下都は、武陽の名を擅にす。」と見える。

<sup>135</sup>今の河北省易県東城の東南三・五キロメートルに武陽台と

いう燕国遺跡がある。

## (二)市名

「市」について、『説文解字』に「買売の之く所なり。市に垣有り、

門に从ひ」に从ふ。物の相及ぶに象るなり。」は古文の及なり。

之の省の声。(時止の切)、『広韻』に「買うなり。」とあり、『爾雅』

釈詁に「買賈は、市なり。」とある。『周礼』司市に「司市は市の治

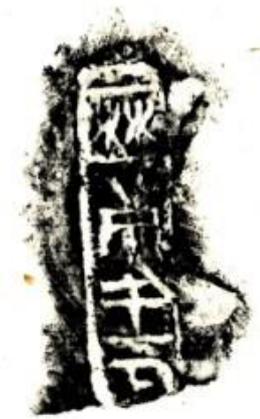
教・政刑・量度・禁令を掌る。次叙を以て地を分けて市を経す。陳

肆を以て物を弁じて市を平にす。政令を以て物の靡を禁じて市を均

(蘭城村陶文図一)



(蘭城村陶文図二)



しくす。……大市は日昃にして百族に市するを主と為す。朝市は朝時にして商賈に市するを主と為す。夕市は夕時にして販夫販婦に市するを主と為す。」と見える。なお『周礼』遺人に「……凡そ国野の道は、十里ごとに廬有り、廬に飲食有り。三十里ごとに宿有り、宿に路室有り、路室に委有り。五十里ごとに市有り、市に候館有り、候館に積有り。」との記載が見える。燕国の「市」字は「」の文字構造で、代表的な文字構造として裘錫圭氏により釈読され、異説がない。<sup>136</sup> 燕国璽印及び陶文印跡に見る「市」はおおよそ以下の通りである。

①左市…当該の燕璽は上海博物館の藏品であり、燕国に「左市」が存在したことを証明できるが、その市の構成形態は未詳である（『古璽彙編』番号：〇三五四参照）。

②單佑都市…（『古璽彙編』番号：〇二九七、〇三六一参照）。「單佑」は地名であり、何琳儀氏・馮勝君氏は『燕璽簡述』<sup>137</sup>に、待考地名（検討を要する地名）に類別している。「單佑都市」は「單佑都」の中に商品の交換と流通を行う市場と推定する。璽印の形から見れば、燕の四角形の陽文官璽と長細形の陽文璽の二種がある。都内の市に対する管理機構の官方用璽で、都の中に市の管理機構が存在していた有力な証拠である。

③𡗗都市…（『古璽彙編』番号：〇二九二参照）。「𡗗都」は燕国の「都」の一つとして燕璽に頻出するが、待考地名（検討を要する地名）である。「𡗗都市」は「𡗗都」に設置している「市」の一つと推定する。

④市…（前掲の蘭城村陶文図一、図二参照）。一九九二年秋、天津市武清高村郷蘭城村の賈永輝氏が高村の東の養魚池の辺りで採集した陶片である。陶片は二つあり、一つは「市王」、一つは「都……」である。賈氏は印跡の文字が同じ「市王」の陶片を二つ持っていたので、その一つ（印跡文字市王）を博物館に寄贈した。この二枚の陶片を対照すると、「」は燕国の地名、「都」は燕国「都」の一つ、「市」は燕国の「」という都に設置した「市」と考えられる。「都」名である「」の下に「市」を付したのである。

⑤闕市…河北省武陽台村で採集された燕国長細形璽印の「闕市草端」がある。「闕」と「瘰」の音は同じ「亥」である。『説文解字』に「瘰、二日に一たび発する瘡。疔に从ふ亥の声。」とすとおり、同音仮借の文字に属する。よって「闕市」は即ち「瘰市」であると推定する。<sup>138</sup>

⑥武垣都市…「武垣」は、前掲のとおり燕の地名「武垣」である。「武垣都」は燕国の「都」の一つと考えている。「武垣都市」は「武垣都」に設置した「市」と推定できる。すなわち「都」名の下に「市」を付したのである。

⑦無終市…前掲（地名⑦）のとおり、燕の地名に「無終」がある。「無終都」の中に設置した「市」と考える。「都」名の下に「市」を付したのである。

管見によれば、右に掲げた燕国の「市」七つの中の五つは「……都市……」の行文格式である。「都」名の下に「市」を付したのであ

る。そして、⑤「鬲市」によって、庶民を中心に設置した「市」があったことも分かる。①「左市」については、『統封泥考略』収載の漢代齊魯封泥に「左市」「右市」「南市」「西市」があることから、戦国時代の燕国にも「右市」が設置されたと推定する。なお璽印印面の形には、四角形と長細形の二種類がある。

### (三)職官名

①**司徒**…『古璽彙編』番号：〇〇一〇〇〇一八参照)。官璽にはすべて「……都十司徒」の行文格式が見られる。「司徒」の職官は西周に初めて設置され、文献の記載では司徒は主に民事を管理する官職で、籍田及び林衡虞牧を掌り、徒役を徵発する他、労役の管理及び田地耕作に責任を負う。金文の『免簠』『習壺』『載斝』には「司徒」とあり、『永盃』『揚簋』『无夷鼎』には「司徒」とある。一説では、「土」は即ち「徒」字の仮借字で、土地とは関係がない。また一説では「司徒」は土地を主管する官職で、「司徒」は民衆を教化する官職である。「土」字を改めて「徒」字となったのは、西周中後期における土地政策面の変化の反映かもしれない。<sup>139</sup>

②**大司徒長**…上海博物館所蔵の「大司徒長」(『古璽彙編』番号：〇〇二二二)がある。『周礼』大司徒に「大司徒の職は、邦の土地の図と其の人民の数とを建てて、以て王を佐けて邦国を安擾するを掌る。」とあるとおり、「大司徒」の官職名は文献に見えるが、璽印では「大司徒長」の官職名はこの一例しかない。しか

も同時代の他国に見ないので、燕国特有の官名と考えられている。

③**都左司馬(都右司馬)**…『周礼』都司馬に「都司馬は都の士庶子及び其の衆庶の車馬兵甲の戒令を掌る。国法を以て其の政学を掌り、以て国司馬に聴す。家司馬も亦た之の如し。」と見える。燕国官璽の「𪛗都左司馬」と「𪛗都右司馬」(『古璽彙編』番号：〇〇五〇及び〇〇五八参照)によれば、燕国には「左司馬」と「右司馬」の区別があるが、行政級別では同じく「都」に属することがわかる。

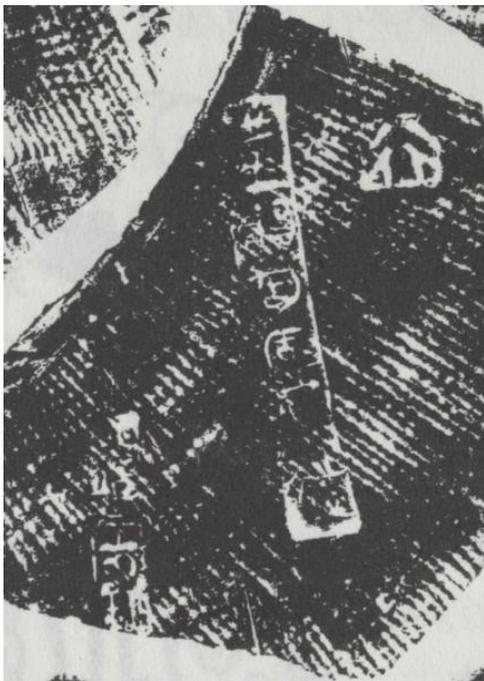
④**將軍**…『戦国策』燕策、燕王噲既立に「子之の三年、燕国大いに乱れ、百姓恫怨す、將軍市被・太子平、謀つて子之を攻めんとす。」と見える。蘭城遺址で出土した陶片に見える「將軍」(蘭城村陶文図三参照)の銘文<sup>140</sup>及び「九年將軍戈」<sup>141</sup>が文献の記載に合致し、燕国に將軍の職官が置かれていたことが知られる。

⑤**騎右將**…(第一節官図廿一参照)。「騎」は燕国軍隊の編制の一種で、『戦国策』燕策一に「蘇秦 燕の文侯に説きて曰く、燕の東に朝鮮有り……車六百乘、騎六千匹。」と見える。「將」は『広雅』に「將は、扶なり。」、『説文解字』に「將は、帥なり。」とある。「騎右將」は即ち燕国軍隊編制の「騎」に設置した「右將軍」と推定する。

⑥**都尉**…『古璽彙編』番号：〇二一七〇二二二及び五二〇三〇五二一〇六参照)によれば、「都丞」の官職があり、「丞」字につい

て于省吾氏は「尸」字と釈読した。<sup>142</sup>その後、呉振武氏は「尸」字と釈字して「監」字と呼ばれる。<sup>143</sup>「尸」字について『説文解字』に「仰也。从人在尸上。一曰屋栝也。秦謂之桷。齊謂之尸。（魚毀切）」と見える。「尸」字は疑紐微部で魚為の切である。『廣韻』に魚毀の切、または職廉の切と見える。「尸」字は燕国璽印においては「尉」字と読むことができる。『尉」字は『説文解字』に「於胃の切」、『廣韻』に於胃の切、または紆物の切と見える。『玉篇』寸部に「尉、武官之称也。」がある。『左伝』閔公二年に「羊舌大夫為尉。」の杜預注に「尉、軍尉。」が見られ。燕国璽印の印文は「……都十尸」の行文格式である。「尉」は副職に属し、主職を輔佐して、日常行事を行う官吏の

(蘭城村陶文図三)



職称である。また燕国では「尉」である官職に「左」と「右」の区別がある。<sup>144</sup>

⑦封人…『古璽彙編』の(番号…〇一九二、五五五三参照)。印文の「都」の文字構造によって、二顆の璽印は燕璽と判断できる。この二顆の璽印の「都」字の直後に「封人」がある。『周礼』地官、川衡に「封人は王の社壝を設け、畿封を為りて之を樹つるを掌る。凡そ封国は其の社稷の壝を設けて、其の四疆を封ず。都邑の封域なる者も亦た之の如くす。」と見える。

⑧軍丞…『左伝』桓公五年に「秋、王諸侯を以て鄭を伐つ。鄭伯之を御ぐ。王は中軍を為し、虢公林父は右軍を將い、蔡人衛人は焉に属す。周公黑肩は左軍を將い、陳人は焉に属す。」と見える。燕国璽印には「右軍」を見ないが、「左軍丞」(『古璽彙編』番号…〇一二六)と「中軍丞」(『古璽彙編』番号…五五四七)の官職名が見える。この「軍丞」は、將軍を輔佐して、軍中の日常行事を行う官吏であると推定する。「中軍」「左軍」の文字をもつ燕国璽印はすべて長細形という特徴がある。

⑨司工…『古璽彙編』番号…〇〇八二、〇〇八五、〇〇八六、五五四五参照)。「工」については、『周礼』冬官、考工記に「知者創め、巧者は之を述べ之を守る。世之を工と謂ふ。」と見える。「司工」は即ち「司空」である。『尚書』周官に「司空は邦土を掌り、四民を居き、地利を時にす。」と見える。土地、工程、建築を主管する官員で、金文の『免罈』『揚簋』『散盤』『司空簋』『叔山父簋』等に「司工」或は「司空」が見える。<sup>145</sup>燕国璽

印の行文体が「……都+司工」であることによれば、「都」に「司工」の官職が設置されていたことが判る。

⑩ 匁尹・『古陶文彙編』番号…四・一〇四・三及び四・六〇四・八参照)。燕国故地の河北省で陶器の残片が数多く出土した。これら陶器残片に「陶尹」が見えることから、「陶尹」は燕国製陶業に存在した職官の一つであることが知られる。左言東氏によつて、「倅、故、工三級はみな左右陶尹の管理範囲に属する。」との説が提起された。<sup>146</sup> 陶文印跡によれば、燕国の「陶尹」には「左陶尹」「右陶尹」の区別があると判断される。

#### 四 複姓

複姓の由来は複雑で、おおよそ官名、封邑、職業などから生まれてきたものと考えられる。戦国時代に私璽は身分証明の憑信(身分証明)として製造され盛行した。複姓は姓氏の分類として、戦国璽印に頻出する。戦国璽印中の複姓に関する論説は、陳光田氏の『戦国璽印分域研究』<sup>147</sup>、『戦国私璽中所見古代複姓及其源流考』<sup>148</sup>及び呉振武氏の『古璽姓氏考(複姓十五篇)』<sup>149</sup>などに見える。本節では燕国璽印に見える複姓の特徴および文字構造面について、代表的な例を挙げて論じる。

① 公孫…「公孫」二字をもつ燕国璽印は相当の量がある。宋の鄭樵『通志』氏族略第一、氏族序に「九に曰く、次を以て氏と為す。凡そ諸侯の子は公子と称し、公子の子は公孫と称す。公孫の子は復た公孫と言ふべかざれば、則ち王の父の字を以て氏と為す。」とあり、

同じく『通志』氏族略第五、以爵系為氏に「公孫氏。春秋の時、諸侯の孫も亦た以て氏と為す者は公孫氏と曰ふ。皆な貴者の称。或いは言ふ黄帝の姓は公孫。因りて亦た以て氏と為すと。」と見える。燕国の私璽に頻出する「公孫」には下記の特徴が見られる。

① 印面には、方形、円形の他に、長細形(『古璽彙編』番号…三八九〇〇)、円形の中に四角の枠を入れる形(『古璽彙編』番号…三八九三三)、円形の中に縦線を入れる形(『古璽彙編』番号…三八九五)もあり、さらに心形印面(『古璽彙編』番号…三九二九九)の私璽もある。

② 文字構造の面から見れば、「公」の「ム」部中央に「点」を入れる特徴がある。また「孫」字は左に「系」、右に「子」の文字構造をとることが著しい特徴であるが、他国の私璽にも左「系」右「子」の「孫」字が見える(『古璽彙編』番号…三九三三六参照)。よつて璽印の国別の判断は慎重に行わなければならない。

③ 常見の朱文と白文のほかに、左に「朱文」、右に「白文」の私璽も見える(『古璽彙編』番号…三八七八及び三八七九参照)。

④ 「鳥形文字」を取り入れる特徴は、燕国私璽の特徴の一つであるが、複姓「公孫」の私璽にも鳥形文字の用例が頻出する。

⑤ 「公孫」二字はおおよそ印面の右半に布置して、姓の「公孫」と名の間に「生」字を入れる特徴的な【姓「公孫」+「生」+人名】の行文体をとる。この「姓+生+人名」の行文体は、燕国私璽の著しい特徴であるが、斉国私璽(『古璽彙編』番号…〇六四五)<sup>150</sup>にも用例がある。斉国は燕国との戦争や交流が

頻繁であったので、「姓十生十人名」の行文格式は、燕国の影響を受けたものと推定する。

②王孫…『古璽彙編』番号…三九二九参照)。「①公孫」同様に、姓と名の間に「生」字を入れる特徴がある。「王孫」については、宋の鄭樵『通志』氏族略第五、以爵系為氏に「姫姓。周の大夫王孫満の後。満は頃王の孫なり。衛に王孫賈有り、楚に王孫由于有り…」と見える。『左伝』襄公廿三年に見える「王孫揮」や、昭公十二年の「王孫牟」、文公十四年の「王孫蘇」の人名が参考になる。

③長孫…『古璽彙編』番号…三九三三参照)に「娘孫」の複姓がある。「娘孫」は「長孫」と読む。燕国だけではなく、同時代の他国私璽にも見える。『漢書』儒林伝、趙子に「吉は淄川の長孫順に授く。順は博士、豊部刺史と為る。是れに由りて韓詩に王・食・長孫の学有り。」と見える。西漢の時には長孫順(淄川の人)がいるが、当該璽印によって、戦国時代の燕国に「長孫」という複姓があったことが明らかになった。

④率加(鮮虞)…『古璽彙編』番号…四一〇一〜四一二五)に「𠄎𠄎」二字の複姓が見られる。文字構造から燕国璽印であると判断でき、羅福頤氏<sup>151</sup>・呉振武氏<sup>152</sup>・葉其峰氏<sup>153</sup>は「率□」、陳光田氏<sup>154</sup>は「率吳」、莊新興氏<sup>155</sup>は「率加」、董珊氏<sup>156</sup>は「鮮虞」と読んでいる。「率加(鮮虞)」の複姓は戦国時代の他国に見えない。

⑤北宮…『古璽彙編』番号…三二七四参照)。呉振武氏<sup>157</sup>は「北宮□」と読む。第三字の「受」字は燕国に特有の文字構造である。「北宮」については宋の鄭樵『通志』氏族略第三、以地為氏に「姫姓

は、衛の公族なり。」とあり、『元和姓纂』に「衛の公族の頃子は去疾を生む。孫括は遺を生む。遺は貞子喜を生む。喜は結及び肱を生む。左伝に北宮奢有り。漢書に北宮伯子有り。…」と見える。なお、『左伝』には「北宮喜」「北宮佗」「北宮文子」「北宮括」<sup>158</sup>などの人名が見える。

⑥東方…(第一節私函六参照)。「東方」の複姓については宋の鄭樵『通志』氏族略第三、以地為氏に「風俗通に、伏羲の後、帝は震より出で、位は東方に主たり。子孫因りて焉を氏とす。」と見える。

⑦東里…陳光田氏の考釈によれば、『古璽彙編』(番号…三四四九、三九九一)は燕国の私璽である。「東里」の複姓は、宋の鄭樵『通志』氏族略第三、以地為氏に「姫姓。鄭の大夫子産は東里に居る。因りて焉を氏とす。」とある。

⑧西方…『古璽彙編』番号…三九六三〜三九六六参照)によれば、燕国私璽に「西方」の複姓が見える。宋の鄭樵『通志』氏族略第三、以地為氏に「姓苑に云ふ、少昊は金天氏。位は西方金に主たり。因りて焉を氏とす。」の記載が見える。

⑨甘士…上海博物館の蔵印に見える『古璽彙編』番号…五五七〇参照)。「甘士」の姓については、宋の鄭樵『通志』氏族略第五、以邑系為氏に「周の甘平公は王の卿士と為る。因りて焉を氏とす。」とある。

⑩司馬…『古璽彙編』番号…三八一六及び三八二〇〜三八二三参照)。「司馬」については宋の鄭樵『通志』氏族略第四・以官為氏に「重黎の後、唐虞夏商代よ天地を掌る。周の宣王の時、裔孫の程

伯休父 司馬と為り、克く徐方を平げ、賜ふに官族を以てし、司馬氏と為る。其の後世よ或いは衛に在り、或いは趙に在り、或いは秦に在り。」の記載がある。燕国官璽に「司馬」の職官名が見えるが、私璽にも「司馬」の複姓が見える。

①司寇：『古璽彙編』（番号…三八三八、五六九一参照。）『周礼』秋官司寇、大司寇に「大司寇の職は、邦の三典を建てて、以て王を佐けて邦国を刑し、四方を詰むを掌る。」とあり、『周礼』秋官司寇、小司寇に「小司寇の職は、外朝の政を掌り、以て万民を致して焉を詢る。」と見える。宋の鄭樵『通志』氏族略第四、以官為氏に「世本に云ふ、衛の靈公の子は公子郢の後なり。郢の子孫は衛の司寇と為り、官を以て氏と為す。司寇亥は即ち其の裔なり」と見える。すなわち「司寇」は元々は職官名であるが、姓として用いられるようになった。

本節では、先学の研究結果を参照しつつ、燕国璽印や陶文印跡を検討した結果、代表的な地名十個、市名七個、職官名十個、複姓十個を指摘し得た。燕国璽印には待考地名や職官名や姓氏が多数あり、本節で指摘したこれらの基準は燕国璽印の判別に役立つと考える。

本節での検討を通して、燕国璽印に見える「都」字の前は地名で、地名を以て「都」に名を付けることがわかった。また、市名については、「①左市」「⑤闕市」の他に、よく「都」名を以て「市」に名を付ける特徴があることも明かになった。複姓については、燕国単姓私璽だけでなく、複姓の私璽にも行文格式「複姓十生十名」の特

徴が存在すると判断できる。

### 第三節 国別未定の資料に見える燕璽

古璽印に関する研究のうち、文字面の釈読と国別の判断とは、特に考古界や古文字研究界、また璽印研究界と篆刻界への影響が大きいと考える。璽印や陶文印跡の研究により得た情報は、古代官制や地名や商業制度や鑄造制度や手工製造業や用印制度などに役立つと考えられる。燕国璽印は出土資料のほかにも伝世の印譜や璽印の数が多いので、本節では前節で帰納した燕国璽印の判断基準を参照しながら、雑多の璽印資料中から燕国璽印を抽出したい。ただし資料が幅広いので、原則として本論文の考察対象は下表（考察対象の文献資料）の資料範囲に限定する。抽出した一群の燕国璽印は、本論文の末に附する「抽出燕国璽印」表に列挙する。「抽出燕国璽印」表では関係図版を番号で表示し、印文の釈読は執筆の立場による。なお、異なる文献資料に再出する璽印は重出しないこととする

### 第四節 偽印及びその他

出土資料のほか伝世の印譜や璽印は数多い。これら雑多の璽印中にも燕国璽印が数多く見えるが、燕国璽印を装った偽印も当然まぎれこんでいる。偽物と本物を如何に弁別するかは、難しい課題で、現代技術の進歩とともに、いっそう難しくなると考える。本節は前に

考查対象の文献資料		
文献名	編著者	出版社
『中国古印図録』（大谷大学所蔵禿庵文庫）	神田喜一郎・野上俊静（監修）	大谷大学（発行）
『平倉攷蔵古璽印選』	神田喜一郎（編修者）・加藤慈 雨楼（編者）	臨川書店
『中国古印』（太田孝太郎コレクション）	岩手県立博物館（編集）	財団法人岩手県文化振興事業団（発行）
『書道全集』（第廿七巻）	下中彌三郎（編輯兼発行者）	平凡社
『首都博物館蔵古璽印選』	魏三綱（監製） 徐偉（贍写） 楊宝泰（印章鈐拓）	中国首都博物館・日本華夏有 限会社（合作刊行）
『中国璽印集粹』（鴨雄緑齋蔵）	菅原石廬	二玄社
『中国古銅印の美』（考古齋コレクション）	古河市篆刻美術館（編集発行）	あけぼの印刷社（印刷製本）
『古印窺・楚州宋専拓本』	蔣一安（珍藏）	文史哲出版社
『古封泥集成』	孫慰祖（主編）蔡進華・張健・ 駱錚（編）	上海書店出版
		出版年月
		一九六四年八月
		一九八〇年五月
		一九九〇年七月十日
		一九三二年四月
		一九九二年十一月
		一九九七年
		二〇一二年九月
		一九九三年一月
		一九九四年一月

整理した燕国璽印の判別基準に基づいて、先学の研究成果を参考にしながら、璽印の文字構造面や器形面また印面内容の行文格式面等を総合的に検討し、燕国璽印や陶文印跡中にまぎれこんでいる偽造の幾つかを摘出する。

## （一）燕国偽璽印

で鑿刻した文字である。

- ① 当該璽印の冒頭の三字は『古璽彙編』（番号：〇〇五四）を学んで鑿刻した文字である。
- ② 「馬」の文字構造は斉国璽印に頻出する。
- ③ 「鈐」字は楚国璽印に頻出し、楚国璽印文字に特有の構造であ

## 【偽印一】



出典：『考古』一九九八年第一二期 八七頁

情報：「枝渾都右司馬（訊）信鈐」 鄒城市文物管理局旧蔵 材料：黄銅 形：四角形 長：三・五 cm 厚：一・三 cm 印鈕：鼻形 鈕高：二・八 cm 通高：三・九 cm

按：当該璽印の釈文について、鄭建芳氏は「枝渾都右司馬（訊）信鈐」、<sup>159</sup> 吳紅松氏は「枝渾都右司馬計（信）鈐」、<sup>160</sup> 王人聡氏は「枝渾都右司馬計鈐」、<sup>161</sup> 陳光田氏は「桯（範）渾都右司馬信鈐（璽）」<sup>162</sup>と釈読する。また

鄭建芳氏と陳光田氏は「燕璽」と判断しているが、吳紅松氏と王人聡氏は「燕国璽印を学んだ偽造品である」と指摘した。吳・王氏の説に従って、執筆者も燕国璽印の偽造品と判断する。

る。燕・斉・楚の三国の璽印に頻出する文字を一つの印面に入れており、印文は通じず、印面も違和感がある。

④「計」字は官名であるので、官名である「計」をここに使うことからみて、偽造者は職官制度と行文格式を理解していないと判断できる。

⑤王氏の説の他に、燕国璽印文字の「言」偏は「言」の文字構造であり、印文「計」字の「言」偏構造と異なる（燕国璽印特殊文字字形表二②④参照）。また、燕国白文官璽の特徴である四周の「白い枠」も当該璽印には見えない。

### 【偽印二】



質地…銅 原大…二・九×二・九×一・四 cm

按…陳松長氏の『湖南古代璽印』<sup>163</sup>には「□渾都左司馬鈔」と釈読しながら、偽物と指摘する。陳氏の説を参照しながら、偽物と判断する理由を列記すれば、以下の通りである。

①印鈕は、燕国白文官璽の鈕制と合致しない（第一節官図一〜図十九参照）。

②文字面では、「渾」字の構造は戦国古文と合致しない。なお、「都」字の左にある「邑」部は、燕国璽印に見えない構造である（燕国璽印特殊文字字形表一①②表二②⑤参照）。

③燕国白文官璽の行文格式には「…都十官職」の特徴があり、官職である「司馬」の直後に「璽」字を加えない（第一節(一)官璽参照）。

④燕国白文官璽では、印文字の四周に白い枠が付く特徴があるが、当該璽印の印文字の四周に白い枠が見えない。

### 【偽印三】



出典…『湖南省博物館蔵古璽印集』湖南省博物館編 上海書店出版  
一九九一年六月 一頁

情報…釈文…「□渾都左司馬(璽)鈔」 年代…戦国 出処…徵集品

出典：『中国歴史博物館蔵法書大観』（第四巻 璽印篆刻）中国歴史博物館（編著） 史樹青（主編） 劉家琳（分巻主編） 西林昭一（日本版監修） 版權：〔日本〕柳原書店〔中国〕上海教育出版社 一九九九年七月 一六頁

情報：釈文：「杜渾都左司馬之璽」 時代：戦国 材質：銅 鈕制：鼻鈕 径：五・九（×三・七） cm 重：四〇〇g 解説：「戦国時代の官印、朱文の篆書で〈杜渾都左司馬之璽〉の八字である。〈杜渾〉は疑うらくは梓渾であり、今は県の名で、四川省の北部、涪江の支流の梓渾河の流域である。戦国の梓渾都は、その地にちがいない。左司馬の官は春秋時代に始めて置いた。戦国の斉・楚等の国はそのまま置いた。軍政を掌る。」（北川博邦 訳）

按：当該璽印は首都博物館の蔵品である。印鈕と印面及び印面文字を総合的に考察し、燕国璽印の偽造品と判断する。理由は以下のとおりである。

- ① 印鈕の器形だけでなく、印面の構造でも燕国官璽に未見の形である（第一節官図一〜図十九参照）。
- ② 「**杜**」字は「**杜**」字（『古璽彙編』番号：五五五二参照）の誤りと推定する。なお、「都」と「馬」の二字は燕国官璽に見る文字構造と合わない（燕国璽印特殊文字字形表一①「都」②「馬」字参照）。
- ③ 行文格式によれば、官職である「左司馬」の直後に「之璽」二字を加える特徴は燕国官璽に見えない。

#### 【偽印四】



出典：『鉢印精選（上冊）』曾紹杰 内政部台内製字第一五六号 一九八六年十二月 七頁

情報：印影と釈文「杜渾都司徒信鉢」の他に情報は一切なし。

按：燕国璽印の偽造品と判断する。その理由は以下のとおりである。

- ① 「**杜**」字は「**杜**」字（『古璽彙編』番号：五五五二参照）の誤りと判断する。なお、「都」字も燕国官璽に見る文字構造と異なる（燕国璽印特殊文字字形表一①「都」字参照）。当該璽印の「**杜**」と「都」二字は前掲の【偽印三】の文字構造と合致するので、一人の手により造られた偽物であろう。
- ② 当該璽印に見る「信」字は、燕国璽印に「従弓従言」の「信」字（燕国璽印特殊文字字形表一②③「信」字参照）の文字構造と

合致しない。

③行文格式によれば、官職である「司徒」の直後に「信璽」を加える特徴は、燕国官印に用例がなく、三晋官璽に頻出する。

#### 【偽印五】



出典：『考古』一九九八年第二期 八七頁

情報：「左□□車司馬止（之）鈐」一九八四年鄒城市鉄合金廠後よ

り出土 材質：黄銅 形：四角形 長：四・五 cm 厚：〇・三 cm

印鈕：瓦形 鈕高：〇・七 cm 通高：一・一 cm

按：当該璽印について、呉紅松氏<sup>164</sup>及び王人聡氏<sup>165</sup>・陳根遠氏<sup>166</sup>

は「左□都車司馬之鈐」と釈読した。鄭建芳氏は「左□□車司馬止（之）鈐」と読んで、「一九八四年鄒城市鉄合金廠後より出土」

した「楚印」と判断する。<sup>167</sup> 呉紅松氏、王人聡氏、陳根遠氏は相次いで当該璽印を燕国璽印の偽作と指摘した。王人聡氏の理由を参考しつつ、その根拠を帰納すれば、以下の①～⑥となる。

①第二字は左が「犬」字の誤刻、右が「言」字の誤刻である。左と右の誤りが合わせて、読めない文字になっている。

②第三字は燕国璽印文字の「都」字を模刻したが、「邑」部に漏刻があり、文字と成っていない程度である。

③「馬」字も燕国官璽の「馬」字を模刻したが、燕璽では馬のたてがみを示す三つの横線が平衡であるのに対して、この璽印の「馬」字の当該部は、一つの上向きと二つの右向きになっており、燕璽の「馬」字の文字構造と合わない（燕国璽印特殊文字字形表一②参照）。

④「之」字は楚文字の特徴が見られ、楚璽の「之」字に字んで模刻したことが判る。一つの印面に、燕・楚両国の異なる風格の文字が混在し、違和感がある。

⑤戦国時代には「車司馬」の官職を見ない。この璽印の偽造者は戦国職官制度に詳しくない上、ほしのままにでっち上げたことが判る。

⑥印面文字の全体構成は散漫で、軟弱無力で元気が無い。璽印の偽造者の刻字技術が下等であることが分かる。

⑦王人聡氏の説の他に、燕国官璽に見る「左」字は同じく「左」の形（文字構造）であるので、当該璽印の「左」字の形と合致しない（燕国璽印特殊文字字形表一⑨参照）。

#### 【偽印六】



出典：『湖南省博物館蔵古璽印集』湖南省博物館編 上海書店出版

一九九一年六月 二頁

情報：「徒都左司徒（璽）鉞」年代：戦国 出処：徵集品 質地：銅

原大：二・三×二・三×一・五 cm

按：陳松長氏の『湖南古代璽印』<sup>168</sup>に「徒都左司徒鉞」と読んで、偽物と指摘した。その根拠を参照して偽物の判断の根拠をまとめると以下のとおりである。

- ① 鈕制は燕国官璽に見ない形で、白文官璽の器形と合わない。
- ② 燕国白文官璽の行文格式には「：都十官職」の特徴があり、官職である「司徒」の直後に「鉞（璽）」を加えない（第一節「官璽参照」）。
- ③ 印面は文字が散漫で元気がなく、文字の周りにある白文の枠はバランスを欠き調和感がない（『古璽彙編』番号：〇〇五〇参照）。

【偽印七】



出典：『寸心篆籀—中国古代璽印鑑賞』郭兵 湖南美術出版社 二〇〇九年五月 一二二頁

情報：积文：「徒都左司馬」 時代：戦国（燕） 材質：銅 鈕制：

鼻鈕 縦：二・六 cm 横：二・六 cm 通高：一・六 cm 収蔵者：佚名

按：当該璽印は『寸心篆籀—中国古代璽印鑑賞』に初めて収載され、他の資料に見えない。郭兵氏は燕国の璽印と判断し、楊輝氏は鑑賞文を撰してよい評価をするが、執筆者は以下の①～④によって燕国官璽に似る偽物と判断する。

- ① 印鈕の器形は燕国白文官璽によく類似するが、細かく比べると、雰囲気は異なり微妙な差が見られる（第一節官図一～官図十九参照）。
- ② 「徒」字は燕国官璽ではみな「𠄎」（『古璽彙編』番号：〇〇五〇、〇〇五八、〇一八六、五五五三参照）の文字構造であるが、当該璽印の「徒」字の文字構造は「𠄎」であり、「徒」字の右上

にある「止」部の構造が異なる。

③「都」字の「邑」部は燕国官璽に見る文字構造と異なる（燕国官璽特殊文字字形表一⑪「都」字と表二⑳「邑部」参照）。

④印文字の線質が固く、「竣」と「都」字は鑿刻の痕が変形した筆画が見られ、拙劣である。なお、故宮博物院収蔵に「竣都左司馬」<sup>169</sup>（第一節官印図三参照）があり、それに倣って造った偽物と判断する。

### 【偽印八】



出典：『陝西新出土古代璽印』伏海翔 上海書店出版社 二〇〇五年一月 印影図版一頁

情報：印影と釈文「竣都左司馬故」の他には情報一切なし。

按：当該璽印の印鈕の形状は見えないが、文字面では燕国璽印に類出する「竣都」二字が見える。しかし、①～③の根拠により燕国官璽の偽造品と判断する。

①「竣都」二字の文字構造は燕国璽印に見る形と合致しない。燕

国官璽の「竣」字は「竣」の文字構造である。また「都」字は燕国璽印に見る「都」字の文字構造と異なる（燕国璽印特殊文字字形表一⑪参照）。

②当該璽印の「左」字の構造は斉国璽印に見る形で、燕国官璽に用例を見ない。燕国官璽に見る「左」字は「左」の文字構造である（燕国璽印特殊文字字形表一⑨参照）。また、当該璽印の「馬」字も燕国璽印に見る文字構造と異なる（燕国璽印特殊文字字形表一②参照）。

③行文格式から見れば、職官名である「：司馬」の直後に「故」字を入れる「：司馬故」の行文格式は斉国璽印に見る璽印文の行文格式であり（『古璽彙編』番号：〇〇三八、〇〇四〇、〇〇四一参照）、燕国白文官璽の行文格式である「：都十官職」と合致しない（第一節（一）官璽参照）。

### 【偽印九】



出典：『可齋論印新稿』孫慰祖 上海辞書出版社 二〇〇三年三月一六〇頁

情報：「竣都右司馬鈔」と読む。「竣都」二字は燕系文字、「馬鈔」二

字は齊系文字で、文字の統一性がない。そして、「馬」字には筆画が抜けている。

按：当該璽印を孫慰祖氏は燕国璽印の偽造品であると指摘する。執筆者も孫慰祖氏と同じ結論であり、以下の根拠によって燕国璽印の偽造品と判断する。

- ①「𡗗都」二字が付く燕国官璽の偽造品には前掲の【偽印六、七、八】がある。当該璽印の「都」字は燕国官璽に見る「都」字の文字構造と合致しない（燕国璽印特殊文字字形表一⑩「都」字参照）。なお、「馬」の文字は筆画が抜けているので、文字として認められない上、燕国官璽に見る「馬」字の文字構造と異なり、同時代の齊国璽印に見る「馬」字と似ている。
- ②印文の「：都十右司馬十璽」の行文格式は、燕国四角形白文官璽の行文格式である「：都十官職」と異なる（一官璽参照）。

### 【偽印十】



出典：①『有鄰館藏璽印精華官印篇』編者：加藤慈雨楼 発行：藤井齊成会 一九七六年六月 番号：一八 ②『有鄰館精華』編集：有鄰館学芸部 発行：藤井齊成会 艸藝社 二〇〇三年四月 番号：一五五

情報：①『有鄰館藏璽印精華官印篇』「庚都右司馬鈇」全高：一・八 cm 印面：一・九 cm × 二・〇 cm 「庚都は魯国にあった都市、司馬は軍旅を掌る官。鈇は螭（みづち）二匹のからみ合っている珍しいもので、鈇製の精巧な点ではよく戦国時代の工芸の優秀さを物語っている。」と見える。②『有鄰館精華』「庚都右司馬鈇」戦国 銅印双盤螭鈕 全高：一・一八 cm 印面：一・九 × 二・〇 cm 「庚都は魯国にあった都市、司馬は軍旅を掌る官。鈇は螭（みづち）二匹のからみ合ったもの。」と見える。

按：京都藤井齊成会有鄰館の藏品である。『書道全集』第廿七巻<sup>170</sup>にも見える。しかし、執筆者は以下の①～③の根拠により偽印と判断する。

- ①盤螭の印鈕は燕国朱文官璽に用例があるが、白文官璽に用例を見ない（第一節官図一～図十九参照）。
- ②「馬」字は燕国官璽に見る文字構造と異なり（燕国璽印特殊文字字形表一②参照）、齊国の官璽に見る「右」「馬」二字の形と類似する（『古璽彙編』番号：〇〇三三、〇〇四一参照）。印面における文字と文字の関係は散漫で、違和感がある。
- ③燕国白文官璽では職官である「司馬」の直後に「璽」字を加えないのが特徴である（第一節一官璽参照）。印文に「庚都」二字

が付く類似の燕国璽印が『古璽彙編』（番号：〇〇五九、〇一一七、〇二九三）にあり、参考になる。

【偽印十一】



出典：『寸心篆籀—中国古代璽印鑑賞』郭兵 湖南美術出版社 二〇〇九年五月 一一一頁

情報：釈文：「庚都右司馬」 時代：戦国（燕） 材質：銅 鈕制：鼻鈕 縦：二・八cm 横：二・九cm 通高：一・二cm 収蔵者：佚名 覆斗形、小鼻鈕、鑿刻白文

按：当該璽印は郭兵氏の『寸心篆籀—中国古代璽印鑑賞』に初めて収載され、他の資料に一切見えない。郭氏は燕国の璽印と判断し、楊輝氏は鑑賞文を撰してよい評価をするが、執筆者は以下の①、④の根拠により燕国官璽の偽造品と判断する。

- ① 鈕制は燕国官璽に見ない形である（第一節官図一、図十九参照）。
- ② 冒頭文字を郭氏は「庚」と釈読するが、燕国官璽に頻出する「庚」

字は全て「奉」の文字構造である（『古璽彙編』番号：〇〇五九、〇一一七、〇二九三参照）。当該璽印の「庚」字には筆画に脱落があると判断でき、偽造者が文字の構造を十分に理解してないことがわかる。

- ③ 「止」字は「都」字であろう。「止」字の文字構造は『古璽彙編』（番号：三二四八参照）の燕国私璽に見るが、「都」字の「止」の文字構造は燕国四角形白文官璽に用例を見ない。「馬」字の文字構造とも、燕国官璽に見る形と異なる（燕国璽印特殊文字字形表一②参照）。同じ印文の燕国官璽「庚都右司馬」（第一節〈官図十〉参照）を参照して偽造したものと判断する。

- ④ 印文字の線質は拙劣で流暢性も元気もなく、周りの枠の違和感が生ずる。

【偽印十二】



出典：『不手不止』（第十号 特集Ⅱ秦漢古璽印選） 浦野俊則・小

野寺啓治・小木良一・西林昭一 不手非止刊行会 一九八四年六月 三頁

情報：印影と釈文「為揚開庚之鉢」の他に情報は一切なし。

按：小林斗盒氏編集の『中国璽印類編』<sup>171</sup>に「□都關市之端」、『不手非止（第十号）』に「為揚開庚之鉢」と釈読している。印鈕は見ないが、以下の①～③の文字構造面の分析により、燕国官璽の模刻と判断する。

- ① 「」字は代表的な燕国文字の「市」字である（燕国璽印特殊文字字形表一⑮参照）。「」字は即ち「端」字である（燕国璽印特殊文字字形表一⑩参照）。ただし、「」字の「金」偏は、燕国文字中に見えず、楚国の璽印文字の「金」偏の特徴に属している。また、今まで白文の端字付きの四角形の燕国璽印を見ることがない。<sup>172</sup>
- ② 仮に末字を「璽」と読むならば、燕国璽印に「市」と「璽」の間に「之」字を加える特徴がない（『古璽彙編』番号：〇二七九参照）。
- ③ 印面文字の章法構成にも燕国官璽の特徴がなく、字と字の関係も散漫で緊迫感がない。

### 【偽印十三】



出典：『不手非止』（第十号 特集Ⅱ秦漢古璽印選）浦野俊則・小野寺啓治・小木良一・西林昭一 不手非止刊行会 一九八四年六月 三頁

情報：印影と釈文「單啓都同陽左司馬鈇」の他に情報は一切なし。

- 按：『鉢印精選』<sup>173</sup>に「單啓都君陽左司馬鈇」と読む。「都」字の文字構造や以下の①～④から見れば、燕国官璽の偽造品と判断する。
- ① 「單啓都」は「單佑都」（『古璽彙編』番号：〇三六一参照）の間違いであろう。
  - ② 「陽」字は燕国璽印に「易」の文字構造で表現しているが（『古璽彙編』番号：〇〇五一、〇一五八、〇一八八、〇一八九参照）、「陽」字の「易」部にも筆画の脱落がある。
  - ③ 燕国白文官璽に見る「左」字は全て「」の文字構造である（燕国璽印特殊文字字形表一⑨参照）。そして、「馬」字も燕国璽印に見る文字構造と異なる（燕国璽印特殊文字字形表一②参照）。

また、当該璽印の文字筆画はぼんやりとして、元気がない。  
 ④印文の「…都十…左司馬十璽」の行文格式は燕国官璽に見ない。  
 燕国白文官璽は「…都十職官名」であり、「職官名」の次に「璽」  
 字を加えないのが特徴である（第一節(一)官璽参照）。

【偽印十四】



出典：①『芸林月刊』天津市古籍書店 第四十五期十六頁 ②『中  
 国歴史博物館(館刊)』総第十三、十四期 一九八九年九月 第二  
 三頁

情報：材質：玉 縦：約3cm 横：約1.5cm 陽文 河北易県出  
 土と伝えられる。

按：河北易県出土と伝えられる。収蔵先は不明。石志廉氏は、印文  
 を「燕都王」と釈読している。『芸林月刊』（第四十五期十六頁）  
 に印影を載せているが、詳しい資料がない。第一文字の形は、本  
 論文第一節(官図廿九)  (中易)の文字構造と同じである。  
 「」を合文と考えて、「中易」と釈読する方が適切と思われる。  
 なお官図廿八のように、燕国璽印に見る「王」字は、三横画の上  
 二画と下一画との間が離れており、当該璽印は偽印と判断するこ

とができる。また、これ以外に玉製の燕国長細形璽印は確認され  
 ていない。

【偽印十五】



出典：『天津博物館藏璽印』（天津博物館精品系列図集）天津博物  
 館（編者） 文物出版社 二〇一三年十一月 番号：〇〇三〇  
 二三頁

情報：釈文：「旅佑左司馬」 材質：銅 年代：戦国（燕国官璽） 高：  
 一・三cm 縦：二・二cm 横：二・二cm

按：当該璽印はいま天津博物館の蔵品である。『古璽彙編』（番号：  
 〇〇五三）と『天津市芸術博物館藏古璽印選』174に「□佑左司  
 馬」、『戦国璽印分域研究』175に「韓佑左司馬」と読んでいる。  
 林文彦氏は「古璽掇遺」176の論文に当該璽印を燕国官璽の模刻品  
 と指摘した。次の①④の根拠により、執筆者も林氏の説を支持  
 し、燕国官璽の偽造品と判断する。  
 ①印鈕と印体は荒削りで、燕国白文官璽に見ない形である（第一

節官図一（図十九参照）。

②横日字格は、燕国白文官璽に類似用例を見ない。当該璽印は斉国璽印の布字の特徴（『古璽彙編』番号：〇〇四七参照）を参照して作ったものと推定できる。

③燕国白文官璽の行文格式である「：都十職官名」（第一節（一）官璽参照）に照らせば、当該璽印は官職である「司馬」の前に「都」字がない。偽造者は燕国官璽の行文格式に精通しないことが判る。

④「馬」字を始めとして、文字の彫刻が拙劣で、燕国璽印文字の雰囲気がない。

### 【偽印十六】



情報：（歿）陵右司馬故鉢 鈕制：壇 横：三・八五 cm 縦：三・九〇 cm 材質：銅

按：該当璽印は大谷大学（禿庵文庫）の蔵品である。『書道全集』（第七卷）<sup>177</sup>に「□陵右司馬故鉢」、「不手不止」（第十号 特集Ⅱ 秦漢古璽印選）<sup>178</sup>及び『鉢印精選』<sup>179</sup>に「歿陵右司馬故鉢」と釈読している。「馬」の文字構造及び「右司馬」の職官名から見れば、燕国官璽の偽造品と判断する。

①鈕制の形や印面のサイズは、燕国白文官璽に見ない（第一節官図一（図十九参照））。

②燕国白文官璽の「：都十職官名」の行文格式（第一節（一）官璽参照）によれば、当該璽印には職官名である「右司馬」の前に「都」字がない上、直後に「故璽」二字を加える用例も見ない。職官名「司馬」の直後に「故璽」二字を加える特徴は、かえって同時代の斉国璽印に用例が多くある（『古璽彙編』番号：〇〇三五、〇〇三八、〇〇四三参照）。

③印面の布字の特徴及び文字構造の特徴は、燕国白文璽印の文字風格と合致しない（第一節官図一（官図十九参照））。

### 【偽印十七】

出典：『中国古印図録』（大谷大学所蔵禿庵文庫） 神田喜一郎・野

上俊静（監修） 大谷大学（発行） 一九六四年八月 璽印番号：一



出典：『中国璽印類編』小林斗盒 二玄社 一九九六年二月 一一八頁右上

情報：印影と釈文「叢都之鉢」の他に情報は一切なし。

按：小林斗盒氏の『中国璽印類編』によれば、当該璽印は『簠齋印集』（陳介祺 一八五二年）に見える。印鈕などの情報を見ないが、印影の大きさと印文の行文格式から執筆者は燕国璽印の偽造品と判断する。

①「叢」字の「戈」部の文字構造は燕国璽印文字に見る形と合致しない（燕国璽印特殊文字字形表二⑳参照）。

②「都」の文字構造は、燕国烙馬印「日庚都萃車馬」にある「都」字を参照して偽造したと推定できる。印面布字も同じく「日庚都萃車馬」の特徴を取り入れたであろう。

③燕国白文官璽の「…都+官職」の行文格式（第一節（一）官璽参照）

によれば、「都」の直後に「職官名」を加える特徴があり、当該璽印のように「之璽」二字を「都」の直後に加える例は未見である。

#### 【偽印十八】



出典：『鉢印精選』曾紹杰 内政部台内製字第一五六号 一九八六年十二月 三十六頁左下

情報：印影と釈文「陽国之鉢」の他に情報は一切なし。

按：園田湖城（夢盒一八八六〜一九六八）が編集した『穆如清風室攷藏古官印』（河野隆氏蔵本）に見られる。「陽」字の「卩」部（燕国璽印特殊文字字形表二㉓参照）と「國」字の「戈」部（同表二㉔）の文字構造、及び以下の①〜③の根拠により、燕国官璽の偽造品と判断する。

①曾紹杰氏は「陽国之鉢」と釈読しているが、「陽国」は文献に記載がなく、燕国璽印にも見ないので、捏造した地名であろう。

②文字構造の面では、「陽」字の「卩」部については燕国璽印文字の特徴が見える（燕国璽印特殊文字字形表二㉓参照）。ただし、

燕国璽印の「陽」字は全て筆画を省略して「易」字に作る（『古璽彙編』番号：〇〇五一・〇一五八・〇一八八・〇一八九参照）が、当該璽印はその特徴に即していない。また「国」字の「戈」部については燕国璽印文字の特徴を有するが（燕国璽印特殊文字字形表二②⑦参照）、燕国陶文の「国」は人名として頻出し、「」の文字構造であり、当該璽印の「国」字の形と異なる。

③行文格式によれば、燕国四角形白文官璽に「之璽」二字を加える例を見ない。

【偽印十九】



出典：①『歴代璽印断代標準品図鑒』孫慰祖 吉林美術出版社 二〇一〇年二月 七頁番号：一三参照 ②『璽印篆刻收藏図鑑』張學 線装書局 二〇一四年四月 二六頁左

情報：①『歴代璽印断代標準品図鑒』上海博物館の蔵品 积文：「平岡都鈔」 材質：銅 鈕制：鼻鈕 年代：戦国（燕） 通高：一・

六五 cm 横：三・二 cm 縦：三・二 cm ②『璽印篆刻收藏図鑑』上海博物館の蔵品 积文：「平岡都璽」 材質：銅 年代：戦国 縦：二・八 cm 横：二・九 cm

按：上海博物館の蔵品である。「都」字が付く特徴、及び以下の①、③の根拠により、燕国官璽の偽造品と判断する。

①当該璽印の印鈕や印体の器形は燕国官璽に見ない（第一節官図一、官図廿五参照）。

②燕国官璽の印文の排列は右から左であるが、当該璽印の印文排列は左から右あり、燕国官璽に用例がない。

③当該璽印の「：都十璽」の行文格式は、燕国官璽の行文格式「：都十職官名」（第一節（一）官璽参照）と合致しない。

【偽印廿】



偽印廿附図①

出典：『中国歴代璽印集粹』戴青山 線装書局 一九九七年九月 四三頁

情報：印影と积文「□陽都璽」の他に情報は一切なし。

按：当該璽印は中村不折氏の旧蔵で現在は台東区立書道博物館の藏品である。執筆者は以下の①～③の根拠により、羅福頤氏がすでに指摘するとおり偽造品と判断する。<sup>181</sup>

①印鈕（印鈕の図は、執筆者の模写）は燕国官璽に見ない形である。

②当該璽印は附図①<sup>182</sup>を模刻したものと推定される。

③当該璽印の「…都」の直後に「璽」字を加える用例は、燕国白文官璽「…都十官職」の行文格式に適合しない（第一節(一)官璽参照）。

【偽印廿一】



偽印廿一附図②

出典：「山東博物館蔵五官印攷」衛松涛『印学研究（2014）古璽印研究專輯』山東省博物館（編）呂金成（主編）文物出版社 二〇一四年三月 一一一頁

情報：「易都令鈔」材質：銅 年代：戦国（齊） 直径：一・六五cm  
鈕制：鼻鈕 印文：白文 もと齊魯大学の藏品で、山東省文管会に寄贈され、一九五五年六月に山東博物館に入った。

按：「易都」の用語と「都」字の文字構造から燕国璽印の特徴を見る

が、執筆者は①～③の根拠により燕国璽印の偽造品と判断する。

①当該璽印の鈕制は燕国官璽に見ない形である（第一節官図一～官図廿五参照）。

②「都」字の文字構造は燕国官璽に見る「都」字と似るが、「邑部」に構造上の差が見える（燕国璽印特殊文字字形表一⑪参照）。

③印文「易都令鈔」（…都十職官名+璽）の行文格式は、燕国白文官璽「…都十職官名」の行文格式と合致しない。燕国官璽は末に「璽」字を加えないのが特徴である。

【偽印廿二】



偽印廿二附図③

出典：『大漠齋蔵古印選』鄔曉邵 甘肅人民出版社出版 二〇一五年七月

情報：「禾口都司徒」戦国（燕） 鈕制：瓦鈕 材質：青銅 横：一・九cm  
縦：一・九cm

按：鄔曉邵氏の著である『大漠齋蔵古印選』の他に見ない。燕国官璽の偽造品と判断する。

- ①印体は燕国白文官璽と異なる(第一節官図一、図十九参照)。  
 ②「都」字の「𠄎」部の上部と「司」字の「口」部の形は燕国白文官璽に見る「都」「司」二字と区別がある。当該璽印は附図③『古璽彙編』番号：〇〇一六参照)を偽造した物と推定する。

【偽印廿三】



出典：『有鄰館古印存』藤井齊成会有鄰館(撰印)今田 達(発行者)  
 株式会社同朋舎出版(発行所) 株式会社大入 一九九二年一月二十八日 第一巻

情報：印影と积文「都司徒鉢」の他に情報は一切なし。

按：印影のサイズは横：一・六五cm 縦：一・七五cmである。印体が見えないが、「都」字の文字構造(燕国璽印特殊文字字形表一①参照)から、燕国官璽の偽造品と判断する。

- ①燕国白文官璽「…都+職官名」の行文格式(第一節(一)官璽参照)に照らすと、当該璽印は「都」字の前に地名を表わす内容を欠く。  
 ②当該璽印「都+職官名+璽」の行文格式(同右参照)によれば、官職名である「司徒」の直後に当該璽印のように「璽」字を加える用例はない。

【偽印廿四】



出典：『古璽彙編』番号：〇〇二四

情報：积文「司馬之璽」 時代：戦国 縦：一・九cm 横：一・八五cm 朵雲軒供稿<sup>183</sup>

按：「馬」の文字構造から、燕国官璽の偽造品と判断する。

- ①「馬」字は燕国璽印に見る文字構造と似るが、たてがみの三つの横画の一つが抜けている(燕国璽印特殊文字字形表一②参照)。  
 ②当該璽印「(司馬)職官名+之璽」の行文格式は燕国白文官璽「…都+職官名」の行文格式(第一節(一)官璽参照)と合致しない。燕国官璽は「職官名」の直後に「之璽」二字を加えないのが特徴である(第一節(一)官璽参照)。

【偽印廿五】



出典：吳硯君「古璽印研究与學習略談」東方藝術十六期（二〇〇九年）七八〜七九頁

情報：「疑市（師）之鈔」材質：銅質 鈕制：鼻鈕

按：印鈕の形と印文「疑」「師」二字の文字構造によれば、燕国官璽の偽造品と判断する。理由として、次のとおりである。

①「**大疑**」字は即ち「**疑**」字であろう、燕国璽印に頻出する文字である。しかし、当該璽印に見る「**疑**」字の「**大疑**」の文字構造は、燕国璽印に例が見ない。燕国璽印に見る「**疑**」字は全て「**疑**」（『古璽彙編』番号：〇〇五〇、〇〇五八、〇一八六、五五五三参照）の文字構造である。

②「師」字の用例は燕璽に二例があり、印文内容はともに「某（地名）+ 鑄師+ 璽」の行文格式と見える。「**疑**」字は地名として燕璽に頻出するが、当該璽印「**疑**師」の言葉は意味不明である。なお、印文「地名+ 師+ 之璽」の行文格式は、燕璽に未見である。

③印面の布字の特徴及び文字風神の特徴は、燕国白文璽印の文字風格と合致しない（第一節官図一〜官図十九参照）。

【偽印廿六】



偽印廿六・一

出典：『黃賓虹古璽印積文選』浙江省博物館編 上海書畫出版社 一九九九年九月 第四印

情報：積文：「**疑**、**疑**、**疑**、**疑**」注：『古籀篇』（四・四一）**疑**。洵河、今河北三水東北。**疑**、『古籀篇』（一〇・二二）**疑**型。

按：ざっと見ると、字形や内容によれば、燕国官璽の特徴であるが、実際に燕国官璽の模作品で、偽物である。『古璽彙編』の「番号：〇〇一七（偽印廿六・一参照）」が見られる。鄧京氏は「①印文中の都字は燕国璽印に見る都字の文字構造と異なる箇所がある。燕国璽印に見る都字の邑部の末筆は右下に払い特徴があるので、当該璽印に見る都字はその特徴が見ない。②燕国璽印の布字は緊密感があり、当該璽印の布字は散漫している。③燕国地方官の用印はサイズが二・二・五の間に在り、当該璽印のサイズは三に近い。」<sup>184</sup>と指摘しながら、偽印と判断したことがある。なお、燕国璽印の印文行文格式によれば、五字の印文だったら、字数の排列は「左二右三」の配置である特徴があり、当該璽印の字数配置

はその特徴と合致しない。鄧京氏の説にしたがって、燕国官璽の偽造品と判断する。

【偽印廿七】



出典：『平倉攷蔵古璽印選』神田喜一郎（編修者）・加藤慈雨楼（編者） 臨川書店 一九八〇年五月 第一巻七頁

情報：印影の他に情報は一切なし。

按：「公孫」二字の文字構造から、燕国私璽の偽造品と判断する。なお、羅福頤氏は已に該当璽印を偽物と指摘している。<sup>185</sup>

①「公孫」の姓は、私璽に頻出し、「公」と「孫」の各文字構造に燕国文字の特徴が見られる（燕国璽印特殊文字字形表一④⑧参照）。

②燕国私璽の印文は基本的に「姓＋名」の行文格式であり、「名」の直後に「璽」字を加える用例がなく（第一節（二）私璽参照）、当該璽印の「姓＋名＋璽」の行文格式と合致しない。なお、印文字の筆画が硬くて、第三字の筆画が判別できない。捏造文字であろう。

【偽印廿八】



出典：『先秦印風』（中国歴代印風系列）黄惇（総主編）徐暢（本巻主編） 重慶出版社 一九九九年十二月 九七頁右上

情報：印影と釈文「公孫達之鈿」の他に情報は一切なし。

按：印影のほかに関する情報がないが、印文の「公孫」二字の構造に燕国文字の特徴が見えるので、燕国私璽の偽造品と判断する。

①サイズは大きく、私璽にないものである。

②燕国私璽の印文は基本的に「姓＋名」の行文格式であり（第一節（二）私璽参照）、「人名」の直後に「之璽」二字を加える燕国私璽の用例がなく、当該璽印の「姓＋名＋之璽」の構成は燕国私璽の印文行文格式と合致しない。

【偽印廿九】



出典：『先秦印風』（中国歴代印風系列）黄惇（総主編）徐暢（本巻

主編）重慶出版社 一九九九年十二月 九七頁右中

情報：印影と釈文「左□□鈔」の他に情報は一切なし。

按：当該印の「左」字は燕国官璽の代表的な文字構造である（燕国璽印特殊文字字形表一⑨参照）。『先秦印風』では「戦国姓名私璽」類に入れているが、燕国の私璽でも官璽でもない。燕国文字を取り入れて捏造した偽造品と判断する。

①官璽の面から分析すれば、「左」の文字は燕国官璽に頻出するが、燕国四角形白文官璽「…都+職官名」の行文格式が見えない。

②私璽の面から分析すれば、印面のサイズが燕国私璽に見えない大きさである。そして、第二字と第三字が古文字に見えない文字構造で、意に任せて捏造した文字と推定する。なお当該印の末に「璽」字を加えるのは、燕国私璽の「姓+名」或は「姓+生+名」の行文格式（第一節(二)私璽参照）と合致しない。

## (二)燕国偽陶文

### 【偽陶文印跡一】



出典：『古陶文彙編』高明（編著）北川博邦（翻訳）中国北京・中

華書局+日本・東方書店 一九八九年五月 三八九頁番号：四・一

三〇

情報：「湯都司徒鈔」出土地：易県 『徳九存陶』（楊昭儁 社会科学院考古研究所図書室蔵）より複製

按：王恩田氏も<sup>18)</sup>「湯都司徒璽」と読む。出土地を「易県」と記しているが、その根拠は不明である。以下の①②③の根拠により、燕国陶文印跡の偽造品と判断する。

①燕国璽印に「易都」は頻出するが「湯都」の用例を見ない。

②燕国璽印文字の「都」字の右半部は「**𠄎**」の文字構造であるので、当該陶文印跡の「都」字の右半部が「**𠄎**」であるのは、誤りと推定する（燕国璽印特殊文字字形表一⑩参照）。

③「湯都司徒璽」（…都+職官名+璽）の行文格式は、燕国官璽「…都+職官名」の行文格式と合致しない。燕国官璽は「官職」である「司徒」の直後に「璽」字を加えないのが特徴である（第一節

(第一節(一)官璽及び官図一(官図十九参照))。

## 【偽陶文印跡二】



出典：『古陶文彙編』高明(編著) 北川博邦(翻訳) 中国北京・中

華書局+日本・東方書店 一九八九年五月 三八九頁番号：四・一

三一

情報：釈文：「左部都□司馬之璽」 出土地：易県 『徳九存陶』(楊

昭備 社会科学学院考古研究所圖書室蔵) より複製。

按：田煒氏は「左部都車司馬之璽」<sup>187</sup>と読む。『歴代印匁封泥印風』

<sup>188</sup>に「左部都車司馬之鈔」と釈読する。出土地を易県と記しているが、これに関する詳しい情報がない。燕国陶文印跡の偽造品

と判断する。

①燕国璽印に見る「馬」字の形の特徴があるが、たてがみを示す三つの横画がない(燕国璽印特殊文字字形表一②参照)。

②燕国璽印に「左司馬」「右司馬」の職官名が頻出するが、当該璽印に見る「□司馬」の職官名を見ない。捏造した官職名であろうと推定する。

③印文「左□都□司馬之璽」(：都十職官名十之璽)の行文格式は、燕国官璽「：都十職官名」の行文格式と合致しない。燕国官璽では「官職」である「司馬」の直後に「璽」字或は「之璽」を加えないのが特徴である(第一節(一)官璽及び官図一(官図十九参照))。

本節では、本論文で提示した燕国璽印の判断標準を参照した上で、印鈕の器形、印文の文字構造、印文の行文格式を総合して分析した。その結果、古璽印資料及び伝世璽印中に、偽造の燕国璽印廿七点、陶文印跡二点を摘出し得た。廿七点の偽造燕国璽印には、陽文四顆、白文廿三顆があり、印鈕の器形が見られるものが十二顆ある。また、廿七点中に偽造官璽廿四顆、偽造私璽二顆があり、残る一顆は官璽か私璽かが判断できない。二点の偽造陶文印跡は同じ官璽の印跡である。材質の面では、番号「偽印十四」が玉造である他は、材質が明らかかなものはすべて銅である。偽造手段では、鑿刻と鑄造の二類が見られる。印面の形から分類すれば、長細形と四角形及び丸形の三類がある。官璽の偽造を中心する廿七点の燕国偽璽印には、印文

の末に「璽」字が付くものが一七点、「鏹」字が付くものが一点あり、二点の陶文印跡には同じ「璽」字が付いている。二点ある私璽は、同じく複姓「公孫」である。官璽は私璽と比べれば、学術面の価値及び市場の値段も高いであろう。したがって、官璽が偽作者の的になると考える。

### (三)その他

昔は印影しかなかったものが、近年、古璽印資料が公開されるとともに、璽印の器形も見えるようになった。器形を印文と結びつけなければ、単に璽印の器形、或は文字中心の研究となつて、全面的な考察ができないと考えている。例えば、下に掲げる「其の他(図版二)」は、印体は燕国官璽の器形に見えるものであるが(第一節図一〜図三〇参照)、印文は同時代の楚国の文字構造である。また、「その他(図版一)」のように、双子のように同じ印文と同じ器形の璽印も発見した。これらの問題は、古璽印研究における新たな課題になると考える。

### 【その他(図版一・二)】



出典：『璽印(故宫博物院藏文物珍品大系)』鄭珉中 上海科学技术出版社

版社・商務印書館(香港) 二〇一一年七月 一八頁

情報：北京故宫博物院藏品 积文：「外司庫鏹」 時代：戦国(燕)

材料：銅 鈕制：鼻鈕 朱文官印 印体通高：九・五cm 印面：

縦五・一cm 横一・四cm 燕国貨幣鑄造機構用印と推定する。

【その他 (図版一・二)】



出典：石志廉「戦国古璽考釋十種」『中国歴史博物館(館刊)総第二期』

文物出版社 一九八〇年九月 一一三頁

情報：北京故宮博物院藏品 积文：「外司婁端(爐)端」時代：戦国

(燕) 通高：一〇 cm 縦：四・八 cm 横：一・三 cm 鈕制：

長柄鈕 燕国貨幣鑄造官の用印と推定。

【その他 (図版一・三)】

【其の他 (図版一・三)】



出典：『故宮博物院藏古璽印選』羅福頤 文物出版社 一九八二年十

二月 一七頁番号九〇

情報：北京故宮博物院藏品 印影と积文「外司婁端」の他に情報は

一切なし。

【その他 (図版一・四)】

【其他(図版一・四)】

外司爐鑄



出典：『方寸乾坤』（浙江省博物館典藏大系）駱堅群（主編）浙江古

籍出版社 二〇〇九年十一月 二九頁

情報：浙江省博物館藏品 积文：「外司爐鑄」 時代：戦国（燕） 通

高：九 cm 縦：五 cm 横：一・四 cm 鈕制：柱鈕 材料：銅 「外

司爐、職掌鑄造之官」

【其他(図版一・五)】

【其他(図版一・五)】

外司聖鑄



出典：『中国歴代鑿印芸術』王人聡・游学華 浙江省博物館・香港中

文大学文物館 二〇〇〇年 五一頁番号七

情報：浙江省博物館藏品番号：二〇二二一 积文：「外司□鑄」 材

料：銅 鈕制：柱鈕 印形：長方形 通高：九 cm 縦：五 cm 横：

一・四 cm

按：『古璽彙編』番号：〇三六五参照。吳振武氏の「釋雙劍諺舊藏

外司聖鑄璽」<sup>189</sup>に詳しい記載がある。于省吾氏の旧蔵で『雙劍

諺古器物図録』<sup>190</sup>に収録され、今は故宮博物院（北京）の所蔵

である。

前に掲げたとおり、当該璽印には図一・一と図一・四と五の二つがあり、一件は故宮博物院の藏品、一件は浙江省博物館の藏品で、サイズが少し違うことが判る。石志廉氏は「外司廬(爐)端」<sup>191</sup>と読むが、呉振武氏は「外司聖端」と読んでいる。呉氏によれば、「司聖」は即ち「司聽」である。「聖」と「聽」は通假字で、互いに通用する。「司聽」は官名であり、当該璽印を王の代わりに国情や民情を視察する官用の用印とするとの結論を出した。両氏は、ただ文字字の角度から論争するのみで、当該璽印に具わっている特別な柄に、あまり気をとめなかったという。特別な形状印は特別な用途のためにデザインされたと考える。執筆者は「外司廬端」と積読して問題がないと考える。<sup>192</sup> 器形や印文は同じであるので、一方が偽物であろう。どちらが偽物であるかは、実物を見なければ簡単に結論を下すことができないので、再検討が必要である。よって本論文では当該璽印に関する検討はここで止める。

【その他(図版二)】



出典：①『鑑印山房藏古璽印菁華』許雄志(編)河南美術出版社 二〇〇六年七月 一頁璽印番号…一

情報：「管邦率鈔」材質：銅 鈕制：鼻鈕 縦：二・四 cm 横：二・四 cm 通高：一・五 cm

出典：②『盛世璽印録』呉硯君(編著)芸文書院 二〇一三年五月 四頁璽印番号〇〇五

情報：「管邦達鈔」国別：楚 縦：二・三 cm 横：二・三 cm 通高：一・五 cm 許雄志提供

按：当該璽印は許雄志氏個人の藏品である。印鈕は典型的な燕国官璽の器形であるが(第一節官図一と官図十九参照)、文字には同時代の楚国文字の文字構造と風格が見られる。呉紅松・何琳儀両氏の「古璽印菁華积地三則」には「管邦率鈔」と読み、「管」は地名で今の安徽省宿州市北符離集と指摘する。施謝捷氏<sup>193</sup>及び田煒氏は「筑邦率鈔」と読んで、「筑邦率」とは筑邦の長である。筑邦率と筑邦の関係は、匠師と匠人の関係に相当する。<sup>194</sup>と指摘する。璽印の器形と文字特徴から考察すると、当該璽印の真偽問題に疑いがあるが、複雑な歴史要因が考慮されるので、簡単に真偽を判断できない。再検討の必要があり、真偽未定としておく。

おわりに

本論文は、燕国璽印や陶文印跡に関する考察を進め、その結果、標準器形として官璽三〇顆、私璽七一顆(吉語璽六顆、凶形璽三顆含め)を提示した。なお、前人研究者の研究成果を参照しながら、伝世文献と出土資料に基づいて、燕国の市名七件、官職名十件、複姓十一件を確認した。

一、本論文で提示した判別基準に基づけば、燕国璽印には下記の特徴が指摘できる。

◇器形面について◇

①壇形鼻鈕の四角形印面で白文の銅製官璽は、サイズが（通高・一・四〜一・七cm 印面・一・九〜二・四cm）の間で変動する（第一節官図一〜図十九参照）。

②柱形鼻鈕（長い柄が付く）の長細形印面で朱文の銅制官璽は、燕国以外には同時代の他国に見ないと判断できる（第一節官図廿七〜図三〇参照）。

③別の用途（烙印）である柱鈕中空の四角印面で朱文の巨大銅制官璽の器形は、同時代の他国に例を見ない（第一節官図廿六参照）。

◇字形の面について◇

①燕国璽印及び陶文印跡に見る固有の字形三一個を抽出した（燕国璽印特殊文字字形表一参照）。

②固有の偏旁部首十一個を抽出した（燕国璽印特殊文字字形表二参照）。

◇印文の行文格式について◇

①官璽（壇形鼻鈕の四角形印面で白文の銅製官璽）については、「…都+職官名」の行文格式に帰納できる。

②私璽については、「姓+生+名」の行文格式に帰納できる。

二、検討し指摘した燕国璽印の標準器に基づいて、国別未定の璽印資料から官璽五顆、私璽五十四顆、封泥三顆「官璽印跡二顆、

私璽印跡一顆）を抽出した。なお、伝世璽印資料中に偽造である官璽廿四点、私璽二点、官璽でも私璽でもないもの一点、偽造陶文二点を指摘した。偽造の璽印と陶文については、官璽が中心で、サイズは大きく、印文の末に「璽」字を加える特徴のあることが判明した。材質の面では、銅製の他に玉製の偽物もある。

三、田字格は秦時代に盛行するが、すでに戦国時代の燕国官璽に田字格、私璽に横日字格の用例がある。例は少ないが、萌芽の状態が見られる。

四、燕国官璽の鈕制には、壇形鼻鈕の他に、動物形の蟠螭鈕の用例のあることが判明した。

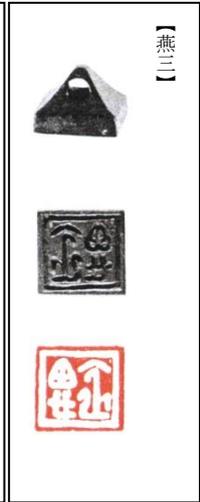
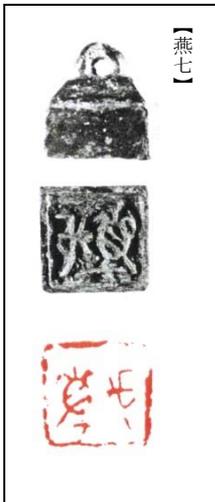
五、長い柄が付く「外司爐端」（その他〈図版一・一〜一・五〉参照）には印文・器形とも同じである。いわば双子の存在が確認できる。

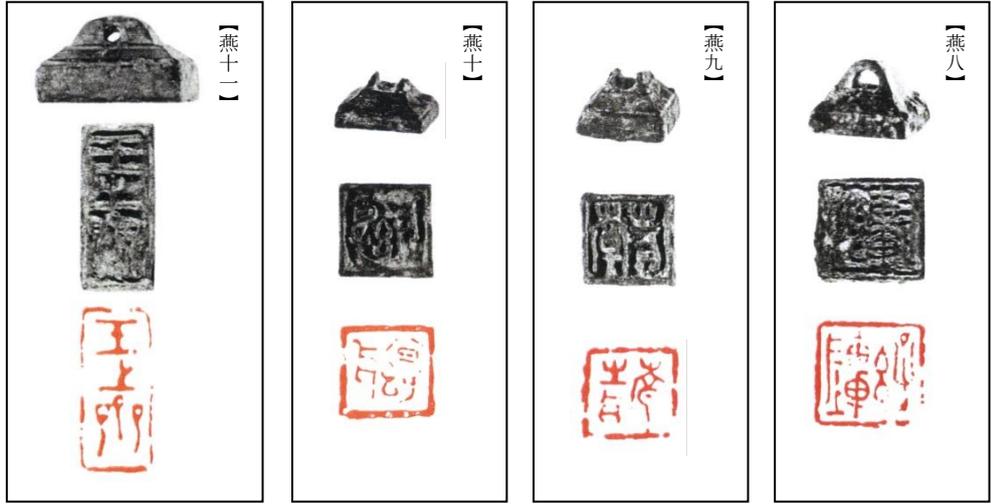
どちらが本物であるかは、現段階では判断できないが、一つは故宫博物院、一つは浙江省博物館の収蔵品である。

検出しえた燕国璽印一覧 (第三章参照) 各図は後掲する

文献	図版番号	文献番号 (頁)	印文特徴	サイズ (cm)	鈕制	材質	釈印	分類	備注
『中国古印図録』	燕一	2	朱文	4.56×1.54	柱	銅	左軍丞鑑	職官璽	
	燕二	4	白文	2.34×2.30	壇	銅	涿□都左司馬	職官璽	
	燕三	30	白文	1.12×1.16	覆斗	銅	定思	私璽	
	燕四	31	白文	1.10×1.10	壇	銅	公孫□	私璽	
	燕五	32	白文	1.41×1.41	覆斗	銅	□諫	私璽	
	燕六	50	朱文	1.34×1.34	壇	銅	王法	私璽	
	燕七	56	朱文	1.41×1.41	壇	銅	長□	私璽	
	燕八	67	朱文	1.42×1.45	覆斗	銅	孫陣	私璽	
	燕九	88	朱文	1.25×1.28	壇	銅	□生耳	私璽	鈕損
	燕十	95	朱文	1.20×1.20	壇	銅	公孫耳	私璽	鈕損
	燕十一	107	朱文	2.20×1.98	壇	銅	王生奇	私璽	
	燕十二	108	朱文	1.93×0.92	壇	銅	率加 (玄+釁)	私璽	
	燕十三	109	朱文	1.60×0.78	壇	銅	公孫華	私璽	鈕損
	燕十四	110	朱文	直径 1.43	壇	銅	□偉	私璽	
	『平倉收藏古璽印選』	燕十五	25 頁	白文	未詳	未詳	未詳	武易 (陽) 都	職官璽
燕十六		49 頁	朱白文	未詳	未詳	未詳	公孫倪	私璽	
燕十七		51 頁	朱白文	未詳	未詳	未詳	公孫倚	私璽	
燕十八		61 頁	白文	未詳	未詳	未詳	□嬰	私璽	
燕十九		67 頁	白文	未詳	未詳	未詳	長張	私璽	
燕二十		103 頁	朱文	未詳	未詳	未詳	王徠	私璽	
燕二十一		151 頁	朱文	未詳	未詳	未詳	□萃	私璽	
燕二十二		195 頁	朱文	未詳	未詳	未詳	□疾	私璽	
燕二十三		205 頁	朱文	未詳	未詳	未詳	長孫	私璽	
燕二十四		95 頁	朱文	未詳	未詳	未詳	陟都市短	職官璽	
燕二十五		221 頁	朱文	未詳	未詳	未詳	西方翼	私璽	
燕二十六		237 頁	朱文	未詳	未詳	未詳	莖	私璽	単字璽
燕二十七		259 頁	朱文	未詳	未詳	未詳	率加□	私璽	
燕二十八		261 頁	朱文	未詳	未詳	未詳	率加奇	私璽	
燕二十九		263 頁	朱文	未詳	未詳	未詳	留	私璽	
燕三十	273 頁	朱文	未詳	未詳	未詳	封 (邦?) □	私璽		
燕三一	297 頁	朱文	未詳	未詳	未詳	昌	吉語璽	単字璽	
燕三二	311 頁	朱文	未詳	未詳	未詳	丞	吉語璽	単字璽	
燕三三	87 頁	朱文	未詳	未詳	未詳	□道	私璽		
燕三四	30 頁	朱文	未詳	未詳	未詳	東方員	私璽		
燕三五	44 頁	白文	未詳	未詳	未詳	信莖矣	職官璽		







【燕十六】



【燕十七】



【燕十八】



【燕十九】



【燕廿一】



【燕廿二】



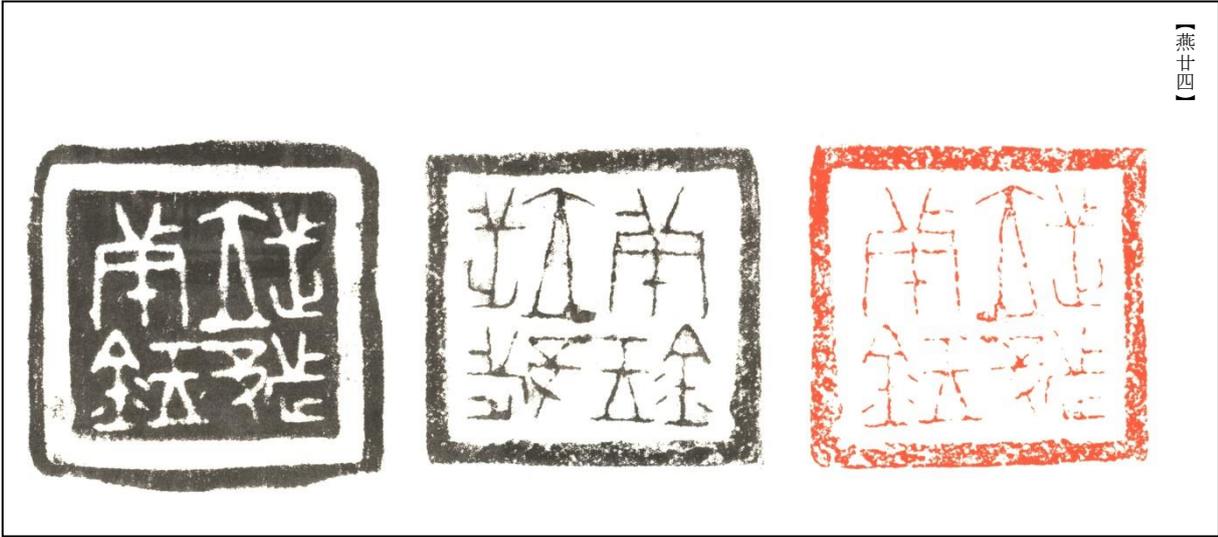
【燕廿三】



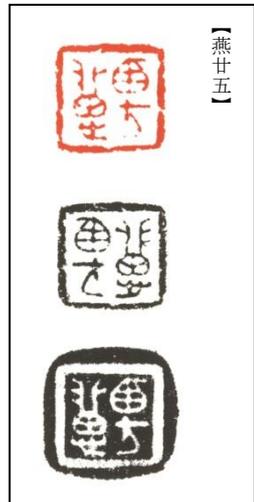
【燕廿四】



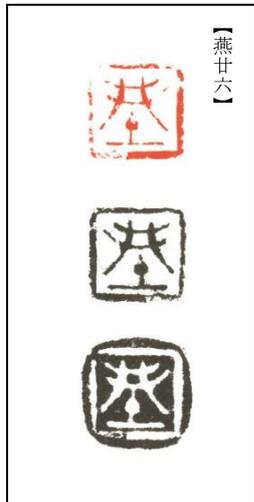
【燕廿四】



【燕廿五】



【燕廿六】

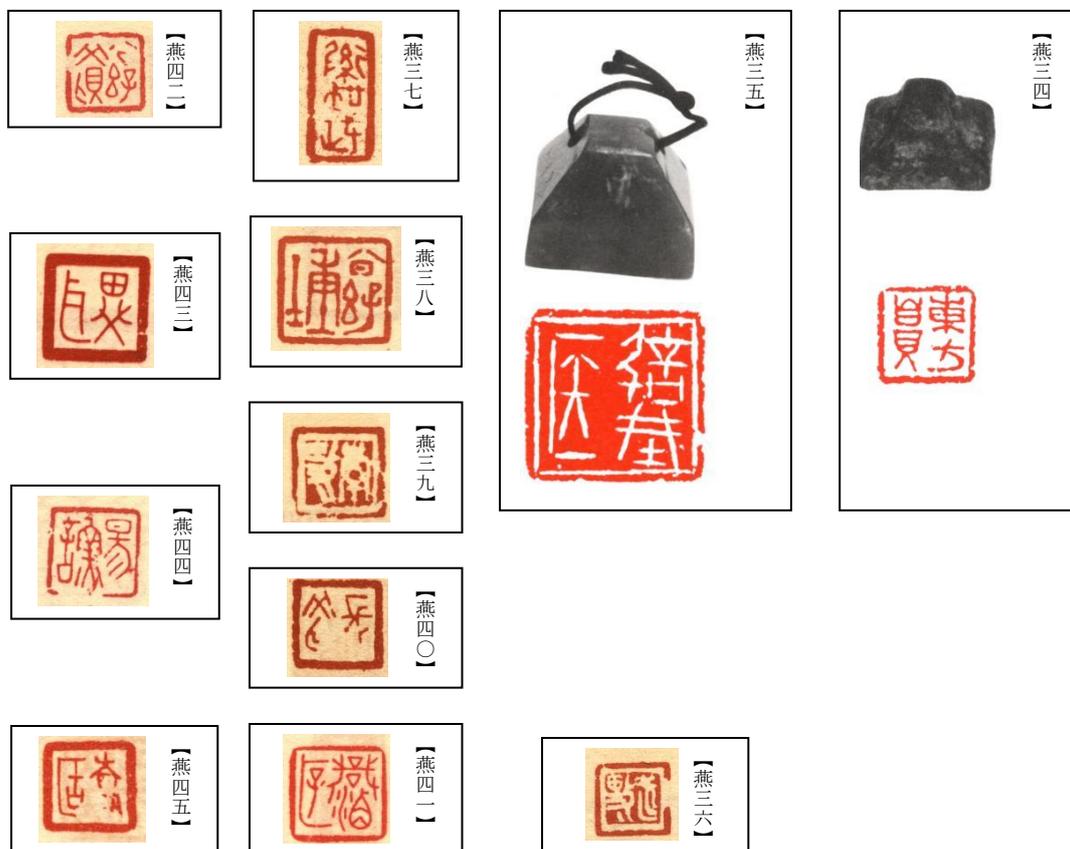
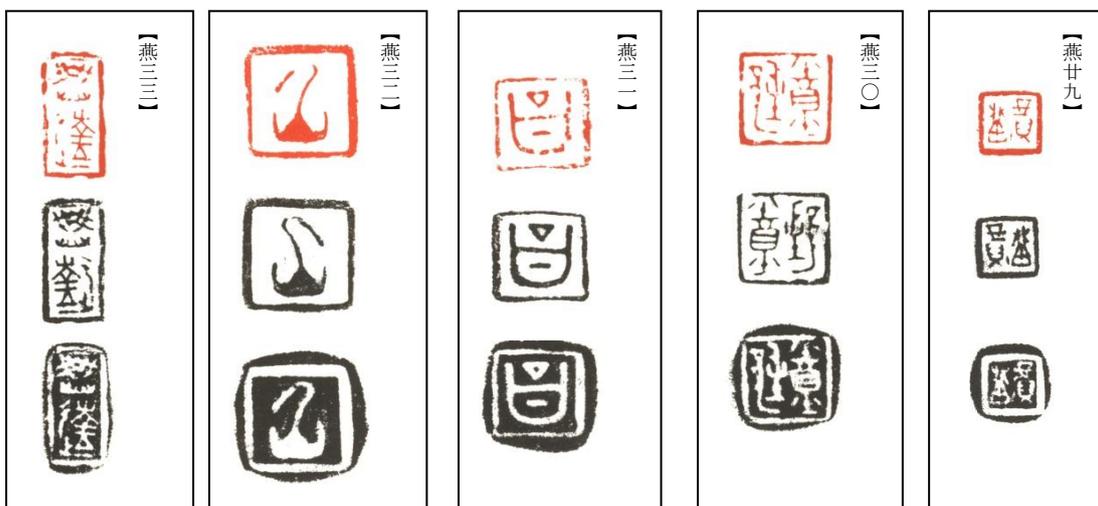


【燕廿七】



【燕廿八】





【燕四六】



【燕四七】



【燕四八】



【燕四九】



【燕五〇】



【燕五一】

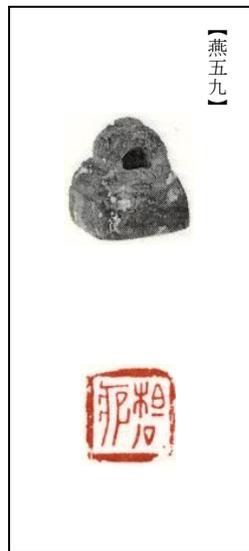
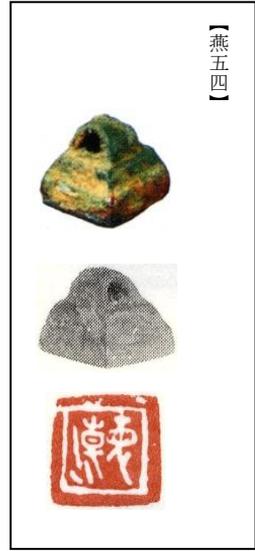
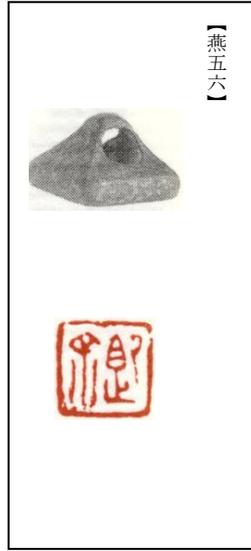


【燕五二】



【燕五三】





【燕六一】



【燕六二】



【燕六三】



【参考文献】

- 『歷代古印大觀』(原鈐印本)  
『穆如清風室印譜』(原鈐印本)  
『首都博物館藏古璽印選』(原鈐印本) 魏三網(監製) 徐偉(贈寫) 楊宝泰(印章鈐拓) 中国首都博物館・日本華夏有限公司(合作刊行) 一九九二年十一月  
『鴨雄綠齋古璽印選』(原鈐印本) 菅原石廬 一九九六年丙子二月鈐拓  
『新出歷代璽印集録』王人聰(編) 香港中文大學文物館專刊之一九八二年  
『新出歷代璽印集積』王人聰 香港中文大學文物館出版 一九八七年  
『平盒攷藏古璽印選』神田喜一郎(編修者)・加藤慈雨楼(編者) 臨川書店 一九八〇年五月  
『中国古印図録』(大谷大學所藏禿庵文庫) 神田喜一郎・野上俊静(監修) 大谷大學(發行) 一九六四年八月  
『中国古文字学通論』高明 北京大學出版社 一九九六年六月  
『中国古璽印学國際研討會論文集』王人聰・游学華 香港中文大學文物館 二〇〇〇年三月  
『中国歷代璽印芸術』王人聰・游学華 浙江省博物館・香港中文大學文物館 二〇〇〇年  
『中国歷代璽印集粹』戴青山 線裝書局 一九九七年九月  
『中国歷史博物館(館刊)總第二期』文物出版社 一九八〇年九月  
『中国歷史博物館藏法書大觀』(第四卷 璽印篆刻) 中国歷史博物館

館（編著）史樹青（主編）劉家琳（分卷主編）西林昭一（日本版  
監修）版權：〔日本〕柳原書店〔中國〕上海教育出版社 一九九  
年七月

『中國璽印類編』小林斗盒 二玄社 一九九六年二月

『中國璽印篆刻全集（璽印上下）』中國璽印篆刻全集編輯委員會（編  
莊新興・茅子良（本卷主編） 上海書畫出版社 一九九九年十一月

『中國璽印集粹』（鴨雄綠齋藏）菅原石廬（編著） 二玄社 一九九七年

『中國古璽印精選』（鴨雄綠齋藏）菅原石廬（編著） 有限会社ア  
ライフ社（發行所） 大阪書籍株式會社（印刷所） 二〇〇四年八月

『中國古代陶文集拓（原器拓本）』文雅堂 一九九九年

『中國古銅印之美』（考古齋コレクション）古河市篆刻美術館 二〇  
一二年九月

『中國書法全集 92』（先秦璽印卷）劉正成（主編） 榮寶齋出版社 二  
〇〇三年二月

『中國的印章』鄭佩香（主編） 大眾書局 一九九二年六月

『二十世紀出土璽印集成』周曉陸 中華書局 二〇一〇年一月

『鈔印精選』曾紹杰（編積） 內政部台內製字第一五六號 一九八  
六年十二月

『璽印篆刻收藏圖鑑』張學 線裝書局 二〇一四年四月

『璽印』（故宮博物院藏文物珍品大系）鄭珉中 上海科學技術出版  
社・商務印書館（香港） 二〇一一年七月

『戰國古文字典（戰國文字聲系）』何琳儀 中華書局 一九八九年九月

『戰國文字通論』何琳儀 中華書局 一九八九年四月

『戰國文字編』湯餘惠（主編） 福建人民出版社 二〇〇一年十二月

『戰國制度通考』繆文遠 巴蜀書社 一九八九年九月

『戰國題銘與工官制度』董珊 北京大學博士學位論文 二〇  
〇二年五月

『戰國璽印分域編』莊新興 上海書店出版社 二〇〇一年十月

『戰國璽印分域研究』陳光田 岳麓書社 二〇〇九年五月

『戰國東方五國文字構形系統研究』（漢字構形史叢書） 王寧（主編）

趙學清（著） 上海教育出版社 二〇〇五年十月

『陶文圖錄』王恩田 齊魯書社 二〇〇六年六月

『燕文字編』王愛民 吉林大學碩士學位論文 二〇一〇年四月

『燕下都』河北省文物研究所 河北省文物出版社 一九九六年八月

『故宮博物院藏古璽印選』羅福頤 文物出版社 一九八二年十二月

『古璽文編』校訂 吳振武 人民美術出版社 二〇一二年十一月

『古璽文編』故宮博物院編 羅福頤主編 文物出版社 一九八一年  
十月

『古璽彙編』故宮博物院編 羅福頤主編 文物出版社 一九八一年

十二月

『古璽彙考』施謝捷著（安徽大學博士學位論文） 二〇〇六年五月

『古璽探研』田煒 華東師範大學出版社 二〇一〇年五月

『古璽拾掇』施謝捷 安徽大學博士學位論文 二〇〇六年五月

『古璽通論』曹錦炎 上海書畫出版社 一九九六年三月

『古璽印概論』羅福頤 文物出版社 一九八一年十二月

『古璽印與古璽印鑑定』叶其峰 文物出版社 一九九七年十月

- 『古璽印收藏與鑑賞』鄧京 中國書店 二〇一三年二月
- 『古陶字彙』徐谷甫·王延林 上海書店出版 一九九四年五月
- 『古陶文彙編』高明(編著) 北川博邦(翻譯) 中國北京·中華書局·日本·東方書店 一九八九年五月
- 『古文字類編(增訂本)』高明·涂白奎 上海古籍出版社 二〇〇八年八月
- 『古文字構形學』劉釗 福建人民出版社 二〇〇六年一月
- 『古代銘刻論叢』葉其峰 文物出版社 二〇一二年十月
- 『古印窺·楚州宋專拓本』蔣一安(珍藏) 文史哲出版社 一九九三年一月
- 『古封泥集成』孫慰祖(主編) 蔡進華·張健·駱錚(編) 上海書店出版 一九九四年一月
- 『你應該知道的二〇〇件官印』(故宮收藏) 故宮博物院編 方斌(主編) 紫禁城出版社 二〇〇八年六月
- 『歷代璽印斷代標準品圖鑒』孫慰祖 吉林美術出版社 二〇一〇年二月
- 『步黻堂藏戰國陶文遺珍』唐存才編著 上海畫畫出版社 二〇一三年十月
- 『吉林大學藏古璽印選』吉林大學歷史系文物陳列室編 文物出版社 出版 一九八七年九月
- 『吉林出土古代官印』張英(等)編者 文物出版社 一九九二年十月
- 『芸林月刊』天津市古籍書店 一九三一年九月
- 『說文解字』(漢)許慎 中華書局版 一九七九年十月
- 『陝西新出土古代璽印』伏海翔 上海書店出版社 二〇〇五年一月
- 『先秦璽印圖說』徐暢 文物出版社 二〇〇九年一月
- 『先秦職官表』左言東 商務印書館 一九九四年七月
- 『先秦印風』(中國歷代印風系列)黃惇(總主編)徐暢(本卷主編)重慶出版社 一九九九年十二月
- 『方寸乾坤』(浙江省博物館典藏大系)駱堅群(主編)浙江古籍出版社 二〇〇九年十一月
- 『寸心篆籀——中國古代璽印鑑賞』郭兵(編) 湖南美術出版社 二〇〇九年五月
- 『山東新出土古璽印』賴非 齊魯書社出版 一九九八年二月
- 『鉄雲藏印選』徐敦德(選編) 西泠印社出版 一九九〇年八月
- 『天津市藝術博物館藏古璽印選』天津市藝術博物館(編者) 文物出版社 一九九七年八月
- 『天津博物館藏璽印』(天津博物館精品系列圖集) 天津博物館(編者) 文物出版社 二〇一三年十一月
- 『可齋論印新稿』孫慰祖 上海辭書出版社 二〇〇三年三月
- 『鑑印山房藏古璽印菁華』許雄志 河南美術出版社 二〇〇六年七月
- 『湖南古代璽印』陳松長 上海辭書出版社 二〇〇四年十二月
- 『湖南省博物館藏古璽印集』湖南省博物館編 上海書店出版 一九九一年六月
- 『印學研究(2014)古璽印研究專輯』山東省博物館(編)呂金成(主編) 文物出版社 二〇一四年三月

- 『印学研究(2014 古璽印研究專輯)』山東省博物館(編) 呂金成(主編) 文物出版社 二〇一四年三月
- 『(印象深刻)院藏璽印展』林曼麗(發行人)游國慶(文字撰述) 台北故宮博物院 二〇〇七年
- 『有鄰館古印存』藤井齊成会有鄰館(撰印)今田達(發行者)株式會社同朋舎出版(發行所)株式會社大入 一九九二年一月二十八日
- 『有鄰館精華』有鄰館学芸部・藤井善美・藤井善嗣・藤井善豪(編集) 藤井齊成会(發行) 艸芸社(制作) 二〇〇三年四月
- 『有隣館藏璽印精華 官印編』加藤慈雨楼(編者) 藤井齊成会(發行) 一九七六年六月
- 『書道全集』(第廿七卷)下中彌三郎(編輯兼發行者) 平凡社 一九三二年四月
- 『常熟博物館藏印集』錢浚・吳慧虞 人民美術出版社 一九九七年九月
- 『周叔弢先生捐獻璽印選』天津市藝術博物館編 一九八四年三月
- 『図説中国古印研究史―近代の古璽印研究の発展』羅福頤(著) 北川博邦(訳) 雄山閣 一九七五年四月
- 『不手不止』(第十号 特集Ⅱ秦漢古璽印選)浦野俊則・小野寺啓治・小木良一・西林昭一 不手非止刊行会 一九八四年六月
- 『春秋戰國秦漢時代出土文字資料の研究』江村治樹 汲古書院 二〇〇〇年一月
- 『十六金符齋印存』吳大澂藏印 上海書店出版 一九八九年九月
- 『十鐘山房印學選』上海書畫出版社編 上海書畫出版社 一九九一

年九月

『于省吾教授誕辰一百周年紀念文集』吉林大學出版社 一九九六年九月

『雙劍謠古器物圖録』于省吾 中華書局出版社 二〇〇九年四月

『七國考訂補』「明」董說(原著)繆文遠(訂補) 上海古籍出版社 一九八七年四月

注

- 1 楊寬『戰國史』上海人民出版社 一九八〇年 四頁
- 2 孫慰祖『歷代璽印斷代標準品圖鑒』吉林美術出版社 二〇一〇年二月 二一頁
- 3 周曉陸『二十世紀出土璽印集成』中華書局 二〇一〇年一月 三六〇三八頁
- 4 有鄰館学芸部(編集)藤井齊成会(發行)『有鄰館精華』平成十五年四月 番号二七参照。
- 5 柯昌濟(著)徐蜀(選編)『金文分域編(二十一卷)』『餘園叢刻』本一九三三年『國家圖書館藏金文研究資料叢刊2』北京圖書館出版社 二〇〇四年三月 五七五頁
- 6 羅福頤「近百年來對古璽文字之認識和發展」『古文字研究』(第五輯)中山大學古文字研究室編 中華書局出版 一九八一年一月 二五四頁
- 7 「古璽合文考(十八篇)」吳振武 『古文字研究』第十七輯 中華書局 一九八九年六月 二六八頁
- 8 第二章「燕國璽印研究―長細形璽印の印文中の(端)を中心に―」『燕國長細形璽印の保存現狀』の表参照
- 9 駱堅群(主編)『方寸乾坤』(浙江省博物館典藏大系)浙江古籍出版社 二〇〇

○九年十一月 三〇頁

- 10 王国維『王国維遺書』上海古籍書店 一九八三年版 卷六
- 11 唐蘭『古文字學導論』(增訂本) 齊魯書社 一九八一年
- 12 李學勤『戰國題銘概述』『文物』一九五九年第七期五〇頁、第八期六〇頁
- 13 王寧(主編)趙學清(著)『戰國東方五國文字構形系統研究』(漢字構形史叢書) 上海教育出版社 二〇〇五年十月
- 14 孫剛『齊文字編』福建人民出版社 二〇一〇年一月
- 15 劉杉徽・劉長武『楚系金文彙編』湖北教育出版社 二〇〇九年五月
- 16 王愛民『燕文字編』吉林大學碩士學位論文 二〇一〇年四月
- 17 湯志彪『三晉文字編』作家出版社 二〇一三年十一月
- 18 周波『戰國時代各系文字間的用字差異現象研究』綫裝書局 二〇一二年十二月
- 19 繆文遠『戰國制度通考』巴蜀書社 一九八九年九月 二三〇頁
- 20 何琳儀『戰國文字通論』中華書局 一九八九年四月 九二頁
- 21 羅福頤主編『古璽彙編』故宮博物院編 文物出版社 一九八一年十二月
- 22 高明(編著)北川博邦(翻訳)『古陶文彙編』中國北京・中華書局+日本・東方書店 一九八九年五月
- 23 吳振武「積(受)並論盱眙南窯銅壺和重金方壺的國別」『古文字研究』第一輯、中華書局、一九八六年六月 五一頁
- 24 何琳儀『戰國古文字典(戰國文字聲系)』中華書局 一九八九年九月 一八六頁
- 25 湯餘惠(主編)『戰國文字編』福建人民出版社 二〇〇一年二月 二一頁
- 26 王愛民『燕文字編』吉林大學碩士學位論文 二〇一〇年四月 六二頁
- 27 王寧(主編)趙學清(著)『戰國東方五國文字構形系統研究』(漢字構形史叢書) 上海教育出版社 二〇〇五年十月 一一三頁
- 28 莊新興『戰國璽印分域編』上海書店出版社 二〇〇一年十月 三頁
- 29 莊新興『戰國璽印分域編』上海書店出版社 二〇〇一年十月 一一頁
- 30 ①何琳儀『戰國文字通論』中華書局 一九八九年四月 九九頁參照。②何琳儀『戰國古文字典(戰國文字聲系)』中華書局 一九八九年九月 一〇二八頁參照。

- 31 朱德熙「戰國匋文和璽印文字中的〈者〉字」『古文字研究』(第一輯) 吉林大學古文字研究室編 中華書局出版 一九七九年八月 一一六—一二〇頁
- 32 何琳儀『戰國古文字典(戰國文字聲系)』中華書局 一九八九年九月 五六頁
- 33 趙平安「論燕國文字中的所謂〈都〉當為〈郟〉(郟)字」『語言研究』二〇〇六年十二月 七七頁
- 34 裘錫圭「戰國貨幣考(十二篇)」『北京大學學報』(哲學版) 一九七八年第二期 六九—八三頁
- 35 張英(等)編者『吉林出土古代官印』文物出版社 一九九二年十月 璽印番号・一八三 積文・二二一頁「今生狗」參照
- 36 裘錫圭「戰國文字中的〈市〉」『考古學報』(一九八〇年第三期) 科學出版社 一九八〇年七月 二八五—二九六頁
- 37 「陝西清澗縣又發見商代青銅器」高雪『考古』編輯部 科學出版社 一九八四年八月 七六一頁參照。高雪氏はこの銅器を戰國時代の楚國に屬するものと判断するが、今の資料によれば、高氏は間違っていると考えている。銘文の文字構造によれば、文中の「器」「受」「左」の文字構造は、燕國文字に特別に存在している文字構造であるので、燕國の遺物として判断して、間違いない。陝西省は秦國の故地で、この銅器を戰利品として西の方に移したと考えている。考古の面には、類似的の文物の出土例があるので、執筆者は、この銅器を燕器と判断している。
- 38 周曉陸(主編)『二十世紀出土璽印集成』中華書局 二〇一〇年一月 七九六頁(七—〇八六)は「」字を「冢」字と積読する。
- 39 湯餘惠(主編)『戰國文字編』福建人民出版社 二〇〇一年 一三〇頁「器」字參照
- 40 徐谷甫・王延林(合著)『古陶字彙』上海書店出版 一九九四年五月 六〇頁「哭」字參照
- 41 何琳儀『戰國古文字典(戰國文字聲系)』中華書局出版 一九八九年九月 二〇〇頁「器」字參照
- 42 高明・葛英會『古陶文字徵』中華書局中國北京・中華書局+日本・東方書店 一九九〇年四月 四八頁「哭」字參照
- 43 曹錦炎「釋戰國陶文中的〈敝〉」『考古』科學出版社 一九八四年一月 八四頁

- 4 4 第五章「燕国陶文印跡中の『𠄎』字について」参照。
- 4 5 莊新興『戦国璽印分域編』上海書店出版社 二〇〇一年十月 六頁
- 4 6 ①『古陶文彙編』高明(編著) 北川博邦(翻訳) 中国北京・中華書局十日本・東方書店 一九八九年五月 三五七頁番号・四・一一 ②『步影堂藏戰國陶文遺珍』唐存才編著 上海書畫出版社 二〇一三年十月 一八〇頁参照
- 4 7 莊新興『戦国璽印分域編』上海書店出版社 二〇〇一年十月 一二頁
- 4 8 ①高明・葛英会『古陶文字徵』中華書局中国北京・中華書局十日本・東方書店 一九九〇年四月 一六四頁「癸」字参照。②高明(編著) 北川博邦(翻訳)『古陶文彙編』中国北京・中華書局十日本・東方書店 一九八九年五月 六五頁番号・四・九〇及び四・九一参照
- 4 9 王恩田『陶文図録』齊魯書社 二〇〇六年六月 一五五頁番号四・三七・一、四・三七・三参照
- 5 0 何琳儀『戦国古文字典(戦国文字声系)』中華書局 一九八九年九月 一三八頁「登」字参照
- 5 1 王愛民『燕文字編』吉林大学碩士學位論文 二〇一〇年四月 二九頁「登」字参照
- 5 2 何琳儀『戦国古文字典(戦国文字声系)』中華書局 一九八九年九月 二頁「喜」字参照
- 5 3 『先秦印風』(中国歴代印風系列) 黄惇(総主編) 徐暢(本卷主編) 重慶出版社 一九九九年十二月 一四頁
- 5 4 第四章「燕国璽印及び陶文印跡中の『𠄎』字の詞性」参照
- 5 5 第五章「燕国陶文印跡中の『𠄎』字について」参照
- 5 6 「韓」字説：①曾紹杰『鉢印精選(上)』内政部台内製字第一五六号 一九八六年十二月 六三頁、七一頁、七四頁、八四頁 ②曹錦炎『古璽通論』上海書畫出版社 一九九六年三月 八三頁 ③黄德寬『古文字譜系統疏証』商務印書館 二〇〇七年 二五四三頁 ④『先秦印風』(中国歴代印風系列) 黄惇(総主編) 徐暢(本卷主編) 重慶出版社 一九九九年十二月 一五一頁 ⑤小林斗盒『篆刻全集』(1)古鉢 官鉢・私鉢 二玄社 二〇〇一年四月 一三八頁 ⑥『鉄雲蔵印選』徐敦徳(選編) 西泠印社出版 一九九〇年八月 一四頁 ⑦王愛民『燕文字編』吉林大学碩士學位論文 二〇一〇年四月 八九頁 ⑧湯餘惠「略論戦国文字形体研究中的幾個問題」『古文字研究』第一五輯、中華書局、一九八六年六月 七〇頁 ⑨徐暢「先秦璽印

- 攷積発微一『印学研究』(二〇一四古璽印研究專輯) 山東博物館(編) 呂金成(主編) 文物出版社 二〇一四年三月 四四頁参照。⑩『中国歴代璽印芸術』王人聡・游学華 浙江省博物館・香港中文大学文物館 二〇〇〇年 五九頁璽印番号・五九参照
- 5 7 「孝」字説：①『先秦印風』(中国歴代印風系列) 黄惇(総主編) 徐暢(本卷主編) 重慶出版社 一九九九年十二月 一七頁 ②劉正成(主編)『中国書法全集』(第九二卷 先秦璽印卷) 榮宝齋出版社 二〇〇三年二月 一四一頁番号・一三〇、一一三二参照。③小林斗盒『中国璽印類編』二玄社 一九九六年二月 二九二頁「孝」字参照
- 5 8 「南」字説：『周叔弼先生捐獻璽印選』天津市芸術博物館編 一九八四年三月
- 5 9 「南郭」複姓説：『戦国璽印分域研究』陳光田 岳麓書社 二〇〇九年五月 一一〇、一一二頁
- 6 0 「考」字説：小林斗盒『中国璽印類編』二玄社 一九九六年二月 三八六頁「耳」字の下に「考耳」の印参照。同じこの璽印は同書の二九二頁に「孝耳」と釈している。
- 6 1 「崢」字説：叶其峰『古璽印与古璽印鑑定』文物出版社 一九九七年十月 一六七頁璽印番号・二五及び一五二頁積文二五参照
- 6 2 「章」字説：①鄭佩香(主編)『中国的印章』大衆書局 一九九二年六月 四七頁 ②『十鐘山房印學選』上海書畫出版社編 上海書畫出版社 一九九一年九月 一四頁参照。③『常熟博物館藏印集』錢浚・吳慧虞 人民美術出版社 一九九七年九月 一頁左上第一印参照
- 6 3 「南」字説：①『古璽印概論』羅福頤 文物出版社 一九八一年十二月 四七頁 ②『図説 中国古印研究史—近代の古璽研究の発展』羅福頤(著) 北川博邦(訳) 雄山閣 一九八五年四月
- 6 4 「𠄎」字説：①何琳儀『戦国古文字典(戦国文字声系)』中華書局 一九八九年九月 九六七頁 ②湯餘惠(主編)『戦国文字編』福建人民出版社 二〇〇一年二月 四六四頁 ③王寧(主編) 趙学清(著)『戦国東方五国文字構形系統研究』(漢字構形史叢書) 上海教育出版社 二〇〇五年十月 一八五頁番号・一一三三七参照。
- 6 5 「李」字説：『燕下都』河北省文物研究所 河北省文物出版社 一九九六年八月 八三九頁、八四一頁
- 6 6 「索」字説：黄賓虹(編)『黄賓虹集古璽印存』西泠印社出版社 二〇〇九

- 年七月 八五〇八六頁
- 67 何琳儀『戰國古文字典(戰國文字声系)』中華書局 一九八九年九月
- 68 莊新興『戰國璽印分域編』上海書店出版社 二〇〇一年十月 一九頁番  
号八八參照。
- 69 『戰國文字編』湯餘惠(主編) 福建人民出版社 二〇〇一年二月 一  
二九頁「罽」字參照。
- 70 高明・涂白奎『古文字類編(增訂本)』上海古籍出版社 二〇〇八年八月  
二二二頁「罽」字參照。
- 71 『燕下都』河北省文物研究所 河北省文物出版社 一九九六年八月 八三  
九〇八四一頁參照。
- 72 莊新興『戰國璽印分域編』上海書店出版社 二〇〇一年十月 一〇頁
- 73 莊新興『戰國璽印分域編』上海書店出版社 二〇〇一年十月 一〇頁  
一頁參照
- 74 莊新興『戰國璽印分域編』上海書店出版社 二〇〇一年十月 一一頁  
二頁參照。
- 75 『古陶文集編』高明(編著) 北川博邦(翻訳) 中国北京・中華書局・日本・  
東方書店 一九八九年五月 図版番号:四・二と四・四と四・五參照。
- 76 当該文字の積読は研究者によって異なっている。(一)「虍」①西川寧『書道  
講座6篆刻』一玄社 一九七三年二月 ②于省吾『双劍詒古器物図録』中  
華書局 二〇〇九年四月 (二)「虍(虍)」①石志廉『戰國古璽考釋十種』『中  
國歴史博物館(館刊)総第二期』文物出版社 一九八〇年九月 ②湯余惠「略  
論戰國文字形体研究中的幾個問題」『古文字研究(第十五輯)』中華書局 一  
九八六年六月 ③曹錦炎『古璽通論』上海書畫出版社一九九六年三月 ④鄭  
珉中『璽印』(故宮博物院藏文物珍品大系)上海世紀出版有限公司・上海科学  
技術出版社・商務印書館(香港)有限公司 二〇〇八年七月 ⑤駱堅群『方寸  
乾坤』浙江古籍出版社 二〇〇九年十一月 (三)「虍」①何琳儀『戰國文字  
通論』中華書局一九八九年四月 ②小林斗盒『中國璽印類編』二玄社一九九  
六年二月 『篆刻全集1中国(殷・戰國)』古鉢 官鉢・私鉢 二玄社二〇〇  
一年四月 ③浙江古籍出版社編『中國歷代篆刻集粹①官璽・私璽(先秦)』  
浙江古籍出版社 二〇〇七年五月 (四)「聖(聲・聰)」①吳振武「釋双劍  
詒旧藏燕【外司聖端】璽」『于省吾教授百年誕辰紀念文集』吉林大學出版社  
一九九六年九月 ②(總主編黃惇(主編)徐暢『先秦印風』(中國歷代印風系列)

- 重慶出版社 一九九九年十二月 ③董珊『戰國題銘与工官制度』博士研究生  
學位論文 二〇〇二年五月 ④何琳儀『戰國文字通論(訂補)』江蘇教育出版社  
社 二〇〇三年一月 ⑤劉正成(主編)『中國書法全集92(先秦璽印)』榮  
寶齋 二〇〇三年二月 ⑥徐暢『先秦璽印圖說』文物出版社 二〇〇九年一  
月 ⑦陳光田『戰國璽印分域研究』岳麓書社 二〇〇九年五月 (五)「罽」周  
曉陸『二十世紀出土璽印集成』中華書局 二〇一〇年一月
- 77 ①羅福頤氏は「古璽彙編」に「罽」と積読している。②湯餘惠氏は「罽」  
を積読して、「獻」字と読んでいる。湯餘惠「略論戰國文字形体研究中的幾  
個問題」『古文字研究』第一五輯、中華書局、一九八六年六月、五三頁參照。「  
罽」羅福頤『古璽彙編』及び吳振武『古璽彙編』校訂)に同じく「罽」  
字と積読している。
- 78 羅福頤『古璽彙編』に「虍」字と積読している。
- 79 羅福頤『古璽彙編』に「虍」字と積読している。
- 80 湯余惠「略論戰國文字形体研究中的幾個問題」『古文字研究』(第十五輯)  
中華書局出版 一九八六年六月 五三頁
- 81 何琳儀『戰國古文字典(戰國文字声系)』中華書局 一九八九年九月 一  
二〇四〜二〇五頁
- 82 湯余惠「略論戰國文字形体研究中的幾個問題」『古文字研究』(第十五輯)  
中華書局出版 一九八六年六月 五三頁
- 83 陳光田『戰國璽印分域研究』岳麓書社 二〇〇九年五月 二〇〇〜二  
一及び一二七頁
- 84 羅福頤『古璽印概論』文物出版社 一九八一年十二月 四七頁
- 85 劉正成(主編)『中國書法全集』(第九二卷 先秦璽印卷) 榮寶齋出版社  
二〇〇三年二月 一四二頁番号:一一四六參照
- 86 『天津市藝術博物館藏古璽印選』天津市藝術博物館(編者) 文物出版社  
一九九七年八月 三二頁
- 87 『天津博物館藏璽印』(天津博物館精品系列図集) 天津博物館(編者) 文  
物出版社 二〇一三年十一月 四四頁璽印番号:〇四〇參照。
- 88 劉釗『古文字構形学』福建人民出版社 二〇〇六年一月 二三頁
- 89 文献の典故が二つある。①「燕之水荃下而弱、沈滯而雜、故其民愚戇而好  
貞、輕疾而易死。」『管子・水地』②「其俗愚悍少慮、輕薄無威、亦有所長、  
敢于急人、燕丹遺風也。」『漢書・地理志下』
- 90 「明」董說(原著)繆文遠(訂補)『七國考訂補』上海古籍出版社 一九八

七年四月

- 91 『戦国制度通考』 繆文遠 巴蜀書社 一九八九年九月 一三〇～二四〇頁
- 92 『考古文博研究』(首都師範大學學報社会科学版)二〇〇七年第六期(総第一七九期)三四～三七頁、后曉榮・陳曉飛両氏の論文「考古出土文物所見燕国地名考」参照
- 93 左言東『先秦職官表』 商務印書館 一九九四年七月 三六一～三六五頁
- 94 何琳儀・馮勝君「燕璽簡述」『北京文博』 一九九六年第三期 一四～二〇頁
- 95 湯余惠「略論戦国文字形体研究中的幾個問題」『古文字研究』(第十五輯)中華書局出版 一九八六年六月 六五頁附録(一〇〇一〇及び一〇一五九参照)。
- 96 「從曾姬无卣壺銘文談楚滅曾的年代」李家浩 『文史』(第三十三輯)中華書局編輯部編 中華書局出版 一九九〇年十月 一七頁注⑥参照。
- 97 陳光田『戦国璽印分域研究』 岳麓書社 二〇〇九年五月 八五頁
- 98 王寧(主編)趙学清(著)『戦国東方五国文字構形系統研究』(漢字構形史叢書) 上海教育出版社 二〇〇五年十月 一八〇頁
- 99 何琳儀・馮勝君「燕璽簡述」『北京文博』 一九九六年第三期 一四～二〇頁
- 100 莊新興『戦国璽印分域編』 上海書店出版社 二〇〇一年十月 三頁編号三参照
- 101 高明『中国古文字学通論』 北京大学出版社 一九九六年六月 四六九頁
- 102 小林斗盒『中国璽印類編』 二玄社 一九九六年一月 一九六頁
- 103 后曉榮・陳曉飛「考古出土文物所見燕国地名考」 『考古文博研究』(首都師範大學學報社会科学版)二〇〇七年第六期 三四～三五頁
- 104 曾紹杰『鈇印精選(上)』 内政部台内製字第一五六号 一九八六年十二月 九頁と一三頁
- 105 『書法篆刻編七 璽印篆刻』(中国美術全集) 方去疾(主編) 上海書画出版社・上海人民美術出版社 一九八九年五月 六頁李懷軍氏の印文釈読参照
- 106 高明『中国古文字学通論』 北京大学出版社 一九九六年 四六九頁
- 107 範祥雍『古本竹書紀年輯校訂補』 新知識出版社 一九五六年七月 六一頁に拠る。

- 108 高明『中国古文字学通論』 北京大学出版社 一九九六年 四六九頁
- 109 羅福頤『故宫博物院藏古璽印選』文物出版社 一九八二年十二月 一頁編号三の璽印参照
- 110 葉其峰氏の著である『古璽印与古璽印鑑定』(文物出版社 一九九七年十月 八七頁)に未釈文字として収録されたことがあるが、氏の「戦国官璽の国別及有関問題」(『古代銘刻論叢』 文物出版社 二〇一二年二月 二三頁)には「万」と釈読している。
- 111 曾紹杰『鈇印精選(上)』 内政部台内製字第一五六号 一九八六年十二月 一三頁右下の璽印参照
- 112 施謝杰『古璽彙考』(安徽大學博士學位論文) 二〇〇六年六月 七六頁
- 113 湯余惠「略論戦国文字形体研究中的幾個問題」『古文字研究』(第十五輯)中華書局出版社 一九八六年六月 六五頁
- 114 『古璽文編』校訂 吳振武 人民美術出版社 二〇一一年十一月
- 115 王恩田『陶文図録』 齊魯書社 二〇〇六年六月 一七二九頁
- 116 徐暢「先秦璽印攷釈發微」『印学研究』(二〇一四古璽印研究專輯)山東博物館(編) 呂金成(主編) 文物出版社 二〇一四年三月 八頁
- 117 王恩田『陶文図録』 齊魯書社 二〇〇六年六月 一七二九頁 番号:四・二一一・一参照。
- 118 董珊『戦国題銘与工官制度』 北京大学博士學位論文 二〇〇二年五月
- 119 繆文遠『戦国制度通考』 巴蜀書社 一九八九年九月 一三四頁
- 120 后曉榮・陳曉飛「考古出土文物所見燕国地名考」 『考古文博研究』(首都師範大學學報社会科学版)二〇〇七年第六期 三五頁
- 121 施謝杰『古璽彙考』(安徽大學博士學位論文) 二〇〇六年六月 八八頁
- 122 繆文遠『戦国制度通考』 巴蜀書社 一九八九年九月 一三三頁
- 123 「戦国文字中的市」裘錫圭『考古学報』(一九八〇年第三期) 科学出版社 一九八〇年七月
- 124 何琳儀『戦国古文字典(戦国文字声系)』 中華書局 一九八九年九月 六一四頁
- 125 董珊『戦国題銘与工官制度』 北京大学博士學位論文 二〇〇二年五月

- 126 高亨(纂著) 董治安(整理)『古文字通假会典』 齐鲁書社出版發行 一九九七年七月 一二二頁
- 127 『戰國古文字典(戰國文字声系)』何琳儀著 中華書局 二〇〇七年五月 第七一七頁
- 128 施謝捷『古璽彙考』(安徽大學博士學位論文) 二〇〇六年五月 九〇頁
- 129 範祥雍『古本竹書紀年輯校訂補』 新知識出版社 一九五六年七月 七七頁に拠る。
- 130 繆文遠『戰國制度通考』 巴蜀書社 一九八九年九月 一三三頁
- 131 「所謂(夏虛都)三璽与夏都問題」黃盛璋『中原文物』一九八〇年九月 一三頁
- 132 範祥雍『古本竹書紀年輯校訂補』 新知識出版社 一九五六年七月 七五頁に拠る。
- 133 后曉榮・陳曉飛「考古出土文物所見燕國地名考」『考古文博研究』(首都師範大學學報社會科學版) 二〇〇七年第六期 三五頁
- 134 『古璽彙考』施謝捷著(安徽大學博士學位論文) 二〇〇六年五月 八一頁
- 135 『七國考訂補』「明」董說(著)繆文遠(訂補) 上海古籍出版社 一九八七年四月 二〇八頁に拠る。
- 136 裘錫圭「戰國文字中的〈市〉」『考古學報』(一九八〇年第三期) 科學出版社 一九八〇年七月 二八五〜二九六頁
- 137 何琳儀・馮勝君「燕璽簡述」『北京文博』 一九九六年第三期 一四〜二〇頁参照。
- 138 拙稿「燕國長細形一璽印の積読」『書道學論集(11)』(大東文化大學大學院書道學專攻院生會、二〇一四年三月) 六九〜七八参照
- 139 徐連達『中國歷代官制大詞典』廣東教育出版社 二〇〇九年八月 四〇三頁「司徒」参照
- 140 「天津市武清縣蘭城遺址的鑽探与試掘」天津市歷史博物館考古部『考古』 二〇〇一年第九期(總四〇八期) 二〇〇一年九月 四五頁(總第八一七頁) 参照
- 141 河北省文物管理處「燕下都第三三號遺址出土一批銅戈」『文物』文物出版社 一九八二年第八號四四頁
- 142 于省吾『古骨文字積林』中華書局 一九七九年 一七頁

- 143 吳振武「戰國璽印中所見的監官」『中國古文字研究』第一輯 吉林大學古文字研究室編 吉林大學出版社出版 一九九九年六月 一一八頁
- 144 『古璽彙編』番号…〇一二五「襄平右丞」参照
- 145 徐連達『中國歷代官制大詞典』廣東教育出版社 二〇〇九年八月 四〇〇頁「司空」参照。
- 146 左言東『先秦職官表』 商務印書館 一九九四年七月 三六三頁「陶尹」「陶工」参照。
- 147 陳光田『戰國璽印分域研究』 岳麓書社 二〇〇九年五月
- 148 陳光田「戰國璽印中所見古代複姓及其源流考」『河南師範大學學報(哲學社會科學版)』第三卷第二期 二〇〇八年三月 一四〇〜一四四頁
- 149 吳振武「古璽姓氏考(複姓十五篇)」『出土文獻研究』(第三輯) 胡厚宣(等著) 中華書局 一九九八年十月 七四〜八八頁
- 150 湯餘惠「略論戰國文字形体研究中的幾個問題」『古文字研究』第一五輯、中華書局、一九八六年六月 八一頁 番号…〇六四五参照
- 151 ①『古璽彙編』故宮博物院編 羅福頤主編 文物出版社 一九八一年十二月 三七七頁参照。②『故宮博物院藏古璽印選』羅福頤 文物出版社 一九八二年十二月 五頁璽印番号…一九二参照。
- 152 吳振武『古璽文編』校訂 人民美術出版社 二〇一一年十一月 三七七頁四一〇〜四二二参照。
- 153 葉其峰『古代銘刻論叢』文物出版社 二〇一二年十月 七四頁
- 154 陳光田『戰國璽印分域研究』 岳麓書社 二〇〇九年五月 一二六頁
- 155 莊新興『戰國璽印分域編』 上海書店出版社 二〇〇一年十月 八八〜九〇頁
- 156 董珊『戰國題銘与工官制度』北京大學博士研究生學位論文 二〇〇二年五月
- 157 吳振武①「古璽合文考(十八篇)」『古文字研究』第十七輯 中華書局 一九八九年 第二六八頁 ②『古璽文編』校訂 人民美術出版社 二〇〇一年十一月 五一〜四頁璽印番号三二七四参照。
- 158 重澤俊郎「左伝人名地名索引」 廣文書局 一九九九年二月 四五頁
- 159 「山東鄒城市發見四枚古代銅印」鄭建芳『考古』一九九八年第二期 八七頁
- 160 「關於鄒城發見的古代銅印」吳紅松『考古』二〇〇五年第八期 九六頁

- 161 王人聰「印学五題」『中国古璽印学國際研討會論文集』王人聰・游学華 香  
港中文大學文物館 二〇〇〇年三月 七頁
- 162 陳光田『戰國璽印分域研究』 岳麓書社 二〇〇九年五月 八八頁
- 163 『湖南古代璽印』陳松長 上海辭書出版社 二〇〇四年十二月 二四〇頁
- 164 關於鄒城發見的古代銅印」吳紅松『考古』二〇〇五年第八期 九六頁
- 165 王人聰「印学五題」『中国古璽印学國際研討會論文集』王人聰・游学華 香  
港中文大學文物館 二〇〇〇年三月 八頁
- 166 陳根遠「古璽弁偽」『藝術与投資』二〇〇六年第四期 內蒙古日報社主辦  
二〇〇六年四月 七七〜七八頁參照。
- 167 「山東鄒城市發見四枚古代銅印」鄭建芳『考古』一九九八年第一二期 八  
七頁
- 168 『湖南古代璽印』陳松長 上海辭書出版社 二〇〇四年十二月 二四二頁
- 169 羅福頤『故宮博物院藏古璽印選』文物出版社 一九八二年十二月 二頁九  
番參照。
- 170 『書道全集』(第廿七卷) 下中彌三郎(編輯兼發行者) 平凡社 一九三二  
年四月 三頁及び二二三頁
- 171 小林斗盒著『中国璽印類編』(二)玄社、一九九六年二月 四三八頁
- 172 第二章及び拙稿「燕國璽印研究―長細形璽印の印文中の「端」を中心に―」  
『書学書道史研究』第二十五号 書学書道史学会(編集) 二〇一五年  
十月 參照
- 173 『鈔印精選』曾紹杰(編訳) 内政部台内製字第一五六号 一九八六年十  
二月 十頁右中。
- 174 『天津市芸術博物館藏古璽印選』天津市芸術博物館(編者) 文物出版社  
一九九七年八月
- 175 陳光田『戰國璽印分域研究』 岳麓書社 二〇〇九年五月 八八頁
- 176 林文彦「古璽掇遺」『台灣芸術大學書畫芸術学刊』二〇〇六年 一九〜二  
〇頁
- 177 『書道全集』(第廿七卷) 下中彌三郎(編輯兼發行者)平凡社 一九三二年  
四月 三一頁
- 178 『不手不止』(第十号 特集Ⅱ秦漢古璽印選) 浦野俊則・小野寺啓治・小  
木良一・西林昭一 不手非止刊行會 一九八四年六月 三頁

- 179 『鈔印精選』曾紹杰(編訳) 内政部台内製字第一五六号 一九八六年十  
二月 九頁右中。
- 180 王恩田『陶文図録』齊魯書社 二〇〇六年六月 第四卷番号:四・四・一  
と四・七・一參照。
- 181 『古璽印概論』羅福頤 文物出版社 一九八一年十二月 一二五頁
- 182 『古璽彙編』故宮博物院編 羅福頤主編 文物出版社 一九八一年十二月  
番号:〇一九二參照。
- 183 『中国璽印篆刻全集(璽印上)』中国璽印篆刻全集編輯委員會(編) 莊新  
興・茅子良(本卷主編) 上海書畫出版社 一九九九年十一月 五頁璽  
印番号:三七
- 184 『古璽印收藏与鑑賞』鄧京 中国書店 二〇一三年二月 一五〜一六頁
- 185 『古璽印概論』羅福頤 文物出版社 一九八一年十二月 一二五頁
- 186 王恩田『陶文図録』齊魯書社 二〇〇六年六月 第四卷番号:四・二二一・  
四參照。
- 187 田煒『古璽探研』華東師範大學出版社 二〇一〇年五月 九八頁番号:六  
六參照。
- 188 『歷代印甸封泥印風』(中国歷代印風系列) 黃惇(總主編) 傅嘉義(本卷  
主編) 重慶出版社 一九九九年十二月 六九頁
- 189 『于省吾教授誕辰一百周年紀念文集』吉林大學出版社 一九九六年九月  
一六二〜一六五頁
- 190 于省吾『雙劍詒古器物図録』中華書局出版社 二〇〇九年四月 一三五頁  
図版參照。
- 191 石志廉「戰國古璽考釋十種」(中國歷史博物館館刊 一九八〇年總第二期  
所収)
- 192 拙稿「燕國長細形一璽印の積読」『書道学論集(11)』(大東文化大學大學  
院書道学専攻院生会、二〇一四年三月) 四〜五頁
- 193 施謝捷『古璽彙考』(安徽大學博士學位論文) 二〇〇六年五月 一八四  
頁
- 194 田煒「戰國古璽所見官名研究三則」『中山大學學報(社会科学版)』二〇一  
〇年第五期第五〇卷(総二二七期) 六六〜六七頁。

## 第二章 長細形璽印の印文中の「端」を中心に

はじめに

第一節 長細形璽印の保存現状及び印文字の釈読について

第二節 燕国長細形陶文印跡における考察

第三節 「端」における考察

第四節 長細形璽印の用途上の考察

おわりに

### はじめに

今までの出土文物から見れば、この長細形璽印は戦国の燕国にしかない特別な存在で、同時期の他国に似るものもない。材料はすべて銅で作られている。種類の豊富な燕国璽印に陰文と陽文が共存する中、この長細形璽印には、ただ陽文しか存在しない。加えて長い柄(印体)と印体の側に鼻鈕が付いているのも同世代璽印と異なる特徴である。また、この長細形璽印には印文の末字に「端」字が使われるが、同国の他の璽印には「端」字は使われず、戦国時代の他国にも見えない。故に、今までの古璽印研究界、篆刻界及び考古学界では、この燕地特有の長細形璽印を「端」と名付け、古璽印断代を行う際の燕璽の典型的特徴の一つとしてきた。しかし、「端」に対するこの認識は正しくない。

「端」字が付くこれら燕国長細形璽印の印面と同時期の燕地出土陶器残片中には、この長細形璽印と同形が認められるほか、「端」字のある陶片も発見されている。本論文では、これら燕地出土陶文上の印跡や完器の陶器を参照しつつ、出土資料や文献、また先学の研究結果を参考に、「端」字が付く燕国長細形璽印を検討し、従来行われてきた〈端Ⅱ璽印〉の認識が実態と一致しないことを明らかにするとともに、「端」の実態は璽印でなく、「端」字付きの燕国長細形璽印を押す対象の器物こそが「端」であることを明らかにする。

### 一 長細形璽印の保存現状及び印文字の釈読について

本節では、「端」字及び「ㄣ」字が付いている燕国長細形璽印を中心に、類似の燕璽を一括し、古文獻や近現代の研究結果を利用して、可能な限り各印に関する情報を提示する。また、先学の研究成果を踏まえ、印文を私の立場から釈読し、研究結果を提出する。燕国長細形璽印は、特別な形(柄付き)と印文(全て陽文)に特徴がある。その意味で燕国の烙馬印、楚国の印子金用印が参考になる。結論からいえば、燕国長細形璽印は「端」という量器、祭器、酒器のために生まれて来た専用印の一種であり、同国の一般的な官印とは用途に違いがあり、特別な存在である。特別な形制特徴を持つ璽印は、特別な用途があるとの立場から本論文を展開する。

### ◇長細形璽印十六件◇

管見に係る、「端」字が付いている燕国長細形璽印は次の十二件であ

燕国長細形璽印の保存現状									
「鑑」字付く類									
印文	鑑 (字形)	印面 cm		高cm	鈕	材料	蔵所	出土地	
		横	縦						
東易□澤王 <sup>1</sup> 鑑		12	655	不詳	不詳	銅	上海博物館	不詳	
安易都鑑		不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	北京故宮博物院	不詳	
海□山金貞鑑		13	64	99	鼻鈕 <sub>(柱)</sub>	銅	北京故宮博物院	不詳	
易文支鑑		12	6	不詳	鼻鈕 <sub>(柱)</sub>	銅	北京故宮博物院	不詳	
閔市 <sup>2</sup> 草鑑		11	44	107	鼻鈕 <sub>(柱)</sub>	銅	不詳	河北武陽台村	
左軍丞鑑		154	456	不詳	柱体 <sub>(丸)</sub>	銅	大谷大学	不詳	
□ <sup>3</sup> 率 <sup>4</sup> 鑑		不詳	不詳	不詳	不詳	銅	不詳	河北涞水県	
右朱 <sup>5</sup> 厨 <sup>6</sup> 貞鑑		不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	藤井齊成会有鄰館	不詳	
□ <sup>7</sup> 里 <sup>8</sup> 身 <sup>9</sup> (支)鑑	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	
武 <sup>10</sup> 都市鑑		不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	北京楊廣泰文雅堂	不詳	
單佑都市王 <sup>11</sup> 鑑		不詳	7.7	11	柱体	銅	不詳	河北易県	
外司爐鑑		14	5.1	95	鼻鈕 <sub>(柱)</sub>	銅	北京故宮博物院	不詳	
		14	5	9	鼻鈕 <sub>(柱)</sub>	銅	浙江省博物館	不詳	
その他									
印文	特徴	印面 cm		高cm	鈕	材料	蔵所	出土地	
		横	縦						
中軍 <sup>12</sup> 豆 <sup>13</sup> (鼓)車	陽文	22	55	1.1	双鼻鈕	銅	浙江省博物館	山東文登県	
中易都 <sup>14</sup> 吳 <sup>15</sup> (虞)王 <sup>16</sup> 鑑	陽文	不詳	43 <sub>(白彫)</sub>	不詳	柱体	銅	上海博物館	不詳	
中軍丞	陽文	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	
<sup>17</sup> 易都丞	陽文	不詳	不詳	不詳	柱体	銅	天津市博物館	不詳	
大司徒 <sup>18</sup> 徒 <sup>19</sup> □	陽文	13	5	95	鼻鈕 <sub>(柱)</sub>	銅	上海博物館	不詳	
偽物									
印文	鑑 (字形)	特徴	印面の長さ cm		高(cm)	鈕	材 料	蔵所	出土地
			横	縦					
□ <sup>20</sup> 都 <sup>21</sup> 開 <sup>22</sup> 市 <sup>23</sup> 之鑑		白文	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳
燕都王	無し	陽文	約15	約3	不詳	不詳	玉	不詳	河北易県

る(左表参照)。  
 ①【東易□澤王<sup>1</sup>鑑】(図一)「易」…古文字には「易」と「易」の混用がある。<sup>1</sup>字形から「易」とも隸定するが、ここは「易」と考

えている。燕国は臨易を都としたことがあるので、「易」は燕国の別称である。魏国は「梁」、趙国は「邯鄲」、韓国は「鄭」と称するよ  
 うに、燕国は「易」と称し、都名を以て国名の略称と成している。<sup>2</sup>

「易」を用いるものは、『古璽彙編』に収録する燕璽に(図〇〇五一、〇〇六〇、〇一九二、〇一五八、〇一八八、〇一八九、〇三六二、〇三六四、〇三六九、五五六二)がある。さらに、燕国の古銭に「左易」、「外易」がある。「□澤」…地名であることは、研究者らの認めるところである。この「王<sup>24</sup>」の「王」は燕国君を指す。また「<sup>25</sup>」字は、私は動詞の詞性を持つと考えている。<sup>3</sup>即ち王の名義で造った器物、最高の監督官は王の意味と考える。印文の意味は、「東易(燕

地)の「□澤」という地方で、王の名義の下に生産した「端」であり、端の製造地(産地)を表す用印である。

②【安易都端】(図二)何琳儀氏は一番目の文字を「安」と釈読する。氏の結論によれば、燕国の安陽は今の河北省完県に在る。<sup>4</sup>「易」字は燕璽に頻出し(「東易□澤王端」の易字参照)、「安易都端」の長細形璽印は、端(陶器)に印痕をつけて、名義上の責任所有及び製造の監督機関を表したものである。

③【泚□山金貞端】(図三)「泚□山」地名であることの考証は、学者によってなされ通説となっている。「金」鐘鼎文を金文と言うとおり銅器の通称である。もしかすると、戦国時代の燕国では、陶製は、酒器や祭器、礼器などあらゆる器形に及んでいたかもしれない。また、まだ出土例がないが、戦国時代の燕国には銅製の端があったと考えている。陶製の端はその銅製の代わりに用いたものと思われる。燕地出土の種類の豊富な陶製品はそのよい参考になる。私は「金」字は、銅製端の代用品である陶製端を指すと思っている。「貞」正・「正・定」の意味である。『周易正義』に「貞、正也。」「釈名」に「貞、定也。精定不動惑也。」「周礼・春官・小宗伯」に「若国大貞、則奉玉帛以詔号。」「周礼・文王世子」に「万国以貞」「周礼・大祝」に「大祝掌六祝之辞、以事鬼神示、祈福祥、求永貞。」がある。「泚□山(地名)(銅)貞(正・定)端(陶器)」は即ち「泚□山(地名)で製造された端(陶器)に押す印である。産地を表したと考える。「正・定」は端の用途、すなわち端は量器を表すと推定される。

④【易文支端】(図四)「易」燕国の別称であり、行政級別は、「都」と「里」の上である。「文」燕国には文安都がある。<sup>5</sup>文安は地名であり、今は河北省の境内、戦国時代は燕国に属している。<sup>6</sup>印文の「文」は文安を指すかもしれない。そして、「易文」は地名であると思われる。燕下都出土の趙国貨幣に「易文布」<sup>7</sup>があるので、「易文」と言う地方は、戦争が原因で、燕国と趙国に属した土地のように思われる。「支」字を「身」字と釈読するのは、今の主流派であるが、異なる説もある。私は「支」字と釈読している。『説文解字』に「支、小擊也」とある。即ち、軽く打つという意味である。「」は支字の甲骨文の形で、手で棒の類を持つ形象である。すなわち、印文には二つの意味がある。その一つは、この璽印の用途を表す。すなわち燕国(易)の文(文安)という地方に、端に叩き込む道具として用いる品物であることを表す。いま一つは、端の産地を表す。すなわちこの璽印の付いている端は、燕国(易)境内の文(文安)という地方で生産された品物であることを表す。

⑤【闕市艸端】(図五)。「闕市艸(草)端」の印が付いている端は、庶民を中心とする草市に向けて販売された商品と推測している。また、「艸(草)」には粗製品の意味もあることから、わずかな欠点がある商品を指すと考える。この文字は本文に収録している長細形燕璽より更に自由で、飾り筆を使ったところがあることから、販売や使用場所と対象を限定する端の用印と考えている。<sup>8</sup>本論文中に収録している類似の璽印には後出の「武都市端」「單佑都市王端」があり、陶文印跡には、「□無□(中)市王」「市王□」がある。

⑥【左軍丞端】(図六)この璽印は端に押して、端の所有者(名義上

の所有機関、監造機関)を表すものである。軍隊には戦争の前に、祭りをを行う伝統がある<sup>10</sup>。戦争は国にとつてたいへん重要な事件であり、祭祀(禱祭)は軍礼の重要な一部分であるので、端は祭器として、必要不可欠であることが分かる。<sup>11</sup>祭祀の道具(端)に印を鈴すことによつて、主宰者や責任者、或いは所有機関(所有者)を表すことが出来る。そして、私は端は罈形器の支派として、燕国で用途上、量器に転化したと考えている。これもこの璽印が重視される原因の一つであろう。類似する後出の「中軍丞」も、同じ用途と考えられ、端は、軍隊中にも使われていたことが分かる。注意しなければならぬのは、この璽印の柄は断ち切れ半分だけが残つて、文字は全字とも周りが太くなり、文字の筆画が平たくなつていゝことである。文字の太くなつた状態は、後出の「中易都呉(虞)王」<sup>12</sup>と共通する。また「中易都呉(虞)王」印の柄の最末端には、叩かれた痕跡がはっきり認められる。この「左軍丞端」印の柄が断ち切れているのは、叩いた時に、壊れた可能性が考えられ、叩き込んだ対象は、陶器ではなく、銅で造られた端と推測される。

⑦【**燕率**端】(図七) 民国二十六年一月(一九三七年一月)出版の『芸林月刊』第八十五期に、印影だけを載せ、「印影は原寸、河北の涑水県城の北、古城口で出土した。第一文字はぼやけているので読めない。二番目の文字は「虎」或は「萊」か。三番目の文字は「**率**」、四番目は「其」、五番目は「鉢」。<sup>13</sup>は即ち率である。まさに衆を率いる者の鉢である。」<sup>12</sup>と紹介している。収蔵先は不明である。『芸林月刊』には右の記載の外に、関連記事がない。陽文で末に端の文

字が付く。文字の特徴から見れば、燕国の遺物と判断することができる。二番目の文字は、本論文に収録する図十四【**本易都丞**】の第一番目の「**本**」字と同じであるが、釈読できない。第四番目の文字は、安易に「其」字と釈読することは出来ないが、斟酌する余地はあると思う。本論文収録の燕国長細形璽印と特徴が同じであるので、端のために生まれた専用印と考えられる。

⑧【**右朱(厨)貞端**】(図八) <sup>13</sup>「厨」は朱德熙氏、裘錫圭氏二人が始めて釈読した。<sup>14</sup>「右厨」は王室の日常の食事を管理する機関である。別に、河南登封陽城で出土していた韓国の陶器残片に「朱」(『古陶文彙編』六・一五八と「朱器」六・一九)の印痕がある。徐暢氏によれば、この印痕が付いている陶器は、韓国の王室のために食器を製造する管理機構の印痕ということである。<sup>15</sup>「貞端」は「貞」字は郭沫若氏の『卜辞通纂考釈』に論があり、「鼎」字と通用とするが、ここは、「正・定」の意味である(前掲③「**澠**山金貞端」参照)。この「右朱(機関)貞(正・定)端(陶器)」の璽印が付いている端(陶器)は、「右厨」という膳食機関の名義上の所有を表す。

⑨【**武都都市端**】(図九) <sup>16</sup>「武都」は燕国の「都」の一つと考えられている。類似する印に次の「單佑都市王」端<sup>17</sup>や前出の「閔市艸端」があり、ともに「端」の流通する場所を限定する。

⑩【**單佑都市王端**】(図十) <sup>17</sup>「單佑」は地名であり、何琳儀氏と馮勝君氏は『燕璽簡述』に、待考地名(調査を要する地名)に類別している。「單佑都」が燕国の都の一つであることは、研究者間の通説となっている。「單佑都市」は單佑都の中で商品の交換と流通を行う

市場のことである。印文が類似している燕の四角形陽文官璽には「單佑都市鉢」がある。他には、「**澁**都市鉢」、「左市」がある。これらは都内の市に対する管理機構の官印であるので、都の中に市の管理機構が存在していた有力な証明である。私は「王」と「端」の間にあ  
る「**G**」は、動詞の一つと考えている。「王」は即ち王の名義で造った器物、最高の監督官が王であることを意味する。市に關係がある類似の長細形燕璽に前出の「**武**都市鉢」「**関**市艸端」がある。また「市」字が付いている陶器残片には後出の「**□無□(中)市王**」「**市王**」「**市王**」の三件がある。

⑩【**外司爐端**】(図十一) 手元の資料によれば、この璽印は二つあり、サイズが少し違う。<sup>1)</sup>この特別な形状の印は特別な用途のためにデザインされたと考ええる。同時代の燕国の烙馬印、斉国の烙木印はこの印の用途を考える上で参考になる。また『**燕下都東周貨幣聚珍**』<sup>1)</sup>に図版がある「外爐」も、よい参考になる。「外爐」の文字がある燕幣は、製造機関である「外爐」で造られた貨幣であり、「外爐」は即ち「外司爐」の略称である。この「外司爐端」は端を製造する時に使う用印で、器物の所有者や所有機関、或は製造機関を示す。燕国には「司工」の官印がある。『**古璽彙編**』番号〇〇八五「平陰都司工」、〇〇八六「**司**都司工」の如きはそれである。他にも〇〇八七「左司工」、〇〇八九「**左**司工」、〇〇九〇「右司工」があり、『**古陶文彙編**』には、五・三〇四「左司涓瓦」五・三二四「北司」があつて参考になる。

⑫【**□□里**身(支端)】**吳振武氏の論文「燕国璽印中的身字」**<sup>2)</sup>に論及する璽印であるが、詳しい資料がなく、出土地と収蔵先も不明である。この印文中の「身」字は前出の「**易**文支端」の「支」字であると推定している。

◇その他の長細形璽印四件◇

①【**中易都**吳(虞)王】(図十二) 最高の監督者の王の名義の下に、燕の都の一つである中易の都虞という官吏の名義の所有或は責任所  
有であったと考える。端を生産する時に捺印して、器物の所有者の記としたと考えている。長い柄の末端には、図十二のとおり叩かれていた痕跡がはっきり見えることや、印面文字の周りが太くなっていることなど、著しい特徴がある。これは硬い器物に叩き込んだために、<sup>2)</sup>変形したものと推測できる。印面文字の特徴は、大谷大学に収蔵されている「左軍丞端」の文字の特徴と同じである。

②【**中軍丞**】(図十三) 官職名である。中軍の將軍を輔佐して、軍中の日常行事を行う官吏である。「中軍丞」の璽印は、「左軍丞端」と比べると、末に「端」の文字を付けていないが、用途は「左軍丞端」と同じように、端を造ったときに、この印を押して記とし、責任或いは所有者(機関)を表すものである。上海博物館所蔵と伝えられるが、同館に収蔵されていない。<sup>2)</sup>

③【**□易都丞**】(図十四) 「都丞」は官名である。「丞」は副職に属し主職を輔佐して、日常行事を行う官吏の職称である。軍隊には「軍丞」がいる(前出の「左軍丞端」、「中軍丞」参照)。端に捺印し、その名義上の監造や責任所有者を表すものと推測している。

④【大司徒長𠄎】(図十五)『周礼・地官・序官』に「教官之属、大司徒卿一人」「大司徒」に「大司徒之職、掌建邦之土地之図、与其人民之数、以佐王安撫邦国」とある。印文の「大司徒長」は官名と考えられるが、古文獻に記載がなく、燕国特有の官名と考えられている。末尾の字「𠄎」は、多くの研究者が「乘」と釈読しているが、釈読を保留する学者や「𠄎」と釈読する学者もいる。<sup>23</sup>慎重を期して、本論文では、未読文字とする。当該璽印は、柄の末端に叩かれた痕跡があり、太く変形していることから、硬い器物に印を叩き込む用途を持つていると考えている。

前に列挙した長細形璽印十六件の中には、「端」字が付いているものが十二件、「𠄎」字が付いているものが四件、「𠄎」を末尾に置くのが二件ある。この類の璽印は、ほぼ燕国故地の河北省境内で出土したもので、伝来ものと新出ものである。

◇特形印一件◇

①【中軍豆(鼓車)】(図十六)浙江省博物館所蔵で、山東文登県出土と伝えられるが、山東省臨淄出土との説もある。<sup>24</sup>印文の文字の特徴によって、燕璽に属しているのは間違いない。器形から見れば、同時代の燕国長細形璽印と大きな違いがある。まず第一に、長い柄がない。次に、二つの印鈕が付いている。第三に、印面には他の長細形璽印にない枠がある。特例として、ここに挙げる。

◇偽印二件◇

①【□都關市之端】(図十八)小林斗盒氏編集の『中国璽印類編』<sup>25</sup>に「□都關市之端」、「不手非止(第十号)」に「為揚開庚之鉢」<sup>26</sup>と

釈読している。「𠄎」字が典型的な燕国文字の「市」字である(図五、九、十、二十一の市字参照)。「𠄎」字は本論文に収載している「左軍丞端」の「𠄎」字及び「單佑都市王𠄎端」の「𠄎」の字形と一致しているので、「端」字と釈読できる。ただし、「𠄎」字の左にある「金偏」は、燕国文字の中に見えず、楚国の璽印文字の特徴に属している。しかも今まで白文の端字付きの四角形の燕国璽印を見たことがない。以上から偽物と判別できる。

②【燕都王】(図十七)河北易県出土と伝えられ、収蔵先は不明。石志廉氏は、印文を「燕都王」と釈読していた。『芸林月刊』(第四十五期十六頁)に印影を載せているが、詳しい資料がない。第一文字の形は、前出の「中易都吳(虞)王𠄎」の「𠄎」(中易)の字形と同じである。「𠄎」を合文と考えて、「中易」と釈読する方が適切と思われる。戦国時代の「王」字は、三横画の上二画と下一画との間が離れているのが特徴であり、この特徴からみて偽印と判別することができる。また、これ以外に玉製の燕国長細形璽印はない。

右のほか、燕地出土の陶器残片にも類似の陶文印跡が数多い。『古陶文彙編』、『燕下都(上)』、『陶文図録』収録のこの種の代表的な陶文中、「𠄎」と「端」が付く陶文だけを示すと次のとおりである。

## 二 燕国長細形陶文印跡における考察

ここでは、収集した「𠄎」字と「端」字が付く燕国陶文の二十九件を中心に検討する。当該の陶文には、「𠄎」字または「端」字を單用

「罽」字が付く燕国陶文印跡		
単用印跡		
印文	「罽」字の字形	出土地
余(徐)無都罽		河北易県
易安都王罽		遼寧建平県
□都王罽		北京
□都王罽		天津市武清県
城都王罽		遼寧朝陽
日庚都王罽		遼寧朝陽
□□都□罽		遼寧葫蘆島
…王罽		遼寧遼陽
併用印跡		
印文	「罽」字の字形	出土地
左匚器罽・左匚易故・左匚攻		河北易県
□湯故…器罽		河北易県
左匚攻□・左匚湯故□・左匚器罽		河北易県
左匚攻性 左匚湯故□・左匚□□器罽		燕下都
右匚攻湯・□□□器罽・□□故□		燕下都
左匚器罽・左匚湯、□□□・左匚□		不詳
右匚攻□・右匚器罽・□□故□		記載無し
右匚器罽・□□□□・右匚攻湯		不詳
左陶器罽・左陶湯・故国・左陶攻		不詳
(左)陶器罽□□罽・(左)陶湯・故国・(左)陶攻		不詳
陶攻眼		
廿七年右匚器罽・□□□□・右匚攻		易県武陽台遺址
右匚器罽・□□□攻		易県武陽台遺址
左匚器罽・□□□攻		易県武陽台遺址
左匚器罽・□□□攻□・右匚攻湯		不詳
その他		
印文	出土地	
匚攻	河北易県	
□易都呉(虞)王	河北易県	
狗澤都	内モンゴル敖漢旗四道溝子鎮	
□無□(中)市王	河北易県	
市王	天津市武清県	
都□□□	天津市武清県	
市王	不明	
④: 罽字の次が残缺し、読めない陶文は他にも一定量がある。それらの残缺の部分には「罽」字が付くはずであるが、慎重を期して、併用印跡の欄には、列出しない。		

する印(いま単用印跡と仮称する)と、「器罽」二字を付加する印(いま併用印跡と仮称する)の二種がある。

◇『古陶文彙編』収載の八件◇

①【匚攻】(『古陶文彙編』番号四・六九 四・九九)

②【左匚器罽・左匚易故・左匚攻】(図三十二)

③【□易都呉(虞)王】(図十九)

④【余無都罽】(図二十)

⑤【□無□(中)市王】(図二十一)

⑥【□湯故…器罽】(図三十四)

⑦【易安都王罽】(図二十一)

⑧【左匚攻□・左匚湯故・左匚器罽】(図三十七)

◇『燕下都(上)』収載の三件◇

①【左匚攻性左匚湯故□・左匚□□器罽】(図三十六)

②【右匚攻湯・□□□器罽・□□故□】(図三十三)

③【左匚器罽・左匚湯、□□□・左匚□】(『燕下都』二六一頁上から第二行目参照)

- ◇『考古』掲載の一件◇
- ①【都王<sub>G</sub>端】『考古』二〇〇一年第九期 四五頁(図二十五)
- ◇『文物』掲載の二件◇
- ①【都王<sub>G</sub>端】
- ②【呉(虞) □□・都王<sub>G</sub>□□・□□】『文物』文物出版社 一九七二年第二期総一八九号四三頁(図二十九 図三十一)
- ◇前出のものを除く『陶文図録』掲載の四件◇
- ①【王<sub>G</sub>端】(『陶文図録』番号四・一八一・一)
- ②【彫城都王<sub>G</sub>端】(図二十六)
- ③【□□都□王<sub>G</sub>端】(図二十八)
- ④【日庚都王<sub>G</sub>端】(図二十七)
- ◇その他の長細形陶文印跡六件◇
- ①【市王<sub>G</sub>□】 執筆者所蔵の拓片 (図二十三)
- ②【都□□□】 執筆者所蔵の拓片 (図二十四)
- ③【右匚攻□・右匚君<sub>G</sub>器端・□□】 『文物春秋』(文物春秋雑誌社出版、二〇一一年二期、四六頁)(図三十五)
- ④【右匚君<sub>G</sub>器端・□□□□・右匚攻湯】 『戦国題銘与工官制度』(董珊氏の博士研究學位論文、二〇〇二年五月)
- ⑤【左匚君<sub>G</sub>器端・左陶湯・故国・左陶攻故】
- ⑥【(左) 陶君<sub>G</sub>□□端・(左) 陶湯・故国・(左) 陶攻賬】<sup>27</sup>
- ◇『歩野堂藏戦国陶文遺珍』<sup>28</sup> 掲載の四件◇
- ①【廿七年右匚君<sub>G</sub>器端・器端・□□□□・右陶攻<sub>G</sub>】
- ②【右匚君<sub>G</sub>器端・攻<sub>G</sub>】

- ③【左匚君<sub>G</sub>器端・攻<sub>G</sub>】
- ④【市王<sub>G</sub>□】 (図三十)

◇『中国古代陶文集拓』<sup>29</sup> 掲載の一件◇

- ①【右匚君<sub>G</sub>器端・攻□・右匚攻湯】

右に列挙したように燕国の陶文印跡には、「<sub>G</sub>」字が付くものが十二件、「端」字が付くものが二十二件ある。「<sub>G</sub>端」を末尾に置く単用印跡は七件あり、「器端」を末尾におく併用印跡は十四件ある。本論文は、以上の璽印及び陶文を中心に展開する。印文の釈読については、原則として、先学に釈読がある場合にはこれを参考にし、論争がある文字については、自説を提示する。

### 三 「端」における考察

◇字形面について◇

「端」字は、『方言』に「鑽謂之端」とある。小篆字形は『説文解字』になく、今まで、ただ徐国の祭器の「徐王義楚祭端」(図三十八)及び戦国時代の燕国長細形璽印と陶文印跡にだけ見られ、これ以外、同時代の他国には、「端」字の付いている器物が一切ない。この文字は「金」字と「端」字を組み合わせて出来た文字である。金偏があることから、この器物はもともと金属製品と考えられる。王国維氏は、「罈」と「端」は即ち同じ器物であるとの結論を出している。<sup>30</sup> 今の研究界には、「端」は燕国の柄が付く長細形璽印を指すとする説と、一つは、「端」は酒器の一種であると説の二説が併存する。

◇器形面について◇

執筆者の収集資料によれば、「端」字が付く器物には三種がある。一つは、徐国の祭器の「徐王義楚祭端」(図二十八)である。一つは、燕国の柄付きの長細形璽印である(図一〇図十五)。一つは、燕国の長細形陶文印跡が付く陶片(図十九〇図三十七)と陶器(図三十九〇図四十五)である。器形から見れば、「徐王義楚祭端」と燕国の長細形陶文印跡が付く陶器は、同じく盛用器類である共通点がある。

燕国の柄付きの長細形璽印は盛用器ではなく、璽印類に属している。三者間には、どのような関係があるか。王国維氏の「觶」は即ち「端」であるとの説を踏まえた上で、私は端は觶形器の一種であると推測している。徐国では、祭器(酒器)として、觶の早期の形に基づき、今、見える形に定着した。燕国には、觶の早期の形を守る一方、器形も大きくなり、大きさが定式化してきた。燕国の長細形陶文印跡

が付く陶器の長細形印跡は、同国の柄付きの長細形璽印の用印痕跡であることが明らかに成ってくる。

◇用途面について◇

○礼器 『礼記・礼器』に「貴者献以爵、賤者献以散。尊者举觶、卑者举角。」の記載がある。これから見れば、「觶」の支派である「端」は酒器として使うとともに身分の尊卑の象徴であった。これも燕国で「端」を重視した理由の一つであると考えている。

端を祭器として用いたことについては「徐王義楚祭端」(図二十八)が参考になる。その銘文には「祭端」とある。徐国で祭器として用いられていたことから、燕国でも同じ用途であったと推測できる。

○量器 現存の端の完器七個(図三十九〇四十五)を中心に、器形や器身に付いている印跡、また乳釘や飾られている紋様等について、その特徴を検討した結果は(端の器形における考査の表参照)、燕国

端の器形における考査																			
図情報	器名	出土地	材質	寸法 (cm)			器形特徴				飾		印跡		陶	陶攻	その他		
				器高	口径	底径	口形	縁	頸	腹	底	紋	乳釘数	数			紀年	左右	左右
図三十九	壺	不詳	灰陶	230	不詳	不詳	圓	外卷	無し	鼓腹	丸底	縄紋	3	3	廿二年三月	右	右	疾	□
図四十	尊	燕下都	夾砂灰陶	26	126	9	圓	外卷方唇	直頸	鼓腹	小平底部	縄紋	2	3	廿一年十二月	右	右	疾	□
図四十一	尊	燕下都	泥質灰陶	236	124	9.2	圓敞口	外卷方唇	短頸	鼓腹	平底	縄紋	2	3	無し	左	無し	不詳	不詳
図四十二	尊	燕下都	泥質灰陶	28	128	10	圓	外卷斜方唇	短頸	鼓腹	平底	縄紋	3	3	無し	左	無し	湯、性	不詳
図四十三	陶瓶	山東	陶	不詳	不詳	不詳	圓(残)	外卷	直頸	鼓腹	不詳	縄紋	1	3	不詳	不詳	左	不詳	俵
図四十四	瓦壺	不詳	灰陶	234	不詳	不詳	圓(残)	外卷	直頸	鼓腹	不詳	縄紋	2	3	廿二年正月	左	不詳	湯	不詳
図四十五	罐	燕下都	陶	不詳	不詳	不詳	圓	外卷	直頸	鼓腹	不詳	不詳	3	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳

の長細形陶文印跡が付く陶器は器形上に量器の特徴を持っていることがわかる。長細形璽印と長細形陶文印跡ともに、「市」字の付いている物は六例がある。端（陶器）は市に流通している物の有力な証明である。本来の用途である酒器、祭器の上に、量器としての用途が主となって、觶の支派に、新しい器物が生じたのである。研究者によって、觶を尊と称することがあるように、燕陶端を尊や缶や壺や陶瓶と称することがある。形から名を決めることの難しさを示す事例である。よってこの燕国の長細形印跡が付いている陶器を、「燕陶端」と命名することができると思われる。

一般的に量器は、生産生活に重要な器物であるので、この「燕陶端」も、長細形璽印を多く鈐し、厳しい等級で監造された。「王」や「王端」の文字が付く量器は、その印文が示すように、最高監造者である「王」の名義で生産された。

燕陶端が量器であった可能性は、李学勤氏も相応の検討をしたものの結論を出し切れなかった。今、見られる燕陶端（図三十九〜図四十五）には、器形や大きさがほぼ同じで、精製品も粗製品もあるが、量器の形制特徴を持っている。

#### 四 長細形璽印の用途上の考察

長い柄は握りやすく、また燕陶端の器物の内底部に印を鈐す場合にも便利であることから、使いやすいうようにデザインされたと考えられている。紐を通す穴が印柄の側面に付いていることも、長細形璽印

の著しい特徴である。硬い器物に叩き込んでしるしを付ける時に、印鈕を壊すことがないようにデザインされたと考えている。そして、この形の燕璽は印文の周りに枠が無い。

これらの構造から見れば、器物に銘文を鈐すための専用印と考えるのが自然である。上海博物館の所蔵品の一つ「中易都呉（虞）王」（図十二参照）には、柄の頂点に繰り返し金槌で打った痕跡があり、印文もたいへん擦り切れている。このことよって、叩き込まれた対象（器物）の材料が強靱で硬いことが判かる。

#### おわりに

本章では、燕国にだけ存在した長い柄付きの特異な長細形璽印を中心に、印体、印鈕、印面、文字内容及び用途など諸方面の考察を行った。また、代表的な燕国長細形璽印の十九件（偽者の二件を含む）について、寸法、保存現状、収蔵先なども詳しく調査し、長細形璽印と類似している長細形陶文印跡二十件以上についても、その形状の特徴と文字内容を検討した。さらに、関連する陶器や青銅器の器形についての検討も行い、事実を踏まえて、この長細形璽印の文字面の釈読と用途面に対する認識について、新知見を提示できたと考えている。本論文の成果は、以下の四つにまとめるとおりであるが、なお不完全の面もあるので、ご批評やご指導をお願いしたい。（巻）燕国の長細形印跡が付く陶器の命名―「燕陶端」の名称が適切であること―

私の調査結果によれば、この長細形璽印の印跡が付いている燕地出土の陶器の完器は九個現存する。この九個の完器中、図版と関係資料とを手に入れることができた七個の器形及び類似の陶器残片について検討を行った。その結果、燕国に存在していたこの陶器は罐、尊、壺、陶瓶と呼ばれてきた従来の称号を統一して、「燕陶端」と命ずるのが適切であること。

(弐) 燕国長細形璽印の名分を正す―「端」は璽印の名ではなく、燕国で陶器の一種を指すこと―

従来、研究者らは燕国の長細形璽印を「端」と呼んで、璽印の一種の名としてきた。その代表的な説には次の幾説かがある。

①柯昌濟氏、徐文鏡氏、羅福頤氏…「端」字を「璽(鈇)」字と釈読している。②何琳儀氏…「つまり、燕璽は又た(端)、(勺)、(危)、(ム)等を名として、文献の闕を補うべきである。」③湯余恵氏…「燕国璽印中に長細形印面で、かつ柱状鈕であるものを【端】と称する。」④徐暢氏…「端字に対して各研究者の意見が異なり、璽字の字義と同じである可能性がある。」⑤西川寧氏…「特に(端)はすべて輪廓がなく文字だけ鑄出している。」⑥孫慰祖氏…「長細形の朱文璽は燕国の特有であり、印文によっては、自ら【端】と称する。」

本論文の研究結果では、上述のとおり「端」は燕国の長細形璽印の名前ではなく、燕国の陶器の一種であり、「端」字が付く燕国の長細形璽印は、璽印自体の名ではない、すなわち「端」は長細形璽印を鈴印する対象の器物を指す名であることが明らかになった。

(参) 燕国長細形璽印の用途の歴史面の評価―燕陶端に鈴印する専

用印として使われたこと―

本論文では、特別な形制特徴を持つている璽印は、特別な用途に使われたという立場から、燕国の長細形璽印及び類似する長細形陶文印跡を互いに対照して、その文字内容、字形特徴及び形制特徴等の諸方面について考察し検討を行った。その結果、材料はすべて銅で作られ、長い柄(印体)を備え、鼻鈕を印体の側に付け、陽文の長細形の印面をもつ一類の燕国璽印の用途は、「燕陶端」のために生まれて来た専用璽印であることを明らかにした。そして、考察によって、戦国時代の他国には類似する長細形璽印がないことが知られたことから、璽印の真偽についても検討を行い、「端」字が付く長細形の陽文しかない璽印は、戦国時代の燕国にしかない存在であることを明らかにした。四角形の陰文あるいは陽文の璽印は存在せず、また、銅以外の材料を使ったものもないことが分かった。そして、長細形璽印の多くは「端(燕陶端)」の製造地、名義上の監造機構(者)及び所有者、流通場所を表すが、その外にも、直接に長細形璽印の用途を示す「易文支端」の例がある。

(肆) 燕国長細形璽印の性質所属について―官印であり、私印ではないこと―

この長細形璽印は、総合的に見れば、低層の陶器製造機関と官職の低い監造官の用印であり、他の官事活動には使われない。この類の燕国特有の長細形璽印は、燕陶端のために生まれて来た専用印である。官印に属しているが、一般的な官印とは区別があり、低層の製造類官方用印であることが明らかになった。

参考文献

- 『古璽彙編』故宮博物院編 羅福頤主編 文物出版社 一九八一年十二月
- 『陶文函錄』王恩田 編著 齊魯書社 二〇〇六年六月
- 『古陶文彙編』高明 中華書局版(北川博邦訳 東方書店) 一九八九年五月
- 『戰國文字通論(訂補)』何琳儀 江蘇教育出版社 二〇〇三年一月
- 『戰國古文字典(戰國文字声系)』何琳儀 中華書局 一九九八年九月
- 『戰國題銘与工官制度』董珊 博士研究生學位論文 二〇〇二年五月
- 『燕下都』河北省文物研究所 河北省文物出版社 一九九六年八月
- 『燕国題銘概述(上)』李学勤『文物』一九九九年第七期 一九九九年七月
- 『积解肥傳威』『觀堂集林』王国維 中華書局出版 一九五九年六月
- 『天津市武清泉蘭城遺址的鑽探与試掘』天津市歷史博物館考古部『考古』二〇〇一年第九期 考古雜誌社出版 二〇〇一年九月
- 『文物』一九七二年二月第二期 文物出版社 一九七二年二月
- 『上海博物館藏印選』上海書画出版社 一九七九年八月
- 『天津市藝術博物館藏古璽印選』李東璇 文物出版社 一九九七年八月
- 『二十世紀出土璽印集成』周曉陸 中華書局 二〇一〇年一月
- 『璽印』鄭珉中 上海科學技術出版社·商務印書館(香港)二〇〇八年
- 『方寸乾坤』駱堅群 浙江古籍出版社二〇〇九年十一月
- 『芸林月刊』天津市古籍書店 一九三一年九月
- 『故宮博物院藏古璽印選』文物出版社 一九八二年十二月
- 『中国璽印類編』小林斗盒 二玄社 一九九六年二月
- 『中国古代陶文集拓(原器拓本)』文雅堂 一九九九年
- 『步黻堂藏戰國陶文遺珍』唐存才編著 上海書画出版社 二〇一三年十月
- 『周漢遺寶』帝室博物館編 国書刊行会發行 昭和五十六年一月
- 『天理参考館図録・中国』朝日新聞社 朝日新聞社 一九六七年



图四



图三



图二



图一



图九



图八



图七



图六



图五



图十一



图十一·一



图十一



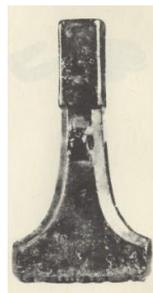
图十



图十七



图十六



图十五



图十四



图十三



图二十三



图二十二



图二十一



图二十



图十九



图十八



图二十九



图二十八



图二十七



图二十六



图二十五



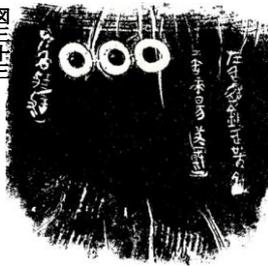
图二十四



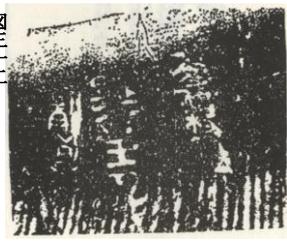
图三十四



图三十三



图三十二



图三十一



图三十



图三十九



图三十八



图三十七



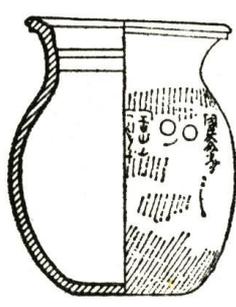
图三十六



图三十五



图四十一



图四十



图四十四



图四十二



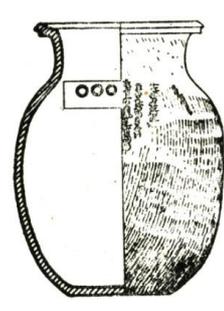
图四十五



图四十四



图四十三



图四十二

【注】

- 1 何琳儀著『戦国古文字典(戦国文字声系)』(中華書局、二〇〇七年)七五九頁「易」字参照
- 2 李学勤著「燕国題銘概述(上)」『文物』(文物出版社、一九五九年七月)五二頁。
- 3 拙稿「燕国璽印及び陶文印跡中の『易』字の詞性」『書道学論集(12)』(大東文化大学大学院書道学専攻院生会、二〇一五年三月)
- 4 何琳儀著『戦国文字通論』(中華書局、一九八九年四月)九八頁
- 5 羅福頤主編『古璽彙編』(故宮博物院編、文物出版社、一九八二年十二月)編号〇〇一一参照。
- 6 『戦国古文字典(戦国文字声系)』(中華書局、一九九八年九月)一三六二頁の何琳儀氏の考証によれば、河北省文安の東北に在る。
- 7 石永士・石磊主編『燕下都東周貨幣聚珍』(文物出版社、一九九六年八月)二一六頁図一八五参照。
- 8 一九九六年燕下都における考古学的発掘で出土し、『燕下都』に載せている。河北省文物研究所に収蔵されているかもしれない。『燕下都(上)』に、「武陽台村出土とある。印面は長細形で、八稜柱の柄が付き、柄の末端はやや太く、一側には半円の印鈕が付き、陽文の印面には枠が無い。印文は積読されていた。」「との記載がある。
- 9 拙稿「燕国長細形一璽印の積読」『書道学論集(12)』(大東文化大学大学院書道学専攻院生会、二〇一四年三月)六九〜七八参照。
- 10 『礼記・王制』に「天子將出征、類乎上帝、宜乎社、造乎祊、禡于所征之地。」鄭玄注に「禡、師祭也、為兵禡、其礼亦亡。」孔穎達疏に「禡祭是指到了作戰地点以後、祭造軍法者、即黄帝或蚩尤、以壯軍威。」の記載がある。軍隊中の禡祭は、即ち軍隊が征戦前に行った祭りの儀式であり、その祭る対象は兵器と始めて兵器を製造した人である。
- 11 本論文の図三十八「徐王義楚祭錡」のとおり、この器は自ら「祭錡」と銘している。よき参考になる。
- 12 『芸林月刊』八十五期(天津市古籍書店、一九九三年五月)十頁参照。
- 13 施謝捷著『古璽彙考』(安徽大学博士学位論文、二〇〇六年五月)七四頁参照。施謝捷氏はこの璽印の収蔵場所を「東京藤井斉成会有鄰館」というが、藤井斉成会有鄰館は京都にある。
- 14 朱德熙・裘錫圭著「戦国文字研究(六種)」『考古学報』(一九七二年、第一期)八一〜八二頁参照。
- 15 徐暢著『先秦璽印図説』(文物出版社、二〇〇九年一月)二六二頁参照。
- 17 施謝捷著『古璽彙考』(安徽大学博士学位論文、二〇〇六年五月)九〇頁参照。
- 18 柯昌濟著『金文分域編』にこの璽印を「光緒初出土西関、歸黄県丁氏、今蔵武進陶氏、長方印」と記載する。出土地は河北の易県である。『陳簠齋手拓古印集四冊』に印影が有り。王猷唐氏(王猷唐著『古燈精舍印話』齐鲁書社、一九八五年四月、一四二頁参照)によれば、この璽印は端方(一八六一年〜一九一一年)の旧蔵で、今は収蔵場所が不明である。印影は『匋鉢室藏金石拓本選』(発行:蒼文篆会 制作:藝文書院)七三頁NO・一二三に見える。
- 19 一件は『璽印(故宮博物院藏文物珍品大系)』(上海科学芸術出版社、商務印書館(香港)有限公司 二〇〇八年七月)に見える。通高9.5cm、印面は縦5.1cm、横1.4cmの印。いま一件は『方寸乾坤(浙江省博物館藏大系)』(浙江古籍出版社 二〇〇九年十一月)に見える。通高9cm、印面は縦5cm、横

- 1.4cmの印である。本論文は故宮博物院の藏品を中心に考察する。石志廉氏の「戦国古璽考釋十種」では、故宮博物院の藏品を寸法は「通高1.0cm、縦4.8cm、横1.3cm」としているが、二〇〇八年出版の『璽印(故宮博物院藏文物珍品大系)』の寸法と違いがある。本論文では二〇〇八年七月『璽印(故宮博物院藏文物珍品大系)』に載せている寸法を採用する。
- 20 石永士・石磊著『燕下都東周貨幣聚珍』(河北省文物研究所編 一九九六年八月)一六〇頁及び一七四頁参照。
- 21 張永山主編『胡厚宣先生紀念文集』(科学出版社、一九九八年十一月) 一九八頁、吳振武氏の論文「燕国璽印中的身字」参照。
- 22 西川寧著『書道講座6篆刻』(二玄社、二〇一〇年七月)七六頁参照。
- 23 上海博物館研究員の孫慰祖氏に調査をお願いした結果、実物は上海博物館に収蔵されていないことが確認された。
- 24 董珊著『戦国題銘与工官制度』(北京大学博士研究生學位論文、二〇〇二年五月)第二節第四部分参照。
- 25 柯昌濟著「金文分域編(二十一卷)」『国家図書館藏金文研究資料叢刊二』(北京図書館出版社、二〇〇四年三月)五七九頁
- 26 小林斗盦著『中国璽印類編』(二玄社、一九九六年二月)四三八頁参照。
- 27 浦野俊則・小野寺啓治・小木良一・西林昭一編集『不手非止(第十号)』(不手非止刊行会、昭和五十九年六月)三参照。
- 28 李学勤著「燕国題銘概述(上)」『文物』一九五九年第七期五四頁参照。
- 29 唐存才編著『步黠堂藏戰國陶文遺珍』(上海書画出版社、二〇一三年十月)一六九〜一九九頁
- 30 文雅堂『中国古代陶文集拓(原器拓本)』一九九九年 第二冊
- 31 「**釈鱗龍危壽**」『觀堂集林』王国維著 中華書局出版 一九五九年六月 第一二九一頁

## 第三章 燕国陶文考

### ―長細形三璽併用陶文印跡を中心に―

はじめに

第一節 有紀年陶文について

(一)有紀年陶文における資料面の調査

(二)有紀年陶文の特徴における検討

第二節 無紀年陶文について

第三節 併用陶文印跡の行文格式について

第四節 併用陶文印跡の級別監造における考察

おわりに

はじめに

燕国故地の出土品では、特に陶文が種類や数が多い。中でも二、三列からなる長細形印跡のグループ的形式は、燕国陶文の代表的な特徴である。製作方法から見れば、刻画と抑印（乾燥前に印を鈴したもの）があり、銘文の内容から見れば、おおよそ吉語、工匠名、記事、器物の所有者名、所有機関名、監造機関名、級別監造など何種類かがある。また、形から分類すれば、方形、円形、長細形、三角形などがある。これら燕国故地から出土した陶文の形や内容や製造方法は、燕国文化の研究、特に燕国製陶業の研究に素晴らしい文

献資料を提供している。燕国陶文に関する最古の資料は『芸術叢編』（姫仏陀編）の燕国陶文である。初めて世に出た完器は、潘祖蔭（1830～1890年）旧蔵の「廿二年正月左匚者・左匚攻故・左匚倭湯故国」（後掲の〈燕国有紀年陶文彙総表表一〉）③〇図三十、帝室博物館蔵）陶罐である。李学勤氏、何琳儀氏、董珊氏、唐存才氏、王恩田氏らには陶文に関する論説があるが、新出土の燕地陶文が反映されておらず、その認識は不完全であると考えている。本論文は収集した燕地出土の長細形陶文印跡九五件（完器七件含め）及び燕国に特別に存在している長細形璽印を対象に、璽印と陶文印跡を互いに対照しながら、紀年（月）類陶文の銘文内容の変遷及び級別監造特徴などを検討し、得られた新知見を報告するものである。

### 一 有紀年陶文について

管見では、燕国有紀年陶文には六十三件がある。紀年は十六年四月から廿七年までの間にある。六十三件の燕国有紀年陶文の内容は、記事の一件（②図廿二）を除く他は全て紀年（+月）の下に「左・右」匚尹と、その左右あるいは前後に製造工官の職分や人名、監造者名などが並ぶものである。また、これら陶文は抑印が基本で六十二件、例外に一件（抑印と刻画を併用、②図二参照）がある。うち、風化や損缺で紀年を読みえないものが十件ある。また、出土地が明らかでない二十八件は、易県と天津の両地に限られる（詳細は燕国有紀年陶文彙総表〈表一〉〈表二〉の出土地の欄を参照）。

(一)有紀年陶文における資料面の調査

六十三件の陶文の釈読は後掲するとおり、先学の研究結果を参照した上で、執筆者の立場より隸定するが、一部については慎重を期して読まずにそのまま用いる。紀年が付く長細形印跡が並んでいる燕国陶文（併用陶文印跡と仮称する）の釈文の順序は、紀年が付く部分を最初に挙げる。したがって実際の長細形印跡の並ぶ順序（右から左へ）とは必ずしも一致しない。「損缺や風化で読めない文字は未釈文字として「□」で表わす。欠ける部分の内容は「……」で表わす。文献中に再録しているものは数に加えない（燕国三璽併用陶文文献資料調査彙総表〈表三〉参照）。以上を執筆者の隸定の原則とする。

◇十六年燕陶五件◇

- ①十六年四月右匍君・倭𠄎（故）故戴・右匍攻徒𠄎（図一）
- ②十六年八月右匍君・倭𠄎（看）<sup>2</sup>故戴・右匍攻□（図二）
- ③十六年九月右匍君・倭𠄎（看）故戴・右匍攻刑徒𠄎（戒）（図三）
- ④十六年十月左匍君・倭𠄎（□）故𠄎（𠄎）<sup>3</sup>・左匍攻𠄎（剽）（図四）
- ⑤十六年十一月左匍□・倭𠄎（□）故□・左匍……（図五）

十六年の陶文には右の五件があり、内三件には河北省易県出土と明記されている。①（図一）は有紀年燕国陶文中の最古の物である。

②（図二）は二つに割れている。長細形印跡の後ろに「倭𠄎（看）故戴」

の刻画四字を附加しているは、「級別監造」を明示する燕国陶文の中で特異なものである。③（図三）にある「刑徒」の二字からは刑徒制度上、刑徒が製陶に参与していたことが判る。そして「十六年九月、五月、七月、九月」とする文献記載と合致し、有力な物証である。この十六年に、「𠄎（故）<sup>4</sup>、𠄎（看）、𠄎（□）」三人の職分は「倭𠄎（戴）、𠄎（𠄎）<sup>5</sup>」二人の職分は「故𠄎」で、「徒、𠄎（戒）」𠄎（剽）」三人の職分は「匍攻（陶工）」である。そして、「匍攻」である「匍」字の前に製造機関の所属を示す「左匍」「右匍」を明記するのも十六年からである。

◇十七年燕陶四件◇

- ⑥十七年八月右匍君・倭𠄎（看）故戴（図六）
- ⑦十七年八月右匍君・倭𠄎（看）故戴<sup>3</sup>（図七）
- ⑧十七年十月左匍君・左匍倭留故𠄎（𠄎）……□（図八）
- ⑨十七年十二月右匍君・倭𠄎（故）故戴・右匍攻戴（図九）

所見の十七年の陶文には右の四件がある。他に、李学勤氏の『燕齐陶文叢論』<sup>4</sup>に「十」七年九月左陶尹、「左陶」「倭留故𠄎」（姚華の拓本）の一件があるが、拓本を見ないので、検討対象外とする。「𠄎（戴）」という人名は、「十六年四月」（①）陶文中にも「故」の職分として既出する他、「十七年」陶文では「故戴」（⑥⑦と⑨）と「右匍攻戴」（⑨）によれば、「𠄎（戴）」の職分は「故」と「右匍攻」の二つである。人名である「留」は「倭」の職分として初登場した。

そして、⑧のとおり、「倭某故某」の直前に製造機関の所属である「左匁」を加えた例が初出する。

◇十八年燕陶七件◇

⑩十八年三月右匁署・倭(故)故戴・右匁攻□

(図十)

⑪十八年五月□……倭留故国

(図十一)

⑫十八年八月左……倭留故国・匁攻□

(図十二)

⑬十八年八月右匁署・倭(故)故戴・右匁攻丑

(図十三)

⑭十八年八月右匁署・倭(故)故□<sup>6</sup>

(図十四)

⑮十八年十二月右匁署・倭(故)故戴

(図十五)

⑯十八年十二月右匁署・倭(故)故戴

(図十六)

右の七件の十八年陶文のうち同文の二件(⑮⑯)は易県武陽台村と郎井村の出土である。さて、「十八年八月」の陶文からは、製陶機関が「左匁」と「右匁」であることが判る。十八年の陶文の特徴として、十七年までの陶文には省略していない「倭某故某」の直前の製陶機関名である「左匁」「右匁」を省略するようになったことが指摘できる。また、⑫のように、「匁攻」の直前に「左・右」を省略したものも初出する。なお、⑩(図十)のように十顆もの乳釘が付くものは比較的珍しい。十八年五月(⑪⑫)に「(国)」は初めて「故」の職分で登場する。⑫(図十二)の人名である「(匁)字」は、匁攻の職分として初めて登場するが、これが最後でもある。

◇十九年燕陶二件◇

⑰十九年三月右匁署・倭(故)故戴 (図十七)

⑱十九年十月右匁署・倭(故)故戴 (図十八)

十九年陶文には右の二件がある。「月」以外は同文で、同じく「右匁署(尹)」に属している。両件とも残缺して、「匁攻」の部分は見えず、僅かに長細形陶文印跡二つだけが並んでいる。

◇廿年燕陶一件◇

⑲廿年六月左匁……左匁……<sup>7</sup> (図十九)

廿年陶文は右の一件しかない。なお、李学勤氏の『燕陶文叢論』<sup>8</sup>に同じく「廿年六月」陶文一件を載せている。出土地は不明で、李学勤氏の積文【簠斎の拓本】廿年六月左陶尹、左陶倭湯故□<sup>9</sup>によれば、倭(倭)は「湯」で、「湯」の人名はこの年が初出である。

◇廿一年燕陶九件◇

⑳廿一年……倭疾故戴 (図廿)

㉑廿一年罍軍固□(吳?)都。□(吳?)都王端・行(図廿一)

㉒廿一年二月右匁署・□□故戴 (図廿二)

㉓廿一年四月左匁署・□□故国 (図廿三)

㉔廿一年四月右……倭疾故□ (図廿四)

㉕廿一年八月右匁署・倭疾故戴・右匁攻湯 (図廿五)

㉖廿一年八月右匁署・倭疾故戴<sup>10</sup> (図廿六)

㉗廿一年十二月左匁署 (図廿七)

㉘廿一年十二月右匁署・倭疾故戴・右匁攻湯 (図廿八)

廿一年の陶文は現存数が最も多く、右の九件がある。完器では⑳(図廿八)が最も早期で、易県武陽台村出土と明記されている。<sup>1</sup>九件の陶文中には紀年月が同じものが三組(㉓㉔と㉕㉖及び㉗㉘)ある。「疾」が「倭」の職分として最初に現れる(㉔(図廿参照))。また、陶文中に単字印跡と記事内容の長細形印跡とを並列する例も出現し、長細形陶文印跡の文字中に陶器名を示す「端」<sup>1</sup>字が初出するのもこの年である(㉑(図廿一参照))。なお、指摘しなければならないのは、前に言及した李学勤氏の『燕齐陶文叢論』の【簠斎の拓本】廿年六月左陶尹、左陶倭湯故□<sup>1</sup>の一例に、廿年六月に「湯」は「倭」の職分で既出するが、廿一年八月と十二月に、「湯」の職分は「右匍攻湯」であることである(㉕(図廿五)㉘(図廿八参照))。

◇廿二年燕陶六件◇

- ㉑ 廿二年正月左匍倭・左匍倭湯故国 (図廿九)
- ㉒ 廿二年正月左匍倭・左匍倭湯故国・左匍攻(故) (図三十)
- ㉓ 廿二□……左匍攻秦 (図三十一)
- ㉔ 廿二年三月右匍倭・倭疾故戴 (図三十二)
- ㉕ 廿二年三月右匍倭・倭疾故戴・右匍攻徒 (図三十三)
- ㉖ 廿二年八月……倭疾故□ (図三十四)

廿二年の陶文には右の六件がある。うち㉑と㉒は完器で珍しい。特に㉑は出土地を易県と明記する。<sup>1</sup>燕国有紀年陶文中、「正月」製造をいう器物は今のところ二件しかない(㉑㉒)。<sup>2</sup>(故)という人名は「十六年四月」(①(図一))陶文では、「倭(故)」であったが、「廿

二年正月」(⑩(図三十))陶文では「左匍攻(故)」に変わる。また、「廿一年八月」陶文中に匍攻である「右匍攻湯」(㉕(図廿五))は「廿二年正月」(㉑(図廿九))陶文中に「左匍倭」の職分で現れる。この製陶部門の「左・右匍」に属している人名の「(故)」(「湯」両者の例によれば、級別監造である燕国製陶機関中に職別の「昇進」と「降格」、すなわち燕国製陶機関である「左匍」と「右匍」の間に、人事面の配属移動があることが判明する。なお、「徒」という人名は、「十六年四月」(①(図一))に既出するが、この「廿二年三月」(⑬(図三十))に再出する。しかしこの間、「徒」の人名は燕国有紀年陶文中から消えている。

◇廿三年燕陶八件◇

- ㉗ 廿三年三月左匍倭・左匍倭湯故□ (図三十五)
- ㉘ 廿三年三月左匍倭・左匍倭湯故国・左匍攻(故) (図三十六)
- ㉙ 廿三年四月左……左匍倭湯故国 (図三十七)
- ㉚ 廿三年十月右匍……(故)故戴 (図三十八)
- ㉛ 廿三年十月左匍倭・左匍倭湯故国 (図三十九)
- ㉜ 廿三年十月右……倭(故)故戴・右匍攻□ (図四十)
- ㉝ 廿三年十二月右匍倭・倭(故)故戴・匍攻(故)□ (図四十一)
- ㉞ 廿三年十二月左匍□・左匍攻秦 (図四十二)

廿三年陶文には右の八件がある。うち、「十月」の製造には三件があり、いずれも「左匍」「右匍」の製造であることが分かる。<sup>3</sup>(故)の人名は「十六年十月」(④(図四))陶文中に「左匍攻」の職分で既出

するが、「廿三年」陶文中に「俵」の職分として再登場した(38)(40)(41参照)。また「廿三年十二月」の陶文に「匍攻」である「□」(41)(44)(41)の名が見える他は、無紀年類陶文(37)(47)(73)に再出した。なお、人名の「湯」はともに「俵」の職分である特徴がある。

◇廿五年燕陶一件◇

④③ 廿五年(呉<sub>14</sub>都?)・(呉都?)二十五年 (図四十三)

廿五年陶文は右の一件しかないが、「月」を省略する点で重要である。同じく天津武清県高村でこの陶文と一緒に出土した「廿一年」(21)(図廿一)陶文にも「月」部分が無い。手元の資料では、「廿四年」及び「廿六年」の陶文を見ないが、「廿五年」以後の燕国有紀年陶文は、全て「月」を省略する特徴があり(後掲の廿七年陶文④④~④⑦参照)、燕国有紀年陶文の文字内容に変化が生じるのは「廿五年」からであると推測する。

◇廿七年燕陶四件◇

④④ 廿七年右匍君<sub>器</sub>……俵<sub>器</sub>(剗)故国・右匍攻丑 (図四十四)

④⑤ 廿七年右匍君<sub>器</sub>……俵<sub>器</sub>(剗)故□・匍攻悦 (図四十五)

④⑥ 廿七年右匍君<sub>器</sub>器端・俵<sub>器</sub>(剗)□戴・右匍攻戴 (図四十六)

④⑦ 廿七年・□生高 (図四十七)

廿七年の陶文には右の四件がある。廿六年陶文の発見はないが、これら「廿七年」陶文から見れば、「月」の部分は廿五年陶文同様見えない。しかしその一方、「匍君」の直後に陶器名の「端」を示す

内容「正」器端」を加える特徴がある。出土地によれば、「廿七年」陶文は易県と天津両地の出土である(燕国有紀年陶文彙総表(表一)参照)。人名である「国」は「十八年五月」(11)(図十一)陶文中に「故」の職分で初出してから「廿七年」までの間に、見る「国」は「故」の職分である他にないことが分かる。また人名である「戴」が「④⑥(図四十六)」のように、「故」と「匍攻」の職分で同時に出る例は、「⑨(図九)」にもある。

◇風化損缺による紀年不明の十件◇

④⑧ 廿九(?)年六月左匍君 (図四十八)

④⑨ □二年十一月左匍君・□匍俵湯故国 (図四十九)

④⑩ □年八月右匍君・右匍攻湯 (図五十)

④⑪ □七年九月左匍君……俵留故<sub>器</sub>(璧) (図五十一)

④⑫ □八年十二月左匍君・□匍 (図五十二)

④⑬ 廿□年四月左匍君・左匍俵湯故□……匍攻□ (図五十三)

④⑭ □年十二月右匍君 (図五十四)

④⑮ □年十月左匍□<sub>15</sub> (図五十五)

④⑯ □年七月左匍君 (図五十六)

④⑰ □六年十一月右匍君・俵<sub>器</sub>(剗)故<sub>器</sub>(璧) (図五十七)

風化や損缺で紀年が不明の燕国有紀年陶文には右の十件がある。この十件中三件は出土地を明記する(燕国有紀年陶文彙総表(表二)参照)。④⑯(図四十八)は『陶文図録』(図版番号…四・一〇・二)によれば「廿九年六月左匍君」と釈読しているが、「廿」の直後にあ

る文字は損滅しているもので、現状では簡単に「九」と解読できないと考えている。有紀年陶文は「廿七年」から「月」の部分すで見ないわけだ。⑤⑩(図五十)の「右匈攻湯」は「廿一年」陶文の「湯」の職分が同じく「右匈攻湯」であることによれば、損滅する⑤⑩の紀年は「廿一」と推定できると考える。⑤⑩(図五十七)は「十六年」であろうと推測する(④図四参照)。

◇偽物一件◇

⑤⑩ 十六年又目□

(図五十八)

右の一件の陶文は、『中国歴史博物館蔵法書大観』第三巻に収める戦国(燕)陶文の首件である。出土地は未明で、長さ一〇・九cmである。その解説(蓑毛政雄氏訳)には「陶文は上下二つの同文の印より成りたっている。下方の印はぼんやりしてはつきりしないが、上方の印には「十六年又目□」とある。「十六年」は燕王の紀年であり、また器物の製造年代でもある。「又目」は「右目」と同じで、たぶん職名と人名であろう。」<sup>1)</sup>とある。執筆者には、⑤⑩の陶文は、紀年が付く燕国陶文中の偽物と考える。理由には三つある。

(1) 「」(十)、「」(六)、「」(年)の字形特徴はほかの燕国陶文の字形である「」(十)、「」(六)、「」(年)と異なる。そして、特に「」の形は燕国陶文中の「」部が付く文字の「」(右)「」(左)」の特徴とまったく違うことが分かる。

(2) 「十六年又目□」は、紀年が付く燕国陶文中に見て、類似の用例もない。

(3) 文字の周囲に施された紋様は、拓本を見る限り刃物で彫って整備している。しかし他の燕国の紀年が付く陶片の紋様はすべて縄紋である上、陶文の文字はどれも白文(陰文)であるのに対して、⑤⑩は僅有の朱文(陽文)である。

◇模写本五件◇

⑤⑩ 十一年四月左匈・左匈俵留故

(図五十九)

⑥⑪ 廿一年十月左匈・左匈攻□

(図六十)

⑥⑫ 十七年十月左匈・左匈俵留故

(図六十一)

⑥⑬ 廿三年十月右・ (剽) 故戴

(図六十二)

⑥⑭ □年四月右匈・俵 (故) 故戴

(図六十三)

王恩田氏の説によれば、右の五件の模写本は北京大学の呉榮曾氏が五十年代末に陳紫蓬氏の著書である『燕陶館蔵陶』<sup>1)</sup>から模写したものである(『陶文図録』巻九<sup>1)</sup>)。その全てに「月」が付く特徴がある。「月」を省略するようになった「廿五年燕陶④⑬」を参照すると、この五件の陶文は、いずれも「廿五年」以前の製造である可能性が高いと推測する。しかし⑤⑩⑬の五件は、陶文より模写した物であることから、模写の誤の可能性を考慮し、本論文では慎重を期して検討対象外とする。

(二) 有紀年陶文の特徴における検討

収集した六十三件の陶文資料によれば、燕国有紀年陶文は、年代

が進むに従って、陶文の内容に変化がみられる。また、製造機関である「左匁」「右匁」の下の製造工官の三つの職分「倅」「故」「匁攻」の間には、同一人が移動する人事変動が認められる（燕国有紀年陶文彙総表〈表一〉の↓参照）。形状は、四角形の単字印跡と長細形印跡の二種類がある。本節では、銘文について時代表記、内容及び陶器製造に参与する「倅」「故」「匁攻」三者の役柄を中心に、燕国有紀年陶文の特徴を考查する。

◇有紀年陶文年代の特徴◇

手元に収集した資料から見れば、現存している「十六年四月」(① 図一) 陶文中の製陶参与者の人名である「 (倅)」は「故」の職分として既出したが、「十七年十二月」(⑨ 図九) 及び「廿七年」(④⑥ 図四十六) 陶文中の「 (故?)」 (倅)」と「右匁攻 (倅)」は同じ「倅」名であることによって、これら一群の燕国有紀年陶文は、同じ時期（前後で十二年）で同じ燕国国君の在位期間に生産した陶器であると判定できる。陶器製造時の在位の燕国国君に関する代表的説には李学勤氏の燕王喜説<sup>1)</sup>と董珊氏の燕昭王説<sup>2)</sup>の二説がある。紀年面では、『史記』「六国年表」を参照すれば、戦国後期の在位時間で廿七年を超えた燕国君は燕昭王(前331~279年)と燕王喜(前254~222年)の二人しかない。明確した有紀年燕国陶文の出土例は、易県と天津市武清県の両地の他にない。うち易県は、古は「武陽」と称され、燕国の下都であった。「六国年表」燕王喜の四年に「趙を伐つも、趙、我が軍を破り、栗腹を殺す。」とある。さらに「趙世家」「燕世家」には、燕王喜の四年、趙を伐ち、八年、趙に負け、講和

談判により「燕は葛、武陽、平舒を以て、趙に与う」とある。これにより燕王喜の八年から下都の「武陽」はすでに趙国に属していることが分かる。したがって、これら燕国の紀年を有する陶文は、燕昭王の十六年から廿七年の間に製造した物であることが判断できる。

◇有紀年陶文内容の特徴◇

十六年から廿年までの五年間、燕国有紀年陶文の内容に変わりはないが、「廿一年」陶文に、紀年並びに記事の内容が現れる(② 図廿一 参考)。そして、陶器名を表わす「 端」の文字が現れ、その「……都王 端」の陶文によって、燕国君は「王」の名義で最高監造者の職分として製陶に参与したことが判る。その後、廿三年までの間に、陶文の行文格式に大きな変化はない。「廿四年」と「廿六年」の陶文は未見であるが、その間に僅かに存する「廿五年」陶文の内容には大きな変革がある。すなわち「月」がすでに見えなくなっている。さらに「廿七年」に至ると、陶文中に「…… (正)器端」のように陶器名「 端」と陶器用途「 正器」<sup>3)</sup>を表す文字内容が現れる。

◇有紀年陶文の並び方の特徴◇

本論文に集めた紀年が付くこれら燕国の併用印跡五十七件中に、三つの印跡が並んでいるものが二十件ある。その外の四十三件は、損缺して二つ或は一つの印跡しか見えないので、考查対象外とする。この二十件<sup>4)</sup>の併用印跡を対象として考查した結果、三つの併用印跡の並び方に七種あることが判明した。その七種の並び方(原則として右から左へ)は次のとおりである。

⊖【右】(左・右) 匁攻某

【中】紀年+（左・右）匍 罍

【左】（左・右）匍 俵某故某

右に当るものに、① 図一、④ 図四、⑧ 図八、⑪ 図四十一、⑫ 図四十五、⑬ 図四十六の六例がある。紀年上は「十六年四月」から「廿七年」までの間にある。

① 【右】（左・右）匍 攻某

【中】（左・右）匍 俵某故某

【左】紀年+（左・右）匍 罍

右に当るものに、③ 図三、⑤ 図五、⑩ 図十、⑭ 図四十の四件がある。「十六年」から「廿三年」間にあり、「廿三年」以後はこの並び方は見えない特徴がある。

③ 【右】紀年+（左・右）匍 罍

【中】（左・右）匍 俵某故某

【左】（左・右）匍 攻某

右に当るものに、⑫ 図十二、⑬ 図三十三、⑭ 図三十六の三つがあり、「十八年」「廿二年」「廿三年」のほかには見えない特徴がある。

④ 【右】（左・右）匍 俵某故某

【中】紀年+（左・右）匍 罍

【左】（左・右）匍 攻某

右に当るものに、「廿一年」の⑮ 図廿五、⑯ 図廿八の紀年不明の一件⑳ 図五十三がある。

⑤ 【右】（左・右）匍 俵某故某

【中】（左・右）匍 攻某

【左】紀年+（左・右）匍 罍

右に当るものは、「廿二年」の㉑ 図三十と「廿十七年」の㉒ 図四十四各一例以外に、合致する例がない。

⑥ 【右】紀年+（左・右）匍 罍+俵某故某

【左】左匍 攻某

右に当るものは、② 図二の一例しかないが、「俵某故某」の刻画四字を附加している燕国有紀年陶文中、極めて特異である。

⑦ 【右】単字四角形印跡

【中】紀年+記事

【左】……王 罍

右は四角形印跡と長細形印跡とが並び、記事の内容が付く。さらに「罍」である陶器名が付くのも特徴である。僅かに㉓ 図廿一件だけであるが、「廿五年」(㉔ 図四十三)と同じく天津武清高村の出土で、「紀年」の後に「月」を省略するのが特徴である。

右のとおり二十件(併用印跡が三つ並ぶもの)の燕国陶文印跡の並び方には①と⑦の七種がある。すなわち「十六年」から「廿七年」までの間には、①と⑦のとおり有紀年燕国陶文の「(左・右)匍 俵某故某」「(左・右)匍 攻某」「紀年+(左・右)匍 罍」三つの長細形陶文印跡の並び方に、規律性は無いが、三つの印跡が全て揃っているのが特徴である。

二十件有紀年燕国陶文中に完器が四件あり(㉕ 図廿八、㉖ 図三十、㉗ 図三十三、㉘ 図三十六)、器身には同じく乳釘が見える。他の陶片を参照すると、乳釘には凹凸の二種があり、その数も一と十顆あつ

て等しくない。また乳釘の並びには、上下二段と横一列の二種がある。そして、燕国のこれら有紀年陶文は、乳釘の両端あるいは一端に捺される特徴がある。

◇「倅」、「故」、「匄攻」の工官名の使用頻度について◇

燕国有紀年陶文中、損缺して読めないものを除くと、「倅」「故」「匄攻」に属する工官名には十六人があり、使用頻度は次のとおりである。

「戴」廿二回 「故」十回 「国」十回 「湯」八回 「疾」八回  
 「剽」七回 「留」三回 「看」三回 「罍」二回 「徒」二回  
 「匄(□)」二回 「匄(戒)」一回 「喪」一回 「丑」一回 「悦」一回  
 「匄(□)」一回

うち、工官の「戴」「剽」「故」「湯」の四者には役柄の変動がある(燕国有紀年陶文彙総表〈表一〉に矢印線↓で示す所を参考)。すなわち、製陶機関の「左・右匄」の間に認められる製陶工官が交替する現象がそれである。

## 二、無紀年陶文について

本節の考察対象は三壘併用の燕国長細形陶文印跡である。これら三壘併用の燕国長細形陶文印跡中の一つは有紀年類陶文であり、また一つは無紀年類陶文である。本節は、燕国無紀年長細形三壘併用陶文印跡を中心に論を展開する。君・倅・故の文字が付くのは燕国無紀年長細形三壘併用陶文印跡の共有特徴である。この三壘併用陶

文印跡は、残欠品も含めて次の三十二件を収集できた。

### (一)左匄(七件)

- 64 左匄君(尹)  左匄倅湯故國・左匄攻故 (図六十四)
- 65 左匄君(尹)  左匄倅湯故國・左匄攻 (図六十五)
- 66 左匄君(尹)  左匄倅湯故國・左匄攻倅 (図六十六)
- 67 左匄君(尹)  □□□□ 左匄倅 □□□□ 匄攻 (図六十七)
- 68 左匄君(尹)  左匄倅湯故國・匄攻 (図六十八)
- 69 左匄君(尹)  左匄倅湯故國・匄攻黒 (図六十九)
- 70 左匄君(尹)  …… 左匄 …… 匄攻鞭(股?) (図七十)

### (二)右匄(五件)

- 71 右匄君(尹)  右匄倅・倅剽故戴・右匄攻湯 (図七十一)
- 72 右匄君(尹)  右匄倅・倅剽故戴・右匄攻湯 (図七十二)
- 73 右匄君(尹)  右匄倅・倅剽故 □□ 匄攻 (図七十三)
- 74 右匄君(尹)  右匄倅・倅剽故戴・匄攻 (図七十四)
- 75 右匄君(尹)  右匄倅・倅剽故戴・匄攻 (図七十五)

### (三)陶文印跡損缺するもの(廿件)

- 76 左匄君(尹)  □□ 倅湯故國・□匄攻 (図七十六)
- 77 左匄君(尹) …… □□ …… 左匄攻 □ (図七十七)
- 78 左匄 …… 倅 □ …… (図七十八)
- 79 左匄君(尹)  …… 匄攻黒 (図七十九)

- 80 ……器端・俵湯故國 (図八十)
- 81 左匍俵湯故國 (図八十一)
- 82 左匍著(尹) ……左匍俵… (図八十二)
- 83 左匍著(尹) ……匍攻黒 (図八十三)
- 84 左匍著(尹) ……器… (図八十四)
- 85 左匍著(尹) ……左匍俵湯故國 (図八十五)
- 86 左匍著(尹) ……器端・匍俵湯故匍 (図八十六)
- 87 左匍著(尹) ……左匍俵… (図八十七)
- 88 匍著(尹) ……器端・左匍俵湯故國・左匍攻匍 (図八十八)
- 89 俵剽故…右匍攻… (図八十九)
- 90 右匍著(尹) ……匍… (図九十)
- 91 右匍著(尹) ……器端・俵剽故戴 (図九十一)
- 92 匍匍匍匍器端・俵剽故戴・右匍攻湯 (図九十二)
- 93 匍匍著(尹) ……器端・匍剽故戴・匍匍湯 (図九十三)
- 94 ……右匍著(尹)<sup>2,3</sup> (図九十四)
- 95 匍匍呉(虞)匍匍都王匍匍 (図九十五)
- 前掲のとおり、廿件の残欠品のほかに、「著(尹)」の直前に「左匍」を加えるものが七件、「右匍」を加えるものが五件ある。

◇「左匍」類無紀年陶文の特徴について◇

「左匍」類に属するものは、「64 図六十四」～「70 図七十」のほかに、残欠品の「76 図七十六」～「88 図八十八」も参考になる。当該類の陶文に「俵」は「湯」、「故」は「國」、即ち「俵湯故國」の他に見ない。

そして、「俵湯故國」の直前にも「左匍」を加える特徴がある。「湯」は有紀年陶文の「廿一年八月」(燕国有紀年陶文彙総表〈表一〉<sup>25</sup>参照)に初めて「右匍攻」の職分で登場し、その後に「廿二年正月」(燕国有紀年陶文彙総表〈表一〉<sup>29</sup>参照)に「左匍俵」の職分に変わった。初めて「左匍俵湯故國」のグループで現れたのはこの年(29 廿二年正月)である。なお、「匍攻」の前に「左匍」を加える類(64)及び70(88参照)と「右匍」を加える類(71, 72, 73参照)及び「匍攻」のままに何にも加えない類(74)及び75, 76, 78参照)の二種が見える。「匍攻」の名をはっきり読めるものは次の五人「故64」「住66」「股67」「脹68」「黒69」「83」であり、その特徴は次のとおりである。

◎「故」…有紀年陶文の「十六年四月」～「十九年十月」(燕国有紀年陶文彙総表〈表一〉①⑨⑩⑬～⑮参照)の間にずっと「右匍俵」の職分で現れ、「廿年」～「廿一年」には未見であるが、「廿二年正月」～「廿三年三月」の間に「左匍攻」の職分で現れていることが判った。

◎「住」…燕国有紀年陶文に見ない。無紀年陶文(66 図六十六)に初登場するが、最後でもある。

燕国有紀年陶文彙總表 (表一)

編號	長細形印跡一			長細形印跡二			長細形印跡三		出土地	
	紀年	月	署	倭		故	攻			
				所屬	名		所屬	名		
① 図一	十六年	四月	右匁	無し	燕(故)	燕(戰)	右匁	徒	易県	
② 図二		八月	右匁	無し	燕(看)	燕(戰)	右匁	□	易県郎井村	
③ 図三		九月	右匁	無し	燕(看)	燕(戰)	右匁	刑徒燕(戒)	易県燕下都(?)	
④ 図四		十月	左匁	未詳	燕(口)	燕(壁)	左匁	燕(朝)	易県郎井村	
⑤ 図五		十一月	左匁	無し	燕(口)	□	左匁	未詳	易県燕下都(?)	
⑥ 図六	十七年	八月	右匁	無し	燕(看)	燕(戰)	欠		易県	
⑦ 図七		八月	右匁	無し	燕(看)	燕(戰)	欠		不明	
⑧ 図八		十月	左匁	左匁	留	燕(壁)	未詳	□	易県燕下都	
⑨ 図九		十二月	右匁	無し	燕(故)	燕(戰)	右匁	燕(戰)	易県燕下都(?)	
⑩ 図十	十八年	三月	右匁	無し	燕(故)	燕(戰)	右匁	□	易県武陽台村	
⑪ 図十一		五月	□匁	無し	留	燕(国)	欠		易県燕下都(?)	
⑫ 図十二		八月	左匁	無し	留	燕(国)	無し	燕(口)	不明	
⑬ 図十三		八月	右匁	無し	燕(故)	燕(戰)	右匁	丑	不明	
⑭ 図十四		八月	右匁	無し	燕(故)	□	欠		易県燕下都(?)	
⑮ 図十五		十二月	右匁	無し	燕(故)	燕(戰)	欠		易県武陽台村	
⑯ 図十六		十二月	右匁	無し	燕(故)	燕(戰)	欠		易県郎井村	
⑰ 図十七		十九年	三月	右匁	無し	燕(故)	燕(戰)	欠		易県武陽台村
⑱ 図十八	十月		右匁	無し	燕(故)	燕(戰)	欠		易県武陽台村	
⑲ 図十九	廿年	六月	左匁	左匁(?)	未詳	未詳	左匁(?)	□	易県燕下都(?)	
⑳ 図廿	廿一年	未詳	未詳	無し	疾	燕(戰)	欠		易県	
㉑ 図廿一		無し	酒軍固吳(?)	都・吳(?)	都	王ヨシ・行			天津武清県高村	
㉒ 図廿二		二月	右匁	無し	疾	燕(戰)	欠		不明	
㉓ 図廿三		四月	左匁	未詳	未詳	燕(国)	欠		易県郎井村	
㉔ 図廿四		四月	右匁	無し	疾	□	欠		易県	
㉕ 図廿五		八月	右匁	無し	疾	燕(戰)	右匁	湯	易県	
㉖ 図廿六		八月	右匁	無し	疾	燕(戰)	欠		不明	
㉗ 図廿七		十二月	左匁	未詳	欠		欠		易県武陽台村	
㉘ 図廿八		十二月	右匁	無し	疾	燕(戰)	右匁	湯	易県武陽台村	
㉙ 図廿九		廿二年	正月	左匁	左匁	湯	燕(国)	欠		易県
㉚ 図三十			正月	左匁	左匁	湯	燕(国)	左匁	燕(故)	易県
㉛ 図三十一			欠		欠			左匁	秦	不明
㉜ 図三十二			三月	右匁	無し	疾	燕(戰)	欠		不明
㉝ 図三十三		三月	右匁	無し	疾	燕(戰)	右匁	徒	不明	
㉞ 図三十四	八月	未詳	無し	疾	□	欠		易県		
㉟ 図三十五	廿三年	三月	左匁	左匁	湯	□	欠		易県	
㊱ 図三十六		三月	左匁	左匁	湯	燕(国)	左匁	燕(故)	易県燕下都(?)	
㊲ 図三十七		四月	左匁	左匁	湯	燕(国)	欠		易県燕下都(?)	
㊳ 図三十八		十月	右匁	(残)未詳	燕(朝)	燕(戰)	欠		易県燕下都(?)	
㊴ 図三十九		十月	左匁	左匁	湯	燕(国)	欠		易県燕下都(?)	
㊵ 図四十		十月	右匁	無し	燕(朝)	燕(戰)	右匁	□	不明	
㊶ 図四十一		十二月	右匁	無し	燕(朝)	燕(戰)	無し	燕(口)	易県武陽台村	
㊷ 図四十二		十二月	左匁	(残)未詳	欠		左匁	秦	不明	
廿四年陶文未見										
㊸ 図四十三	廿五年(吳都?)・(吳都?) 二十五年								天津武清県高村	
廿六年陶文未見										
㊹ 図四十四	廿七年	無し	右匁	無し	燕(朝)	燕(国)	右匁	丑	易県燕下都(?)	
右匁署(尹)器端……・俵燕(朝)故□・右匁攻丑										
㊺ 図四十五		無し	右匁	無し	燕(朝)	燕(国)	未詳	燕(祝)		易県燕下都(?)
右匁署(尹)器端……・俵燕(朝)故□・(?)匁攻燕(祝)										
㊻ 図四十六		無し	右匁	無し	燕(朝)	燕(戰)	右匁	燕(戰)		易県武陽台村
右匁署(尹)器端……・俵燕(朝)□燕(戰)・右匁攻燕(戰)										
㊼ 図四十七	□生燕(高)								天津武清県高村	

燕国有紀年陶文彙總表 (表二)								
風化損缺で紀年不明の十件								
編號		長細形印跡一			長細形印跡二		長細形印跡三	出土地
		紀年	月	君	俵	故	攻	
④⑧	図四十八	廿九(?)年	六月	左匁君(尹)	欠		欠	不明
④⑨	図四十九	□二年	十一月	左匁君(尹)	□匁俵湯故国		欠	易県郎井村
⑤⑩	図五十	□年	八月	右匁君(尹)	欠		右匁攻湯	易県燕下都(?)
⑤⑪	図五十一	□七年	九月	左匁君(尹)	……俵留故(器)		欠	不明
⑤⑫	図五十二	□八年	十二月	左匁君(尹)	未詳		未詳	易県
⑤⑬	図五十三	廿□年	四月	左匁君(尹)	左匁俵湯故□		……匁攻□	易県武陽台村
⑤⑭	図五十四	□年	十二月	右匁君(尹)	欠		欠	易県燕下都(?)
⑤⑮	図五十五	□年	十月	左匁□	欠		欠	不明
⑤⑯	図五十六	□年	七月	左匁君(尹)	欠		欠	易県燕下都(?)
⑤⑰	図五十七	□六年	十一月	左匁君(尹)	俵(□)故(器)		欠	不明
偽物一件								
⑤⑱	図五十八	十六年	又目□					易県燕下都(?)
模写本五件								
⑤⑲	図五十九	十一年	四月	左匁	左匁俵留故		欠	不明
⑤⑳	図六十	廿一年	十月	左匁君(尹)	欠		左匁攻□	不明
⑥①	図六十一	十七年	十月	左匁	左匁俵留故		欠	不明
⑥②	図六十二	廿三年	十月	右	□(刺)故(器)		欠	不明
⑥③	図六十三	□年	四月	右	俵(器)故(器)		欠	不明
燕国無紀年長細形三壘併用陶文印跡彙總表								
陶文印跡無損缺の十一件								
編號		長細形印跡一(君)		長細形印跡二(俵・故)		長細形印跡三(匁攻)		出土地
⑥④	図六十四	左匁	左匁君(尹)  器端	左匁俵湯故國		左匁攻故		易県
⑥⑤	図六十五	左匁	左匁君(尹)  器端	左匁俵湯故國		左匁攻□		易県
⑥⑥	図六十六	左匁	左匁君(尹)  器端	左匁俵湯故國		左匁攻性		易県
⑥⑦	図六十七	左匁	左匁君(尹)  □□	左匁俵□□□		匁攻 		易県
⑥⑧	図六十八	左匁	左匁君(尹)  器端	左匁俵湯故國		匁攻 		不明
⑥⑨	図六十九	左匁	左匁君(尹)  器端	左匁俵湯故國		匁攻黒		不明
⑦①	図七十	左匁	左匁君(尹)  ……	左匁……		匁攻鞭(性?)		易県郎井村
⑦②	図七十一	右匁	右匁君(尹)  器端	俵割故(器)		右匁攻湯		不明
⑦③	図七十二	右匁	右匁君(尹)  器端	俵割故(器)		右匁攻湯		易県
⑦④	図七十三	右匁	右匁君(尹)  器端	俵割故□		匁攻 		易県?
⑦⑤	図七十四	右匁	右匁君(尹)  器端	俵割故(器)		匁攻性		易県?
⑦⑥	図七十五	右匁	右匁君(尹)  器端	俵割故(器)		匁攻性		易県?
陶文印跡損缺するもの 「原則として、(君・俵・故)文字が付くもの」								
⑦⑦	図七十六	左匁	左匁君(尹)  器端	□□俵湯故國		□匁攻眼		不明
⑦⑧	図七十七	左匁	左匁君(尹) ……	□□……		左匁攻□		易県郎井村
⑦⑨	図七十八	左匁	左匁……	俵□……		欠		易県
⑦⑩	図七十九	左匁	左匁君(尹)  器……	欠		匁攻黒		易県郎井村
⑧①	図八十	……	……  器端	俵湯故國		欠		易県
⑧②	図八十一	欠		左匁俵湯故國		欠		易県
⑧③	図八十二	左匁	左匁君(尹)  ……	左匁俵……		欠		易県燕下都
⑧④	図八十三	左匁	左匁君(尹)  ……	欠		匁攻黒		易県
⑧⑤	図八十四	左匁	左匁君(尹)  器……	欠		欠		不明
⑧⑥	図八十五	左匁	左匁君(尹)  ……	左匁俵湯故國		欠		易県燕下都
⑧⑦	図八十六	左匁	左匁君(尹)  器端	□匁俵湯故□		欠		易県燕下都
⑧⑧	図八十七	左匁	左匁君(尹) ……	左匁俵……		欠		易県西貫城村
⑧⑨	図八十八	□匁	□匁君(尹)  器端	左匁俵湯故國		左匁攻□		不明(山東?)
⑧⑩	図八十九	欠		俵割故…		右匁攻…		易県西貫城村
⑨①	図九十	右匁	右匁君(尹)  ……	匁……				易県
⑨②	図九十一	右匁	右匁君(尹)  器端	俵割故(器)		欠		易県郎井村
⑨③	図九十二	□□□□	□□□□  器端	俵割故(器)		右匁攻湯		易県
⑨④	図九十三	□□	□□君(尹)  器端	□割故(器)		□□□湯		不明
⑨⑤	図九十四	……	……右匁君(尹)					不明
その他								
⑨⑥	図九十五	□□	□□吳(虞) □□・□都王…□・□□					北京

番号	図版	文献資料出典(略称)											天録	考古	春究	自蔵	網友	燕告	周宝	芸刊	燕趙	古陶	吉陶
		燕都	古編	步珍	新陶	国文	戦文	中観	中拓	陶録	二成	二成											
①	図一	4・6(4・19)								4・1・1	二-SP-0121												
②	図二			173																			
③	図三								第2冊2器														
④	図四	806	4・11							4・2・1	二-SP-0127												
⑤	図五							2															
⑥	図六		4・15		0503					4・2・2													
⑦	図七																						
⑧	図八		4・16					3		4・3・1	二-SP-0123										網友		
⑨	図九					002							275										
⑩	図十			174																			
⑪	図十一					14			第2冊4器												18		
⑫	図十二			177																			
⑬	図十三																				網友		
⑭	図十四																				網友		
⑮	図十五	806	4・3							4・9・4(4・210・3)	二-SP-0122												
⑯	図十六	377								4・3・2													
⑰	図十七			178																			
⑱	図十八	806	4・32							4・3・3													
⑲	図十九																				網友		
⑳	図廿		4・4							4・6・3													
㉑	図廿一												11・9										
㉒	図廿二																						
㉓	図廿三	377								4・6・2											96		
㉔	図廿四		4・12							4・6・1													
㉕	図廿五		4・2							4・5・1	二-SP-0128												
㉖	図廿六																				自蔵		
㉗	図廿七	145								4・9・3													
㉘	図廿八			168																			
㉙	図廿九		4・14		0504					4・9・1													
㉚	図三十		4・1							4・7・1	二-SP-0129						10.4	9期	15頁				
㉛	図三十一																				283		
㉜	図三十二									4・210・1													
㉝	図三十三												50										
㉞	図三十四		4・5							4・9・2													
㉟	図三十五		4・17							4・210・2													
㊱	図三十六							5															
㊲	図三十七				001																		
㊳	図三十八							4															
㊴	図三十九							6															
㊵	図四十									4・10・1													
㊶	図四十一			171																			
㊷	図四十二																				293		
㊸	図四十三												11・10										
㊹	図四十四					13			第2冊6器														
㊺	図四十五				004																		
㊻	図四十六			169																			
㊼	図四十七												11・7										
㊽	図四十八									4・10・2													
㊾	図四十九	806	4・30							4・4・1													
㊿	図五十																						
㉀	図五十一				003																		
㉁	図五十二									4・4・2													
㉂	図五十三			182						4・4・3													
㉃	図五十四																						
㉄	図五十五								第2冊5器												自蔵		
㉅	図五十六							8															
㉆	図五十七					1																	
㉇	図五十八							1															
㉈	図五十九									9・11・1													
㉉	図六十									9・11・2													
㊱	図六十一									9・11・3													
㊲	図六十二									9・11・4													
㊳	図六十三									9・11・5													
㊴	図六十四		4・7							4・8・1													
㊵	図六十五		4・31							4・12・1													
㊶	図六十六	389								4・18・1													
㊷	図六十七	377								4・12・2													
㊸	図六十八									4・13・1													
㊹	図六十九									4・14・1													
㊺	図七十	337																					
㊻	図七十一									4・11・1													
㊼	図七十二				13				第2冊3器														
㊽	図七十三							9															
㊾	図七十四							15															
㊿	図七十五																				網友		
㉀	図七十六									4・11・2											299		
㉁	図七十七	384								4・13・3													
㉂	図七十八		4・115		0502					4・14・3													
㉃	図七十九	275								4・16・1													
㉄	図八十		4・21		0505					4・16・3													
㉅	図八十一		4・27							4・16・2													
㉆	図八十二	805	4・25(4・26)							4・18・2													
㉇	図八十三		4・8							4・20・1													
㉈	図八十四									4・20・3													
㉉	図八十五			179																			
㊱	図八十六			181																			
㊲	図八十七	596																					
㊳	図八十八																				裏紙内		
㊴	図八十九	595								4・17・2													
㊵	図九十									4・17・4													
㊶	図九十一			180																			
㊷	図九十二	377								4・19・1													
㊸	図九十三							10															
㊹	図九十四																				287		
㊺	図九十五									4・136・1													

【原則】

(一) 文献資料出典の略称：(燕都=燕下都)(古編=古陶文彙編)(步珍=步珍堂藏战国陶文遺珍)(新陶=新編季木藏陶)(国文=战国燕齐陶文)(戦文=战国古陶文)(中観=中国歴史博物館蔵書大観)(中拓=中国古代陶文集拓)(陶録=陶文図録)(二成=二十世紀出土墨印集成)(天録=天理参考館図録・中国)(考古=考古2001年)(春究=春秋战国秦漢時代出土文字資料の研究)(燕告=燕下都城址調査報告(考古1962))(周宝=周漢遺宝)(芸刊=芸林月刊)(燕趙=燕趙金石論集)(古陶=書道グラフ(特集—山東出土の古陶文))(吉陶=史学集刊2014年10月第四期「吉林大学文物室蔵古陶文」)

(二) 表中の数字は、文献資料の頁数及び番号である。

⑥「賡」…匍攻の職分で「左匍」類の無紀年類陶文（⑦図六十七⑧図六十八⑨図七十参照）に出る他に、用例がない。そして、わずかに三例しかないが、「匍攻」の直前に「左」字を加えない特徴がある。

肆「賡」…⑩図七十六の他に、用例がない。

伍「黒」…紀年類陶文に用例はない。無紀年類陶文「⑪図六十九⑫図七十九、⑬図八十三」の用例によって、「黒」の職分は同じく「匍攻（陶工）」であり、ともに「左匍」に属する。そして、「匍攻黒」の前に「左」字を加えない特徴がある。

◇「右匍」類無紀年陶文の特徴について◇

「右匍」に属するものは、「⑭七十一〜⑮七十五」のほかに、残欠品の「⑯図八十九〜⑰図九十二」も参考になる。「俵」と「故」は「俵割故戴」のグループ以外にはない（⑱図七十一〜⑲図七十五、⑳図九十一〜㉑図九十三参照）。この「俵割故戴」のグループは最初に「廿三年十月」（㉒図三十八参照）に現われ、その後は「廿七年」（㉓図四十六参照）にも見える。「匍攻（陶工）」の工匠名については、下記の特徴がある。

尙湯…有紀年陶文の「廿一年八月」と同年「十二月」では「右匍攻」の職分であるが、「廿二年正月」に入ると、「廿三年十月」まで、「左匍俵」の職分が変わる（燕国有紀年陶文彙総表〈表一〉参照）。

なお、無紀年陶文の「匍攻湯」の前にも同じく「右」字を加える特徴がある。

戩（□）…当該文字の用例は二つある。『中国歴史博物館蔵法書大観』（第三卷 陶文 博文 瓦文）<sup>24</sup>に「匍」字、『歩影堂藏戦国

陶文遺珍』<sup>25</sup>に未積文字であるが、「匍攻」名の用字として間違いないと考える。有紀年陶文「廿三年十二月」（④図四十一参照）と無紀年陶文「㉔図七十三」の二例しかない。「匍攻」三字の前に何の文字も加えない特徴がある。

参悦…有紀年陶文「廿七年」（⑤図四十五参照）に「匍攻」の職分として初登場した。無紀年陶文の「㉕図七十四㉖図七十五」でも「右匍耆（尹）」に属する「匍攻」の職分である。三例があるが、「匍攻悦」三字の前に何の文字も加えない特徴がある。

◇その他◇

㉗図九十四は残欠で「右匍耆（尹）」三字しか残っていないが、本論文第三節の【第一式】**■年■月右匍耆十俵■故■十右匍攻■**及び【第二式】**■年■月右匍耆十俵■故■十匍攻■**の行文特徴から、有紀年類陶文の「廿三年」（燕国有紀年陶文彙総表〈表一〉参照）以前の陶文であると推定する。「㉘図九十五」は残欠であるが、その「□**都王**□」の文字内容は、第一節の有紀年類「廿一年」陶文（㉙図廿一）と共有の特徴がある。

### 三、併用陶文印跡の行文格式について

三璽併用陶文には有紀年と無紀年の二類がある。残欠してはつきり読めないものを除く有紀年類陶文十七件、無紀年類陶文十二件を本節の検討対象とする。併せて廿九件の陶文の内容の行文格式についても論を展開する。

◇有紀年類◇

右匁(十三件)

- ①十六年四月右匁君・倭故故戴・右匁攻徒 (図一)
- ②十六年八月右匁君・倭(看)故戴・右匁攻□ (図二)
- ③十六年九月右匁君・倭(看)故戴・右匁攻刑徒(戒) (図三)
- ⑨十七年十二月右匁君・倭(故)故戴・右匁攻戴 (図九)
- ⑩十八年三月右匁君・倭(故)故戴・右匁攻□ (図十)
- ⑬十八年八月右匁君・倭(故)故戴・右匁攻丑 (図十三)
- ⑮廿一年八月右匁君・倭疾故戴・右匁攻湯 (図廿五)
- ⑳廿一年十二月右匁君・倭疾故戴・右匁攻湯 (図廿八)
- ㉓廿二年三月右匁君・倭疾故戴・右匁攻徒 (図三十三)
- ④〇廿三年十月右……倭(剽)故戴・右匁攻□ (図四十)
- ④①廿三年十二月右匁君・倭(剽)故戴・匁攻(□) (図四十一)
- 【第一式】  
 年■月右匁君+倭■故■+右匁攻■  
 年■月右匁君+倭■故■+匁攻■
- 【第二式】  
 年■月右匁君……倭(剽)故□・右匁攻丑
- ④④廿七年右匁君……器端・倭(剽)□戴・右匁攻戴 (図四十六)
- 【第三式】  
 年右匁君器端+倭■故■+右匁攻■
- 左匁(三件)
- ⑫十八年八月左……倭留故国・匁攻(□) (図十二)
- ⑳廿二年正月左匁君・左匁倭湯故国・左匁攻(故) (図三十)
- ⑳廿三年三月左匁君・左匁倭湯故国・左匁攻(故) (図三十六)

記事(一件)

- 【第四式】  
 年■月左匁君+倭■故■+匁攻■
  - 【第五式】  
 年■月左匁君+左匁倭■故■+左匁攻■
  - ②①廿一年牂軍固□(呉?)都・□(呉?)都王(器端)・行 (図廿二)
  - 【第六式】  
 年(記事)+都王(器端)
- ②①を紀年に従って廿一年(②①図廿二)に入れると、陶文内容の銘文格式に適應しない。紀月の部分を省略したほか、「……都王(器端)の内容が見られる。なお、この銘文格式を廿七年(④④図四十四〜④⑥図四十六)と比べると、陶文の内容及び内容の行文格式が一新し、「匁君(陶尹)」の次に「君(器端)」の内容が加わるようになった。また、収集した資料の範囲では、廿七年陶文には「右匁」類しかなく、「左匁」類はない。

◇無紀年類(第三節参照)◇

- 左匁(七件)「④④図六十四〜④⑥図七十」
- 当該七件の陶文に基づいて、陶文の内容の行文格式を帰納すれば、次の第七式・第八式となる。
- 【第七式】  
 左匁君(尹)器端+左匁倭■故■+左匁攻■
- 【第八式】  
 左匁君(尹)器端+左匁倭■故■+匁攻■
- 右匁(五件)「④⑥図七十一〜④⑥図七十五」
- 当該五件の陶文に基づいて、陶文の内容の行文格式を帰納すれば、次の第九式・第十式となる。
- 【第九式】  
 右匁君(尹)器端+倭■故■+右匁攻■

【第十式】右匚著(尹) 罍器端十 倮■故■十 匚攻■

前掲の無紀年類陶文の行文格式「第七式」第十式によれば、「右匚」に属する行文格式の第九式・第十式を「左匚」に属する第七式・第八式と比べてみると、器名を示す「端」字が付く一列の印跡には「左」「右」の区別があるほかは、内容が同じである。ただし、「右匚」類の「倮■故■」の前に所属を表示する「左匚」の内容を省略する特徴が見られる。

以上のように三璽併用陶文の行文格式は、二類(有紀年、無紀年)三項(左匚、右匚、その他)十式(行文格式「第一式」第十式)に帰納できると考えている。

#### 四、併用陶文印跡の級別監造における考察

燕国陶文に関する論説は、羅振玉氏の「燕齊陶器之異」<sup>26</sup>が最も古く、その後李学勤氏をはじめとする諸家の関係論説がある。これら論説を帰納すると、おおむね以下のとおりである。

#### ◇級別監造について◇

##### (一)、四級監造説

①李学勤氏…①「由這八例可以考見左右陶尹所属倮、故、工三級の昇遷。(この八例によって左右陶尹に属する倮、故、工三級の職務上の昇進が分かる。)」(「戦国題銘概述」(上)<sup>27</sup>)。②「左右陶尹是燕国主管製陶的機構。由陶文可知其人員有倮、故、工三級。(左右陶尹

は燕国の製陶業を主管する機構である。陶文によってそのメンバーには倮、故、工の三級があることが分かる。)」(「燕齊陶文論叢」<sup>28</sup>)

②曹錦炎氏…①「陶攻某猶如齊国陶文中的陶者某、都是陶器的直接製造者。很顯然、故不是製陶工人、是職官、雖然陶攻屬於其管轄、但其職務不高、隸屬於陶尹、倮。這裡的賀・国都是故的名字。(「陶攻某」は齊国陶文に見える「陶者某」と類似し、ともに陶器の直接の製造者である。故は製陶工人ではなくて、職官である。匚攻は故の部下である。但し、故の職位は高くなく、陶尹、倮に属することが明らかである。ここに見る賀・国は皆な故の人名である。)」(「积戦国陶文中的故」<sup>29</sup>)。②「廿二年正月、左匚(陶)著(尹)、左匚(陶)倮湯、故国、左匚(陶)攻(工)故(造)。可以看出燕国的官營製陶機構職司分為尹、倮、故、工四級。(廿二年正月、左匚(陶)著(尹)、左匚(陶)倮湯、故国、左匚(陶)攻(工)故(造)。これによれば、燕国の官營製陶機構の職司は尹、倮、故、工の四級に分かれていることが判る。)」(「古代璽印」<sup>30</sup>)

③吳振武氏・于閏儀氏・劉爽氏…「掘三枚聯戳式、可知燕国陶器從監造者到製造者、約分四級、即(一)左／右陶尹(尹字原從肉從尹)、(二)左／右陶佐(省稱佐、佐字原從人、從差省)、(三)左／右陶拍(左／右陶字樣涉上(左／右陶佐)而省、(拍)字原從反文旁從(白)、(四)左／右陶工(工)字原作(攻)」(該当の三璽併用陶文印跡によって、燕国陶器は監造者から製造者まで約四級に分かれることが判る。すなわち(一)左／右陶尹(尹字原從肉從尹)、(二)左／右陶佐(省稱佐、佐字原從人、從差省)、(三)左／右陶拍(左／右陶字樣涉上(左

／右陶佐) 而省、(拍) 字原从反文旁从(白)、(四左／右陶工(工) 字原作(攻))」(《吉林大学文物室藏古陶文》)<sup>31</sup>

④馮勝君氏：「燕国製陶業的管理監造体系由四級構成、即陶工、陶里、陶軌、甸尹。(燕国製陶業的管理監造体系は四級より構成される。即ち陶工、陶里、陶軌、甸尹である。)」(《燕国陶文綜述》)<sup>32</sup>

⑤何琳儀氏：「由此可见、陶尹所属有倭、毆、工三級。其中倭讀里、毆讀軌。(これで、陶尹には倭、毆、工の三級が属している。その中の「倭」は「里」と読み、「毆」は「軌」と読む。)(《戦国文字通論(訂補)》)<sup>33</sup>

⑥董珊氏：①「陶倭、伯均為陶尹之下的中層工官名称、下文我們還要談到、陶攻也可以算是工吏一種、並不一定就是具体制作的工人。(陶倭、伯は均しく陶尹の部下の中層職官名である。陶工は工吏の一つとも言えるが、必ずしも陶器を直接造る工人とは言えない。)」(《戦国題銘与工官制度》)<sup>34</sup> ②「四級監造類。完整的格式共有三個長条形印記……(四級監造類陶文印跡は三つの長細形印跡で構成している。……)」「《戦国燕齊陶文》」<sup>35</sup>

⑦王恩田氏：「官營製陶業陶文在燕陶文中佔有突出的重要地位、其中又以紀年加尹(君)、倭、故、工(攻)四級署名的陶文最具代表性。這類陶文是由幾鈕内容相銜接的長條形印鈐製而成。(官營製陶業類の陶文は燕国陶文にあつて極めて重要である。その中では紀年並びに尹(君)、倭、故、工(攻)四級署名の陶文が最も代表的なものである。これら陶文は幾つかの内容がつながる長細形印で捺したものである。)」(《陶文図録》)<sup>36</sup>

⑧左言東氏：「李学勤『概述』有(右陶攻(工)湯)、(左陶攻(工)徒)、(右陶攻(工)徒)等。按：倭、故、工三級都歸左右陶尹所管。(李学勤氏『戦国題銘概述』に「右陶攻(工)湯、左陶攻(工)故、右陶攻(工)徒」等と見える。按ずるに、倭、故、工三級はともに左右陶尹の配下である。)」(《先秦職官表》)<sup>37</sup>

⑨許愨慧氏：「左右陶尹、倭、故、陶工為陶器的製造者。左右陶尹、為掌管官營手工業製陶之長官、其下以倭、故、陶工為順。(左右陶尹、倭、故、陶工は陶器の製造者である。左右陶尹は官營手工業を管掌する長官であり、その下に順に倭、故、陶工を配置している。)」(《古文字資料中的戦国職官研究》)<sup>38</sup>

⑩楊桂榮氏(西林昭一氏積)：「以上の文例により、燕国官府の製陶職官である尹は、倭・故・工の三ランクの職人を管理していたことが理解される。」「中国歴史博物館藏法書大観」<sup>39</sup>

## (二)、三級監造説

①李零氏：「燕国陶文中的陶君应讀為陶尹、当是省者、而陶倭、可能是陶師、与故同為主者、陶攻应讀為陶工、則是造者。這三級、陶君、陶倭和陶攻、前面都加有(左)或(右)字(陶倭有時也省去左或右字)、唯独故字前面没有、説明故的左・右是随陶倭、不標自明、後者乃是前者的助手。(燕国陶文に見える「陶君」は「陶尹」と讀むべきであり、当に「省者」である。陶倭は「陶師」であろう、「故」とともに「主者」であるかもしれない。「陶攻」は即ち「陶工」であり、「造者」と推定する。この三級「陶君、陶倭、陶攻」の直前に皆な「左」或は「右」を加える特徴がある。(「陶倭」には「左」或は

「右」字を省略する例もある。)が、「故」字の直前にはこの特徴を見ない。ゆえに、「故」の「左・右」は「陶倅」に従うことが判る。なお、「故」は「陶倅」の助手と推定する。)(「斉、燕、邾、滕陶文の分類与題銘格式——『新編全本(季木藏陶器)紹介』」<sup>40</sup>)

②唐存才氏…<sup>①</sup>李零氏の説に従って、三級監造という。<sup>41</sup><sup>②</sup>三級監造類。学者考此類陶文中「陶尹」当是中央或地方的負責官吏即監造者、「陶倅」可能是陶師、与「故」同為主辦者、「陶工」則是造者。

三級監造陶文存年号者、如「十八年某月某」、李学勤考之為燕王喜的在位年号。(三級監造類陶文については、ある学者の考証によれば、陶文中の「陶尹」は中央或は地方の職官で、即ち「監造者」である。「陶倅」は「陶師」で、「故」とともに「主辦者」であろう。「陶工」は則ち「造者」と推定する。三級監造陶文に紀年が付く「十八年某月某」のようなものを、李学勤氏は燕王喜の在位の年号と考証する。)

『步黻堂藏戰國陶文遺珍』<sup>42</sup>

③于軍氏…李零氏の説に従って、三級監造という。『燕国三級監造類陶文的初步研究』<sup>43</sup>

④王映暉…李零氏の説に従って、三級監造という。『燕国陶文概説』<sup>44</sup>

⑤徐暢氏…「三級監造類。河北易県、北京燕下都遺址等地所出的燕国紀年陶印跡、系用燕国特有的長条形璽印印成、内容は紀年以及職官、工匠人名。即匍尹(尹)「匍倅(匍故)」「匍攻(陶工)。左匍、右匍、是中央製陶官署。左匍尹(或右匍尹)是製陶業之長官、而陶倅、可能是陶師(拋李零説)、故可能是陶倅的副手、陶工(工師)是主造

者。(三級監造類陶文。河北易県、北京燕下都遺址等から出土した燕国紀年陶文印跡は、燕国特有的長細形璽印で鈐印したものである。内容は紀年から職官名、工匠人名に及ぶ。即ち匍尹(尹)「匍倅(匍故)」「匍攻(陶工)」と見える。左匍、右匍は中央製陶の官署である。左匍尹(或いは右匍尹)は製陶業の長官であり、「陶倅」は「陶師」であるかもしれない(李零氏説より)。「故」は「陶倅」の助手、「陶工(工師)」は「主造者」であるかもしれない。「燕国・三晋系陶器文字」<sup>45</sup>)

燕国陶文の級別監造には、おおよそ右の二説(三級監造説・四級監造説)がある。「匍尹(陶尹)」と「匍攻(陶工)」に関しては、諸説が一致している。論争中の問題は「倅」と「故」が同級であるか、「倅」と「故」は上司と部下の関係であるかの二点である。

◇「倅」「故」二字の釈読について◇  
三璽併用陶文に見える「倅」「故」二字の釈読が、以下のとおり研究者に注目されているのは、二字の釈読が三璽併用陶文の級別監造に極めて重要であるためである。

①李学勤氏…「倅」「故」と読む。「倅」本為上古巧工之名、文献或作「垂」、有神農時臣、黄帝工人和堯舜時人等等伝説。陶文的倅為職官称号、推想應為陶尹的主管人員。「故」字釈読衆説紛紜、總在形、音、義方面有所不合、迄無定論。看上引紀年陶文、其義應係陶工之長、不能在製陶範圍以外來考遠慮。我認為這個字仍當釈故、讀為搏。『考工記』把陶人、瓶人合稱為「搏埴之工」<sup>二</sup>、注云…搏之言拍也、埴、粘土也。實際瓶也与搏有関、『説文』瓶、周家搏埴之工也。從瓦、

方声。『考工記』註先鄭云読若甫、後鄭云読如放、甫与方、放古音皆幫母、魚陽对転、因此將故読為瓶也是可以的。(「倮」は、本来は上古の巧工の名であり、文献には「垂」とも作る。神農の時の大臣、黄帝の時の工人。堯舜の時の人などとする諸伝説がある。陶文の「倮」は職官の呼び方であり、「陶尹」に属する「主管人員」と推定する。「故」字の釈読には諸説があるが、すべて形・音・義の面で説得できない箇所があり、今まで定説がない現状である。前掲の有紀年類陶文資料によれば、「故」字の意味は「陶工の長」であり、製陶範圍以外から考察してはいけない。「故」と釈読して「搏」と読むべきである。『考工記』に「陶人、瓶人」を合わせて「搏埴之工」と称している。注に「搏之言拍也、埴、粘土也。」と見える。実に「瓶」も「搏」と関係があり、『説文』に「瓶、周家搏埴之工也。从瓦、方声。」と見え、『考工記』註先鄭云読若甫、後鄭云読如放、甫与方、放古音皆幫母、魚陽对転、したがって「故」を「瓶」と読むことができる)、『燕齊陶文論叢』

②曹錦炎氏…「倮」字に「倮」字と読む。「倮」即『周官・冬官・考工記』的桌氏。(倮是量器的製造機構、其職官也称倮、其職甚卑、里一級的行政單位也可設置。(三)量器上打有倮印、表明其屬於某地的倮所造、並由此推知戰國時期的量器大概都是由官方機構製造的。(一)「倮」は、即ち『周官』冬官・考工記に見る「桌氏」である。(二)「倮」は量器の製造機関であり、その職位は甚だ卑しくて、「里」級の行政單位でも設置できる。(三)量器に「倮」字の印を捺して、某地の倮の製造であることを表す。このことから、戰國時期的量器はおおよそ

官方製であろうと推定する。)、『積戰國陶文中的「倮」』

③吳振武氏・于閏儀氏・劉爽氏…「倮」二字は「佐」「拍」と読む。「燕陶文中所謂的佐字、也許應該積為仇。疑仇和拍都是陶尹所屬的製陶技師。……拍似指拍泥為坯、陶拍大概是制作器坯的技師。(燕國陶文にいわゆる「佐」字も「仇」字と読むべきである。疑うらくは「仇」と「拍」はともに「陶尹」に属する製陶技師である。……「拍」は「泥を拍って坯を為る」の意味を指すかもしれない。「陶拍」はおそらく陶器の坯を造る技師である。)、『吉林大学文物室蔵古陶文』

④何琳儀氏…①「倮讀里、段讀軌。後者亦見齊系文字、『國語・齊語』五家為軌、軌為長、十軌為里、里有司。(「倮」は「里」と読み、「段」は「軌」と読む。後者は亦た齊系文字にも見える。『國語』齊語に「五家ごとに軌を為す、軌は長たり。十軌を里と為す、里に司有り。)」、『戰國文字通論(訂補)』<sup>46</sup>②『戰國古文字典』に「倮、從人、來声。來之繁文。『詩・大雅・常武』(徐方既來。『漢書・景武昭宣元成功臣表』引來作倮。注(倮、古來字。『集韻』引『説文』作倮、則為倮之異文。古文字人与彳旁有時互作。(倮は人に从い、音は來である。來の繁文である。『詩』大雅・常武に(徐方既來。『漢書』景武昭宣元成功臣表には來を倮に作っており、その注に「倮は古の來の字」とある。『集韻』引『説文解字』に倮に作る。すなわち倮の異文である。古文字では人偏と彳編とは互用することがある。」と見る。なお、「倮」字について、何氏は「段」と釈読して、「燕器段、讀軌。」と見る。<sup>47</sup>

⑤徐連達氏：「陶倮」戦国燕的製陶技師。昶李学勤著『戦国題銘概述』、燕国的陶器題銘有倮施、倮疾、倮朝、左陶倮湯等、昶是陶尹所属製陶技師。（「陶倮」戦国燕の製陶技師である。李学勤氏の『戦国題銘概述』によれば、燕国の陶器題銘には、「倮施、倮疾、倮朝、左陶倮湯」等がある。「陶尹」に属する製陶技師とみられる。）『中国歴代官制大詞典』九八八頁）<sup>4,8</sup>

⑥吳曉懿氏：『戦国官名新探』<sup>4,9</sup>三四頁表二二三燕陶器所見官名表に「左陶倮」「右陶倮」「左陶伯」「右陶伯」が見える。

⑦中国歴史博物館考古組：「第一種 紀年銘、有〈十年十月、左陶尹、左陶倮□、故□〉（廿三年十月、左陶尹、故朝陽）等、多印於陶罐肩部、一般都是陰文、印面作長方形。（第一種 紀年銘、〈十年十月、左陶尹、左陶倮□、故□〉（廿三年十月、左陶尹、故朝陽）等があり、おおよそ陶罐の肩部に捺され、一般に陰文であり、印面は長細形である。）」<sup>5,6</sup>

⑧徐谷甫・王延林氏：「倮」字を「倮」、「倮」字を「倮」字と読んでいる。<sup>5,1</sup>

⑨李零氏：「倮」字を「倮」字、「倮」字を「倮」字と読んでいる。<sup>5,2</sup>

⑩高明・葛英会氏：「倮」字を「倮」字、「倮」字を「倮」字と読んでいる。<sup>5,3</sup>

⑪周曉陸氏：「倮」字を「倮」、「倮」字を「倮（倮）」と積読している。<sup>5,4</sup>

⑫董珊氏：第一印好似紀年加左（或右）陶尹、接下去的一印是〈倮

某輔某〉、倮的地位可能相當於工師、所謂〈輔〉寫作從白從支、有積成〈拍〉的、謂陶拍之工、李学勤先生會積為〈伯〉、我們考慮秦国的兵器監造制度自秦惠王始在共師和工之間增加〈丞〉、燕国陶文的此処職官位置和〈丞〉相當、如果讀成〈輔〉、不但能够和丞的位置相同、文字意義也相近。最後一印是〈陶工某〉、〈倮〉、〈陶工〉前或加〈左（右）〉、和陶尹的〈左（右）〉統一。此外、這類陶文也常見又加有三個或更多圈狀印記的。（第一印跡はおおよそ紀年十左（或いは右）陶尹、次の一印跡は〈倮某輔某〉であり、〈倮〉の職分は〈工師〉に当たるかもしれない。〈輔〉は「左に白、右に支」の文字構造で、〈拍〉と積読する説もあり、いわゆる〈陶拍之工〉の意味である。李学勤先生は〈伯〉と積読したことがあるが、秦国の兵器監造制度では秦惠王から〈共師〉と〈工〉の間に〈丞〉を加えたことを考慮すると、燕国陶文に該当職官の職分は〈丞〉に相当であろうと推定する。もし〈輔〉と読めば、〈丞〉の職分と同じになるだけでなく、文字の意味も近い。最後の印跡は〈陶工某〉である。〈倮〉、〈陶工〉の直前に〈左（右）〉を加える例もあり、〈左（右）〉陶尹の行文構成との統一がある。）<sup>5,5</sup>

⑬楊桂榮氏（西林昭一氏積）：「たとえば二十三年十月左陶尹」（一・6）、〈十七年十月左陶尹〉（一・3）、〈左陶倮湯故〉（一・7）などの陶文がそれである。<sup>5,6</sup>

「倮」「倮」両字については、おおよそ右の諸説（「倮」「倮」）の積読における彙総表参照）があるが、執筆者は「倮」「倮」両字を以下のように考えている。

番号	主張者	㒼		㒸	
		積	説	積	説
①	李学勤	僂(垂)	僂	𠄎(瓶)	搏
②	曹錦炎	僂	僂	𠄎	𠄎
③	吳振武・于閏儀・劉爽	𠄎(仇)	𠄎	拍	拍
④	何琳儀	𠄎	里	𠄎	軌
⑤	徐連達	僂	僂	無し	無し
⑥	吳曉懿	𠄎	𠄎	伯	伯
⑦	中国歴史博物館考古組	𠄎	𠄎	𠄎	𠄎
⑧	徐谷甫・王延林	僂	僂	𠄎	𠄎
⑨	李零	僂	僂	𠄎	𠄎
⑩	高明・葛英会	僂	僂	𠄎	𠄎
⑪	周曉陸	𠄎	𠄎	𠄎(𠄎)	𠄎(𠄎)
⑫	董珊	僂・𠄎	𠄎	𠄎	輔
⑬	楊桂榮	僂	僂	𠄎	𠄎

「㒼」「㒸」一字の積説における集録表

「㒼」字については「𠄎」と隸定する。「𠄎」字は『説文解字』に無い文字であるが、『集韻』に「𠄎徠徠來速落代切、説文勞也。或从彳从人、亦作來速。」と見える。「𠄎」字については、『説文解字』に「勞也。从力來声。洛代切」と見える。したがって、「𠄎」は「𠄎」と読める。𠄎は、『洪武正韻』に「書敕天子之命。又与飭同。……」と見える。なお、『易経』噬嗑に「象曰、雷電噬嗑。先王以明罰勅法。」及び『尚書』皋陶謨に「天叙有典。勅我五典五惇哉。」と見える。そして、『洪武正韻』には、「𠄎」に「戒敕天子制書曰𠄎。亦作𠄎。又誠也。正也。固也。理也。亦作𠄎。又与飭同。」の意味が見える。故に、「𠄎(𠄎)」字は、三璽併用燕国陶文にあつては「ただす」の意味と推定する。

「㒸」字については、「左に白、右に支」で「𠄎」字に隸定するこ

とができると考える。『経籍纂詁』には「𠄎」字に「説文、𠄎、迓也。从支白声。周書曰、常𠄎、常任。」と見える。すなわち「𠄎」字は「𠄎」字と同字であることが判る。『説文解字』段注に「𠄎、迓也。迓、起也。𠄎者、起也、与迫音義同。从支白声。博陌切。古音在五部。……」と見える。なお、『廣韻』には「迫」字

と同じとし、「逼也、近也、急也、附也。」「大打也」の意味と見える。「𠄎」は、ここでは「迫」で、「せまる。ちかづく。」を意味する。ちなみに迫は、『説文解字』に「迫、近也。」と見える。

燕国陶文に見る「㒼」と「㒸」はともに一つの印跡に出るので、該当陶器の容量と器形を修正する職官名と推定する。

### ◇三璽併用陶文の捺す順番について◇

「㒼」(㒼廿八)のとおり「𠄎疾𠄎𠄎」の印跡は乳釘に覆われているので、「𠄎疾𠄎𠄎」の璽印は、捺した後に乳釘を付けたことが判る。一方、「㒸」(㒸三十三)と「㒸」(㒸四十一)によれば、長細形の紀年類の璽印は、乳釘を付けた後に捺したことが判る。また「匚攻(陶工)」は「物勒工名」の習慣に基づいて、当然、陶器の製造者として、陶器の生地を仕上げまだ焼かない柔らかいうちに、直接「匚攻(陶工)」の璽印を捺したのである。以上を踏まえれば、長細形の三璽は「陶工」↓「𠄎■𠄎■」↓「紀年……」の順に捺されたと推定できる。

なお、乳釘の形には凹凸二種があり、完器である「㒼」(㒼廿八)、「㒸」(㒸三十三)、「㒸」(㒸七十四及び㒸三十三)、「㒸」(㒸三十六)、「㒸」(㒸七十一)、「㒸」(㒸八十八)は参考になる。乳釘の用途はまだ不明であるが、于軍氏の指摘したとおり、「三条印之間多夾有乳釘紋或円圈紋、对于其作用、目前尚無法判断、但有一点可以肯定的是其同样存在左、右区别、即凡属左陶者均为円圈紋、凡属右陶者均为乳釘紋。」(三つの印跡の間には、往々にして乳釘紋或は円圈紋が飾られている。用途はまだ判らないが、一つ確認できるのは、乳釘紋と円圈紋には「左・右」の

区別、即ち「左陶」に属するものは均しく円圈紋であり、「右陶」に属するものは均しく乳釘紋であることである。<sup>57</sup>

◇国君である「王」は「鏹」の名義上の最高監造者であること◇

「廿一年」陶文に「……都王<sup>5</sup>鏹」の印跡が初登場した(②図廿一)。「廿七年」に入ると、「廿七年右匚尹<sup>5</sup>正器鏹」中に「鏹」字が再出した(燕国有紀年陶文彙総表〈表一〉参照)。また「鏹」字は、燕国無紀年長細形三璽併用陶文にも「左(右)匚尹<sup>5</sup>器鏹」の内容が見られる(燕国無紀年長細形三璽併用陶文印跡彙総表参照)。その他、燕国長細形璽印には「……王<sup>5</sup>鏹」の言葉も頻出する。<sup>58</sup>

燕国兵器銘文では、国君は最高の名義上の監造者として現れる特徴がある。そもそも度量衡においても最高名義監造者は国君であると考えられるので、執筆者は「鏹」が量器であるとの立場に基づいて、王(燕国君)を最高名義監造者とする次の四級監造であることを指摘する。



おわりに

本節は、収集した燕国の長細形三璽併用陶文印跡九十五件を検討して得られた知見を報告するものである。九十五件の内訳は有紀年

類陶文印跡は六十三件あり、中に「十六年」五件、「十七年」四件、「十八年」七件、「十九年」二件、「廿年」一件、「廿一年」九件、「廿二年」六件、「廿三年」八件、「廿五年」一件、「廿七年」四件、風化損缺で紀年不明の十件、偽品一件、模写五件である。紀年は十六年四月から廿七年までの間にあり、陶文には抑印と刻画の二種がある。銘文には記事だけの一件(廿一年)を除いて、すべて紀年(十月)の下に「左・右」匚尹と製造工官の職分や人名などが並ぶ。「廿四年」と「廿六年」陶文が一例も出ない理由は分からない。「廿一年」陶文は現存数最多の九件がある。出土地が明らかなのは廿八件で、易県と天津の両地に限られる。

一方、無紀年類陶文印跡には三十二件がある。そのうち三つの印跡がはっきり読めるものは十二件、損缺するものは廿件ある。出土地が明らかなのは廿一件で、易県と北京の両地に限られる。

なお、有紀年類の四件と無紀年類の三件の完器は非常に珍しく、燕国有紀年陶文の器形面の研究に役立つ。燕国三璽併用陶文印跡の年代、内容、併用印跡の並ぶ順序及び「倅」「故」「匚攻」の工官名の使用頻度における研究によって、製陶業に関する文献の不足を補うことができると考えている。本論文で検討した結果、以下の結論をえた。

(考) 燕国陶器製造機関の「左匚」と「右匚」の間には、工官人員が互いに職分を変更する現象がある。そして工官の人名から見れば、「匚尹」に属している「倅」「故」は、「監造」者であると同時に「攻」の職分として製陶活動にも参与している。

(式) 燕国有紀年陶文の銘文内容の変化の特徴から、「……器端」の文字内容が付く一群の燕国陶文の年代は、燕昭王廿七年以後の製造であることが判る。よって上限は陶文を見ない燕昭王二十六年(前286年)と推定できる。製造月の記載については、二月と七月を欠く以外、正月「」、三月「」、四月「」、五月「」、六月「」、八月「」、九月「」、十月「」、十一月「」、十二月「」が揃っている。なお、閏月の「十三月」の記載は兵器銘文中に一例があるだけで、陶文中には未見である。

(参) 有紀年燕国陶文の紀年によれば、「……王端」の印文を有する一群の燕国長細形璽印は、燕昭王時期の所造である可能性が高い。少なくとも燕昭王廿一年(前二九一年)の製造陶器には、これら「……王端」の璽印を使っている。そして、燕の国君は最高監造者の名義者として陶器製造に参加したことが判る。三璽併用陶文の内容を検討した上で、従来の四級と三級監造説とともに非とし、燕の国君は最高監造者の名義者として陶器製造に参加した四級監造「王(燕国君)↓匍君(尹)↓倭·敢↓匍攻(陶工)」であることを指摘した。

(肆) 燕国長細形の三璽は「陶工■」↓「倭■敢■」↓「紀年：…」の順に捺されたと推定する。

(伍) 燕国三璽併用陶文の行文格式は、二類(有紀年、無紀年)三項(左匍、右匍、記事)十式(行文格式(第一式〜第十式))に帰納できる。

#### 【参考文献】

- 『古陶文彙編』高明 中華書局版(北川博邦訳 東方書店) 一九八九年五月
- 『古陶文字徴』高明・葛英会 中華書局(中国) 東方書店(日本) 一九九〇年四月
- 『古陶字彙』徐谷甫・王延林 上海書店出版 一九九四年五月
- 『古代璽印』曹錦炎 文物出版社 二〇〇五年七月
- 『古文字資料中的戰国職官研究』許愨慧 復旦大学博士学位論文 二〇一四年五月二十六日
- 『中国歴代官制大詞典』徐連達 広東省教育出版社 二〇〇二年十二月
- 『中国古代陶文集拓(原器拓本)』文雅堂 一九九九年
- 『中国歴史博物館蔵法書大観』(第三卷 陶文 博文(瓦文)) 中国歴史博物館(編著) 史樹青(主編) 楊桂榮(分卷主編) 西林昭一(日本版監修) 版權…(日本) 柳原書店(中国) 上海教育出版社 一九九四年十一月
- 『步黻堂藏戰国陶文遺珍』唐存才編著 上海書画出版社 二〇一三年十月
- 『陶文図録』王恩田 齊魯書社 二〇〇六年六月
- 『戦国古陶文』尾崎蒼石(発行) 昇栄堂(印刷) 平成十一年十一月
- 『戦国燕齊陶文』文雅堂本版羅珂本 二〇〇一年十二月
- 『戦国文字通論』何琳儀 中華書局 一九八九年四月
- 『戦国文字通論(訂補)』何琳儀 江蘇教育出版社 二〇〇三年一月

『戦国古文字典(戦国文字声系)』何琳儀 中華書局 一九九八年九月

『戦国官名新探』吳曉懿 安徽師範大学出版社 二〇一三年五月

『戦国題銘概述(上)』李学勤『文物』一九五九年第七期 一九五九年七月

『戦国題銘与工官制度』董珊 博士研究生學位論文 二〇〇二年五月

『戦国銘文選』湯餘惠 吉林大学出版社 一九九三年九月

『二十世紀出土璽印集成』周曉陸 中華書局 二〇一〇年一月

『新編全本季木藏陶』周進(集藏)周紹良(整理)李零(分類考釈) 中華書局 一九九八年十月

『天理参考館図録・中国』朝日新聞社 朝日新聞社 一九六七年

『天津市武清県蘭城遺址の鑽探与試掘』天津市歴史博物館考古部『考古』二〇〇一年第九期 考古雜誌社出版 二〇〇一年九月

『燕下都(上)』河北省文物研究所 河北省文物出版社 一九九六年

『燕趙金石論集』李亜平・李俊卿 河北教育出版社 二〇一五年十月

『燕齊陶文叢論』李学勤『上海博物館集刊—建館四十周年特輯』(第六期) 上海博物館集刊編集委員會編 上海古籍出版社出版 一九九二年十月

『周漢遺寶』帝室博物館編 国書刊行会発行 昭和五十六年一月

『春秋戦国秦漢時代出土文字資料の研究』江村治樹 汲古書院 二〇〇〇年二月

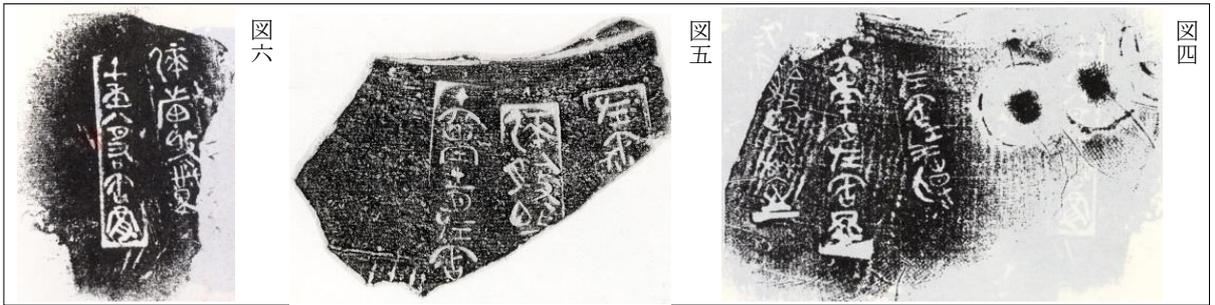
『先秦職官表』左言東 商務印書館 一九九四年七月  
『考古与文物』一九九二年第四期 一九九二年七月二〇日出版



图三

图一

图一



图六

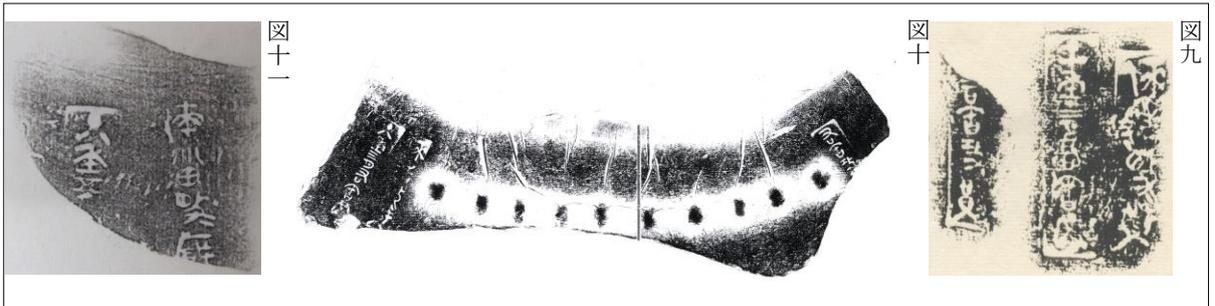
图五

图四



图八

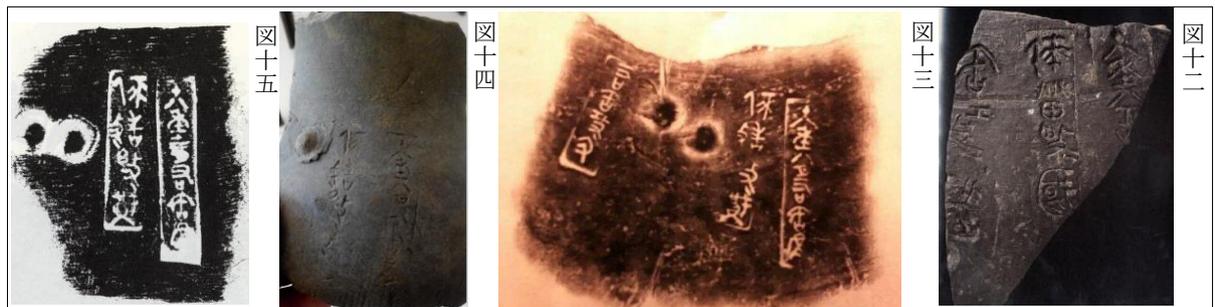
图七



图十一

图十

图九

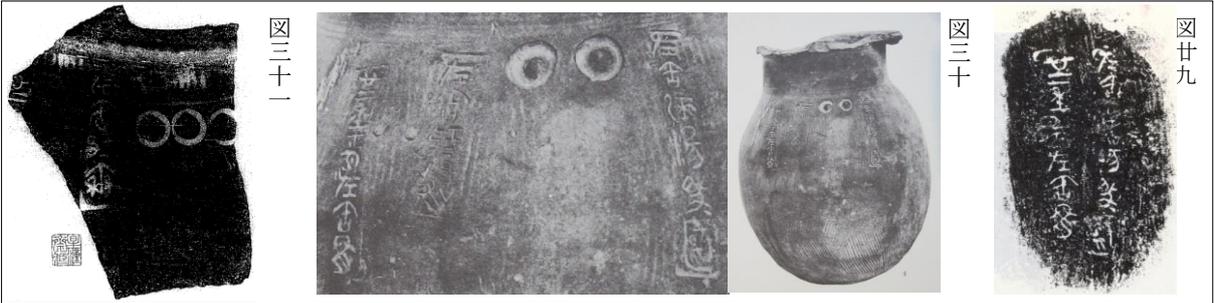
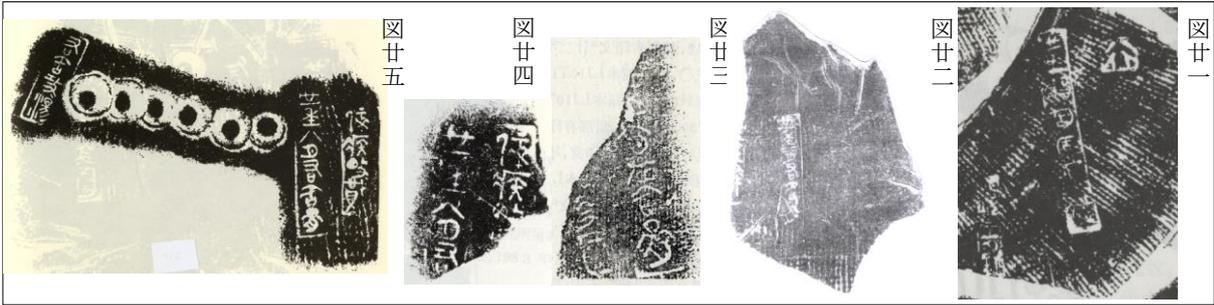
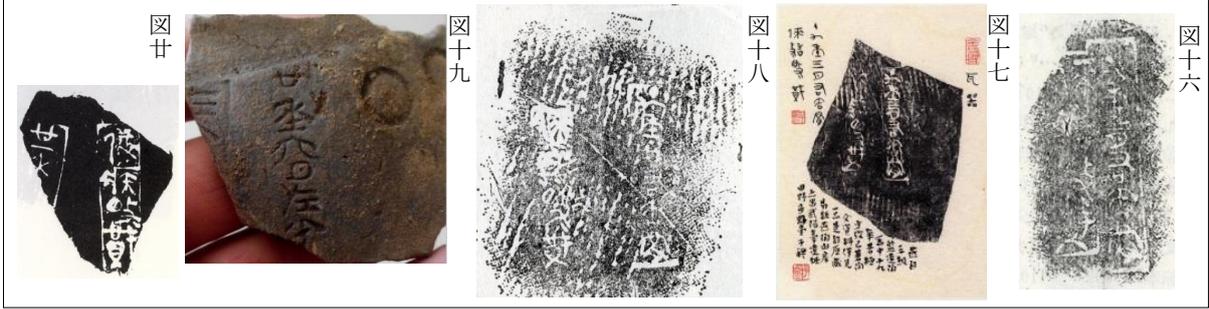


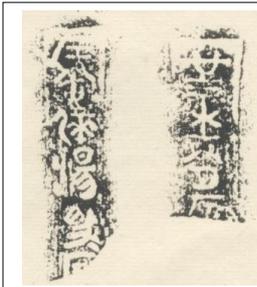
图十五

图十四

图十三

图十二





图三十七



图三十六



图三十五



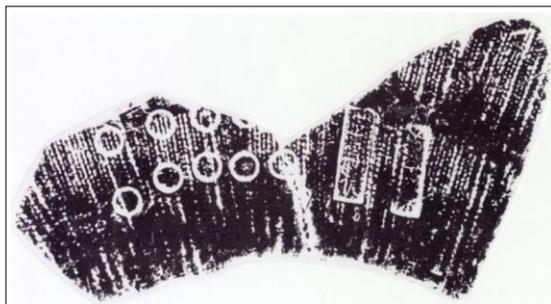
图四十



图三十九



图三十八



图四十三



图四十二



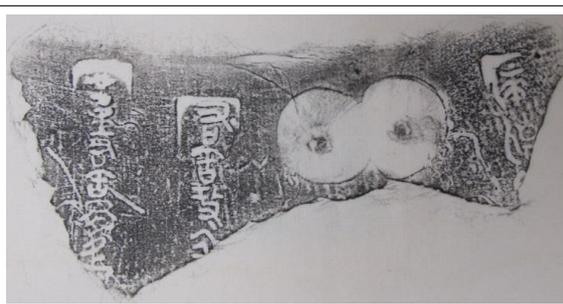
图四十一



图四十六



图四十五



图四十四



图五十一



图五十



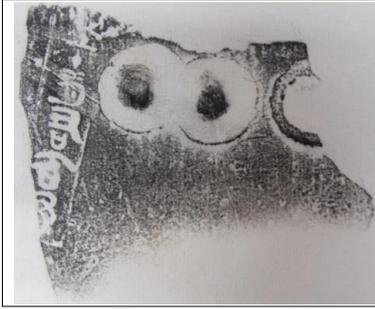
图四十九



图四十八



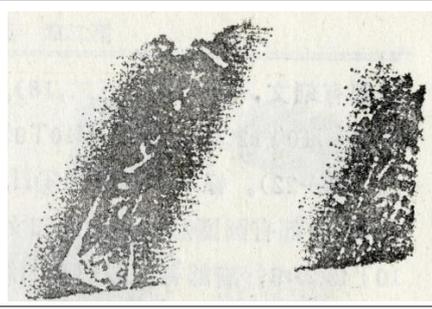
图四十七



图五十四



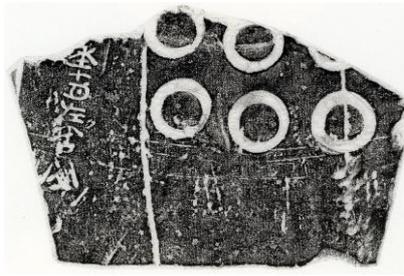
图五十三



图五十二



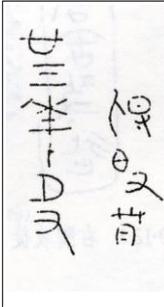
图五十七



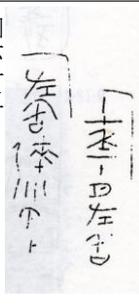
图五十六



图五十五



图六十二



图六十一



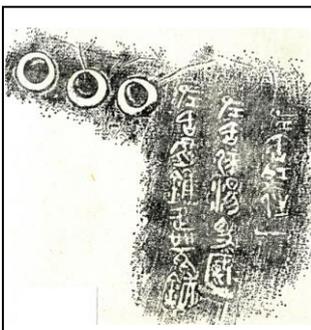
图六十



图五十九



图五十八



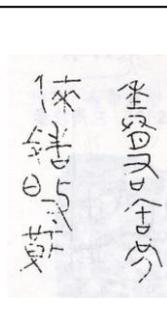
图六十六



图六十五



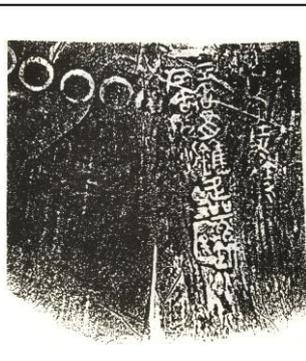
图六十四



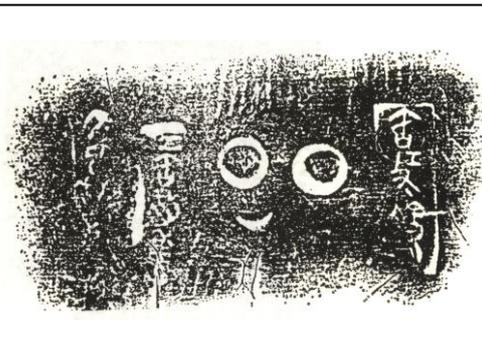
图六十三



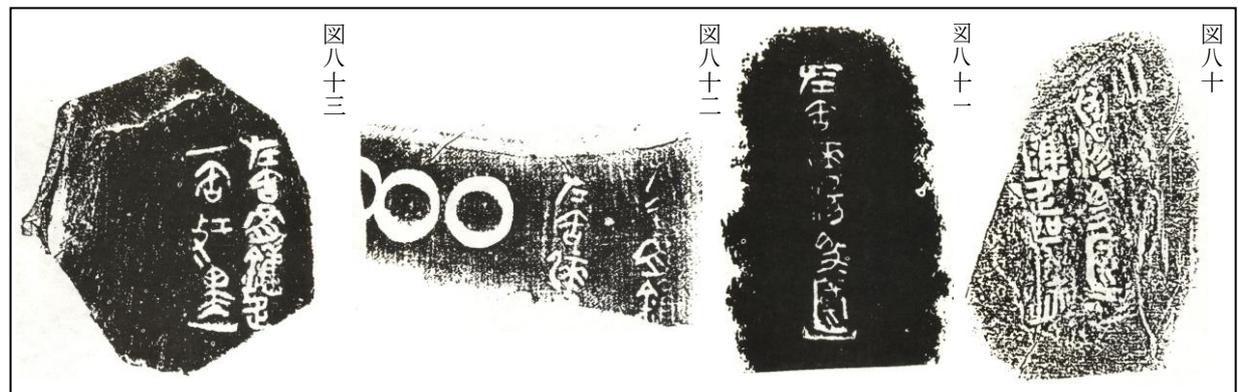
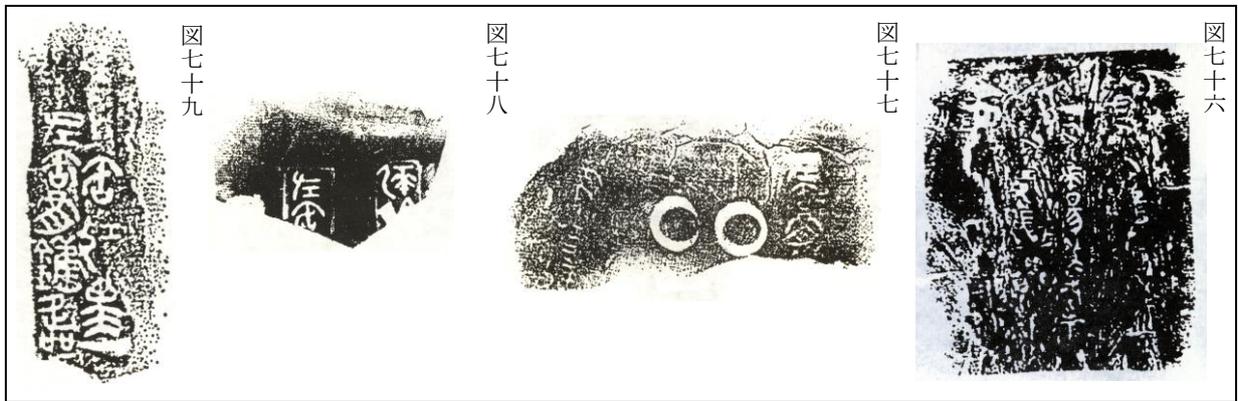
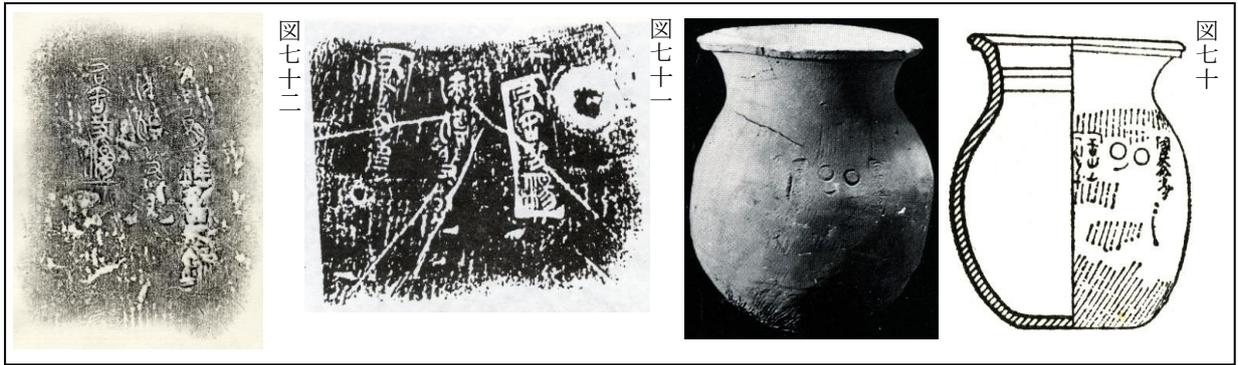
图六十九

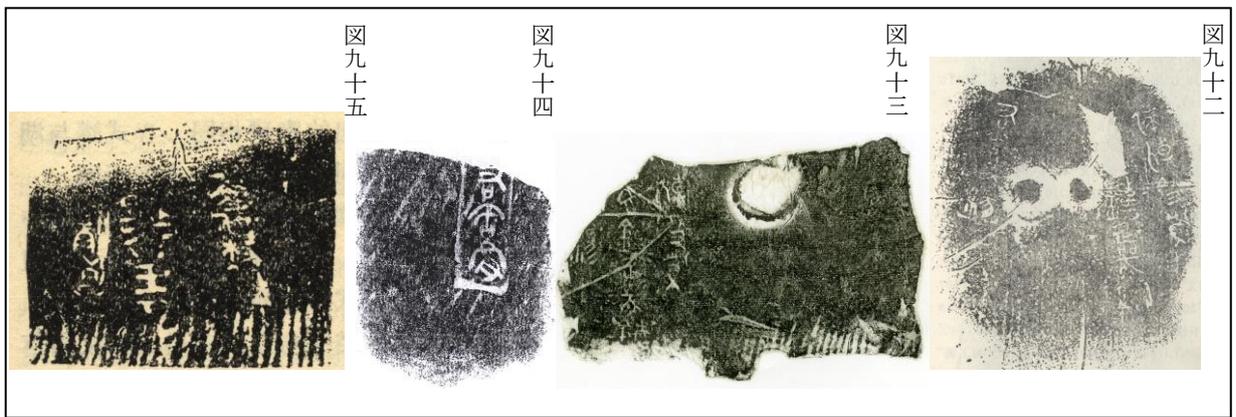
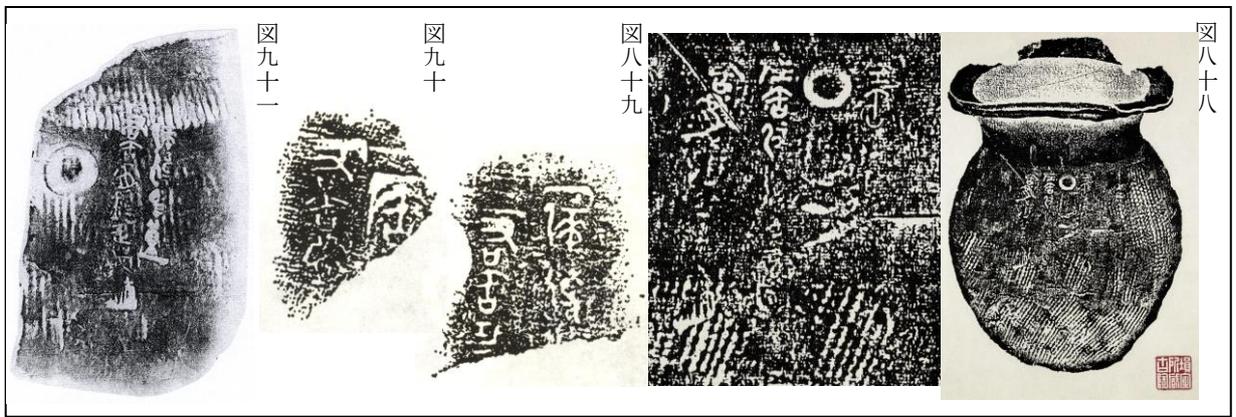
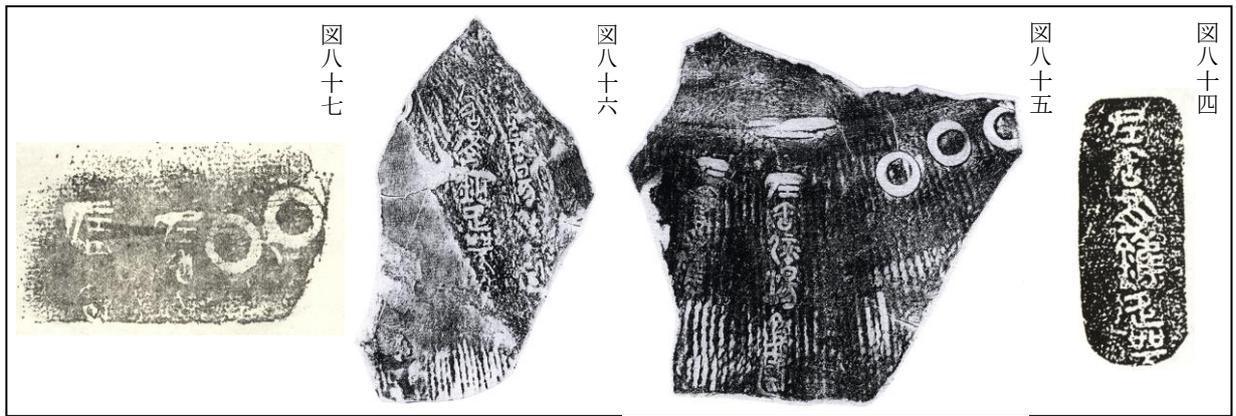


图六十八



图六十七





【注】

- 1 燕国有紀年陶文の並び方に関する検討は、本論文の第二節「有紀年陶文の特徴における検討」の「有紀年陶文の並び方の特徴」参照。
- 2 『字を「看」と釈読するのは、何琳儀氏の釈読に従う。氏の『戦国文字通論』中華書局 一九八九年四月 一〇一頁参考。
- 3 [http://blog.sina.com.cn/s/blog\\_59e6f4a70102vyfy.html](http://blog.sina.com.cn/s/blog_59e6f4a70102vyfy.html) (張今声微博、燕下都陶文 2016-01-20 14:40:46)
- 4 李学勤「燕齐陶文叢論」『上海博物館集刊—建館四十周年特輯』(第六期)上海博物館集刊編集委員會編 上海古籍出版社出版 一九九二年十月 一七〇—一七三頁
- 5 [http://blog.sina.com.cn/s/blog\\_59e6f4a70102vyfy.html](http://blog.sina.com.cn/s/blog_59e6f4a70102vyfy.html) (張今声微博、燕下都陶文 2016-01-20 14:40:46)
- 6 <http://jd.cang.com/1539051.html> 所見「戦国時期陶文 古文字 燕下都」ID 番号: JD1539051 日期: 2015/5/22 時間 12:00:49 藏友:「鑫旺 燕下都」参照。所蔵者と連絡を取ることが出来なかったが、陶文の文字内容と字形特徴から見て、この陶文は本物であると考える。
- 7 <http://jd.cang.com/1539053.html> 所見「戦国時期陶文 古文字 燕下都」ID 番号: JD1539053 日期: 2015/5/22 時間 12:03:11 藏友:「鑫旺 燕下都」参照。所蔵者と連絡を取ることが出来なかったが、陶文の文字内容と字形特徴から見て、この陶文は本物であると考える。
- 8 李学勤「燕齐陶文叢論」『上海博物館集刊—建館四十周年特輯』(第六期)上海博物館集刊編集委員會編 上海古籍出版社出版 一九九二年十月 一七〇—一七三頁参照。
- 9 類似の銘文に、燕下都第二三号遺跡より出土した「九年酒軍張……」戈があり、参考になる。詳しくは河北省文物管理处(執筆者・石永士)「燕下都第23号遺跡出土一批銅戈」『文物』第八期 文物出版社 一九八二年八月 四三—五〇頁参照。
- 10 執筆者の所蔵品であるが、出土地不明。
- 11 唐存才『步影堂藏戰國陶文遺珍』上海書画出版社 二〇一三年十月 一六八頁参考。
- 12 執筆者の研究立場によれば、「端」は燕国の陶器の一種である。量器を主に用いられる。詳しくは拙稿「燕国璽印研究—長細形璽印の印文中の「端」を中心に—」『書学書道史研究』(25) 第二十五号 書学書道史学会(編集) 二〇一

五年十月 一—十四頁参照。

- 13 ②〇廿七の銘文によれば、『古陶文彙編』(高明 中華書局版(北川博邦訳 東方書店) 一九八九年五月) 三五一頁番号四・一と『周漢遺宝』(帝室博物館編・国書刊行会発行 昭和五十六年一月)の図版一〇・四とは同じものであることが判る。『古陶文彙編』六一頁四・一の「出土地点」に出土地を「易県」と明記する。
- 14 図三十八によれば、「」字は燕国璽印中に多見し、「」(『古璽彙編』四一〇—四一二五参照)と釈読する。今の天津境内にあった戦国時代の「」については、文献に記載が無い。
- 15 執筆者の所蔵品であるが、出土地不明。
- 16 中国歴史博物館(編著) 史樹青(主編) 楊桂榮(分卷主編) 西林昭一(日本版監修)『中国歴史博物館蔵法書大観』(第三卷 陶文 博文 瓦文) 中国歴史博物館(編著) 史樹青(主編) 楊桂榮(分卷主編) 西林昭一(日本版監修) 版權:「日本」柳原書店(中国) 上海教育出版社 一九九四年十一月一五頁と二二六頁
- 17 残念ながら、この本は稀覯で、未見である。
- 18 王恩田『陶文図録』(巻六) 齐鲁書社 二〇〇六年六月 二五七一頁(図版九・一一・一—九・一一・五参照)
- 19 李学勤「戦国題銘概述」(上)『文物』一九九九年第七期 五三—五四頁
- 20 董珊『戦国題銘与工官制度』北京大学博士研究生學位論文 二〇〇二年五月
- 21 「」器端」を読むのが執筆者の研究立場である。拙稿「燕国陶文印跡中の字について」『書道学論集13』(大東文化大学大学院書道学専攻院生会、二〇一六年三月)
- 22 本論文中の「⑨図九」は三つの紀年が付く印跡があるが、分けて拓したものであり、それらの並び方が不明であるので、検討の対象外とする。
- 23 王映暉『燕国陶文概説』李亚平・李俊卿『燕趙金石論集』河北教育出版社 二〇一五年十月 二八七頁
- 24 中国歴史博物館(編著) 史樹青(主編) 楊桂榮(分卷主編) 西林昭一(日本版監修)『中国歴史博物館蔵法書大観』(第三卷 陶文 博文 瓦文) 版權:「日本」柳原書店(中国) 上海教育出版社 一九九四年十一月 一七頁番号九参照。
- 25 唐存才『步影堂藏戰國陶文遺珍』上海書画出版社 二〇一三年十月 一七一頁

- 26 羅振玉「齊燕陶器之異」『雪堂類稿』甲 筆記彙刊 遼寧教育出版社 二〇〇三年三月二九七頁
- 27 李学勤「戰國題銘概述」(上)『文物』一九九九年第七期 五三〇—五四頁
- 28 李学勤「燕齊陶文叢論」『上海博物館集刊—建館四十周年特輯』(第六期)上海博物館集刊編集委員會編 上海古籍出版社出版 一九九二年十月 一七〇—一七三頁
- 29 曹錦炎「戰國陶文中的「𠄎」考古」一九八四年一期 八三—八五頁參照。
- 30 曹錦炎『古代璽印』文物出版社 二〇〇五年七月 一五五頁
- 31 吳振武・于閏儀・劉爽「吉林大学文物室藏古陶文」『史學集刊』二〇〇四年十月第四期 九六頁
- 32 馮勝君「燕國陶文綜述」『北京文博』一九九八年第二期 二九—三二頁
- 33 何琳儀『戰國文字通論』(訂補)江蘇教育出版社 二〇〇三年一月 一一〇頁
- 34 董珊『戰國題銘与工官制度』北京大學博士學位論文 二〇〇二年五月論文的第二章第四節 一一八—一三〇頁
- 35 『戰國燕齊陶文』文雅堂本版羅珂本 二〇〇一年十二月 第二頁董珊氏「前言」參照。
- 36 王恩田『陶文函錄』齊魯書社 二〇〇六年六月 第一卷一 三—一四頁
- 37 左言東『先秦職官表』商務印書館 一九九四年七月第一版 三六三頁「陶工」參照。
- 38 許愨慧『古文字資料中的戰國職官研究』復旦大學博士學位論文 二〇一四年五月二十六日 二一六—二一九頁
- 39 『中國歷史博物館藏法書大觀』(第三卷 陶文 博文 瓦文) 中國歷史博物館(編著) 史樹青(主編) 楊桂榮(分卷主編) 西林昭一(日本版監修) 版權：(日本) 柳原書店(中國) 上海教育出版社 一九九四年十一月 二二〇頁
- 40 李零「齊、燕、邾、滕陶文的分類与題銘格式——『新編全本(季木藏陶器)介紹』①『新編全本季木藏陶』周進(集藏) 周紹良(整理) 李零(分類考)(一九九〇年第一期八六頁)に載せているが、一九九八年十月『新編全本季木藏陶』に同じ文書が再出であるが、垂を俛、伯を故に変えた。
- 41 唐存才『步鄧堂藏戰國陶文遺珍』上海書畫出版社 二〇一三年十月 三三四—三三五頁
- 42 唐存才『戰國陶文藝術綜述』書法 二〇一五年十二月 一〇二頁
- 43 于軍「燕三級監造類陶文的初步研究」李亞平・李俊卿『燕趙金石論集』河北

- 教育出版社 二〇一五年十月 二九一—二九九頁
- 44 王映暉「燕國陶文概說」李亞平・李俊卿『燕趙金石論集』河北教育出版社 二〇一五年十月 二八一—二九〇頁
- 45 徐暢「燕國、三晉系陶器文字」『青少年書法』二〇一一年十六期 二二頁
- 46 何琳儀『戰國文字通論』(訂補)江蘇教育出版社 二〇〇三年一月 一一〇頁
- 47 何琳儀『戰國古文字典』中華書局出版社 一九九八年九月第一版 七九頁「俛」字及「𠄎」字參照。
- 48 徐連達『中國歷代官制大詞典』廣東省教育出版社 二〇〇二年十二月第一版 九八八頁「陶倕」參照。
- 49 吳曉懿『戰國官名新探』安徽師範大學出版社 二〇一三年五月第一版 三四頁「表二—二三」燕陶器所見官名表」參照。
- 50 中國歷史博物館考古組「燕下都城址調查報告」『考古』一九六二年第一期 一七頁
- 51 徐谷甫・王延林『古陶字彙』上海書店出版社 一九九四年五月第一版 一二七頁「故」字及び三四八頁「倕」字參照。
- 52 周進(集藏) 周紹良(整理) 李零(分類考)『新編全本季木藏陶』中華書局 一九九八年十月 一四〇頁番號〇五〇二—〇五〇五參照。
- 53 高明・葛英會『古陶文字徵』中華書局(中國) 東方書店(日本) 一九九〇年四月三〇日初版第一刷 二二頁「倕」字及び一一三頁「故」字參照。
- 54 周曉陸(主編)『二十世紀出土璽印集成』(上冊) 中華書局 二〇一〇年一月第一版 六九頁「冀一四二—一四四及冀一四八—一五〇」參照。
- 55 『戰國燕齊陶文』文雅堂本版羅珂本 二〇〇一年十二月 第二頁董珊氏「前言」參照。
- 56 『中國歷史博物館藏法書大觀』(第三卷 陶文 博文 瓦文) 中國歷史博物館(編著) 史樹青(主編) 楊桂榮(分卷主編) 西林昭一(日本版監修) 版權：(日本) 柳原書店(中國) 上海教育出版社 一九九四年十一月 二二〇頁
- 57 于軍「燕三級監造類陶文的初步研究」李亞平・李俊卿『燕趙金石論集』河北教育出版社 二〇一五年十月 二九一—二九九頁
- 58 拙稿「燕國璽印研究—長細形璽印の印文中の「𠄎」を中心に」『書道史研究』第二十五号 書道史学会(編集) 二〇一五年十月 一—十四頁參照。

## 第四章 燕国璽印及び陶文印跡中の「𠄎」字の詞性

はじめに

第一節 所見の燕国題銘中の「𠄎」字における考査

(一) 「𠄎」字の出所についての調査

(二) 「𠄎」字における文字研究者たちの解読

第二節 燕国兵器題銘の「作」「造」等の動詞における考査

(一) 燕国兵器題銘中に存している動詞について

(二) 燕国兵器題銘の句形格式について

第三節 「𠄎」字の詞性における検討

(一) 「𠄎」字が動詞以外と仮定する可能性について

(二) 「𠄎」字が動詞と考える理由について

おわりに

はじめに

戦国時代の燕国は、中原から北に離れた地理的条件により、文化にも著しい特徴が表れている。特に文化を代表する文字には独特の特徴がある。周知の例を『古璽彙編』<sup>1</sup>を中心に挙げると、

 「馬」(『古璽彙編』番号 0050<sup>1</sup>、0051<sup>1</sup>、0052<sup>1</sup>、0054<sup>1</sup>、0058<sup>1</sup>、0059<sup>1</sup>、0293<sup>1</sup>)、 「都」(『古璽彙編』番号 0186<sup>1</sup>、0187<sup>1</sup>、0188<sup>1</sup>、1089<sup>1</sup>、0190<sup>1</sup>、0293<sup>1</sup>)、 「端」(『古璽彙編』番号 0361<sup>1</sup>、0362<sup>1</sup>、

0363<sup>1</sup>、0364<sup>1</sup>、0365<sup>1</sup>、0367<sup>1</sup>)、 「市」(『古璽彙編』番号 0297<sup>1</sup>、0361<sup>1</sup>、0292<sup>1</sup>)のとおりである。執筆者は修士論文『燕国璽印研究—長細形璽印とその用途を中心に』(二十五年度)において、すでに燕国文字中に存在する「𠄎」字に特に留意した。この「𠄎」字のある出土文物は、燕国以外に見ることがなく、燕国では陶文及び長細形璽印文字の用字として頻出する。この「𠄎」字に対する文字研究者や古璽印研究者たちの積読には相違があり、それぞれの立場を持つているが、定論がない。そこで、この文字の詞性から出発して、有力な出土資料や文献を引用し、前人の研究成果を参考にしつつ、この燕国の特有の文字である「𠄎」字について論じる。

第一節 所見の燕国題銘中の「𠄎」字における考査

(一) 「𠄎」字の出所についての調査

燕国題銘中、「𠄎」字は独特の字形として長細形璽印の印文に頻出する。しかし、その積読は文字学者の間に相違がある。管見では「𠄎」字が付く燕国の題銘は、璽印と長細形陶文印跡にしかなく、戦国時代の他国にはない。本節では、「𠄎」字が付く燕国文物を調査して、できる限りその器物の銘文、出土地域、収蔵場所などの関連情報を表示することに努める。当然、調査対象は、戦国時代の燕国の文物と認められるものに限る。



□□ 王

□□□ 王

右のとおり、各銘文内容の末部は大抵「王」「王」「王」の三類に分けることができ、中には「大司徒長」のような特例も見え、「王」「王」「王」の四類の銘文の前文は、おおよそ姓、官名、地名、市名、都名の五類の内容である。

「王」の文字が付く長細形璽印が「燕陶端」のために生まれた専用印であることについては、執筆者はすでに明らかにしている。その結論から「中易都呉（虞）王」「□易都呉（虞）王」「無」（中）市王「の三つの陶文は、「燕陶端」の残片であり、「王」の類は、「王」は限定名詞で、最高の監造者とする王の名義の下で造った「燕陶端」、また「……都王」「……王」の類は、名義上の所有や監造や生産地や流通する場所を表すと考えている。

### （二）「王」字における文字研究者らの解説

周知のとおり、「王」字は、燕国特有の文字であるが、研究者によって釈読が異なっているのが現状である。「王」字における釈読については、于省吾氏の考証に、「王」字は「象人側面俯伏之形、即伏字的初文」（于省吾『甲骨文字詁林』中華書局 一九九六年五月 第一冊八七頁）の説があり、何琳儀氏は、于氏のこの説を引用して、「王」字は即ち「王」字であるとし、その説の立場の上

に検討や研究を行った。その説には後に共鳴者が多い。この説に従っている研究者の立場から見れば、「王」字の次にある「端」字は、燕国璽印特有の別名で、同時代に共存している「銑」字の地位に相当すると考えている。何琳儀氏は于氏の説の上に、「王」字はすなわち「王」字であることを指摘し、そして、「王」字は「符」字であり、同音仮借に属すると結論する。また『周礼・春官・典瑞』注の「瑞、節信也。典瑞、若今符璽郎。」を引用して、訓詁学の研究方法を利用して、「王（王）端」を「符瑞」と読んでいた（『古璽雜識続』何琳儀『古文字研究（第十九輯）』中華書局 一九九二年八月 第四七二頁）。何氏のこの説は、今の「王」字における釈読の主流派である。

執筆者は、従来行われてきた（端＝璽印）の認識が実態と一致していないことを明らかにするとともに「端」の実態は璽印ではなく、「端」字付きの燕国長細形璽印を押す対象の器物こそが「端」であることを明らかにした（執筆者の平成二十五年（二〇一三年）度の修士論文『燕国璽印研究―長細形璽印とその用途を中心に―』及び書学書道史学会大会口頭発表『燕国璽印研究―長細形璽印の印文中の「端」を中心に―』平成二十六年（二〇一四年）九月十四日於花園大学。この二つの論文を参照）。そこで、本論文では、執筆者のこの立場の上に、新しい角度から「王」字における考查を行わなければならないと考えている。

管見の範囲で、執筆者が知る「王」字における前人の釈読（或は釈読の立場）を表にした。なお見落としがあると思われる、網羅

したとは言えないにしても、諸説の大概を覗くことが出来ると考えている。「ㄱ」字における前人の解読は末尾に掲げる表二のとおりである。

表二（末尾所掲）によれば、前人の「ㄱ」字における積読は、大抵以下の①～⑦の七類に分けられる。

#### ① 節(卍)

「卍」字は「節」字の原字である。この説に共鳴している人の立場から見れば、「ㄱ」字の次に付いている「端」字は、即ち文献に記載している「璽印」の一種「瑞」である。この璽印の材料は銅であるので、「王(玉)」「偏を「金」偏に取り換えた。「端」は「瑞」と通用している。また、直接に「ㄱ」字を「卍(印)」と積読している研究者もいる。「ㄱ」字を「卍(節)」に積読する説に共鳴する研究者の根拠は、大抵次の三つである。

#### ㉞ 『説文解字』：「卍、瑞信也。」

① 『周礼・春官叙官』の鄭玄注：「瑞、節信也、典瑞、若今符璽郎。」

㉟ 『周礼・掌節』の鄭玄注：「節、猶信也、行者所執之信」。

「貨賄用璽節」の鄭玄注：「璽節、今之印章也」。

#### ② 氏

「氏」字と積読している文献に柯昌濟氏の『金文分域編』（一九三二年『餘園叢刻』本）がある。「ㄱ」字の字形は「氏」の古文字形とよく似ていることに因り、研究者らは、「氏」積読したものであるが、今の出土文物資料から見れば、「氏」の積読の信頼性に限

界がある。

#### ③ ク

「ク」字の積読は、一九九九年一月に上海書店出版社が出版した孫慰祖氏の『孫慰祖論印文稿』に見える。<sup>7</sup>

#### ④ 勺(伏、符)

表二（末尾所掲）のとおり、「ㄱ」字を「勺(伏、符)」字と積読する説に共鳴している研究者は相当に多い。共鳴者たちの立場より帰納すると、その理由に次の三つがある。

#### ㉟ 『説文解字』：「勺、裹也、象人曲形、有所包裹。」



① 于省吾氏の「勺」字における積読「勺与勺象人側面俯

伏之形、即伏字的初文」の説を踏まえた上で、「勺」を「符」と読むことが出来るとの論断がある。

㊱ 「符」は即ち「符節」であり、先秦の時に憑信として用

いたもので、後世の璽印の汎称である。（『史記・秦始皇本紀』「奉其符璽、以歸帝者」。）

#### ⑤ 人

「ㄱ」字を「人」と積読する説は、ただ李零氏が分類考釈する『新編全本季木藏陶』中にあるのみで、その理由を述べていない。<sup>8</sup>

#### ⑥ 匕

莊新興氏が編著した『戦国璽印分域編』に「齊」(番号：二二〇)の印を一件収録している。「匕」の積読はこれに見える。

莊氏の立場に拠れば、この「」字は「東陽□澤王」端、「大司徒長」などの印文字にある「」字と異なる文字とし、<sup>9</sup>「」を「」と釈読している。なお、執筆者の立場に拠れば、「」字と「」字とは同じ文字である。そして、徐暢氏の論文『先秦璽印攷釈發微』<sup>10</sup>にも同様の論説があり、「」字を「」字と同字に釈読する観点が見える。

⑦ その他には、「」字を未釈文字で器物（量器）名とする説もある。<sup>11</sup>

莊新興氏が編著した『戦国璽印分域編』に「」（番号…二一〇）の印を一件収録している。「」の釈読はこれに見える。

莊氏の立場に拠れば、この「」字は「東陽□澤王」端、「大司徒長」などの印文字にある「」字と異なる文字とし、<sup>12</sup>「」を「」と釈読している。なお、執筆者の立場に拠れば、「」字と「」字とは同じ文字である。そして、徐暢氏の論文『先秦璽印攷釈發微』<sup>13</sup>にも同様の論説があり、「」字を「」字と同字に釈読する観点が見える。

管見では、これまでの「」字における釈読はおおよそ以上の七類であり、内第四の説が主流派となっている。この七類の説は次の二つに総括できる。

一…詞性から見れば、「」字を名詞として考えているのは、上列の七類共有の特徴である。

二…各家の研究立場から見れば、⑤「人」の説には、釈読の理由や根拠がなく、陶文の文字「」が残損しているので、信頼性に

限りがある。よってこの「人」説を除くと、他の説は、全て「」字と「」字の次によく出る「」字と一緒に、「憑信」の作用を持つ燕国璽印の一種と考えている。これらの研究者の観点では、「」は燕国の長細形璽印の一種であり、作用は「」と同じである。

以上が、「」字における研究の現状である。

次に「」字の直後によく出る「」字について再検討する。

「」字は燕国の長細形璽印及び燕国の陶文印跡中に、、と、の形で頻出する。この「」字は、『説文解

字』には載せず、小篆の字形がない。『康熙字典』には、「」端『廣韻』『集韻』並多官切、音端、『玉篇』鑽也。『揚子方言』鑽謂之端。注、音端。<sup>14</sup>の記載がある。「」字は、ただ戦国時代の燕国長細形璽印と陶文印跡及び徐国の祭器の「徐王義楚祭端」<sup>15</sup>

にだけ見られ（本論文の図版一と図版一・一参照）、同時代の他国には、「」字の付く器物や璽印などが一切ない。この文字は「」と「」とを組み合わせて出来ている。金偏は金属に関係が深いので、この器物はもともと金属製品と考えられる。王国維氏は「」と「」は即ち同じ器物<sup>16</sup>であるとの結論を出している。執筆者の平成二十五年（二〇一三年）度の修士論文『燕国璽印研究―長細形璽印とその用途を中心―』では、は燕国で発展しながら変化し、酒器と祭器の用途を持つ一方、量器として重視され使用されたことを明らかにした。そして、燕国の長

細形璽印の付く同形制の陶器を「燕陶錡」と命名した。「燕陶錡」<sup>17</sup>は青銅器の一種類「鐔」より進展変化して来た物であるので、「錡」字に「金」偏が付いているのは、もとの造字原義であろう。

現在の研究界では、全ての学者が「錡」は燕国璽印の一種類で、璽印の別称として「瑞」と読み、その作用は璽印と同じであるとされている。しかし執筆者の立場からは、この結論は改めて検討する必要があると考えている。

「瑞」については、『説文解字』**瑞**(瑞)に「以玉為信也。从玉耑。徐鍇曰耑諦也。会意。是偽切」。<sup>18</sup>とあり、『康熙字典』**瑞**(瑞)に「説文」以玉為信也。<sup>19</sup>《玉篇》信節也。諸侯之珪也。《書舜典》輯五瑞。《釈文》信也。《周礼・春官》玉作六瑞、以等邦国。《注》玉公侯伯子男所執圭璧。又《典瑞》掌玉瑞玉器之藏。《注》人執以見曰瑞、瑞符信也。・・・<sup>20</sup>とある。これらの文献からも、「瑞」字が「玉」と関係が深いことは自明である。これも「瑞」字に「王(玉)」偏が付いている、造字原理の根拠と考えている。

声韻から見れば、「錡」字と「瑞」字は同じく「耑」の声である。<sup>21</sup>同声文字は互に仮借することが出来るが(同声仮借)、「錡」字と「瑞」字は「同声異形異意」字であるので、それぞれに意味をもって本来の意味を表し、仮借ではない。というのは、「錡」字と「瑞」字は「同声」である以外に、互いに関係がない。

## 第二節 燕国兵器題銘中の「作」「造」等の動詞における考査

燕国兵器は数多くの実物が出土しており、その形制の特徴と銘文、文字も、昔から考古界及び古文字研究界に重視されて、燕国史の研究に価値が高い資料を提供してきた。先学らの戦国兵器研究によつて、燕国統治者の職、載、胥、戎人、罾、喜等の国君の名が明らかになっている。この銘文の考証は、燕国における文献記載の不全を補充する上で、得難い文物資料となる。<sup>22</sup>本節では、題銘中の動詞と題銘の句形格式の二つに分けて、先学の研究成果を参考に、燕国兵器の戈、矛、劍の三器を中心に、「作」、「造」等の動詞を調査し、これを燕国兵器銘文の行文格式に帰納して、その共通の特徴を検討する。

### (一) 燕国兵器題銘の中に存している動詞について

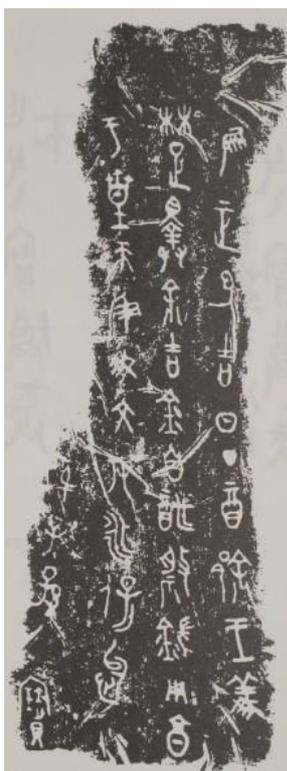
一九七三年四月、燕下都第二三号遺址に一〇八件の燕国兵器が出土したことがある。形制の特徴から見れば、様子はほぼ同じであるが、微妙な区別もあり、兵器の銘文によつて、自ら「鏃」「鋸」「錡」を名づけている。<sup>23</sup>研究の便から、ここではとりあえずそれらの名称を統一して燕国戈形兵器と称することとする。また燕国兵器には他に、「矛(矛)」「劍(劍)」「鈇(劍)」と名付けているものがある(文末所掲の表三参照)。これら燕国の兵器の銘文中の器名の前にある動詞が、本節の検討対象である。

文末に掲げる表三の動詞の字形の特徴から見れば、燕国の兵器の銘文中には、**作**字と**鑄**字が頻出している。うち**作**字は、周知のとおり、どの研究者も「作」字に積読することを認めている。一方、**鑄**字については、研究者によって解読が異なっている。その代表的な説を例示すれば、表四に列挙したとおりである。それぞれの解読は異なっているが、**鑄**字の詞性が動詞の範疇に属していることでは、共通する特徴がある。

図版一 徐王義楚祭鐘<sup>24</sup>



図版一・一 徐王義楚祭鐘（銘文拓片<sup>25</sup>）



## (二) 燕国兵器題銘の句形格式について

戦国各国の題銘はそれぞれの特徴を持っている。例えば、紀年法から見れば、楚国では事件を以て年を記録する(例…王居于栽郢之歳)。齐国では常に「××立事歳」の紀年法を用いる。三晋、東周及び中山国では、数字紀年法を利用して来た。楚国、齐国では、月を記録する際に、専用の月名がある。<sup>26</sup>数字で年と月を記録する方法を用いたのは、主に燕国の陶器銘文である。勿論、燕国の兵器、銅器の銘文にもこの紀年法が使われる。燕国の紀年類銘文中にある「年」字は、上に「禾」、下に「土」の字形の特徴をもつことも器物断代を行う際に、燕国器を判断する標準の一つとなっている。また燕国兵器銘文では、器物の名義上の最高監造官は、普通、燕国の国君である。

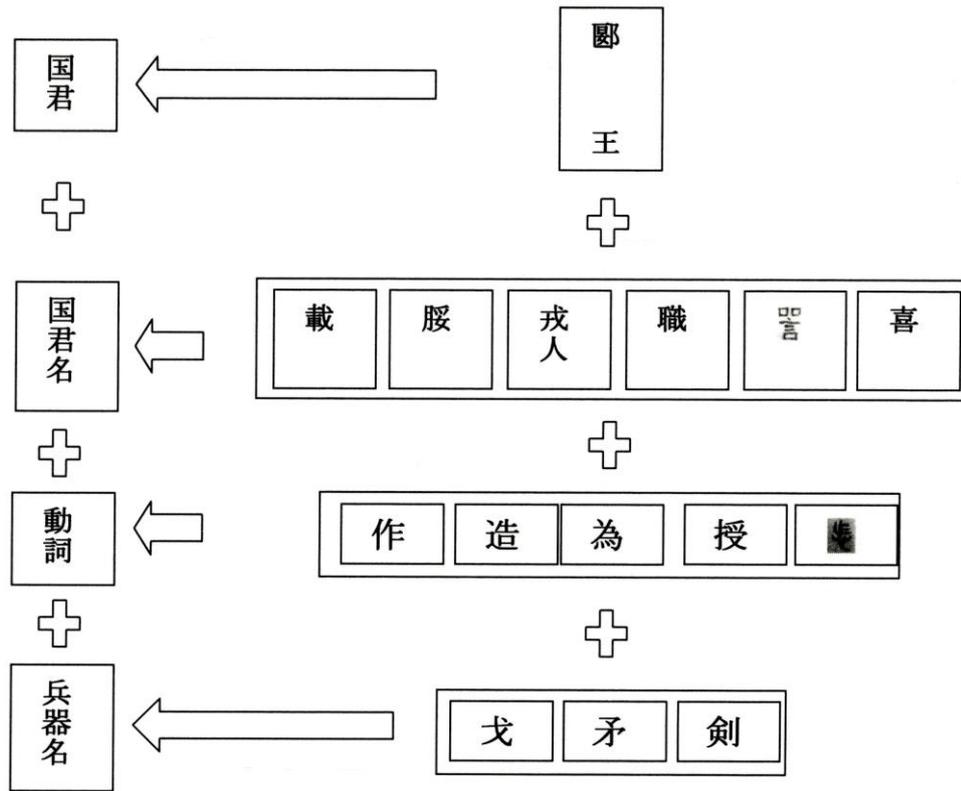
燕国兵器銘文の句形(文法)には、「名詞+動詞+名詞」の共通の特徴を有している。表三(文末所掲)によって概括すれば、次の情報を得ることが出来る。

第一…兵器の名義上の最高監造官は、燕国の最高統治者の国君(國王・侯)である。

第二…銘文内容の句形は、下図に示す特徴を表している。

この類の燕国兵器の代表的な論説には、次の数説がある。

◇石永士氏の『燕王銅兵器研究』<sup>27</sup>では、燕王銅戈銘文の格式に



おける論断がないが、石氏の論文にある表の「燕王銅戈銘文分類及与鄆王的关系」により、その格式を帰納すれば、次のとおりである。

【燕王名 + 動詞(作・造) + ……】

◇沈融氏は『燕兵器銘文格式、内容及其相関問題』に、燕国兵器銘文の格式と内容を【国君名 + 作(造・為) + 配属対象 + 兵器名】の形式に帰納している。<sup>28</sup>

◇河北省文物管理处は「燕下都第二三五号遺址出土一批銅戈」<sup>29</sup>において、銅戈銘文の格式を七類集めている。執筆者がその七類の銘文格式を検討して概括してみると、次の特徴になる。

【鄆王(国君) + 国君名 + 動詞(作・造) + 兵器名】

執筆者の立場では、燕国兵器銘文の文法句形は、「国君+国君名+動詞+器物名」の基本句形に帰納できる特徴があると考えている。句形中の「作」「造」「為」などの動詞は、燕国兵器銘文中に頻出する。燕国兵器銘文の内容は、「国君+国君名+動詞+器物名」の基本句形の上で変化している。「鄆王喜造御司馬鏃」「鄆王戎人作自執御鈔」「鄆侯戎人作師萃鋸」の如きは、兵器名の前に兵器の使用者或いは配属対象を入れた例であり、また、「鄆侯載作右軍」「鄆王職作王萃」の如きは兵器名を省略した例である。銘文の内容によれば、この兵器の名義上の監造者は、燕国の最高統治者の国君である共通点がある。

### 第三節 「王」字の詞性における検討

燕国長細形璽印の印文字中に頻出する「ㄣ」字については、研究者によって釈読が異なっている。その主なものには「節(ㄩ)」「氏」「ク」「勺(伏・符)」「人」「匕」及び田煒氏の「量器名」説との七種がある。しかし、「ㄣ」字における詞性面から見れば、この七種類の釈読には、名詞とする共通の特徴がある。本節では、前述の燕国兵器銘文の検討結果及び先学の研究成果を参考に、燕国の陶文や璽印文字も調査して、「ㄣ」字が付いている燕国銘文、特に長細形璽印の印文の句形特徴から、「ㄣ」字の詞性面、すなわち「ㄣ」字を含む燕国璽印文と陶文の句形特徴と詞性面を中心に、特に、「ㄣ」字を名詞と動詞に仮定した場合の句形と文法上の成立の可能性を分析し、考查する。

#### (一)「ㄣ」字を動詞外と仮定する場合について

本節では、燕国の兵器銘文の文法格式を参照の上、「ㄣ」字を名詞と仮定する場合に、その銘文の文法上の成立の可能性を検討する。

まず、名詞の定義を言語学家王力氏の定義を借りて簡潔に言えば、「名詞とは、人或は事物の名称を表示する詞である。」<sup>30</sup>。ここでは、とりあえず先学の研究結果を踏襲して、「ㄣ」字を「①節(ㄩ)・②氏・③ク・④勺(伏・符)・⑤人・⑥匕」に釈読する場合から見よう。本論文の第一節に述べたとおり、燕国璽印文と陶

文印跡とは句形特徴を帰納することができると考えている。「ㄣ」字を名詞と仮定すれば、二つの場合と考えられる。その一つは、前人の研究結果を参考に、「①節(ㄩ)・②氏・③ク・④勺(伏・符)・⑤人・⑥匕」を名詞(器物類代名詞)として考えて図解すれば、次の図一の如きとなり、「ㄣ」字を国君の名として仮定すれば、後ろに掲げる図二の如きとなる。

図一の「器物類代名詞」の部分に当たる「ㄣ」字における①〜⑦の釈読中、②氏、③ク、⑤人と⑥匕⑦田煒氏の「量器名」の五者は、現在の出土資料からみて、信頼性に限りがあるので、<sup>31</sup>検討対象から外して、以下に、①節(ㄩ)と④勺(伏・符)を中心に検討する。

①の(ㄩ)と釈読する場合による句形では、左の如きになる。

【姓(名) ㄣ節(ㄩ)】

【姓(名) ㄣ節(ㄩ) 端】

【……王<sup>32</sup> ㄣ節(ㄩ)】、【……主<sup>31</sup> ㄣ節(ㄩ) 端】

④の勺(伏・符)と釈読する場合による句形では、左の如きになる。

【姓(名) ㄣ(伏・符)】

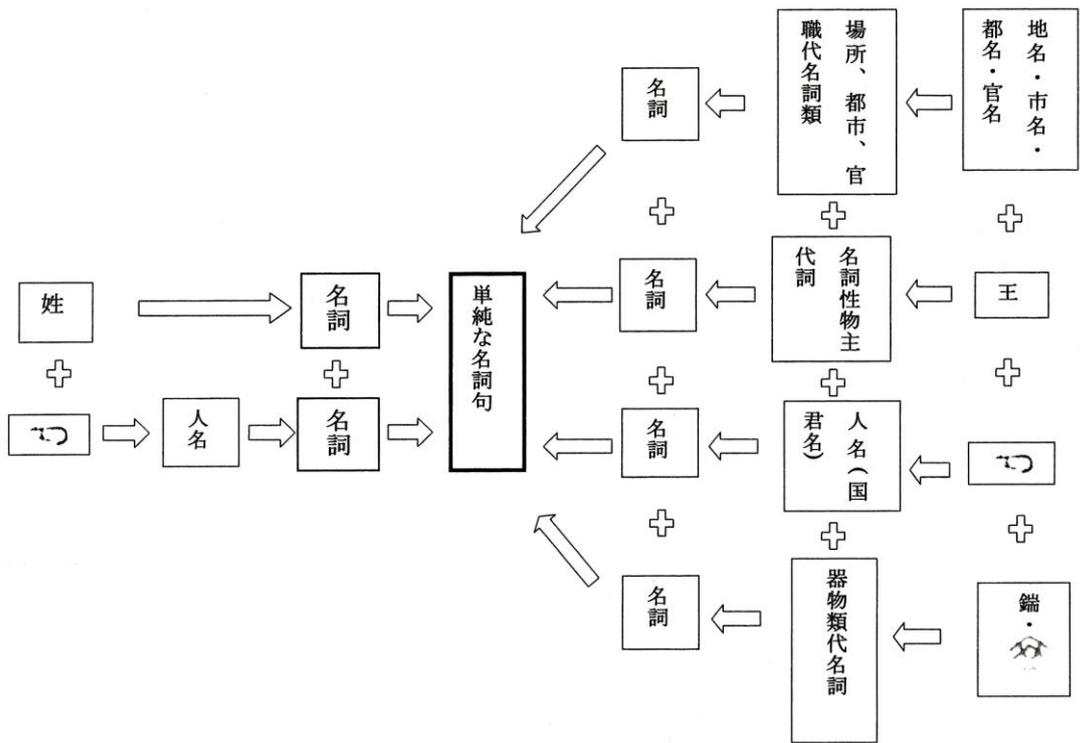
【姓(名) ㄣ(伏・符) 端】

【……王<sup>32</sup> ㄣ(伏・符)】、【……主<sup>31</sup> ㄣ(伏・符) 端】

この①節(ㄩ)と④勺(伏・符)の釈読では、器物名と考えている研究者が数多い。それらの立場によれば、「ㄣ」字は即ち器物類の代名詞で、詞性は名詞に属する。また、銘文の句形から見れ



図二

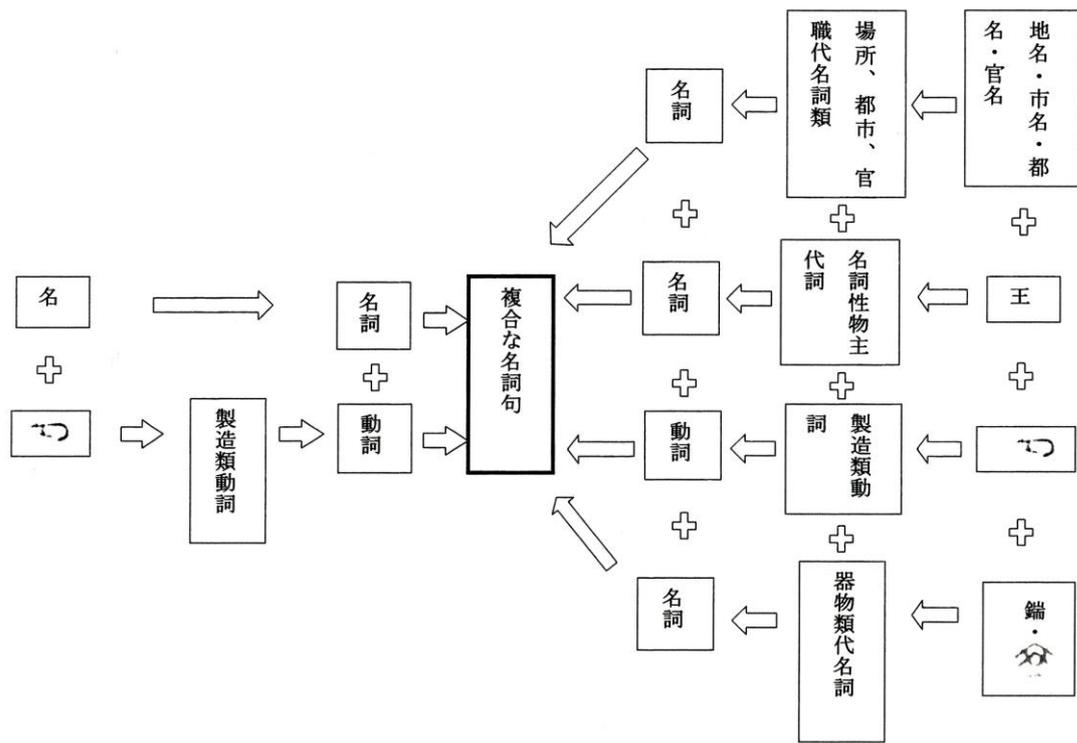


「ㄣ」字を、未積文字の器物（量器）名と仮想しているが、詳しい論拠が見えない。そして、同氏の論文『戦国璽印自名解』（二〇一三年）<sup>37</sup>にも「ㄣ」字を未積文字として指摘しながら、「端」を燕国璽印名の一つと考えている。そのうえ「ㄣ」字の前にある「王」字を限定詞として考えて、「端」は「瑞」ではないと先人研究者の論断結果にも疑いを提出し、「端」字を「揣」字に解読している。用途は、同じく陶器に施印するとの論説である。前述のとおり、「ㄣ」字を「節（卩）」「ㄣ」（伏、符）と釈読して、器物名と理解する場合、直後に頻出する「端」も器物名<sup>38</sup>であるので、無関係の二つの無関係の器物名が重出することになる。この現象は常軌を逸している。句形上、単純な名詞句として成立しているが、文意は通じないことが分かる。

図二のとおり、「ㄣ」字を人名と考える場合は、「ㄣ」字が付いている燕国銘文の代表的な句形は、次の三つになると考えている（文末所掲の表一参照）。

- ①【官職 + 人名】  
匋攻 + ㄣ<sup>39</sup>  
大司徒長 ㄣ
- ②【姓 + (名) ㄣ】  
魯<sup>40</sup> + ㄣ  
齊<sup>41</sup> + ㄣ
- ③【……王(国君) + 人名(国君名) + 器物名】  
……都(市) + 王 + ㄣ + 端

図三



④【……王(国君) + 人名(国君名)】

……都(市) + 王 + 「ㄣ」  
 右の三つの句形格式に抛れば、「ㄣ」字を人名に用いる名詞と考  
 えることは、一応可能である。特に、

【……王(国君) + 人名(国君名) + 器物名】

【……王(国君) + 人名(国君名)】

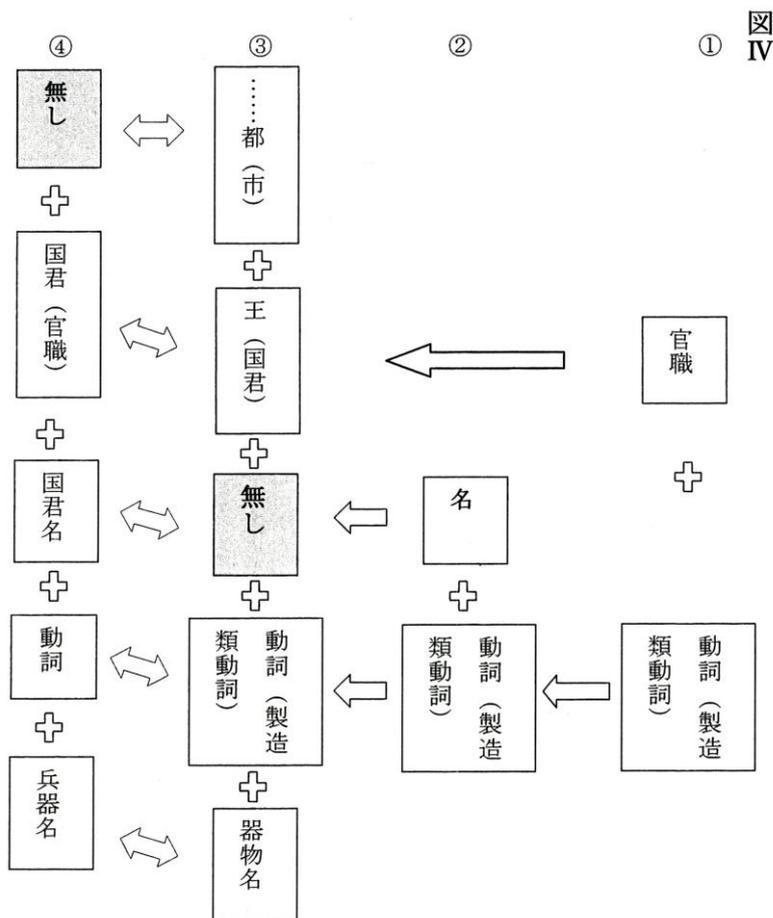
の格式は、燕国兵器銘文の格式(本論文第二節参照)

【国君 + 国君名 + 動詞 + 兵器名】

とよく似ているが、後者と比べると、動詞(製造類動詞)が欠け  
 る。「ㄣ」字を人名とする可能性は理解できるが、新しい疑問点が  
 浮上する。それは、燕国の紀年及び国君における文献上の記載は  
 詳しく知られないので、<sup>42</sup>「ㄣ」字が付く燕国銘文は、管見では、  
 燕国璽印と陶文にしか見えず、ほかの燕国における文献や銘文に  
 も見たことがない。また、数多く出土する燕国兵器にも、「ㄣ」字  
 が付く銘文もみたことがない。もし「ㄣ」字を人名類の名詞と考  
 えれば、「大司徒長ㄣ」の長細形璽印の印文の場合、燕国の長細  
 形璽印「大司徒長ㄣ」によれば、この官印の「大司徒長」の名  
 「ㄣ」は、燕国一つの国君の名と同じになり、この状況は一般的  
 には考えがたい。したがって「ㄣ」字を人名用名詞とする説は説  
 得力に不足すると思われる。ただし、現在の資料の範囲では、敢  
 えて結論を出すことができない。よって本論文では、ただ「ㄣ」  
 字の詞性における検討に止める。

㊦「魯」字を動詞と考える理由について

先学の研究は、「魯」字を器物名とされている点で共通性があり、詞性面においては全て名詞の範囲内に限定される。「魯」字が付く燕国銘文は、璽印文字と陶文字（陶文印跡）しかなく、数の上で限りがあるので、現段階では「魯」字の絶対的な積読は、極めて難しいと考えている。同じ国の銘文は、文法上、共通性が有ると



いう立場を基に、本節では、同国（燕国）の兵器の銘文格式と用法の特徴を基盤として、「魯」字が付く類の燕国銘文格式と「魯」字の詞性の観点から、「魯」字を動詞（製造類動詞）の範囲内と仮定することの可能性を検討したい。

図目のとおり、燕国の銘文中、「魯」字が付く類について、「魯」字の詞性を動詞と考える場合、銘文の句形格式には三つがあると考えられる。この三つの格式と燕国兵器銘文の格式とを比べて、共通の特徴及び異なるところを明らかにした上で、執筆者が「魯」字を動詞（製造類動詞）と考える理由を述べる。

三つの句形格式は次の①～③である。

①【官職 + 動詞（製造類動詞）】

匄攻 + 魯 + 大司徒長 + 魯 + 𠄎 (器物名)<sup>43</sup>

右の「官職名+動詞」の句形格式は、燕国銘文の、具体的には青銅器の太保鼎の銘文「太保鑄」<sup>44</sup>と燕璽の「北宮受」<sup>45</sup>の如きがそれである。

②【名（人名） + 動詞（製造類動詞）】

魯 + 魯

「魯」字を姓とする場合の考査は、本論文の図IIに已に論じたので、ここでは「魯」字を名（人名）として「魯（人名）+ 魯（動詞）」の句形について検討する。執筆者は「魯」字を「名（人名）」と仮定している。「魯」字は、姓として使われてもいるが、名（人名）として使われる例もある。すなわち『古璽彙編』番

号・二三九二の「楊魯」がそれである。璽印「楊魯」の「魯」字は『古璽彙編』（番号：五五六六）の「魯」字の字形とよく似ているので、「楊魯」の璽印も燕国璽印に属する。これには莊新興氏の説があり、<sup>46</sup> 参考になる。「楊魯」の印は、四角形璽印であるが、燕国の長細形陶文印跡と同時に、四角形<sup>47</sup>の陶文印跡も存している。互いに参考になると考えている。そして、人名の直後に器物名を加える用例は、燕国の兵器銘文に頻出している。例えば、「郟侯載作……」「郟王罍造……」「郟王喜為……」の如きが、それである。（本論文の「表三」参照。）

① 齊 + 周知のとおり、「齊」は人間の姓として、よく使われている。しかし、「齊」を名（人名）として用いる例もある。燕国私璽の「□閔齊」（『古璽彙編』番号：三四九八）はその好例である。<sup>48</sup>

③ ⑦ 【……都（市） + 王（国君） + 動詞（製造類動詞） + 器物名】  
……都（市） + 王 +  + 端<sup>49</sup>

單佑都市王端

易安都 王端

酒城都 王端

□ 都 王端

日庚都 王端

① 【……都（市） + 王（国君） + 動詞（製造類動詞）】  
……都（市） + 王 + <sup>50</sup>

中易都呉（虞） 王

□ 易都呉（虞） 王

以上の三つ（①～③）の句形格式に抛れば、「」字を製造類動詞として考查する場合には、句形格式上成立することが自明であり、次の三つの句形に帰納出来る。

① 官職 + 動詞（製造類動詞）

② 名（人名） + 動詞（製造類動詞）

③ ⑦ 【……都（市） + 王（国君） + 動詞（製造類動詞） + 器物名】

……都（市） + 王 +  + 端

① 【……都（市） + 王（国君） + 動詞（製造類動詞）】

……都（市） + 王 + 

右の①～②の銘文格式は、全て「」字を動詞（製造類動詞）と仮定した上で行った。検討結果から見れば、句形は成立することが分かる。そこで次いで、右の①～③の銘文格式（次の③番参照）を

同国（燕国）の兵器銘文【国君 + 国君名 + 動詞 + 兵器

名】（次の④番参照）の格式と比較して、異同点を探求すべ

く図解したのがⅥである。<sup>51</sup>

「」字が付く類の燕国銘文（璽印と陶文）の格式を燕国兵器銘文の格式と比べてみると、次のⅦ～Ⅷの三つの情報を得ることができる。

【Ⅶ】「」字を動詞（製造類動詞）として考える場合、動詞（製造類動詞）の直前に加えている内容には、「名（人名）」と「官職」の二種類があり（Ⅵの①②参照）、「官職」には「大司徒

長」と「王（国君）」がある。この銘文の格式は、同国（燕国）の兵器銘文の格式と類似する。図Ⅳの①の銘文格式には、「匈攻」**ㄱ**「大司徒長」**ㄱ**の如きがある。「人名」「官職」を動詞（製造類動詞）「ㄱ」字の前に加えて、器物の製造者、監造者及び名義上の最高監造者を表すのは、「物勒工名」の文献記載と合致する。

【式】「ㄱ」字が付く類の燕国題銘格式（図Ⅳの①②③参照）と燕国の兵器題銘文（図Ⅳの④参照）との相異点は次のとおりである。図Ⅳの①には、動詞前（官職の直後）にある名（人名）がない。

④図Ⅳの②の格式も④の句形格式に属しているが、名（人名）の前に官職がない。

④図Ⅳの③と④とは似ているが、④には「国君」の前に「都」や「市」や「地名」等の条件がない。③は「王（国君）」と「動詞（製造類動詞）」の間に「国君名」の部分がない。

【参】図Ⅳの①である兵器銘文を図Ⅳの④と比べると、①の動詞（製造類動詞）の後ろに、器物名を省略した場合もある。これは、青銅器の太保鼎の銘文「太保鑄」<sup>52</sup>【太保（官職名）+鑄（製造類動詞）】の銘文格式と同じと考えている。

おわりに

本論文は、燕国銘文中、特に燕国長細形璽印の印文字に頻出する「ㄱ」字における詞性面の考查を行ったものである。「ㄱ」字が

付く燕国の銘文を収集した上で、主に璽印及び陶文の二種類の銘文の句形格式を中心に、「ㄱ」字を名詞や動詞と仮定する場合の成立の可能性を、燕国兵器銘文や前人研究者の研究成果を参考にしつつ検討した。本論文の研究成果は、次の二項にまとめられる。

（老）「ㄱ」字の詞性は、広く行われている名詞説に蓋然性はなく、動詞（製造類動詞）に限定される。

（式）燕国兵器の銘文と比較すると、「ㄱ」字が付く類の銘文中に「燕国君」の名を省略し、代わりに「王」字だけを用いる現象がある。そして、「ㄱ」字が付く類の燕国銘文中には、燕国君を指す「王」字の前に地名、市名、都名を置く格式、及び動詞の「ㄱ」字の直前に人名、官職を加える格式は、「ㄱ」字が付く類の燕国銘文の常用の格式である。

#### 参考文献

- 『古璽彙編』故宮博物院編 羅福頤主編 文物出版社 一九八一年十二月
- 『古陶文彙編』高明 中華書局版（訳者 北川博邦 東方書店）一九八九年五月
- 『古璽雜識』『遼海文物學刊』何琳儀 一九八六年二月
- 『古璽雜識續』何琳儀 『古文字研究（第十九輯）』中華書局 一九九二年八月

- 「古璽雜識再續」何琳儀 『中國文字』一九九三年新十七期 芸  
文印書館 一九九三年
- 『陶文函錄』王恩田 編著 齊魯書社 二〇〇六年六月
- 『戰國文字編』湯餘慧（主編） 福建人民出版社 二〇〇一年十二月
- 『戰國文字研究（六種）』朱德熙·裘錫圭 『考古學報』一九七  
二年第一期
- 『戰國鈔印分域編』莊新興 上海書店出版社 二〇〇一年十月
- 『戰國文字通論』何琳儀 中華書局 一九八九年四月
- 『戰國文字通論（訂補）』何琳儀 江蘇教育出版社 二〇〇三年一月
- 『戰國古文字典（戰國文字聲系）』何琳儀 中華書局 一九九八年九月
- 『戰國璽印分域研究』陳光田 岳麓書社 二〇〇九年五月
- 『戰國燕齊陶文』文雅堂本版羅珂本 二〇〇一年十二月
- 『戰國銘文選』湯余惠 吉林大學出版社 一九九三年九月
- 『戰國題銘與工官制度』董珊 博士研究生學位論文 二〇〇二年五月
- 『戰國文字中的【市】』裘錫圭 『考古學報一九八〇年第三期』  
科學出版社 一九八〇年七月
- 『燕文化研究論文集』陳光 彙編 中國社會科學出版社 一九九  
五年七月
- 「燕下都第33号遺址出土一批銅戈」河北省文物管理處『文物』文  
物出版社 一九八二年八期
- 『燕下都』（上）（下）河北省文物研究所 河北省文物出版社 一  
九九六年八月
- 「燕、齊兵器研究」黃盛璋 『古文字研究』（第十九輯） 中華書  
局出版 一九九二年八月
- 「燕兵器銘文格式、內容及其相關問題」沈融 『考古與文物』（一  
九九四年第三期）陝西省考古研究所 一九九四年
- 「燕下都城址調查報告」中國歷史博物館考古組 『考古』（一九六  
二年第一期）  
考古雜誌社出版 一九六二年一月
- 「燕國題銘概述（上）」李學勤 『文物』一九五九年第七期 文物  
出版社 一九五九年七月
- 「燕齊陶文叢論」李學勤 『上海博物館集刊第六期（建館四十周  
年特輯）』上海古籍出版社出版 一九九二年十月
- 「**積解 卮 卮 卮**」『觀堂集林』王國維 中華書局出版 一九五九  
年六月
- 「略論戰國文字形體研究中的幾個問題」『古文字研究（第十五  
輯）』湯余惠 中華書局 一九八六年六月
- 「齊、燕、邾、滕陶文的分類與題銘格式」（二）李零 『新編全本  
季木藏陶』中華書局 一九九八年
- 『春秋戰國秦漢時代出土文字資料的研究』江村治樹 汲古書院  
二〇〇〇年二月
- 「論河北近年出土的戰國有銘青銅器」李學勤·鄭紹宗 『古文字  
研究』（第七輯）四川大學歷史系古文字研究室編 中華書局出版  
一九八二年六月
- 『近出殷周金文講義』（第三集）高澤浩一 編 二松學舍大學學術  
叢書 研文出版 二〇一四年三月

- 「天津市武清縣蘭城遺址的鑽探與試掘」天津市歷史博物館考古部  
『考古』二〇〇一年第九期（總四〇八期） 二〇〇一年九月
- 『文物』一九八二年八月第八期 文物出版社 一九八二年八月  
『文物』一九七二年二月第二期 文物出版社 一九七二年二月  
『考古』二〇〇一年第九期 考古雜誌社出版 二〇〇一年九月
- 『上海博物館藏印選』上海畫畫出版社 一九七九年八月  
『天津市藝術博物館藏古璽印選』李東璇 文物出版社 一九九七年八月
- 『書道學論集』大東文化大學大學院文學研究科書道學專攻院生會  
二〇一四年三月
- 『先秦兩漢語法論叢』王麗華 著 出版者：Ariti Press Inc  
二〇一〇年八月
- 『中國歷代官制大詞典』徐連達 廣東教育出版社 二〇〇九年八月  
『孫慰祖論印文稿』孫慰祖 上海書店出版社 一九九九年一月  
『歷代璽印斷代標準品圖鑒』孫慰祖 吉林美術出版社 二〇一〇年二月
- 『二十世紀出土璽印集成』周曉陸 中華書局 二〇一〇年一月  
「戰國私璽中所見古代復姓及其源流考」陳光田 『河南師範大學學報（哲學社會科學版）』第三五卷第二期 二〇〇八年三月  
『胡厚宣先生紀念文集』張永山（主編） 科學出版社 一九九八年十一月
- 『璽印』（故宮博物院藏文物珍品大系 鄭珉中（主編） 上海科學技術出版社·商務印書館（香港）二〇〇八年七月
- 『浙江省博物館典藏大系·方寸乾坤』駱堅群（主編） 浙江古籍出版社 二〇〇九年十一月  
『漢語大詞典』漢語大詞典編纂處編 梅維恒（主編） 漢語大詞典出版社 二〇〇三年十月
- 『印學研究（二〇一四古璽印研究專輯）』山東博物館編 呂金成主編 文物出版社 二〇一四年三月
- 『芸林月刊』天津市古籍書店 一九三二年九月  
『故宮博物院藏古璽印選』文物出版社 一九八二年十二月  
『古璽探研』田煒 著 華東師範大學出版社 二〇一〇年五月  
『三代吉金文存』（上）（中）（下）羅振玉 中華書局出版 一九八二年十二月
- 『三代吉金文存積文』羅福頤 學問社出版 一九八三年三月  
『商周金文錄遺』于省吾編著 中華書局出版 一九九三年七月  
『中國美術全集（書法篆刻編7璽印篆刻）』方去疾（主編）孫慰祖（積印） 上海畫畫出版社上海人民美術出版社 一九八九年五月  
『十三經注疏』芸文印書館 一九七六年五月  
『說文解字』（漢·許慎） 中華書局出版 一九八五年六月  
『中國璽印類編』小林斗盒 二玄社 一九九六年二月  
『周漢遺寶』帝室博物館編 國書刊行會發行 昭和五十六年一月  
『天理參考館圖錄·中國』朝日新聞社 朝日新聞社 一九六七年  
『國立故宮博物院藏品圖錄』中華民國國立博物院·產經新聞社編纂 產業新聞社發行 一九七六年十二月

表一

燕国題銘中の「ㄣ」字							
文字载体	材料	寸法（縦×横） cm	文字出处	蔵所及び出 土地	字形	頻 数	製表原則
長細形璽印	銅	6.55×1.2（注一）	東陽口澤王■端	上海博物館		20	①未読文字は「□」で表す。②「ㄣ」字を本論文の「字形」欄の標準字形で統一する。「文字出处」の欄には、「ㄣ」字を明示するために「■」印で表示する。③「文字出处」欄の印文字における釈読は、執筆者の立場からの解説である。具体的には執筆者平成25年度の修士論文『燕国璽印研究——長細形璽印とその用途を中心に』を参照願いたい。
		縦7.5（注二）	單佑都市王■端	不詳			
		5×1.3（注三）	大司徒長■□	上海博物館			
		縦4.3（注四）	中易都呉（虞）王■	上海博物館			
四角形璽印	不詳	不詳	魯■（注五）	上海博物館			
	不詳	不詳	齊■（注六）	不詳			
長細形陶文 印跡	陶	不詳	□易都呉（虞）王■ （注七）	河北省易県			
		不詳	無 市王■ （注八）	河北省易県			
		不詳	易安都王■端（注九）	河北省易県 （注十）			
		不詳	甸攻■（注十一）	河北省易県			
		4.6（残）×1.3	市王■□（注十二）	天津市武清 県高村			
		不詳	□都王■端（注十三）	天津市武清 県蘭城遺址			
		不詳	酒城都王■端（注十四）	遼寧朝陽			
		不詳	日庚都王■端（注十五）	遼寧喀左			
		不詳	……王■端（注十六）	遼寧遼陽			
		不詳	□□都□王■端（注十七）	遼寧葫蘆島			
		不詳	□□王■（注十八）	北京			
		不詳	□都王■端（注十九）	北京			

注一：「戦国紛争・五系分域（簡説戦国璽印の分域和分類）」徐暢『古璽聚珍（中国書法2012年11月贈）』中国書法雜誌社出版 2012年11月 第1頁

注二：「戦国銘文概述(上)」李学勤『文物』1959年第7期 文物出版社 1959年7月 第53頁

- 注三：『中国美術全集(書法篆刻編7 璽印篆刻)』方去疾(主編)孫慰祖(積印) 上海書畫出版社・上海人民美術出版社  
1989年5月
- 注四：「戦国題銘概述(上)」李学勤『文物』 1959年第7期 第53頁
- 注五：『上海博物館藏印選』上海書畫出版社編 1979年8月 第14頁
- 注六：『戦国璽印分域編』莊新興編著 上海書店出版社 2001年10月 第39頁 番号：210  
『古璽彙編』故宮博物院編 羅福頤主編 文物出版社 1981年12月 番号：5582
- 注七：『古陶文彙編』4・13 『古陶文彙編』高明 中華書局版(訳者 北川博邦 東方書店 1989年5月) 第357頁
- 注八：『古陶文彙編』4・20 『古陶文彙編』高明 中華書局版(訳者 北川博邦 東方書店 1989年5月) 第360頁
- 注九：『古陶文彙編』4・29 『古陶文彙編』高明 中華書局版(訳者 北川博邦 東方書店 1989年5月) 第363頁
- 注十：『古陶文彙編』高明 中華書局版(訳者 北川博邦 東方書店 1989年5月) 第360頁によれば、出土地は河北省  
易県であるが、『中国書法全集 92(先秦璽印)』 劉正成主編 榮宝齋 2003年2月 第70頁によれば、この  
燕国の陶器残片は、1978年に遼寧省建平県の水泉遺跡から出した。罐形陶器の肩部である。本論文は『中国書  
法全集 92(先秦璽印)』の説を採用する。
- 注十一：『古陶文彙編』4・69 4・99 『古陶文彙編』高明 中華書局版(訳者 北川博邦 東方書店 1989年5月) 第  
373頁 第381頁
- 注十二：1992年秋、天津市武清高村乡蘭城村の賈永輝氏が高村の東の養魚池の辺りで採集した陶片である。詳細は執  
筆者の平成25年度の修士論文『燕国璽印研究——長細形璽印とその用途を中心に』を参照。この陶文拓片は  
賈永輝氏より提供していただいた物件である。
- 注十三：天津市武清県蘭城遺址的鑽探与試掘 天津市歴史博物館考古部 『考古』2001年第9期(総408期) 2001  
年9月 第45頁(総第817頁)
- 注十四：①董珊氏の博士研究生学位論文(2002年5月)『戦国題銘与工官制度』に載せている。原印文は「酒城都王  
節瑞」、董氏は「マ」字を「節」字に、「端」字を「瑞」字にそれぞれ釈読している。董氏の論文によって、  
この陶文が遼寧の出土で、同じ銘文に二つがあることと、董氏がその拓本を所持することが知られる。②『陶  
文図録』番号：4・211・1 王恩田 齊魯書社 2006年6月 第1729頁に陶文印跡が見える。王恩田氏によれ  
ば、「」字を「」字と釈読している。③「先秦璽印攷釈發微」徐暢 『印学研究(2014 古璽印研究專  
輯)』文物出版社 2014年3月 第8頁に「城都王勺端」と釈読している。
- 注十五：①遼寧出土。その拓本を所持する董珊氏は、「唐都王節瑞」と釈読している。②『陶文図録』番号：4・  
211・1 『陶文図録』王恩田 齊魯書社 2006年6月 第1729頁に陶文印跡が見える。王恩田氏は、「日庚都  
王<sup>レ</sup>端」と釈読している。
- 注十六：『陶文図録』番号：4・211・1 王恩田 齊魯書社 2006年6月 第1729頁
- 注十七：『陶文図録』番号：4・211・2 王恩田 齊魯書社 2006年6月 第1729頁
- 注十八：『陶文図録』番号：4・136・1 王恩田 齊魯書社 2006年6月 第1654頁
- 注十九：『陶文図録』番号：4・136・2 王恩田 齊魯書社 2006年6月 第1699頁

表二

「㇗」字における前人研究者たちの解説					
積読		主張者	論著及び出典	出版社	出版(年月)
分類	字形				
節	節	王献唐(著)	『古鑑精舍印話』(王献唐遺書)	齊魯書社	1935-1937(稿) 1985、04(出版)
		蕭高洪	『中国歴代璽印精品博覧』	江西人民出版社	1995、09
		董珊	『戦国題銘与工官制度』	博士研究生学位論文	2002、05
		劉江	『中国印章芸術史』	西泠印社出版社	2005、09
		王廷洽	「試探先秦璽印断代問題」『青海師範大学学報(哲学社会科学版)』 2007年第6期	青海師範大学(主辦)	2007、11
	卩	上海書画出版社編	『上海博物館藏印選』	上海書画出版社	1979、08
		錢君匋・葉潞淵(著) 高畑常信(訳)	『篆刻の歴史と鑑賞』	秋山書店	1986、03
		沙孟海	『印学史』	西泠印社出版社	1987、06
		方去疾(主編) 孫慰祖(积印)	『中国美術全集(書法篆刻編7 璽印篆刻)』	上海書畫出版社 上海人民美術出版社	1989、05
		徐谷甫・王延林	『古陶字彙』	上海書店出版社	1994、05
		莊新興・茅子良	『中国璽印篆刻全集(1)』	上海書畫出版社	1999、11
		莊新興	『戦国鈐印分域編』	上海書店出版社	2001、10
		莊新興	『戦国璽印』	上海書画出版社	2003、12
		方去疾(主編) 孫慰祖(积印)	『中国美術全集 60(書法篆刻編7・璽印篆刻)』	上海書畫出版社 上海人民美術出版社	2006、11
		王恩田	『陶文図録』	齊魯書社	2006、06
		徐中舒(主編)	『漢語古文字字形表』	四川人民出版社	1980
				中華書局香港分局	1981
		卩 (印)	周曉陸	『二十世紀出土璽印集成』	中華書局
	曾紹杰		『鉢印精選』	無し	1986、12
	氏	氏	柯昌濟(著) 徐蜀(選編)	「金文分域編(二十一卷)」『国家図書館蔵金文資料研究叢刊2』	『餘園叢刻』本 北京図書館出版社
李学勤			「燕国題銘概述(上)」『文物』	文物出版社	1959、07
西川寧			『書道講座6 篆刻』	二玄社	1973、02
石志廉			「戦国古璽考釋十種」『中国歴史博物館(館刊)総第2期』	文物出版社	1980、09

		江村治樹	『春秋戦国秦漢時代出土文字資料の研究』	汲古書院	2000、02		
		西川寧	『書道講座 6 篆刻』	二玄社	2010、07		
ク	ク	孫慰祖	『孫慰祖論印文稿』	上海書店出版社	1999、01		
勺	勺	何琳儀	「古璽雜識續」『古文字研究(第19輯)』	中華書局	1992、08		
		小林斗盦	『中国璽印類編』	二玄社	1996、02		
		何琳儀 馮勝君	「燕璽簡述」『北京文博』1996年第3期	北京燕山出版社	1996、09		
		何琳儀	『戦国古文字典(戦国文字声系)』	中華書局	1998、09		
		小林斗盦	『篆刻全集 1 中国(殷～戦国)古鉢 官鉢・私鉢』	二玄社	2001、04		
		何琳儀	『戦国古文字典(戦国文字声系)』	中華書局	2007、05		
		孫慰祖	『歴代璽印断代標準品図鑑』	吉林美術出版社	2010、02		
		徐暢	「戦国紛争・五系分域(簡説戦国璽印的分域和分類)」『古璽聚珍(中国書法2012年11月贈)』	中国書法雜誌社	2012、11		
		施謝捷	『古璽彙考』	博士学位論文	2006、06		
		湯餘慧	『戦国文字編』	福建人民出版社	2001、12		
		王愛民	『燕文字編』	碩士學位論文	2010、04		
		(符)	勺	何琳儀	『戦国文字通論(訂補)』	江蘇教育出版社	2003、01
				徐暢	『先秦璽印図説』	文物出版社	2009、01
陳光田	『戦国璽印分域研究』			岳麓書社	2009、05		
徐暢	「先秦璽印攷釈發微」徐暢『印学研究(2014古璽印研究專輯)』			文物出版社	2014、03		
(符)	伏	曹錦炎	『古璽通論』	上海書畫出版社	1996、03		
			『古代璽印』	文物出版社	2002、07		
		(総主編)黄惇 (主編)徐暢	中国歴代印風系列『先秦印風』	重慶出版社	1999、12		
		劉正成	『中国書法全集 92(先秦璽印)』	荣宝齋	2003、02		
		徐暢	『先秦璽印図説』	文物出版社	2009、01		
伏		徐暢	「戦国紛争・五系分域(簡説戦国璽印的分域和分類)」『古璽聚珍(中国書法2012年11月贈)』	中国書法雜誌社	2012、11		
		劉釗	『古文字構形学』	福建人民出版社	2006、01		
符		(総主編)黄惇 (主編)徐暢	中国歴代印風系列『先秦印風』	重慶出版社	1999、12		
		徐暢	『先秦璽印図説』	文物出版社	2009、01		

		趙平安	「燕国長條形陽文璽中の所謂襍字問題」『金文積読與文明探索』	上海古籍出版社	2011、10(原載『考古与文物』2005年増刊2005、12)
人	人	周進(收藏) 周紹良(整理)李 零(分類考釈)	『新編全本季木藏陶』	中華書局	1998、10
七	七	莊新興	『戦国璽印分域編』	上海書店出版社	2001、01

表三

燕国兵器銘文中に存している動詞及び字形特徴						
器物名	銘文	最高監造者		銘文中の動詞及び字形特徴		
		国君	国君名	動詞	字形	銘文出处
戈形器	鄆侯載作師萃錒	鄆侯	載	作	不詳	「燕、齊兵器研究」黄盛璋『古文字研究』(第十九輯)中華書局出版 1992年8月第4頁
	鄆侯載作右軍					
	鄆侯載作廣軍					
	鄆侯𠄎作師萃鏃錒	鄆侯	𠄎	作		『三代』卷19、編號4630 『三代吉金文存積文』羅福頤 學問社出版 1983年8月
	鄆侯戎人作師萃鋸	鄆侯	戎人	作	不詳	「燕、齊兵器研究」黄盛璋『古文字研究』(第十九輯)中華書局出版 1992年8月第9頁
	鄆王戎人作 <sup>𠄎</sup> 鋸	鄆王	戎人	作		35号戈「燕下都第23号遺址出土一批銅戈」河北省文物管理处『文物』文物出版社 1982年8期
	鄆王戎人作 <sup>𠄎</sup> 萃鋸					『燕下都』(上冊)河北省文物出版社 1996年8月 第173頁 図一〇二 武陽台村23号作坊遺址戦国晚期銅戈I式銅戈W23T1②Z1:2
	鄆王戎人作 <sup>𠄎</sup> 鋸					『燕下都』(上冊)河北省文物出版社 1996年8月 第172頁 『燕下都』(下冊)彩版一六 武陽台村23号作坊遺址戦国晚期銅戈IV式銅戈W23T1②Z1:55
	鄆侯職作師萃鋸	鄆侯	職	作		『三代』卷20、編號4679 『三代吉金文存積文』羅福頤 學問社出版 1983年8月
	鄆侯職造師萃鋸			造		『燕下都』(下冊)彩版一五 武陽台村23号作坊遺址戦国晚期銅戈II式銅戈W23T1②Z1:59
	鄆王職作師萃鋸	鄆王	職	作		『燕下都』(上冊)河北省文物出版社 1996年8月 第167頁 『燕下都』(下冊)彩版一三 武陽台村23号作坊遺址戦国晚期銅戈I式銅戈W23T1②Z1:2

酈王職作萃鋸					『三代』卷 20、編號 4671 『三代吉金文存積文』羅福頤 學問社出版 1983 年 8 月
酈王職◆作萃鋸					『三代』卷 20、編號 4676 『三代吉金文存積文』羅福頤 學問社出版 1983 年 8 月
酈王職作五不鋸					『燕下都』(上冊)河北省文物出版社 1996 年 8 月 第 177 頁 圖一〇六 武陽台村 23 号作坊遺址戰國晚期銅戈 ⅢA式 W23T1②Z1 : 33 (正面)
酈王職作不鋸					『三代』卷 20、編號 4672 『三代吉金文存積文』羅福頤 學問社出版 1983 年 8 月
酈王職作王萃					『三代』19 卷、4613 及び 4614 『三代吉金文存積文』羅 福頤 學問社出版 1983 年 8 月
酈王職作萃鋸					『燕下都』(上冊)河北省文物出版社 1996 年 8 月 第 170 頁 圖一〇〇 武陽台村 23 号作坊遺址戰國晚期銅戈 Ⅱ式 W23T1②Z1 : 96 (正面)
酈王職作御司馬					『三代』19 卷、編號 4592 『三代吉金文存積文』羅福頤 學問社出版 1983 年 8 月
酈王罃作不鋸	酈王	罃	作		『燕下都』(上冊)河北省文物出版社 1996 年 8 月 第 181 頁 圖一一〇 武陽台村 23 号作坊遺址戰國晚期銅戈 ⅢB式 W23T1②Z1 : 47 (正面)
酈王罃造不鋸			造		『燕下都』(上冊)河北省文物出版社 1996 年 8 月 第 181 頁 圖一一〇 武陽台村 23 号作坊遺址戰國晚期銅戈 ⅢB式 W23T1②Z1 : 22 (正面)
酈王罃作行議鏃 右攻尹書其攻豎			作		『三代』19 卷、編號 4635 「燕、齊兵器研究」『古文字研 究』(第十九輯) 中華書局出版 1992 年 8 月 第 10 頁
酈王罃造行議自 執司馬鈔			造		『春秋戰國秦漢時代出土文字資料の研究』江村治樹 著 汲古書院 2000 年 2 月 第 173 頁
酈王罃造五不鋸					75 号戈「燕下都第 23 号遺址出土一批銅戈」河北省文物管 理處『文物』文物出版社 1982 年 8 期 第 44 頁 (圖版 捌 : 9)
酈王喜造萃鋸					『燕下都』(上冊)河北省文物出版社 1996 年 8 月 第 175 頁 圖一〇四 武陽台村 23 号作坊遺址戰國晚期銅戈 Ⅱ式 W23T1②Z1 : 56 (正面)
酈王喜作五不鋸 工十	酈王	喜	作		『三代』20 卷、編號 4681 『三代吉金文存積文』羅福頤 學問社出版 1983 年 8 月
酈王喜造萃鋸			造		『燕下都』(上冊)河北省文物出版社 1996 年 8 月 第 177 頁 圖一〇六 武陽台村 23 号作坊遺址戰國晚期銅戈 Ⅱ式 W23T1②Z1 : 1 (正面)

	鄆王喜 <small>𠄎</small> (授) <small>𠄎</small> 鋸			授		91 号戈「燕下都第 23 号遺址出土一批銅戈」河北省文物管理处『文物』文物出版社 1982 年 8 期 (図版捌：12)；前列している銘文部分の釈読は、湯余惠氏の研究結果である。(『戦国銘文選』吉林大学出版社出版 1993 年 9 月 第 64 頁)
	鄆王喜造御司馬鏃			造		『燕下都』(上冊) 河北省文物出版社 1996 年 8 月 第 167 頁 『燕下都』(下冊) 彩版一三 武陽台村 23 号作坊遺址戦国晚期銅戈 I 式銅戈 W23T1②Z1：58
矛	鄆王職作 <small>𠄎</small> <small>𠄎</small> 釵	鄆王	職	作		『三代』20 卷、編号 4729 『三代吉金文存积文』羅福頤 学問社出版 1983 年 8 月
	鄆王職作 <small>𠄎</small> 釵					『三代』20 卷、編号 4730 『三代吉金文存积文』羅福頤 学問社出版 1983 年 8 月
	鄆王職作黄者 (旅) 釵					『三代』20 卷、編号 4731 『三代吉金文存积文』羅福頤 学問社出版 1983 年 8 月
	鄆王職作◆◆					『三代』20 卷、編号 4736 『三代吉金文存积文』羅福頤 学問社出版 1983 年 8 月
	鄆王◆作釵・左軍					『三代』20 卷、編号 4724 『三代吉金文存积文』羅福頤 学問社出版 1983 年 8 月
	鄆王戎◆作 <small>𠄎</small> 釵	鄆王	戎人	作	不詳	「燕、齐兵器研究」黄盛璋『古文字研究』(第十九輯) 中華書局出版 1992 年 8 月第 10 頁
	鄆王戎人作 <small>𠄎</small> 釵				不詳	「燕、齐兵器研究」黄盛璋『古文字研究』(第十九輯) 中華書局出版 1992 年 8 月第 10 頁
	鄆王戎人作自執御釵					『三代』20 卷、編号 4726
	鄆王𠄎造◆萃 (釵)	鄆王	𠄎	造		『三代』20 卷、編号 4733
	鄆王𠄎作 <small>𠄎</small> 釵				作	
鄆王𠄎為 <small>𠄎</small> ◆	為				不詳	「論河北近年出土的戰国有銘青銅器」『古文字研究』(第七輯) 四川大学歴史系古文字研究室編 中華書局出版 1982 年 6 月 第 125 頁 李学勤・鄭紹宗
鄆王喜為檢釵	鄆王	喜	為	不詳	「論河北近年出土的戰国有銘青銅器」『古文字研究』(第七輯) 四川大学歴史系古文字研究室編 中華書局出版 1982 年 6 月 第 125 頁 李学勤・鄭紹宗	

	鄆王喜造全長利			造		①『三代』20卷、編號4725 ②『戦国文字通論（訂補）』何琳儀 江蘇教育出版社 2003年1月 第105頁	
劍	鄆王職造武 <sup>某</sup> 者（旅） 鋸	鄆王	職	造		①『商周金文録遺』編號：595 于省吾編著 中華書局 1993年7月②『戦国文字通論（訂補）』何琳儀 江蘇教育出版社 2003年1月 第104頁	
	鄆王喜造 <sup>某</sup> （舞）旅欽			喜	造		①『三代』20卷、編號4755 ②『戦国文字通論（訂補）』何琳儀 江蘇教育出版社 2003年1月 第105頁
	鄆王喜為 <sup>某</sup> 者欽			為	不詳		①「論河北近年出土的戦国有銘青銅器」『古文字研究』（第七輯）四川大学歴史系古文字研究室編 中華書局出版 1982年6月 第125頁 李学勤・鄭紹宗 ②『春秋戦国秦漢時代出土文字資料の研究』江村治樹 著 汲古書院 2000年2月 第173頁
	鄆王喜造 <sup>某</sup> 者（旅）鋸			造			①『三代』20卷、編號4754・4756・4757 ②『戦国文字通論（訂補）』何琳儀 江蘇教育出版社 2003年1月 第105頁
<p>注一：表中の「◆」は未解読文字。</p> <p>注三：表中の『三代』は、『三代吉金文存（上）（中）（下）』（羅振玉 中華書局出版 1983年12月）の略称。</p> <p>注三：表中の『三代』の次にある『編號』は、『三代吉金文存』（羅福頤 著 学問社出版 1983年8月）の編號。</p> <p>注四：出处欄には、銘文の出典を詳しく記載したが、その動詞欄における釈読の主張の詳細は、次に掲げる表四を参照。</p>							

表四

作				為				授	造				銘文				
年(作)		年	作(作)	作	為	為	湯余惠	造	造	造	造	主	張				
江村治樹	李学勤・鄭紹宗	何琳儀	羅福頤	石永士	何琳儀	黄盛璋	江村治樹	李学勤・鄭紹宗	沈融	湯余惠	江村治樹	石永士	何琳儀	沈融	河北省文物研究所	河北省文物管理處	
『戰國新出土文字資料概述』『戰國時代出土文物的研究』編者：林 巳奈夫 發行所：京都大学人文科学研究所 印刷所：同朋舎 昭和六十年三月三十日 第三六八〜三六九頁		『戰国文字通論』中華書局出版 一九八九年四月第一〇五頁		『鄒王銅兵器研究』『燕文化研究論文集』陳光 匯編 中国社会科学出版社 一九九五年七月 第三九五頁		『戰国文字通論』中華書局出版 一九八九年四月 第九五頁		『戰国新出土文字資料概述』『戰國時代出土文物的研究』編者：林 巳奈夫 發行所：京都大学人文科学研究所 印刷所：同朋舎 昭和六十年三月三十日 第三七四頁		『戰国新出土文字資料概述』『戰國時代出土文物的研究』編者：林 巳奈夫 發行所：京都大学人文科学研究所 印刷所：同朋舎 昭和六十年三月三十日 第三六八〜三六九頁		『戰国文字通論』江蘇教育出版社 二〇〇三年一月 第一〇四頁		『燕兵器銘文格式、内容及其相關問題』『燕文化研究論文集』陳光 匯編 中国社会科学出版社 一九九五年七月 第四〇四頁		『燕下都第33号遺址出一批銅戈』『文物』文物出版社 一九八二年八月 第四二頁	
『論河北近年出土的戰国有銘青銅器』『古文字研究』(第七輯) 四川大学歷史系古文字研究室編 中華書局出版 一九八二年六月 第一三三〜一二五頁		『三代吉金文存叢誌』羅福頤著 学問社出版 一九八三年八月		『鄒王銅兵器研究』『燕文化研究論文集』陳光 匯編 中国社会科学出版社 一九九五年七月 第三九五頁		『戰国文字通論』中華書局出版 一九八九年四月 第九五頁		『戰国新出土文字資料概述』『戰國時代出土文物的研究』編者：林 巳奈夫 發行所：京都大学人文科学研究所 印刷所：同朋舎 昭和六十年三月三十日 第三七四頁		『戰国新出土文字資料概述』『戰國時代出土文物的研究』編者：林 巳奈夫 發行所：京都大学人文科学研究所 印刷所：同朋舎 昭和六十年三月三十日 第三六八〜三六九頁		『戰国文字通論』江蘇教育出版社 二〇〇三年一月 第一〇四頁		『燕兵器銘文格式、内容及其相關問題』『燕文化研究論文集』陳光 匯編 中国社会科学出版社 一九九五年七月 第四〇四頁		『燕下都』(上)(下) 河北省文物出版社 一九九六年八月 第一八五頁	
『戰国新出土文字資料概述』『戰國時代出土文物的研究』編者：林 巳奈夫 發行所：京都大学人文科学研究所 印刷所：同朋舎 昭和六十年三月三十日 第三六八〜三六九頁		『戰国文字通論』中華書局出版 一九八九年四月第一〇五頁		『鄒王銅兵器研究』『燕文化研究論文集』陳光 匯編 中国社会科学出版社 一九九五年七月 第三九五頁		『戰国文字通論』中華書局出版 一九八九年四月 第九五頁		『戰国新出土文字資料概述』『戰國時代出土文物的研究』編者：林 巳奈夫 發行所：京都大学人文科学研究所 印刷所：同朋舎 昭和六十年三月三十日 第三七四頁		『戰国新出土文字資料概述』『戰國時代出土文物的研究』編者：林 巳奈夫 發行所：京都大学人文科学研究所 印刷所：同朋舎 昭和六十年三月三十日 第三六八〜三六九頁		『戰国文字通論』江蘇教育出版社 二〇〇三年一月 第一〇四頁		『燕兵器銘文格式、内容及其相關問題』『燕文化研究論文集』陳光 匯編 中国社会科学出版社 一九九五年七月 第四〇四頁		『燕下都』(上)(下) 河北省文物出版社 一九九六年八月 第一八五頁	

(注)

1 『古璽彙編』羅福頤主編 文物出版社出版 一九八一年十二月

2 甸(陶)攻(工)が官名類に属する理由は下記のとおりである。(一)李学勤

氏は、「𠄎」、「𠄎」、「𠄎」、「𠄎」の四字を「尹」、「倕」、「攻」、「工

(攻)」と釈読していた。そして、氏の説によると、「尹」(管理機構)は

燕国製陶業の管理機構であり、その下に「倕」(主管)、「攻」(陶工長)、

「工(攻)」(陶工)の三級の製造人員が属している。①「燕齐陶文叢論」

『上海博物館集刊第六期(建館四十周年特輯)』上海古籍出版社出版、一

九九二年十月 第一七〇頁 ②「燕国題銘概述(上)」『文物』文物出版社、

一九五九年七月、第五四頁 (二)李零氏は、燕国陶文に、三級監造即ち甸

「尹」(省者)、「倕」と「攻」(主者)、「工(攻)」(造者)という生産制度

が存在していたと考えている。「齐、燕、邾、滕陶文的分類与題銘格式

(二)」、李零『新編全本季木藏陶』中華書局、一九九八年、(三)馮勝君氏は、

燕国の製陶業が「陶攻(工)」、「陶倕」、「陶尹」の四級より構成

されていたとみている。「燕国陶文総述」馮勝君 『北京文博』一九九八

年二期 (四)曹錦炎氏は、「釈戦国陶文中的「𠄎」に「𠄎」字を「𠄎」と

釈読する。そして、「𠄎」は量器の製造機構名であり、同時に、その機構

の職官である「𠄎」は、「尹」と「倕」の下級で、「攻」の上級である。官

職が卑しく、「里」のような低い行政単位でも「𠄎」の機構を設立するこ

とが出来ると結論する。留意しなければならないのは、曹氏は「𠄎」は量

器の製造機構名であり、その機構の職官も「𠄎」というように、「𠄎」は

量器の製造機構名であり、かつまた官名でもあることを初めて指摘したこ

とである。「釈戦国陶文中的「𠄎」」曹錦炎『考古』一九八四年第一期、科

学出版社、一九八四年一月、第八三頁。以上の四家の説は異なっているが、

「工(攻)」は、その等級監造中の等級の一つであるので、官職がいかに

卑しくても、官職類に属している。以上が、「工(攻)」を官名類に入れる

理由である。(五)なお『毛詩・臣工』に「臣工諸侯助祭遣於廟也。」とあ

り、「嗟嗟臣工、敬爾在公」の二句の毛伝に「工、官也。公、君也。」という。

3 大司徒徒長…『周礼・地官』に「教官之属、大司徒卿一人。」「周礼・大司

徒」には「大司徒之職、掌建邦之土地之图、与其人民之数、以佐王安撫邦

国」とある。「大司徒長」は官名と考えられるが、古文献に記載がなく、

燕国特有の官名と考える。

4 この陶文拓片は賈永輝氏より提供していただいた物件である。残缺する

一文字は執筆者の立場から類推して「𠄎」とみる。

5 執筆者の論文「燕国長細形一璽印の釈読」『書道学論集(二)』(大東文化

大学大学院文学研究科書道学専攻院生会、二〇一四年三月 第七六頁)

及び執筆者の二〇一三年度の修士論文『燕国璽印研究——長細形璽印と

その用途を中心に——』(第九九頁第三章…「𠄎」)における考查を参照。

6 『国家図書館蔵金文研究資料叢刊2』徐蜀(選編)北京図書館出版社 二〇〇四年三月

〇〇四年三月

7 『孫慰祖論印文稿』孫慰祖 上海書店出版社 一九九九年一月 第九五頁

8 「中易都柳王人」(編号…〇五五二)『新編全本季木藏陶』周進(收藏)周紹

良(整理)李零(分類考釈)中華書局 一九九八年十月 第一五五頁

9 莊新興氏の著した『戦国璽印分域編』に収録している璽印の番号「五八」

- 「五九」「六〇」「六一」の如き、「**G**」字「**P**」と釈読しているが、番号…二一〇の印を「斉七」と釈読している。
- 1 0 「先秦璽印攷釈發微」徐暢『印学研究（二〇一四古璽印研究專輯）』文物出版社 二〇一四年三月
- 1 1 『古璽探研』田煒 華東師範大学出版社 二〇一〇年五月 第六三〜六八頁
- 1 2 莊新興氏の著した『戦国璽印分域編』に収録している璽印の番号「五八」「五九」「六〇」「六一」の如き、「**G**」字「**P**」と釈読しているが、番号…二一〇の印を「斉七」と釈読している。
- 1 3 「先秦璽印攷釈發微」徐暢『印学研究（二〇一四古璽印研究專輯）』文物出版社 二〇一四年三月
- 1 4 『康熙字典』『康熙字典』〈清〉張玉書等編撰 王引之等校訂 上海古籍出版社出版 一九九六年一月 第一三八五頁
- 1 5 『国立故宫博物院名品図録』物件番号…二二三 中華民国国立博物院・産経新聞社編纂 産業新聞社発行 一九七六年十二月
- 1 6 「**胆**」**危**」**膊**」『觀堂集林』王国維著 中華書局出版 一九五九年六月 第二九一頁
- 1 7 『燕国璽印研究——長細形璽印とその用途を中心に』栗躍崇 大東文化大学大学院文学研究科書道学専攻平成廿五年修士論文 一一四頁 一一九頁
- 1 8 『説文解字』（漢・許慎）中華書局出版 一九八五年六月 十一頁
- 1 9 『康熙字典』〈清〉張玉書等編撰 王引之等校訂 上海古籍出版社出版
- 1 9 九八二年八月第八期 第四七頁
- 2 0 『十三経注疏（附校勘記）』芸文印書館 一九七三年五月 『(三)周礼』 三一二頁
- 2 1 『戦国古文字典（戦国文字声系）』何琳儀 著 中華書局 二〇〇七年五月 一〇二八頁
- 2 2 『史記索隱』には、已に「燕四十二代、有二惠侯、二釐侯、二宣侯、三桓侯、二文侯、蓋国史微失本諡。故重耳。」又自惠侯已下皆無名、亦不言属。」の記載がある。
- 2 3 「燕下都第三三号遺址出土一批銅戈」河北省文物管理处 『文物』一九八二年八月第八期
- 2 4 『国立故宫博物院名品図録』物件番号…二二三 中華民国国立博物院・産経新聞社編纂 産業新聞社発行 一九七六年十二月
- 2 5 『金文総集(八)』嚴一萍 芸文印書館 中華民国七十二年十二月 三五九七頁
- 2 6 「戦国燕国銅器銘刻新考」黄盛璋 『燕文化研究論文集』陳光 彙編 中国社会科学出版社 一九九五年七月
- 2 7 「鄆王銅兵器研究」石永士 『燕文化研究論文集』陳光 匯編 中国社会科学出版社 一九九五年七月 第三九七頁
- 2 8 「燕兵器銘文格式、内容及其相關問題」沈融 『燕文化研究論文集』陳光 匯編 中国社会科学出版社 一九九五年七月 第四〇三頁
- 2 9 「燕下都第三三号遺址出土一批銅戈」河北省文物管理处 『文物』一九八二年八月第八期 第四七頁

3 0 『王力文集』(第十六卷) 山東教育出版社出版 一九九〇年五月 一四  
一頁

3 1 本論文の図一を参照。「」字の直後に頻出する「端」が燕国陶器の一種であるとの説は、執筆者の立場である。専論の論文『燕国璽印研究―長細形璽印の印文中の「端」を中心に―』は平成二十六年九月十四日書学書道史学会大会(於花園大学)で口頭発表した。

3 2 「王は、第二人称代詞である。王或は大王の呼び方は、戦国時代及び後代に在る。『王力文集』(第十六卷) 山東教育出版社出版 一九九〇年五月 第一三九頁

3 3 節:(動詞) 節器用。『左傳 成公十八年』 符:(動詞) 豈非道之所符、而自然之驗邪。『史記・貨殖列伝・序』

3 4 『三代吉金文存(下)』(第一八卷) 羅振玉 中華書局出版 一九八九年七月 第一八八九―一八九一頁

3 5 『三代吉金文存積文』 羅福頤 学問社出版 一九八三年八月 「三代吉金文存積文卷十八」 第十一頁

3 6 端は、燕国の陶器の一種だと執筆者の立場である。『燕下都(上)』(河北省文物研究所編 文物出版社 一九九六年八月) 第三八九頁。及び『燕下都(上)』(河北省文物研究所編 文物出版社 一九九六年八月) 第二六一頁(文) 第二六二頁(図)の如き、銘文による、この一種類陶器は自ら「……器端」と名付けている。この問題点には、執筆者は別文で論説すること。

3 7 「戦国璽印自名解」『中山大学学报(社会科学版)』田焯 二〇一三年第

六期

3 8 「端」が燕国陶器の一種であるとの説は、執筆者の立場である。専論の論文『燕国璽印研究―長細形璽印の印文中の「端」を中心に―』は平成二十六年九月十四日書学書道史学会大会(於花園大学)で口頭発表した。「」(「」+「」)の形式の陶文は、燕国陶文中にしばしば見える。『古陶文彙編』「四、河北出土陶文」参照。『古陶文彙編』高明 中華書局版(訳者 北川博邦) 東方書店 一九八九年五月 第六二頁

4 0 今節(第二節)の場合には、「魯」を姓と考えている。何琳儀氏は「魯」『璽印彙編』番語順:五五六六」を燕璽と考えて、「燕璽、姓氏。」との結論がある。『戦国古文字典』何琳儀 二〇〇七年五月 中華書局

出版社 上冊第五〇四頁。また、(唐)林寶『元和姓纂』望出扶風郿県、新蔡には、魯の姓に関して次の記載がある。「周公子伯禽封魯、至頃公三十四代九百余年、為楚所滅、子孫以国為氏、……」。

4 1 周知のとおり、斉は姓である。『戦国璽印分域編』(莊新興編著 上海書店出版社 二〇〇一年十月 第三九頁)に収録している燕国私璽の例がある。齊□(番号:二二二二)、齊君水(番号:二二二二)、齊□(番号:二二二三)の例がある。

4 2 『史記索隱』には、已に「燕四十二代、有二惠侯、二釐侯、二宣侯、三桓侯、二文侯、蓋国史微失本論。故重耳。」「又自惠侯已下皆無名、亦不言属。」の記載がある。

4 3 「」字を器物名として考えているのは、執筆者の立場である。

4 4 ①燕器として公認している「太保鼎」は、天津市芸術博物館に収蔵して

いる。通高50.7cm、口径23cm×36cm。鼎の腹内に「太保鑄」三つの文字がある。『文物』第十一期（総一一一号）文物出版社 一九五九年十一月

45

『古璽彙編』（羅福頤 主編 文物出版社 一九八一年十二月 番号順…三二七四）には、釈読していない。吳振武氏の『古璽文編』校訂』には、「北宮□」と釈読しているが、第三番目の文字を釈読していない。「受」字には、燕国銘文の中によく見られる文字であるので、詳しくは、何琳儀氏の『戦国古文字典』（中華書局 二〇〇七年五月）第一八六頁の「受」字を参照。何氏は『古璽彙編』番号順…三二七四の璽印を「北宮受」と釈読している。執筆者の立場に拠れば、「北宮受」の璽印は、燕国璽印に属している。「北宮」の「宮」字の字形は、燕国陶文によく見られる文字である。『古陶文彙編』（高明 編 中華書局版 東方書店 一九八九年五月）番号順四・三三〇・三三九の如きがある。「北宮」は『周礼・天官・内宰』に「正歳均其稍食施其功事憲禁令于王之北宮而糾其守。孫詒讓の『周礼正義』に「古者宮必南郷王路寢在前、謂之南宮……後六宮在王六寢之後、对南宮言之、謂之北宮。」とあり。『左伝・襄公十年』に「子西聞盜、不傲而出、尸而追盜。盗入於北宮、乃帰、授甲、臣妾多逃、器用多喪。」とある。また、燕国陶文の中には、「左宮」と「右宮」がしばしば見られ、参考になる。以上の文献資料によれば、「北宮」は場所名であることが分かるが、その名詞（場所名、官職）の次に付く動詞の使い方及び句形格式が同じなので、一例として挙げる。

46 『戦国璽印分域編』番号…三〇八 莊新興 編著 世紀出版集団・上海

書店出版社 二〇〇一年十月

47 『古陶文彙編』（高明 編 中華書局版 東方書店 一九八九年五月）番号順…四・一三〇、四・一三一、四・一五一、四・一五二、四・一五四

の如きがあり、共に陰文と陽文の印跡がある。

48

『古璽彙編』番号…三四九八「□閔齊」を燕璽に属すとするのは湯余恵氏である。「略論戦国文字形体研究中的幾個問題」湯余恵『古文字研究』（第十五輯）中華書局出版 一九八六年六月 第七二頁

49 本論文の「表一」を参照。

50 本論文の「表一」を参照。

51 図③は、前掲の③⑦と④を合併したものである。

52 ①銘文は『三代吉金文存（全三冊）』器物番号…四二一（羅振玉編

中華書局出版 一九八三年二月）の第二二二頁を参照。③積文は、

『三代吉金文存積文』（羅福頤著 学問社出版 一九八三年）の卷二鼎

上・器物番号…四二二を参照。

## 第五章 燕国陶文印跡中の「𠄎」字について

### 第一節 「𠄎」字が付く銘文資料における調査

はじめに

第二節 「𠄎」字が付く銘文資料における調査

第三節 「𠄎」字における前人研究者らの説

第四節 燕国「合文」文字の特徴について

第五節 「𠄎」字の釈読について

おわりに

はじめに

燕国の璽印や陶文に関する資料の分析を進めるうちに、河北省を中心に行っている燕国故地の陶文印跡中にある「𠄎」字に関心を持った。燕国の陶文印跡に存在するこの「𠄎」字は、燕国の長細形陶文印跡以外、同国のあらゆる種類の銘文に見えず、特別な字形として存在している。そればかりか、今までの資料によれば、同時代の他国の全ての銘文や文字資料にも見えない。よって、「𠄎」字は燕国の長細形陶文印跡にしか存在しない文字であることが判る。しかも、先学の説と執筆者の手元にある資料によれば、「𠄎」字におけるこれまでの釈読には、新しい角度から検討する余地があると考えている。

燕国の陶文は数多く、一般に河北省易県を中心に出土したものと伝えられているが、今までの出土文物によれば、実際は、戦国時代の燕国の故地の広い範囲に、その刻画類陶文及び押印類陶文印跡の出土があった。また、斉国の領域であった今の山東省の北部にも、燕国陶文の出土品があったとの説もある。<sup>2</sup>この燕国の故地及び山東省北部で発見されている陶文は、おおよそ刻画類と印跡類との二種類であるが、陶文の形はさまざまで、内容も豊富である。

陶文印跡の形には、おおよそ四角形、長細形、円形がある。四角形と円形の印跡には単用の例が多い。これに対し、長細形印跡は二、三列を並べるのが特徴である。材質には、たいてい灰陶と夾砂紅陶の二種がある。印跡の内容には、紀年が付く類、陶工名類（工匠名と監造官名）、吉祥語類及び製陶機関名類などがある。これら燕国の陶文中、文字の構造上、「𠄎」「𠄎」のごときは、同時代の燕国にしか存在しない文字である。

本論文は、燕国に属する押印類の陶文印跡を対象に、特に「𠄎」字が付く類の長細形陶文印跡を中心に検討するものである。研究者の間に周知のとおり、燕国の陶文や兵器類銘文の内容によれば、「等級監造」という製造形式が見えるので、「𠄎」字が付く類の長細形陶文印跡の全ては、「等級監造」である銘文に属している。管見であるが、本論文の検討対象である「𠄎」字が付く燕国陶文印跡には、次の幾つかがある。

◇「𠄎」字が付く燕国長細形陶文印跡二十二件◇

管見であるが、表一の「𠄎」字が付く類陶文印跡の銘文資料調査<sup>1</sup>のとおり、「𠄎」字が付く燕国陶文は、おおよそ『燕下都』(上)<sup>3</sup>、『陶文図録』<sup>4</sup>、『古陶文彙編』<sup>5</sup>、『戦国燕齐陶文』<sup>6</sup>、『文物春秋』(『新見燕下都陶尊及其銘文的初歩研究』)<sup>7</sup>、『步黠堂藏战国陶文遺珍』<sup>8</sup>、『中国古代陶文集拓(原器拓本)』<sup>9</sup>、『中国歴史博物館蔵法書大観』(第三卷 陶文 博文 瓦文)<sup>10</sup>、『戦国古陶文』<sup>11</sup>、『新編全本季木蔵陶』<sup>12</sup>、『二十世紀出土璽印集成』<sup>13</sup>に載せているものである。表一によれば、『燕下都』(上)の図5 図6 図7と『古陶文彙編』の図1 図4 図9 図10及び『二十世紀出土璽印集成』の図1 図5 図9と『新編全本季木蔵陶』の図4はその後に出版された『陶文図録』に再録されていることが分かる。そして、『文物春秋』に載せている一件(図20)は『中国歴史博物館蔵法書大観』(第三卷 陶文 博文 瓦文)にも見える。『戦国古陶文』にある(図16 図18)は『中国古代陶文集拓(原拓本)』には同じものを載せている。原則として、再録しているものは数に加えない。よって「𠄎」字が付く類の陶文印跡は二十二件である。

この二十二件の陶文の積読は後掲するとおり、執筆者の立場より隸定する。銘文中にある「𠄎」の字はとりあえず読まず、そのまま用いる。併用印跡の積文順序は、「𠄎」字が付く部分を最初に挙げる。したがって実際の長細形印跡の順序(右から左へ)と一致しない。隸定文字の直後に今字を入れ、損缺や風化で読めない文字は未積文字として「□」で表わす。以上を執筆者の積読の原則とする。

◇『陶文図録』に載せる十二件◇

- (図1) 左匄君(尹) 器端・左匄徠湯故國・左匄攻故
- (図2) 左匄君(尹) 器端・左匄徠湯故國・□陶攻脰
- (図3) 左匄君(尹) 器端・左匄徠湯故國・□□攻黒
- (図4) □□ 器端・徠湯故國
- (図5) 左匄君(尹) 器□□・陶攻黒
- (図6) 左匄君(尹) 器端・左匄徠湯故國・左匄攻佳
- (図7) □□ 器端・徠剽故戴・左匄攻湯
- (図8) 左匄君(尹) 器□□
- (図9) 左匄君(尹) 器□□・匄攻黒
- (図10) 左匄君(尹) 器端・左匄徠湯故國・左匄攻□
- (図11) 左匄君(尹) 器端・□匄徠湯故國・□匄攻脰
- (図22) 左匄君(尹) □□端・徠剽故國

◇『戦国燕齐陶文』に載せる一件◇

- (図12) 廿七年右匄君(尹) 器□□・□□徠剽故□・匄工祝

◇『步黠堂藏战国陶文遺珍』に載せる三件◇

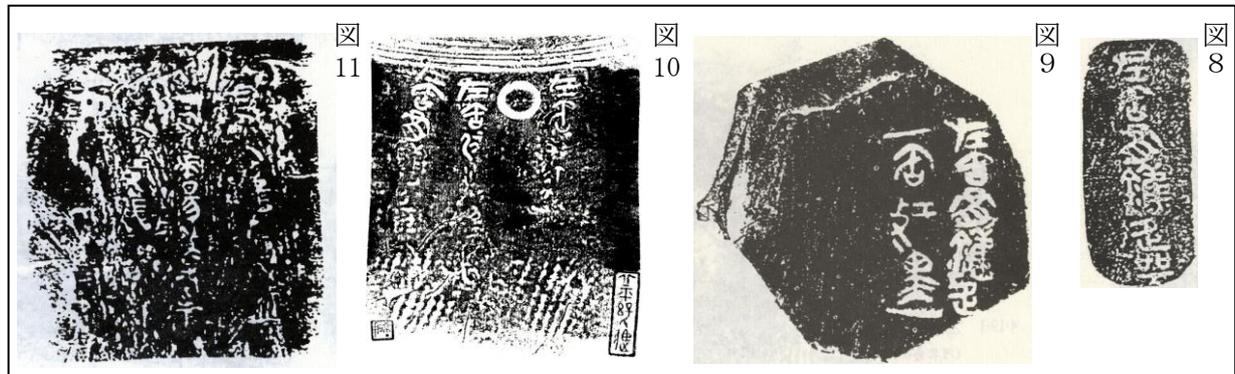
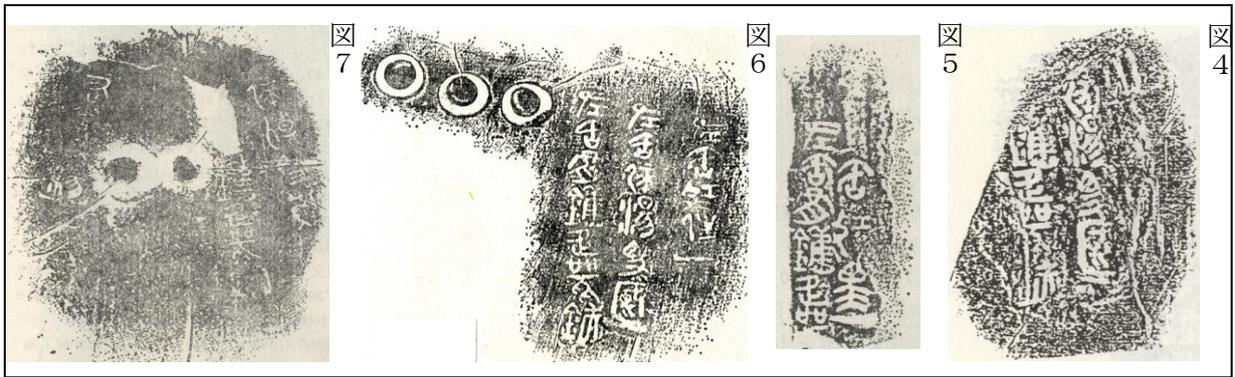
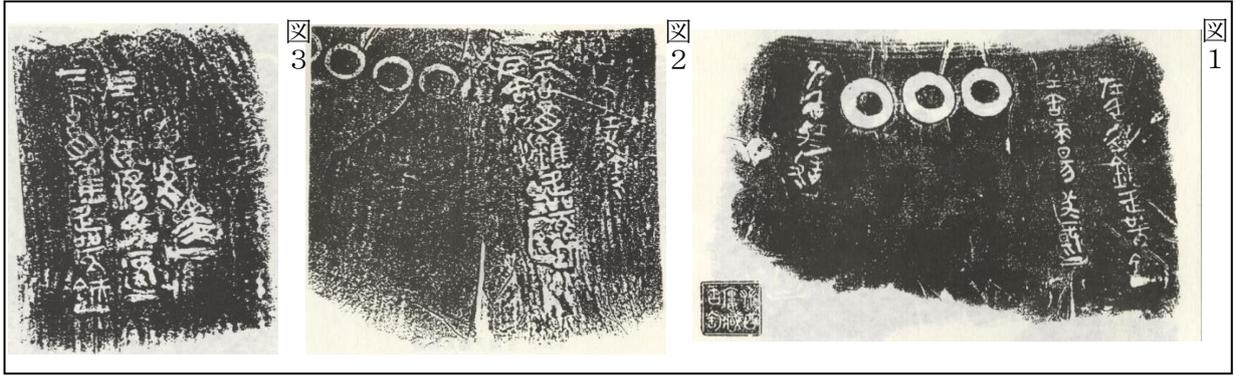
- (図13) 廿七年右匄君(尹) 器端・右匄攻戴・徠剽□
- (図14) 左匄君(尹) 器端・□匄徠湯故□
- (図15) 右匄君(尹) 器端・徠剽故戴

表一

「𠄎」字が付く類陶文印跡の銘文資料調査										
文献名	図	番号(頁)	陶文印跡の銘文内容					出版社	編者(訳者)	出版年
			(○)		𠄎					
燕下都(上)	5	165・2	左匚甬	鑊	(正) 𠄎	□	無し	文物出版社	河北省文物研究所	1996
	6	237・1	左匚甬	鑊	(正) 𠄎	罍	鉢			
	7	228・1	右匚甬	鑊	(正) 𠄎	罍	鉢			
陶文図録	1	4・8・1	左陶尹	鑊	(瓦) 𠄎	器	罍	齐鲁書社	王思田	2006
	2	4・13・1	左陶尹	鑊	(瓦) 𠄎	器	罍			
	3	4・14・1	左陶尹	鑊	(瓦) 𠄎	器	罍			
	4	4・16・3	残缺	鑊	(瓦) 𠄎	器	罍			
	5	4・16・1	左陶尹	鑊	(瓦) 𠄎	器	残缺			
	6	4・18・1	左陶尹	鑊	(瓦) 𠄎	器	罍			
	7	4・19・1	未积	鑊	(瓦) 𠄎	器	□			
	8	4・20・3	未积	未积	𠄎	未积	未积			
	9	4・20・1	左陶尹	鑊	(正) 𠄎	残缺	残缺			
	10	4・12・1	左陶尹	鑊	未积	未积	未积			
	11	4・11・2	左陶尹	鑊	未积	未积	罍			
	21	9・12・1	右陶尹	鑊	(瓦) 𠄎	□	□			
22	4・11・2	右匚甬	未积	未积	□	□				
古陶文集編	1	4・7	左匚甬	鑊	𠄎	罍	鉢	中国北京・中華書局+	高明(編著者)北川博 邦(訳者)	1989、05
	4	4・21	□匚甬	鑊	𠄎	罍	鉢			
	9	4・8	左匚甬	鑊	𠄎	残缺				
	10	4・31	左匚甬	鑊	𠄎	罍	鉢			
二十世紀出土墨印集成	5	二-SP-0131	左匚甬	鑊	正	□		中華書局出版社	周曉陸(主編)	2010、01
	9	二-SP-0126	左匚甬	鑊	𠄎	残缺				
新編全本季木藏陶	4	0505	残缺	鑊	𠄎	罍	罍	中華書局	周進(集藏)周紹良(整理)李零(分類考釈)	1998、10
戦国燕齊陶文	12	1頁	右陶尹	無し	(正) 𠄎	□	□	文雅堂本版珂羅本	不詳	2001
新見燕下都陶尊及其銘文の初步研究	20	46頁	右陶尹	鑊	(瓦) 𠄎	罍	罍	文物春秋雜誌出版社	于軍・呉豊軍	2011、02
歩影堂藏戦国陶文遺珍	13	169頁	右匚甬	無し	(瓦) 𠄎	罍	罍	上海書画出版社	唐存才	2013、10
	14	181頁	左匚甬	鑊	(瓦) 𠄎	罍	罍			
	15	180頁	右匚甬	鑊	(瓦) 𠄎	罍	罍			
戦国古陶文	16	13頁	□□	鑊	(正) 𠄎	器	罍	昇栄堂	尾崎蒼石	1995、11 (平成11年)
	17	13頁	右匚尹	無し	(正) 𠄎	器	罍			
中国古代陶文集拓	16	第二册第三器	右匚甬	鑊	(瓦) 𠄎	器	罍	文雅堂	文雅堂(編集)	1999
	17	第二册第六器	右匚甬	無し	(瓦) 𠄎	器	罍			
中国歴史博物館藏法書大観(第三卷)	18	17頁	右匚尹	未积	𠄎	未积	未积	〔日本〕柳原書店 〔中国〕上海教育出版社	中国歴史博物館(編著)史樹青(主編)楊桂榮(分卷主編)西林昭一(日本版監修)	1994、11
	19	18頁	残缺	未积	𠄎	未积	未积			
	20	19頁	右匚尹	未积	𠄎	未积	未积			

製表原則:

- 1) 表中の「」の前にある「○」は、特定符号である。
- 2) 同じ銘文であっても、釈読の相違があるので、表中の銘文の釈読は元文献を尊重し、その原積のまま引用する。
- 3) 文献名欄の『陶文図録』「図8」の銘文図版「4・20・3」に記入している釈文「右陶攻𠄎」は、編著者の校訂上の間違いかと考える。よって、「𠄎」字の図版を入れるが、釈読を未積と見なす。
- 4) 表中の「陶文印跡の銘文内容」欄には、長細形印跡が並んでいる燕国陶文の銘文(いま本論文中に併用印跡と仮称する)から「𠄎」字が付く部分だけ抽出し、調査の便のために、「𠄎」字が付く銘文の前後にある他の銘文は省略する。銘文の全訳は、後文にある執筆者の釈読を参照。



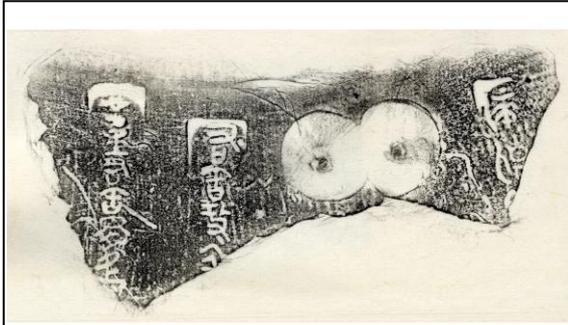


图 17



图 16



图 15

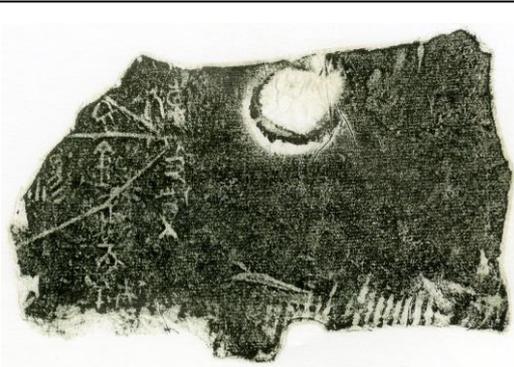


图 19



图 18

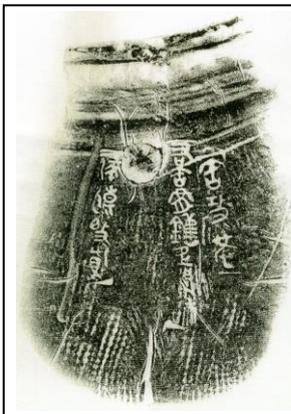


图 20

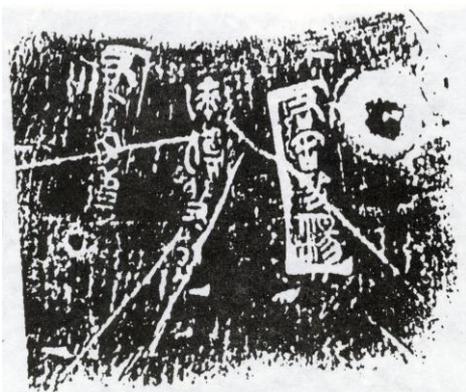


图 22

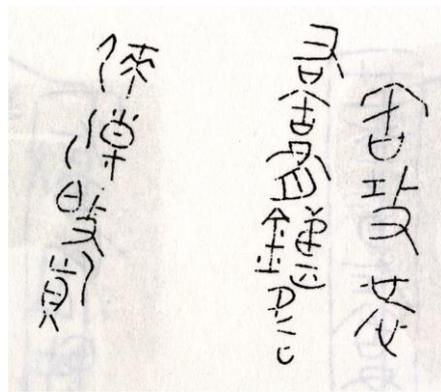


图 21

◇『中国古代陶文集拓』に載せる二件◇

(図16) 右匍君(尹) 器端・徠剽故戴・右匍攻湯

(図17) 廿七年右匍君(尹) □□・徠剽故□・右匍攻□

◇『中国歴史博物館蔵法書大観』(第三卷 陶文 博文 瓦文)に載せる三件◇

(図18) 右匍君(尹) 器端・徠剽故□・匍攻 

(図19) □□君(尹) 器端・剽故戴・□□□湯

(図20) 右匍君(尹) 器端・徠剽故戴・匍工悅

◇その他、一件『陶文図録』巻九・二五七二頁九・一一・一◇

(図21) 右匍尹君(尹) 器□・匍攻悅・徠剽故戴

右に列挙した二十二件の「匍」字が付く燕国陶文印跡の文字内容をまとめる、表一のようになる。手元にある資料によれば、「匍」字が付く燕国の陶文印跡二十二件のうち、図21は模写したものであるので、模写の誤りを恐れ、そのまま転載するが、検討対象外とする。しかし、その摹本の内容によれば、図21は図20から摹写したものの可能性が高い。図21を除く二十一件の全ては、伝来或いは出土物で、信じられるものである。これらの文字及び銘文格式には、次の①～⑦特徴があると考えられる。

①材質の面では、長細形陶文の他に、「匍」字が付く燕国の銘文は一切見えない。「匍」字の銘文が付く器物の材質は同じく陶である。

②字頻(文字の出現頻度)から考察するなら、「匍」字は、燕国の長細形陶文印跡の他には、あらゆる燕国の銘文資料中に見えない。このことから推測すれば、燕国の銘文には、使用頻度の低い文字に属していることが判かる。しかし、「匍」字は長細形陶文印跡では、使用頻度が高い文字である。

③文字の特徴では、燕国の陶文印跡中に存在している「匍」字は、一律に陰文(白文)文字である。今まで、「匍」字が付くこの類の陽文(朱文)陶文印跡は一例も見ない。そして、燕国の陶文は刻画類と押印類の二種類に分けられるが、「匍」字の全ては押印類である特徴がある。刻画の「匍」字の用例は今までの資料中に例がない。

④銘文内容(前後にある銘文)によって、「匍」字が付く燕国のこの類の陶文印跡は、二、三列の長細形陶文印跡と一緒にグループ的な形式(いま併用印跡と仮称する)で見られる共通の特徴がある(中には、前に列記したうちの図8のような単列印跡は一例しかないが、陶片の周囲には、故意に回りを磨り消した痕跡がはっきり見えるので、ほかの類似する陶文を参照した上で、図8の原陶片のこの部分の文字の前後や周りには、また銘文があったと推測している)。併用印跡中には、どの研究者も認める「等級監造」の陶器製造に参与する「匍尹」「徠…故…」「匍攻」の内容が見える。そして、この類の陶文には紀年が付くものもあることが、その特徴の一つである(図12 図13 図17 参照)。

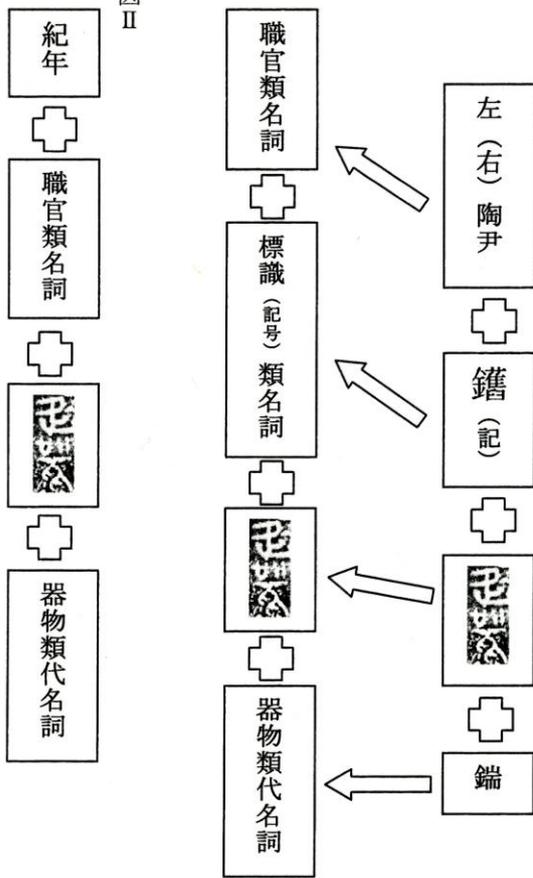
⑤連語の使用状況から見ると、「匍」字の直後にある「匍」字以外に、他の文字を使った例がない。このことによって、「匍」

「𠄎」の二字はこの燕国の長細形陶文印跡中に存在する頻出の連語（短語・フレーズ）であることが判かり、連語である「𠄎𠄎」は燕国の長細形陶文印跡中の常用語（固定短語）であると推定する。また「𠄎」字の直前によく用いられる「𠄎」字は、前出の図12図13図17のように、省略する例もある。

⑥銘文の文法面では、この二、三列の併用印跡中から「𠄎」字が付く単列の文字内容を抽出して考察するならば、（図一）の銘文の行文体に帰納することが出来ると考えられる。

図一の「𠄎」字が付く陶文の行文体には、紀年を「官職類名詞」の前に入れる例がある。前出の図12図13図17がそれである。

図一



この図12図13図17の陶文には紀年があり、「𠄎」字の直前に「𠄎」字である標識（記号）類名詞<sup>14</sup>を省略する特徴がある。冠している紀年は同じく「廿七年」（図12図13図17参照）であるので、「𠄎」字の直前にある「𠄎」字を省略するのは、燕国「廿七年陶文」の特徴であると推定する（図二の行文体参照）。

⑦特に、監造官である「匍君（尹）」には、左匍尹と右匍尹の別がある。君（陶尹）は「𠄎」字が付く陶文中に見える一番官位が高い監造者である。

管見にかかるが、前に列した七つの特徴（①～⑦）の情報と手元にある資料によれば、燕国の銘文中に存在する「𠄎」字は、ただ燕国の陶文印跡（併用印跡にしかない）のみに見え、器物（载体）の材料は同じく陶であり、陶文（特に白文）以外の銘文は一例も見ない。そして、「𠄎」字は燕国の銘文（あらゆる銘文）に頻出する文字ではなく、使用頻度の低い文字に属している。しかし、燕国の長細形陶文印跡にあつては頻度の高い文字であることが明らかになってきた。また「𠄎」字は、直後にある「𠄎」字と一緒に「グループ化」して現れる特徴がある。「𠄎」字は、単字で出る例がないが、「𠄎𠄎」は頻出語に属し、銘文は、「職官類名詞+𠄎𠄎+器物類代名詞」という行文体を呈する特徴がある。

## 第二節 「𠄎」字における前人研究者らの説

「𠄎」字の字形は、『説文解字』にないので、研究者によって積

読が異なっている一方、解読を保留する研究者もいるのが研究現状である。管見であるが、「𠄎」字が付く燕国陶文における資料調査によって、先学の各説を帰納してみれば、前出の「表一」のとおりである。「𠄎」字に関する釈読には、おおよそ次の幾説かがある。

①「瓦」字と「疋」字説…王恩田氏の著である『陶文図録』(齐鲁書社 二〇〇六年)には、「瓦」字と釈読していたが、同著の一五三八頁(番号四・二〇・一)には「疋」字と釈読している。そして同著の巻一(十四頁)には(番号四・一四・一)を「疋」字と書いている。その後王氏が出版した『陶文字典』(齐鲁書社 二〇〇七年)では、「瓦」字の欄に「𠄎」字を収録せず、代わりに「𠄎」字を「瓦」字と疑っている。<sup>15)</sup>

②「𠄎」字説…周曉陸氏の編著である『二十世紀出土璽印集成』<sup>16)</sup>の番号：二-SP-0126に見える。ただし、周氏は、同著の番号：二-SP-0131、及びM-P-0086には、「𠄎」字を「疋」字と釈読している。同じ著書に、同じ字形に対して異なる釈読をしていることから、周氏は「𠄎」字における釈読を確定できていないことが判る。そして、『中国古代陶文集拓』にも「𠄎」字を「疋」字と釈読する。

③「疋」字説…李学勤氏の説であり、論文の『戦国題銘概述(上)』<sup>17)</sup>が参考になる。唐存才氏は、李学勤氏の説を踏襲して、

同じく「𠄎」字を「疋」字と釈読している。18

④「疋」字説…『説文解字』中の小篆の字形は「𠄎」である。「疋也。上象腓腸、下从止、弟子職曰、問疋何止。古文以為詩大疋字、亦以為足字、或曰胥字、一曰疋記也。凡疋之属、皆从疋。(所菹切)。(足なり、上は腓腸に象り、下は止に从ふ、弟子職に曰く、疋の何くに止むるかを問ふと。古文は以て詩の大疋の字と為し、亦た以て足の字と為す。或は曰く、胥の字と。一に曰く、疋は記なりと。凡そ疋の属は皆な疋に从ふ)との記載がある。『大漢和辞典』疋部に「ただし。雅に同じ。〔説文〕疋、古文曰為詩大雅字。〔段注〕雅、各本作疋、誤、此謂古文段借疋為雅字。〔廣韻〕疋、正也。〔集韻〕疋、説文、古詩大疋字、通作雅。」が見られる。『爾雅』釈文に「雅本作疋。」とも見られる。なお『毛詩序』に「雅者、正也。言王政之所由廢興也。」の内容もあるので、「疋」「雅」二字は通仮字で、「ただし」の意味であることがわかる。

『古匋文香録』<sup>19)</sup>、『古陶文字徵』<sup>20)</sup>、『古陶字彙』<sup>21)</sup>、『古陶字録』<sup>22)</sup>、『燕文字編』<sup>23)</sup>、『古文字詁林』<sup>24)</sup>に「𠄎」字を「疋(足)」字の欄に入れている。特に、何琳儀氏は、『繫伝』「疏、謂一一分別記之也。」の段玉裁氏の注「疋、各本作疏、今正。疋部曰、一曰、疋、記也。此疋、記二字転注也。疋、今本作疏、謂分疏而識之也。」を引用した上で、「陶文【鏤疋】可読【久疋】、或【記疏】」の論説があり、そして何氏は「陶文【左匋君鏤疋𠄎端】、意謂【左陶尹識記陶器之陶璽】」<sup>25)</sup>との結論を下している。何氏の

結論から見れば、「端」を燕国の璽印名とする立場から出した結論であろう。ほかに董珊氏<sup>26</sup>も『戦国題銘与工官制度』に同じ観点を提示している。執筆者は「端は璽印の名ではなく、燕国で陶器の一種を指す」との立場から、「疋」字説の論断には検討が必要であると考える。

⑤前に列挙した「」における各家の説の他、釈読を保留する研究者もいる。「表一」のとおり、『新編全本季木蔵陶』と『古陶文彙編』及び『新見燕下都陶尊及其銘文的初歩研究』がそれであり、『戦国文字編』<sup>27</sup>も未釈文字として収録している。

文字の存在環境の面では、燕国の陶文印跡中にある「」字は単用された例がなく、銘文（陶文）の句中に存在している文字の一つである。銘文の全句から、この字の前後に並んでいる文字や言葉なども考察対象にすると、言葉遣いや文字には下述の特徴がある。

### 第三節 燕国「合文」の特徴について

合文は、特別な文字構造として、古代銘文中に存在している。遡ってみれば、甲骨文の中にすでに認められる。簡牘、帛書、金石銘文など、一切の銘文資料中に、その形が見える。一種の文字構造として、古文字の実用面に優れた役割を果たしたと考えられる。ゆえに、戦国時代の燕国の銘文を古文字構形学の立場から検討するならば、合文面の検討もしなければならないであろう。執筆者は燕国陶文中

に頻出する「」字を合文として推測する前に、燕国の銘文中に存在している合文における特徴の検討を行わなければならないと考える。

燕国の銘文中に存在している合文資料を載体面（材質）から分類すれば、おおよそ金文（礼器・貨幣・璽印）と陶文であろう。燕璽の「北宮」（『璽印彙編』番号：三二七四）、「中易」（『璽印彙編』番号：五五六二）、<sup>28</sup>燕国陶文の「十六」（『古陶文彙編』番号：九・一〇六  番号：四・一一 ）、「司徒」（『古陶文彙編』番号：四・一三〇 ）<sup>29</sup>は燕国の合文字形の好例である。『燕文字編』<sup>30</sup>に合文字形を三十六字収載しているので、燕国の合文字形の大方の様子が見えると考える。本節は王愛民氏の『燕文字編』（吉林大学碩士學位論文、二〇一〇年四月）に収載している燕国の合文字形を中心に、その合文字形の特徴を検討する。

#### ◇文字内容による分類◇

李圭甲氏の論文『戦国文字合文の初歩探索』<sup>31</sup>の分類法を参照した上で、文字内容から分類すれば、おおよそ次の五類があると考えられる。

- ① 数字類（数字含）…二十四個
- ② 姓名類…二個
- ③ 官職類…四個
- ④ 地名類…二個
- ⑤ その他…四個

◇文字構造上の特徴から分類◇

燕国銘文中にある合文の特徴は次の七類に区分できる。

- ①上下構造「・(十三) 
- ②上中下構造「・(四十二) ・(中昌三) 
- ③左右構造「(大夫) 
- ④単字化「(二十) ・(三十) ・(四十) ・(二千) 
- ⑤上下疊加式「(工行) ・(中行) 
- ⑥左右交差式「(司徒) 
- ⑦偏旁及び筆画共用式「(中易) ・(六十) ・(二千) 

以上の構造上の特徴は燕国合文字形の一般的特徴である。その一方、文字内容の面では、常用語ではない合文の存在があることが特徴の一つである。そして、ある一群の合文には、合文に属しながら合文符号を使わない例も多見する。これらの特徴は燕国銘文資料に存在する合文の著しい特徴である。同じく、李圭甲氏の論文『戦国文字合文の初步探索』では、合文を「字義種別分類」(文字内容から分類)の立場から「人名・姓氏・親属・地名・官名・数量・日時・場所・其他」の九類に分けている。その「字意種別分類」(文字内容から分類)の統計表からみれば、「其他」に属する合文の数は多い。李圭甲氏の統計によれば、戦国文字の合文は、常用語の他に、非常用語にも、合文が数多く存在していることが分かる。

というのは、合文は常用語の範囲に限りがなく、非常用語に波及しているからである。

#### 第四節 「」字の釈読について

第二節で考察した「」字の釈読面に関する諸家の説を参照した上で、本節では「」字が合文であるとの執筆者の立場に基づき、検討したい。

合文であることを論ずる前に、先ず製造類動詞を含む燕国銘文の句形の特徴を検討する必要があると考える。第四章では、燕国の兵器類銘

文の文法句形を「国君+国君名+動詞+器物名」の基本句形格式に帰納した。<sup>32</sup>この句形を基礎に、文法を考えると、次の銘文格式、すなわち「官職名+人名+動詞+器物名」の形式であるともいえる(図三参照)。図三の燕国兵器銘文の基礎句形の他に、銘文の文法には、特例の銘文例も見える。その例に、次の①～③の如きがある。

- ① 鄆王罍造行議自執司馬鈔<sup>33</sup>
- ② 鄆王罍作行議鏃<sup>34</sup>
- ③ 鄆王戎人作自執御鈔<sup>35</sup>

三例の燕国兵器銘文によれば、燕国兵器銘文の基礎句形「官職名+人名+動詞+器物名」に基づいて、さらに細かくする場合に、特例として、の銘文格式が成立すると考えられる。

製造類動詞を含む燕国の兵器銘文の原来の基礎句形「官職名+人名+動詞+器物名」を踏まえて新しくできた「官職名+人名+動詞+器物用途+器物名」の句形格式を基礎句形と比べると、器物名の前に「器物用途」を表す内容があることが分かる。燕国兵器銘文の「器物名」の前に器物の用途を明示する言葉を入れる用例からみて、燕国他の器物にも、「器物名」の直前に「器物用途」を明示する言葉が存在する可能性が推測できる。

この燕国陶文印跡にある「𠄎」字は、特別な存在として三つの顕著な特徴があると考えている。まず一つは、管見であるが、「𠄎」字は同時代の燕国以外の他国にはない文字である。次に、「𠄎」字は燕国でも長細形陶文印跡中しか見えず、同世代の燕国他の銘

図 III

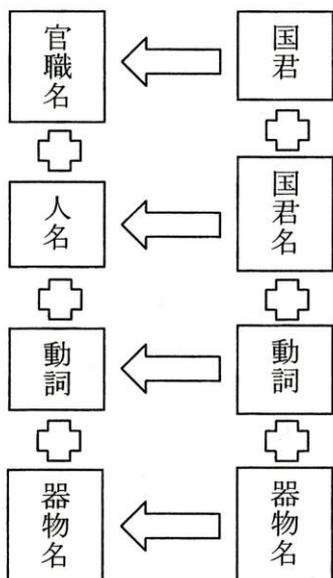


図 IV



文中にも見えないことである。「𠄎」字のこの著しい特徴は、「𠄎」字の付く陶文が燕国に属するものと判断する標準字形の一つになる。第三に、「𠄎」字の直後に付いている文字は、等しく「𠄎」字であり、「𠄎」字以外の文字を使った例がないことである。よって燕国の長細形陶文印跡中にだけ見える「𠄎」は固定短語と認定できる。前人の研究成果を参照した上で、この三つの特徴を基盤に、「𠄎」字が付く燕国の陶文印跡を単字ごとに分析するならば、次のとおりである。

①【𠄎】はすなわち「陶」字である。『説文解字』に「瓦器也。从缶、包省声……」の段玉裁注は『玉篇』を引いて「故匚之字次於𠄎、今字作陶、陶行而匚廢也。」とある。『礼記・喪大記』の「陶人出鬲器。」の孫希旦『集解』に「鄭氏曰、陶人作瓦器之官也。」がある。「左匚」は燕国の製陶機関であると推定する。同国の陶文の中に「右匚」の用例が確認できるので、『古陶文彙編』に見える「番号四・二」「番号四・六」「番号四・二四」の如きは参考になる。

②【𠄎】は「君」と隸定しているが、「君」の字形は『説文解字』の小篆字形になく、「尹」と読むのが通説である。「尹」は『説文解字』に「治也。从又、握事者也（余準切）。」とある。「尹」は官名であり、「左匚尹」は燕国の陶器製造機関に設置した官職の一つである。文献中に官名としての例が多く、『戦国策』には韓策に「今王之国有柱国、令尹、司馬、典令、其任官置吏、必曰廉潔勝任。」、齊策に「令尹貴也矣。王非置兩令尹也、臣竊為公譬可也。」がある。また『尚書・益稷』の「庶尹允諧。」の杜預注に「尹、正

也。衆正官之長也。」があり、『論語・公冶長』に「子張問曰、令尹子文、三仕為令尹、無喜色。三已之、無愠色。旧令尹之政、必以告新令尹。如何。」(子張問ひて曰く、令尹子文、三たび仕へて令尹と為れども、喜色無し。三たび之を已めらるれども、愠色無し。旧令尹の政は、必ず以て新令尹に告ぐ。如何と。) <sup>37</sup>がある。燕国陶文中の「尹」は、即ち「工尹」である。『左伝・文公十年』の杜預注に「王使為工尹」と『左伝・成公十六年』の「楚子使工尹襄問之以

表二

銘文	隸定	積文	通読
	左尹君	左陶尹	左陶尹記
	鑿(舊)	記	記
	器	器	器
	端	端	端

表三

銘文	隸定	積文	通読
	左尹君	左陶尹	左陶尹記
	鑿(舊)	記	記
	器	器	器
	端	端	端

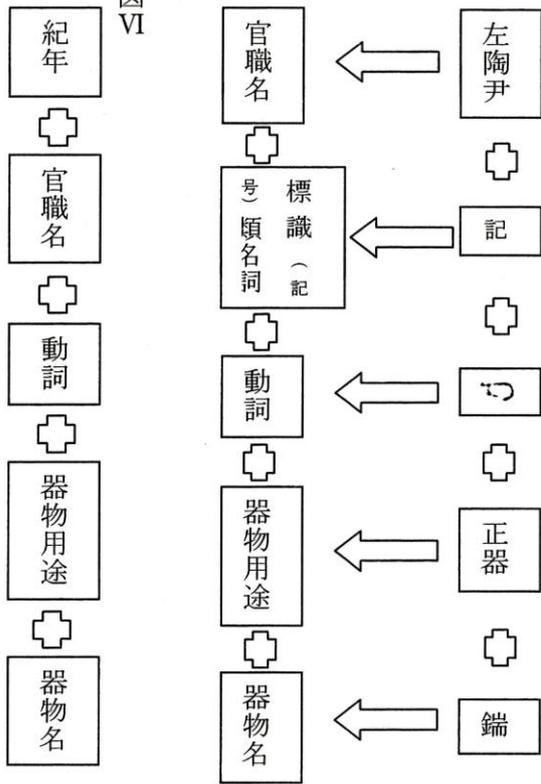
弓。」がある。「工尹」はまた「工正」と称するかもしれない。工正の職務上の職掌は、『左伝・昭公十七年』の「五雉為五工正、利器用、正度量、夷民者也。」(五雉を五工正と為す。器用を利し、度量を正して、民を夷かにする者なり。) <sup>38</sup>の孔穎達疏に「工正之官、使其利便民之器用、正丈尺之度斗斛之量、所以平均下民也。」の記述がある。燕国陶文中にあるこの「陶尹」について、左言東氏は李学勤氏の『戦国題銘概述』を参照しながら、「陶尹、掌製陶手工業。」 <sup>39</sup>と論じている。しかし、「胤」字を「胤」字と積読する顧廷龍氏の説もあり、異説を無視できない。 <sup>40</sup>

③【𠄎】字は『説文解字』にない文字で、学者により、積読も異なっているのが研究の現状である。表一に挙げるように、「𠄎」字を「鑿」「鑿」「鑿」「鑿」「鑿」と積読する例がある外にも、【𠄎】字を「鑿」 <sup>41</sup>と積読している研究者もいる。顧廷龍氏は【𠄎】字を「鑿」字と積読している。 <sup>42</sup>文字学者の何琳儀氏は、同じく【𠄎】字を「鑿」と積読する。そして、何氏は「鑿」字は「久」字と発音が近いので、通假の文字であると指摘したことがある以上、「鑿正」を「久正」・「記疏」と読むことができ、「陶文「左尹君鑿正器端」、意為「左陶尹識記陶器之陶璽」」の論述があり、陶文「左尹君鑿正器端」の意味を「左陶尹は陶器を識記する陶璽」と説く。 <sup>43</sup>氏の結論によれば、「鑿」字は即ち「久」字であり、「記」と読んで、目印である意味を表している。そして何氏は「燕陶鑿、読記。(燕陶の「鑿」字は「記」と読む。)」 <sup>44</sup>と論断する。『呂氏春秋』孟冬に「是月也、工師効功、陳祭器、按度程、無或作

為淫巧、以蕩上心、必功致為上。物勒工名、以考其誠、工有不当、必行其罪、以窮其情。」（是の月や、工師、功を効し、祭器を陳ね、度程を按じ、淫巧を作為して、以て上の心を蕩かす或ること無からしめ、必ず功致を上と為す。物に工名を勒し、以て其の誠を考へ、工、当たらざる有れば、必ず其の罪を行ひ、以て其の情を窮む。）<sup>45</sup>の記載と一致する。執筆者は、釈読の理由と根拠が充実する何氏の説に従う。

④【𠄎】字を「疋」字<sup>46</sup>と釈読する何琳儀氏の説は、研究界の代表的な説の一つである。執筆者の研究立場によれば、【𠄎】字を

図V



図VI



合文と考えるので、自説は後文に詳述する。

⑤【𠄎】字の釈読については、表一の如く、【𠄎】字を「罍」<sup>47</sup>「器」(『戦国文字編』<sup>48</sup>『古陶字彙』<sup>49</sup>及び『戦国古文字典』<sup>50</sup>にも同じく「器」字と釈読している例がある。)<sup>51</sup>「哭」(『古陶文字徴』<sup>52</sup>)と釈読する。そして釈読を保留する研究者のほかに、【𠄎】<sup>52</sup>と釈読する研究者もいる。【𠄎】字の次にある「端」字は、燕国に存在していた陶器の一種であるとの執筆者の立場からは、【𠄎】字を「器」とする釈読が適当と考えられる。

⑥【𠄎】字が付く燕国の陶文印跡がある一方、同国の長細形壘印も存在している。『古壘彙編』<sup>53</sup>に「端」字付きの燕国の長細形壘印が幾つかがある。その代表的なものに「東易□澤王<sup>54</sup>端」(番号：〇三六一)、「單佑都市王<sup>55</sup>端」(番号：〇三六一)、「外司爐端」(番号：〇三六五)、「右朱貞端」(番号：〇三六七)のごときがある。この数点の燕国長細形壘印は、同国の【𠄎】字が付く陶文と互いに参照すべき好例である。【𠄎】字を「鉢」「端」「瑞」などと釈読する研究者は数多く、その研究者には「端」を燕国長細形壘印の名と考えている特徴がある。執筆者は二十五年年度の修士論文「燕国壘印研究—長細形壘印とその用途を中心に—」、及び本論文の第二章に、「端」字が付く類の長細形陶文及び長細形燕壘と長細形陶文印跡が付く陶器の器形や銘文内容の諸方面の分析によって、【𠄎】字を「端」字以外に釈読するのは正しくなく、また「端」を燕国壘印の別称とみる認識も正しくないことを明らかにした。すなわち、【𠄎】(端)は戦国時代の燕国に存在していた陶器の一つ

で、主に量器として用いられたものである。李学勤氏は、燕国の長細形陶文印跡が付く陶器を「量器」と疑っていた。<sup>54</sup>また王恩田氏の『陶文図録』(巻一)<sup>55</sup>にも、同じくこの燕国の長細形印跡が付く陶器を量器と考えている。第二章で論じたとおり、これら戦国時代の燕国に存在した「端」字が付く陶器は「燕陶端」<sup>56</sup>と名付けるべきである。よって以後、「端」は「燕陶端(量器を主にして用いられる)」との研究立場を踏まえて、「端」字をめぐる釈読面の論説を展開する。

前述のとおり、この燕国の「端」字が付いている部分の陶文を隸定して、釈読するならば、表二のとおりで、この陶文の通読は、「左陶尹記器端」となる。執筆者の「端は璽印の名ではなく、燕国で陶器の一種を指す」との研究立場によれば、「端」字を王恩田氏の「瓦」字と「正」字説、周曉陸氏の「瓦」字説、李学勤氏の「瓦」字説及び何琳儀氏の「正」字説を通読文の「左陶尹記器端」に反映させると、銘文は語意不通となり、文法上成立しないことが明らかである。これら諸説は「端」を燕国璽印の別称で、特に燕国長細形璽印の名であるとの立場から釈読したためであろうと考えている。燕国の長細形陶文印跡中にある「端」字に対する検討は、本論文の主要な点である。先学が、釈読に当って「端」字を単字(独体字)として考察するのは、その共有の特徴である。執筆者は「端」字は合文である」との研究立場から、「端」字を「正」字と「正」字の合文(即ち「正」の二字)として考察し、その成立の可能性を検討する(表三参照)。

表三のとおり、「端」字を「正」字と「正」字の合文として考えるならば、端は燕国の陶器の一種(燕陶端)との立場で通読すれば、「左陶尹記器端」のようになる。「端」字を合文とする根拠には次の五つがあると考えられる。

①文法の面からは、「左陶尹記器端」(左陶尹の記、正器の端を「正」と通読して意味は通じているので、銘文の格式は図4のようになる。

図4の如き、「端」字が付く燕国の長細形陶文印跡の行文格式は「官職名+標識(記号)類名詞+製造類動詞+器物用途+器物名」の基礎銘文格式に帰納することができる。「端」字が付く燕国の陶文印跡は燕国兵器銘文と同じく燕国の銘文なので、文法面で共通点があり、互いに比較することが可能であろう。

「端」字が付く陶文印跡の銘文式【図4の「官職名+標識(記号)類名詞+動詞+器物用途+器物名」に基づき、本論文の第一節にある図12図13図17を参照して、細かく検討すれば、別に図5のような銘文の行文格式も成立すると考えている。図4と比べると、図5は図4にある「標識(記号)類名詞」の部分が無くなり、「官職名」の前に「紀年」の年号を入れる特徴がある。この特徴も「廿七年」陶文の特徴である。すなわち、「官職名+標識(記号)類名詞+製造類動詞+器物用途+器物名」の銘文格式から、「標識(記号)類名詞」を省略しても、「官職名+動詞+器物用途+器物名」の行文格式が成立することが分かり、前出の「廿七年」が付く図

12 図 13 図 17 が参考になる。同じく燕国の銘文である兵器銘文と陶文は、同国の器物であるので、文法や言葉遣いには共通性があり、「」字が付く燕国陶文印跡の銘文の基礎行文格式（図 12）「官職名＋標識（記号）類名詞＋動詞＋器物用途＋器物名」を、前掲の図 13 の燕国兵器銘文の基礎行文格式「官職名＋人名＋動詞＋器物名」と比べてみれば、図 13 の兵器銘文中にある「人名」欄は、図 12 の「」字が付く類の陶文印跡の中に無い。逆に、図 12 の「」字が付く類の陶文印跡中にある「標識（記号）類名詞」及び「器物用途」欄は、図 13 の燕国兵器銘文の行文格式の中に無いことが明らかになってきた。もし図 13 からできた図 14（燕国兵器銘文の行文格式）を 図 12 からできた図 15（）字が付く類の燕国陶文印跡の行文格式）と比べてみれば、兵器銘文の 図 14 にある「人名」欄は、「」字が付く類の陶文印跡の行文格式である 図 15 の中にないことがわかる。この特徴から見れば、「」字が付く燕国の陶文印跡を「左陶尹記正器端」（左陶尹の記、正器の端を正す）と通読することとは、文法面で燕国銘文の行文格式上成立することが分かる。特に、指摘しなければならないのは、執筆者の研究立場は「」字を製造類動詞と考えていることである（第四章参照）。<sup>57</sup>なお、燕国領地ではなく、今の河南省境内で出土した『古陶文彙編』所収の「朱（廚）器」（番号六・一九）「陽城倉器」（番号六・二六）「跽公氏之倉器」（番号三・六八九）の如きは、「器物名」の前に器物の用途を記入した例で、いい参考になると考える。

② 合文は、よく使っている熟語や特定の言葉や人名、地名などの中に現れてくる。この合文を使う習慣からみれば、一貫して「」字が直後の「」字と一緒に現れる特徴は、合文の例に一致する。この「」の言葉は常用語として燕国の長細形陶文印跡中にしか存在しないことは、特定性があり、合文の言語環境に符合していると考えている。「」の言葉は、常用語ではないが、「」と直後にある「」（器）字とはグループ化した固定短語である。この「」（正器）は固定短語として、燕国の長細形陶文印跡中に頻出し、常用語の特徴がある。故に「」字と「」字の合文と積読するならば、非常用語類の合文に入れても特例ではなく、合文使用の慣例と合致しているであろう。「」（正）は常用語ではないが、「」（正器）は燕国陶文中に固定短語（詞組）として頻出する特徴によれば、固定短語（詞組）は常用語の範疇に属すると考える。ゆえに、「」字を「正」二字の合文として考えれば、合文を使う言語環境に適っている。

③ 文字構造の角度から見れば、「」字は「」字と「正」字の文字の一部分を共有することで出来上がった文字であると考えている。「」字に関する文献資料は少ない。「」<sup>60</sup>「」<sup>61</sup>などの説があるが、執筆者は積読を保留している。詞性を製造類動詞と限定しているのは、執筆者の研究立場である。

<sup>62</sup> 「正」字には次の特徴がある。

(1) 古文との比較…「正」字は、『説文解字』に「」（小篆）」

(古文)「正」の字形がある。

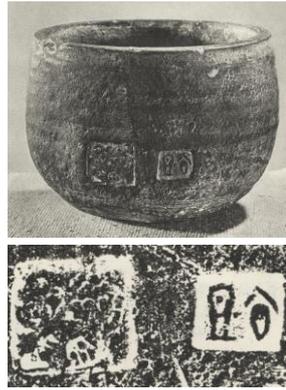
(2) 同域での比較：燕国文字の「正」には「」(『古陶文彙編』

番号：四・一) 及び「」(『古陶文彙編』

番号：四・一) 及び「」(『古陶文彙編』番号：四・一二)の字形が見え、許慎(漢)の『説文解字』叙に「今叙篆文、合以古篆」から見れば、燕国の「正」字は、古文

「」字と合致している。

図版一



図版二



(3) 異域比較：「正」字の字形は、戦国の同時代の斉国「」

(『陶文図録』番号：三・一五〇・一)、楚国「」(『楚

国金文彙編』<sup>63</sup>五〇頁「楚羸匱」参照)の例がよい参考になる。

④ 古文献の面では、「」を「正器」と釈読すると、「」字

は、「」字を製造類動詞と限定する(拙稿「燕国璽印及び陶文印跡中の「」字の詞性」<sup>64</sup>参照)。「正器」は、「正しい器具」<sup>65</sup>の意味がある。『鶡冠子・鴻泰』に「先定其利、待物自至、素次以法、

物至輒合。法者、天地之正器也、用法不正、玄德不成。」(先づ其の

利を定め、物の自ら至るを待ち、素次するに法を以てすれば、物至れば輒ち合す。法は、天地の正器なり、法を用いること正しからずんば、玄德成らず。)との記載がある。そして、劉向の『薫爐銘』

に「嘉此正器、嶄巖若山。」の記載もある。これらの文献資料によれば、「正器」は、一定の標準と規則に適合する正しい器具と考えられる。このことは「」の直後にある「」を燕国に存在し

た量器<sup>66</sup>の一種とした執筆者の結論とも合致する。「正」字は「正

す」の意味として、量器に用いた例には、『戦国策』には秦策の蔡澤見逐於趙篇に「夫商君、為孝公平權衡、正度量、調輕重、決裂阡

陌、教民耕戰……」(夫れ商君は、孝公の為に權衡を平らかにし、度量を正し、輕重を調へ、阡陌を決裂して、民に耕戰を教ふ。<sup>67</sup>)があり、参考になる。

⑤ 燕国では、量器銘文の中に、器名である「」の直前に用途を表す「正器」の言葉を入れるほかに、同時代の他国に存在した量器の銘文と類似する行文格式が見える。『左伝・昭公三年』に「齊旧四量、豆區釜鐘。四升為豆、各自其四以登於釜、釜十則鐘。陳氏三量、皆登一焉。鐘乃大矣。以家量貸、而以公量收之。」(齊は旧四量、豆、區、釜、鐘あり。四升を豆と為し、各々其の四を自みて以て釜に登る。釜十は則ち鐘なり。陳氏は三量、皆一を登す。鐘は乃ち大なり。家量を以て貸して、公量を以て之を収む。<sup>68</sup>)の記載があり、

齊国の出土文物「公豆陶量」(図版一)、「公區陶量」(図版二)<sup>69</sup>。

はその証明である。李零氏の「斉、燕、邾、滕陶文の分類與題銘格式——『新編全本「季木蔵陶」紹介』の文中にすでに「公」字也表示器為官量」（公の字は、またこの器が官量であることを表わす）<sup>70</sup>の論説がある。そして、上海博物館に収蔵されている斉国の量器「陳純銅釜」の銘文中に、「……節于廩釜」の文字内容がある。以上の資料から斉国の量器の銘文中にも器物名である「豆」「區」「釜」の前に器物の用途を表す言葉「公」「節于廩」を入れる特徴があることが分かる。「公」字は、『説文解字』に「平分也」の積義があり、「公平・公正」の意味を含んでいる。「節」字は、『説文解字』に「竹約也」と積義して、本来の意味から派生して制限を意味する。斉国の量器銘文のこの特徴からみても、燕国の量器「端」の銘文に、器物名である「端」の前に「正器」の言葉を入れる特徴があるとの推測が成立すると考えている。

#### 終わりに

第四章を執筆する際に、燕国の陶文印跡、特に「𠄎」字が付く部分の長細形陶文印跡に関心を持った。既知の合文の諸例からすれば、動詞である「𠄎」と正器の「正」とが合文を形成しうるかどうかという漠然とした思いと、「𠄎」と「𠄎」の上半の「𠄎」の形状との微差をどのように理解するかという問題を抱きながらも、研究の進捗と資料の増加にともない、この燕国の長細形陶文印跡中にある「𠄎」字が合文であるとの考えを強くした。本論文は関連資料を集

めて、先学の研究成果を参照し、考古面や文字構造面及び燕国の兵器銘文の文法特徴など諸方面の考察を行い、古文献の記載も対照し、次の三つの結論をえた。

- (一) 燕国の長細形陶文印跡の中にしか存在しない「𠄎」字は「𠄎正」二字の合文であり、分けて読むべきである。また、「𠄎」字の直後にある「𠄎」字とともに、「𠄎正器」と読むことが判明した。
- (二) 斉国では量器の器名の前に「公」字を使うように、燕国では量器の器名の前に器物の用途を表す「正器」の言葉を入れる特徴がある。
- (三) 「𠄎」字は、燕国特有の字形と断定できる。したがって、陶文の国別を判定する際に、「𠄎」字は燕国に属するものとする判断基準の一つとしうる。

#### 参考文献

- 『故宮博物院蔵古璽印選』羅福頤（主編）文物出版社 一九八二年十二月
- 『古文字構成学』劉釗 福建人民出版社 二〇〇六年一月
- 『古璽彙編』羅福頤（主編）故宮博物院編 文物出版社 一九八一年十二月
- 『古璽通論』曹錦炎 上海書画出版社 一九九六年三月
- 『古陶文彙』顧廷龍 文海出版社 一九七〇年一月

- 『古陶字録』高明・涂白奎 上海古籍出版社 二〇一四年九月
- 『古陶文彙編』高明(編著者) 北川博邦(訳者) (中国)中華書局 (日本)東方書店 一九八九年五月
- 『古文字研究』(第十九輯) 中華書局出版 一九九二年八月
- 『古陶文字徵』高明・葛英会 (中国)中華書局 (日本)東方書店 一九九〇年四月
- 『中国古代陶文集拓』(原器拓本) 北京文雅堂 一九九九年
- 『中国歴史博物館蔵法書大観』(第三卷 陶文 博文 瓦文) 中国歴史博物館(編著) 史樹青(主編) 楊桂榮(分卷主編) 西林昭一(日本版監修) 版權…(日本) 柳原書店(中国) 上海教育出版社 一九九四年十一月
- 『中国古代度量衡図集』国家計量総局・中国歴史博物館・故宮博物院(主編) 邱隆・丘光明・顧茂森・劉東瑞・巫鴻(編) 文物出版社 一九八四年十二月
- 『燕下都(上)』河北省文物研究所 河北省文物出版社 一九九六年
- 『陶文図録』王恩田 齊魯書社 二〇〇六年六月
- 『陶文字典』王恩田 齊魯書社 二〇〇七年一月
- 『戦国璽印分域研究』陳光田 岳麓書店 二〇〇九年五月
- 『戦国東方五国文字構形系統研究』趙学清 上海教育出版社 二〇〇五年十月
- 『戦国古陶文』尾崎蒼石(発行) 昇栄堂(印刷) 平成十一年十一月
- 『戦国燕齊陶文』文雅堂本版羅珂本 二〇〇一年十二月
- 『戦国文字通論』何琳儀 中華書局 一九八九年四月
- 『戦国文字編』湯餘惠 福建人民出版社 二〇〇一年十二月
- 『戦国古文字典(戦国文字声系)』何琳儀 中華書局出版 一九八九年九月
- 『春秋戦国秦漢時代出土文字資料の研究』江村治樹 汲古書院 二〇〇〇年二月
- 『二十世紀出土璽印集成』周曉陸 中華書局 二〇一〇年一月
- 『歩黻堂蔵戦国陶文遺珍』唐存才 上海書画出版社 二〇一三年十月
- 『新編全本季木蔵陶』周進(集蔵) 周紹良(整理) 李零(分類考) 中華書局一九九八年
- 『説文解字』(漢) 許慎 中華書局出版 一九六三年十二月
- 『楚系金文彙編』劉杉徽・劉長武 湖北教育出版社 二〇〇九年五月
- 『上海博物館集刊第六期(建館四十周年特輯)』 上海古籍出版社 出版 一九九二年十月
- 『三代吉金文存』羅振玉 中華書局出版 一九八三年十二月
- 『先秦職官表』左東言 商務印書館 一九九四年七月
- 『書学書道史研究②』第二十五号 書学書道史学会(編集) 二〇〇五年十月
- 『印学史』沙孟海 西泠印社 一九八七年六月
- 『文物春秋』文物春秋雜誌社出版 二〇一一年二月
- 『考古与文物』山西所考古研究所出版 一九九九年第五期

注

- 1 原則として、本論文中の検討対象である「」字は、「」字を統一することである。
- 2 周進(集蔵)周紹良(整理)李零(分類考釈)『新編全本季木藏陶』中華書局一九九八年版、九頁に「……拋解放後の発現、這類陶文在山東北部也有発現。」の説が参照になる。
- 3 河北省文物研究所『燕下都(上)』河北省文物出版社一九九六年八月
- 4 王恩田(編著)『陶文図録』齊魯書社二〇〇六年六月
- 5 高明(編著者)北川博邦(訳者)『古陶文彙編』中国北京・中華書局+日本・東方書店一九八九年五月
- 6 『戦国燕齊陶文』文雅堂本版羅珂本二〇〇一年十二月
- 7 于軍・呉啓軍「新見燕下都陶尊及其銘文的初步研究」『文物春秋』文物春秋雜誌社出版二〇一一年二月四四〜四七頁参照。
- 8 唐存才『步影堂藏戰國陶文遺珍』上海書画出版社二〇一三年十月一六九、一八〇、一八一頁参照。
- 9 『中国古代陶文集拓』(原器拓本)北京文雅堂一九九九年
- 10 『中国歴史博物館蔵法書大観』(第三卷 陶文 博文 瓦文)中国歴史博物館(編著)史樹青(主編)楊桂榮(分卷主編)西林昭一(日本監修)版權：(日本)柳原書店(中国)上海教育出版社一九九四年十一月
- 11 尾崎蒼石(発行)『戦国古陶文』昇栄堂(印刷)平成十一年十一月
- 12 周進(集蔵)周紹良(整理)李零(分類考釈)『新編全本季木藏陶』中華書局一九九八年一四五頁番号〇五〇五参照。
- 13 周曉陸『二十世紀出土璽印集成』中華書局二〇一〇年一月
- 14 何琳儀氏は「」字は「久」字と発音が近いので、通假の文字であると指摘したことがある以上、「」を「久疋」・「記疏」と読むことができ、(陶文「左匄君定器」意為「左陶尹識記陶器之陶璽」の論述があり、陶文「左匄君定器」の意味は「左陶尹は陶器を識記する陶璽」と説く。氏の結論によって、「」字は、即ち「久」字であり、「記」と読んで、目印である意味を表している。詳細は(何琳儀(著)『戦国古文字典(戦国文字声系)』中華書局出版一九八九年九月一七七頁「」字)及び何琳儀氏の論文「戦国兵器銘文選釈」『考古与文物』山西所考古研究所出版一九九九年第五期九一頁に「陶文「左匄君定

- 【】、意謂「左陶尹識記陶器之陶璽」。【】、顯然応釈(器)。「の内容が参照。
- 15 王恩田(著)『陶文字典』齊魯書社二〇〇七年一月三九一頁番号〇〇二八が参照。
  - 16 周曉陸『二十世紀出土璽印集成』(上)中華書局二〇一〇年一月「印録第一章」七〇頁(番号：二一SP-0126)及び七二頁(番号：二一SP-0131)参照。
  - 17 李学勤「戦国題銘概述(上)」『文物』一九五九年第七期五四頁参照。
  - 18 唐存才『步影堂藏戰國陶文遺珍』上海書画出版社二〇一三年十月一六九、一八〇、一八一頁参照。
  - 19 顧廷龍『古匄文舊録』文海出版社一九七〇年一月一六二頁
  - 20 高明・葛英會『古陶文字徵』日本・東方書店+中国北京・中華書局+一九九〇年四月一六〇頁「疋」字参照。
  - 21 徐谷甫・王延林『古陶字彙』上海書店出版一九九四年五月九〇頁「疋」字参照。
  - 22 高明・涂白奎(編著)『古陶字録』上海古籍出版社二〇一四年九月二七五頁「疋」字参照。
  - 23 王愛民『燕文字編』吉林大学碩士論文二〇一〇年四月三八頁
  - 24 李圃(主編)『古文字詁林』上海教育出版社二〇〇四年二月一三七〇頁(第二冊六一〇頁)。
  - 25 何琳儀「戦国兵器銘文選釈」『考古与文物』陝西省考古研究所種版一九九九年第五期九一頁「积器」参照。
  - 26 董珊氏の博士研究學位論文『戦国題銘与工官制度』二〇〇二年五月論文の第二章第四節、一一八〜一二四頁参照。
  - 27 湯餘恵(主編)『戦国文字編』福建人民出版社二〇〇一年十二月一一二九頁(番号：八〇一)参照。
  - 28 吳振武「古璽合文考(十八篇)」『古文字研究』第十七輯中華書局一九八九年六月二六八頁「中陽」及び二七五頁「北宮」が参照。
  - 29 徐暢「陶印跡中的合文」『青少年書法』河南省美術出版社二〇一二年二十期一二二〜一二四頁参照。
  - 30 王愛民『燕文字編』(吉林大学碩士學位論文)二〇一〇年四月二二二〜二二七頁合文部分が参照。

- 3 1 李圭甲(韓国)「戦国文字合文の初步探索」『中国語文学論集』(第63号) 233頁参照。
- 3 2 拙稿「燕国璽印及び陶文印跡中の『𠄎』字の詞性」『書道学論集12』(大東文化大学大学院書道学専攻院生会、二〇一五年三月) 四十七頁参照。
- 3 3 江村治樹「春秋戦国秦漢時代出土文字資料の研究」汲古書院 二〇〇〇年二月 一七三頁参照。
- 3 4 黄盛璋「燕、齐兵器研究」『古文字研究』(第十九輯) 中華書局出版 一九九二年八月 十頁参照。
- 3 5 羅振玉『三代吉金文存』 中華書局出版 一九八三年十二月 20卷、編號四七二六参照。
- 3 6 左東言『先秦職官表』商務印書館 一九九四年七月 八一頁「陶人」参照。
- 3 7 吉田賢抗(著)『論語』(新釈漢文大系第一卷) 昭和五十五年九月 一一八頁参照。文中の「巳」字は、『十三経注疏』(第八卷 芸文印書館印行 中華民國六十二年) 四四頁に「巳」と書いてある。
- 3 8 鎌田正(著)『春秋左氏伝(四)』(新釈漢文大系第33巻) 明治書院 平成元年九月 一四五二頁参照。
- 3 9 左東言『先秦職官表』商務印書館 一九九四年七月三六三頁「陶尹」参照。
- 4 0 顧廷龍『古匋文彙録』文海出版社 一九七〇年一月 一六二頁参照
- 4 1 董珊氏の博士研究生学位論文『戦国題銘与工官制度』二〇〇二年五月 論文の第二章第四節、一一八〜一二四頁参照。
- 4 2 顧廷龍『古匋文彙録』文海出版社 一九七〇年一月 一二五頁参照
- 4 3 何琳儀「戦国兵器銘文選釈」『考古与文物』山西所考古研究所出版 一九九九年第五期 九一頁に次の内容は記載している。「陶文【左匋君鎡正】、意謂「左陶尹識記陶器之陶璽」。、顯然心積〔器〕。」が参照。
- 4 4 何琳儀(著)『戦国古文字典』(戦国文字声系) 中華書局出版 一九八九年九月 一七七頁「鎡」字参照。
- 4 5 楠山春樹(著)『呂氏春秋(上)』(新編漢文選) 明治書院 平成八年七月二四六頁参照。
- 4 6 何琳儀「戦国兵器銘文選釈」『考古与文物』山西所考古研究所出版 一九九九年第五期 九一頁「積器」に「陶文【鎡正】可読【久疋】或【記疏】」のような論説がある。
- 4 7 ①何琳儀「戦国兵器銘文選釈」『考古与文物』山西所考古研究所出版 一九九九年第五期 九一頁に次の内容は記載している。②周曉陸(主編)『二十世紀出土璽印集成』(中華書局 二〇一〇年一月) 七九六頁(三七〇〇八六) は同じく「」字を「罌」字と釈読する。
- 4 8 湯餘惠(主編)『戦国文字編』福建人民出版社 二〇〇一年 一三〇頁「器」字が参照。
- 4 9 徐谷甫・王延林(合著)『古陶字彙』上海書店出版 一九九四年五月 六〇頁「哭」字参照。
- 5 0 何琳儀(著)『戦国古文字典』(戦国文字声系) 中華書局出版 一九八九年九月 一一〇〇頁「器」字が参照。
- 5 1 高明・葛英会『古陶文字徵』中華書局中国北京・中華書局+日本・東方書店 一九九〇年四月 四八頁「哭」字が参照。
- 5 2 曹錦炎「釋戦国陶文中的『𠄎』『𠄎』『𠄎』」科学出版社 一九八四年一月 八四頁
- 5 3 『古璽彙編』羅福頤 文物出版社 一九八一年十二月
- 5 4 李学勤「燕齐陶文叢論」(中国社会科学院歴史研究所) 『上海博物館集刊第六期(建館四十周年特輯)』 上海古籍出版社出版 一九九二年十月 一七一頁が参照。
- 5 5 王恩田(編著)『陶文図録』(巻二) 齊魯書社 二〇〇六年六月 一四〇一五頁が参照。
- 5 6 ①澤田雅弘(指導教授) 栗躍崇(修士論文)『燕国璽印研究—長細形璽印とその用途を中心に—』(平成二十五年度) ②拙稿『書学書道史研究⑤』第二十五号 書学書道史学会(編集) 二〇一五年十月 一〜十四頁『燕国璽印研究—長細形璽印の印文中の「端」を中心に—』が参照。
- 5 7 拙稿「燕国璽印及び陶文印跡中の『𠄎』字の詞性」『書道学論集12』(大東文化大学大学院書道学専攻院生会、二〇一五年三月) 参照。
- 5 8 沙孟海『印学史』西泠印社 一九八七年六月 二八頁「東易口澤王口端」参照。
- 5 9 ①曹錦炎『古璽通論』上海書画出版社 一九九六年三月 八四頁「單佑都市王伏(符)端(瑞)」参照。②徐暢『先秦璽印圖說』文物出版社 二〇〇九年一月 一五二頁「東易(陽)海澤玉伏(符)端」参照。

- 60 ①何琳儀『戦国古文字典(戦国文字声系)』中華書局 二〇〇七年五月  
二二六頁「勺」字参照。②徐暢『先秦璽印図説』文物出版社 二〇〇九年一月 一五〇頁「单佑都市玉勺(符) 鐫」「(中) 易都吳(虞) 玉符」の例を参照。③陳光田『戦国璽印分域研究』岳麓書店 二〇〇九年五月 〇九〇頁参照。
- 61 ①石志廉「戦国古璽考釈十種」『中国歴史博物館(館刊) 総第二期』文物出版社 一九八〇年九月 一一三頁「東易津澤王氏鐫」「单佑都宰王氏鐫」参照。②李学勤「戦国題銘概述(上)」『文物』文物出版社 一九五九年七月 二「燕国題銘」の部分参照。
- 62 拙稿「燕国璽印及び陶文印跡中の『𠄎』字の詞性」『書道学論集12』(大東文化大学大学院書道学専攻院生会、二〇一五年三月) 四一〜六六頁参照。
- 63 『楚系金文彙編』劉杉徽・劉長武 湖北教育出版社 二〇〇九年五月 五〇頁「楚羸匱」参照。
- 64 拙稿「燕国璽印及び陶文印跡中の『𠄎』字の詞性」『書道学論集12』(大東文化大学大学院書道学専攻院生会、二〇一五年三月) 四一〜六六頁参照。
- 65 諸橋轍次『大漢和辞典(巻六)』大修館書店 昭和六十一年七月(修訂版)
- 66 拙稿『燕国璽印研究―長細形璽印とその用途を中心に―』澤田雅弘(指導教授) 栗躍崇(修士論文) 平成二十五年年度
- 67 林秀一(著)『戦国策(上)』(新釈漢文大系第47巻) 明治書院 昭和五十二年十月 三一―四頁。
- 68 鎌田正(著)『春秋左氏伝(三)』(新釈漢文大系第32巻) 明治書院 昭和五十二年十一月
- 69 『中国古代度量衡図集』国家計量総局・中国歴史博物館・故宫博物院(主編) 邱隆・丘光明・顧茂森・劉東瑞・巫鴻(編) 文物出版社 一九八四年十二月 四九〜五〇頁図八六図八七が参照。
- 70 『新編全本季木藏陶』周進(集藏) 周紹良(整理) 李零(分類考釈) 中華書局一九九八年 一一頁が参照。

## 第六章 燕国璽印及び陶文印跡解題（廿三件）

はじめに

第一節 燕国璽印十六件

(一)官璽二件

(二)私璽十三件

(三)吉語璽一件

第二節 燕国陶文印跡七件

(一)四角形陶文印跡二件

(二)長細形陶文印跡五件

おわりに

はじめに

戦国璽印の印文は含んでいる内容は豊富で、研究によってこれら古璽印から得られた情報は戦国時代の都城設置・職官配属・用印制度・地理地名変遷・製造業・姓氏などの研究に役立つ。ある情報は出土及び伝世文献の不足を補足できる。燕国璽印の伝世量が多いほか、近年来、燕国の故地である河北省、遼寧省境内、北京市や天津市周辺より数多くの陶文の出土もある。これら燕国の故地から出土した璽印と陶文印跡は、文字構造面だけでなく、文字内容の行文格式も独特の地域特徴を示している。古璽印研究領

域に独特の魅力を有することから、研究者に注目されている。執筆者は燕国璽印や陶文印跡に対する関心が高まった。それらは羅福頤氏の『古璽彙編』<sup>1</sup>及び高明氏の『古陶文彙編』<sup>2</sup>・王恩田氏の『陶文図録』<sup>3</sup>の他にも散見している。あたりまえながら、伝世品がある他に、新出土もある。一方、出土してからの、ある璽印は出土してからの、すぐ行方不明になり、印譜集にもその影を見ない璽印もある。当時の研究条件や資料などによって、ある類の璽印の認識は不全で、現段階は新しく認識をする必要があると考える。一方、非公式に出土した資料は往々にしてその地元の文物愛好者の収集となり、私蔵されて世に出にくくなる。しかし、これら資料も軽視できない。

新資料が現れば、古い資料を再検討する必要がある。本章では散見する古璽印と陶文印跡、計廿三件を集め、璽印類と陶文印跡類を分けて論説しようとする。先行の学説は不十分であり、認識を新たにする必要があると考える。その先学の説の不十分な箇所や誤りや未収の文字などを訂正しながら、得られた新知見を報告する。

### 第一節 燕国璽印十六件

本節では伝世文献及び出土文献に見られた古璽印十六件を列挙している。うち、官印は二件（四角形一件、長細形一件）あり、私璽は十三件、吉語璽は一件ある。印鈕形制が見えるのは十件あ

るが、印鈕が残欠しているものがそのうち二件ある。十六件の燕国璽印はすべて朱文璽である。図二と図三は考古の出土品であり、それ以外は博物館の蔵品及び個人所蔵品である。原則として、引用した図版はそのままスキャンした原寸であり、読めない文字を「□」符号で表す。

### (一)官璽二件(図一～図二)

#### 【図一】

出典：『芸林月刊』一九三〇年十月 第十冊 第十期十二頁

情報：題跋

周宋司城璽

大司城□□□□鈐

臧古成字、嘗見洵城都信、洵城都司徒兩鈐。城竝作臧、此加自易與土作墜、璽作陞、坊作陞、同為孛乳字。司城、宋官、以武公名、司空廢為司城又鈐即璽字、从尔金、古璽不專用玉也。阮儀徵相國說。道光二十年庚子夏五月。籀莊徐同柏。

(臧、古の「成」字、嘗て「洵城都信・洵城都司徒」の兩鈐に見ゆ。城は並びに臧に作る。此れは自易と土を加えて墜と作る。璽は陞に作り、坊は陞に作り、同じく孛乳字と為す。司城は宋の官、武公を以て名づけ、司空は廢して司城と為す。又た鈐は即ち璽の字、尔金に从い、古璽は玉を専用せざるなり。阮儀徵相國の説。)

落款印：嘉興徐大椿、字春甫、号寿臧、又号籀莊□、乾隆乙未十二月十日生家□……<sup>4</sup>

按：管見の限り、当該璽印は『芸林月刊』(第十期)<sup>5</sup>の他に一切見ない。そして、図一の印影の他に、出土地や印鈕の形制やサイズなどに関する情報は一切ない。徐同柏(大椿一七七五～一八五四)の跋文によれば、道光二十年(一八四〇)にすでに出土していたことが分かる。徐同柏は「張廷済(叔未一七六八～一八四八)の甥で、六書の学に精しく、張廷済の指導を受け、廷済が古器を得た時には、共に考証にたずさわった。」<sup>6</sup>ことから見れば、当該璽印は張廷済の旧蔵であろうと推定する。

璽印の文字内容について、徐同柏の題跋に見える論説や認識には不足がある。執筆者は当該璽印を以下のように考えている。

①【大司璽】：「大」字と「司」字の文字構造は、『古璽彙編』(番号：〇〇二二)に収める「」二字が参考になる。「大司」二字と釈読するならば問題がない。そして、『古璽彙編』(番号：〇三六五)には「司璽」二字の文字構造「」が見える。その「」字については、研究者によって諸説があり、おおよそ呉振武氏<sup>7</sup>・陳光田氏<sup>8</sup>の「聖(聽)」字、于省吾氏<sup>9</sup>・西川寧氏<sup>10</sup>の「」字、石志廉氏<sup>11</sup>・湯余惠氏<sup>12</sup>・曹錦炎氏<sup>13</sup>・駱堅群氏<sup>14</sup>・鄭珉中氏<sup>15</sup>の「」字、董珊氏<sup>16</sup>の「」字、徐暢氏<sup>17</sup>の「」字、周曉陸氏<sup>18</sup>の「」字の諸説が見られる。また何琳儀氏は『戦国文字通論』<sup>19</sup>に「」字と釈読したが、その『戦国文字通論(訂補)』<sup>20</sup>には「」字

とし、『戦国古文字典』(戦国古文字声系)<sup>21</sup>には読まずに「口」で表示している。

当該璽印にある「**𠄎**」字はすなわち「**𠄎**」字であり、「**𠄎**」字と読むことができる。燕国文字の「**𠄎**」部には独特の文字構造が見られ、同時代の他国と異なる。『古璽彙編』に収める燕国璽印文字の「**𠄎**」字<sup>22</sup>(番号…二七四六)、「**𠄎**」字<sup>23</sup>(番号…三〇五七)、「**𠄎**」字<sup>24</sup>(番号…三四四七)、「**𠄎**」字(番号…三四七八)の文字によれば、「**𠄎**」部の文字構造の特徴が分かる。なお『燕下都東周貨幣聚珍』<sup>25</sup>に「外爐**𠄎**」二字が見える。また『中国歴代貨幣大系』(番号…三〇〇九〜三〇二四)<sup>26</sup>の燕国貨幣に見られる「**𠄎**」字もいい参考になる。「**𠄎**」字については『説文解字』に「方**𠄎**也。从金、盧声。」とあり、段玉裁注に「凡難炭之器曰**𠄎**。」と見える。『周礼』天官・宮人に「凡寢中之事埽除執燭共**𠄎**炭凡勞事」と見える。「**𠄎**」字については、『説文解字』に「臣司事於外者。从反。后凡司之属、皆从司。𠄎」<sup>27</sup>とある。『礼記』曲礼に「天子之六府、曰司土、司木、司水、司草、司器、司貨典、司六職」及び『周礼』に「司會」「司書」「司裘」「司市」「司門」「司稼」「司巫」「司燿」「司兵」「司弓矢」「司刑」「司儀」などの用例が見られる。なお、同じく燕国璽印に「司工」<sup>27</sup>の職官名が見られる。「**𠄎**」に関しては文献に記載が見られないが、当該璽印の印文「大司**𠄎**」及び燕国の「**𠄎**」(外司**𠄎**)<sup>28</sup>(『古璽彙編』番号…〇三六五)によれば、「**𠄎**」は「**𠄎**」を主管する職官、換言すれば、「**𠄎**」を主に

管理する職官と推定する。

②【**𠄎**】…文字構造から見れば、当該璽印に見られる「**𠄎**」の二字は即ち「**𠄎**」(『古璽彙編』番号…〇三六)に異見があるが、おおよそ次の幾説かに帰納できる。石志廉氏<sup>28</sup>、湯余恵氏<sup>29</sup>、曹錦炎氏<sup>30</sup>は「**𠄎**」字、『上海博物館藏印選』<sup>31</sup>及び徐暢氏<sup>32</sup>は「**𠄎**」字、『芸林月刊』(第十七期)には<sup>33</sup>「**𠄎**」字、董珊氏<sup>34</sup>、趙平安氏<sup>35</sup>、徐暢氏<sup>36</sup>、陳光田氏<sup>37</sup>、李家浩氏<sup>38</sup>は「**𠄎**」字と釈読している。なお、何琳儀氏は『戦国文字通論』(中華書局一九八九年四月九九頁)及び「古璽雜識続」(『古文字研究』第十九輯(一九九二年八月 四七二頁)に「**𠄎**」字と釈読するが、その後に「**𠄎**」(何琳儀・馮勝君『北京文博』一九九六年第三期 一六頁)に「**𠄎**」字と釈読し、『戦国古文字典』(一九九八年九月 五五六頁「**𠄎**」字欄「東易海澤王勺端」参照)に「**𠄎**」、『戦国文字通論(訂補)』(江蘇教育出版社二〇〇三年一月 一〇八頁)に「**𠄎**」字、『戦国古文字典』(中華書局二〇〇七年五月 五六三頁)に「**𠄎**」字と釈読している。これ以外に、高明氏<sup>39</sup>の「**𠄎**」字の説も見える。

『古璽彙編』(番号…〇〇一二)及び『湖南省博物館藏古璽印集』の(番号…三三)<sup>40</sup>に「**𠄎**」字の文字構造が見られ、その「**𠄎**」字の釈読は主流説であり、燕国璽印文字に特別な文字構造である。これを根拠にすれば、「**𠄎**」字は「左水右安」の文字構造で「**𠄎**」と隷定できる。「**𠄎**」字について、『説文解字』に「**𠄎**

水也。从水安声。**【烏肝切】**と見える。馬叙倫氏は「汝、从安得声。

安、从女得声。女音娘紐。娘泥同為邊音。是汝溲亦轉注字。日部。羸。安羸。温也。羸音亦泥紐。語原同也。溲、水也。衍水字。或字出字林也。」と説く。『集韻』桓韻に「溲、水名。在遼西肥如、南入海陽。」と見える。『説文解字』段注に「溲水也。日部曰。安羸、温也。然則汝溲猶安羸。皆豐韻字。从水安声。**【烏肝切】**十四部。」と見える。『漢書』地理志下に「遼西郡肥如県」玄水東入濡水。」に見る「濡水」について、『説文通訓定声』に「溲水也。从水安声、与溲略同。猶言安羸。蘇俗謂之温暾也。又按此字疑即水經之濡水。今北方之灤河。許不訓溲、不訓湯、而曰溲水、似為水名。」と見える。「溲水」はすなわち今の河北省境内にある「灤河」の古名である。したがって「汝」は「溲水」であることが確認できる。【澤】字については、『説文解字』に「光潤也。从水睪声。**【丈伯切】**」と解字している。『釋名』釋地に「下而有水曰澤」と見える。『風俗通』山澤に「水草交厝、名之為澤。」と見える。以上から見れば、「汝澤」は水名を以て地名としたと推定する。

③ **【六】**字については、文字構造から、「其」字と隸定できるように見えるが、当該文字の印面に占有する位置及び「八」字の下部にある残欠の点が見られることからすれば、『古璽彙編』（番号・〇一五八及び〇一五九）に収める「**六**・**六**」（市）字の残欠文字であろうと推定する。「市」字は金文に「師」字とする用例が多いので、ここにも「師」字として用いる。

④ **【艾】**文字構造の部品によれば、上部の「艾」で構成し

ている文字には、『古璽彙編』に燕国官璽の（番号：〇〇一四、〇〇五二、〇三二九）及び燕国私璽（番号：〇六九三、二三一九、三二五二、三三一七、三九一九）に「**艾**」「**艾**」「**艾**」の用例が見られ、当該文字を羅福頤氏、<sup>41</sup>吳振武氏<sup>42</sup>は「恭」字、馮勝君氏、<sup>43</sup>何琳儀氏、<sup>44</sup>湯餘慧氏<sup>45</sup>は「悦」字と釈読している。執筆者は下部の「**艾**」部を「近」字と隸定する。『説文解字』に「近」字については「**艾**」附也。从辵、斤声。**【渠遼切】**古文近。」と解字している。したがって「**艾**」字を「近」字と隸定できると考えている。

以上を要するに、当該璽印の印文字は「大司鑪汝澤師苙」の八字と釈読できる。「大司鑪」は職官名であると推定する。文献に見えない職官名であるが、ともに燕国長細形の璽印に「外司鑪」（『古璽彙編』番号：〇三六五参照）の印文があるのがよい参考になる。「汝澤」は地名と推定する。「師」は当該璽印の使用者の職分を表わしている文字であり、「苙」字は「師」（工匠の職分）の名前で、「鑄師である苙」の略書であろう。この印文内容から見れば、当該璽印を鑄造に関する職官用璽と判断する。

#### 【図二・一】

図二・一出典：『燕下都』（下） 河北省文物研究所編 文物出版社 一九九六年八月 図版一七九（六）

#### 【図二・二】

図二・二出典：『燕下都』（上） 河北省文物研究所編 文物出版社

社 一九九六年八月 八四一頁図版九

【図二・三】(図二・二の図版を反転した状態)

情報：当該璽印は、河北省武陽台村で採集されたものである。陽文の印面は長細形で枠がなく、印体は八棱柱形の柄がついている。柄の末端はやや太く、一側面に半円形の環鈕がある。高さは一〇・七cm、縦：四・四cm、横：一・一cmである。『燕下都(上)』<sup>46</sup>の八三九頁(図版四八四)には、印影と印鈕の図版があり、『燕下都(下)』<sup>47</sup>図版一七九(六)には、カラー写真図版を載せている(図二・一参照)。

按：『燕下都』(上)では印文を釈読していない。手元の資料によれば、この璽印の印文を最初に釈読したのは董珊氏である。董珊氏は、二〇〇二年五月に完成した博士研究生学位論文『戦国題銘与工官制度』<sup>48</sup>の中に、初めてこの璽印の印文を「𠄎(閔?)市麻瑞」四字と釈読した。しかし、「𠄎」字については、「閔」字かとも疑っている。

ついで二〇〇五年、趙平安氏は『燕国長条形陽文璽印中的所謂襯字問題』<sup>49</sup>に、古文獻などを引用して「閔市麻瑞」の四字と釈読し、「閔市」を市名として、燕国の「閔市」に麻類品物の流通や販売を主管する官員(職官)の用印との結論を出した。二〇〇一年、趙平安氏の論文をまとめて出版した『金文釈読與文明探索』<sup>50</sup>にも、二〇〇五年の同論文を再録しているが、結論は同じである。氏は「閔市」を市名と解説したが、「閔市」に関する詳しい考査をしていない。

二〇〇九年一月、徐暢氏の『先秦璽印図説』に趙平安氏の説に従って「閔市麻瑞」四字と釈読している。そして「璽文(麻)字はすなわち(典泉)類の職官である。閔市は市名である。(閔市麻瑞)は閔市の中に麻類品を主管する職官」<sup>51</sup>と指摘した。

二〇一〇年一月に出版した周曉陸氏主編の『二十世紀出土璽印集成』<sup>52</sup>には、この璽印の印影を収録し、印文を「□庚□端」四字と釈読している。同書の四八頁には番号(二一GY一〇〇二一)を附して、「東周(燕)・銅・柱鈕 通高：一〇・七cm 縦：四・五cm 横：一・二cm」との情報も載せているが、『燕下都(上)』に載せる寸法とはやや違いがある。

いま問題とする璽印は、形制が普通の璽印と異なっており、印面は長細く、印文は一行に列なり、枠がなく、陽文である。また、印体には柄があり、印鈕(鼻鈕)は印体の側面に付いている。<sup>53</sup>

さて、『燕下都(上)』八四二頁に載せる問題の燕国璽印一件の文字に関する論文は、趙平安氏以外になく、当該璽印の文字の釈読には、上述の三氏の間に違いがある。執筆者の立場によれば、当該璽印の印文は「閔市艸(章)端」四字と釈読できる。

執筆者は現件を見していないが、印影から見れば、四つの文字はすべて反文で、図二・二の印影は拓本と思われる。そこで、その図版を鏡文字のように反転してみると、「図二・三」のとおり読みやすい。<sup>54</sup>

【閔】：最初の文字は「閔」字と釈読すべきであるというのが、執筆者の主張である。当該字は、今まで燕国文字中に見たことが

ない。「闕」字については、『説文解字』に「關、外閉也。从門  
亥声。〔五漑切〕と解字している。馬叙倫氏の『説文解字六書疏證』  
卷二十三に「闕關為同舌根音轉注字。内外者後人別之。外閉也。

蓋字林文。此今言關之礙本字。」が見られる。「關」字については、  
『説文解字』に「以木横持門戸也。从門鉞声。〔古還切〕と見える。

馬叙倫氏の説によれば、「闕」字を「關」字は読めることが分かる。

【市】…燕国文字特有の代表的な文字構造である(第一章二八頁  
「燕国璽印特殊文字字形表一(文字類)⑮」参照)。裘錫圭氏に  
よって釈読され、「市」字の釈読は文字学者の認めるところである。

55 『古璽彙編』に収録する燕璽(番号:四一九、〇三六一、〇  
二九二、〇三五四、〇二九七、二八二一、五五七〇、〇八七〇)  
及び『古陶文彙編』56に収録する河北省出土の陶文(番号:四・  
二〇、四・一五一)が参考になるので、再び贅言しない。

【艸】…『説文解字』に「艸百艸也。从二屮。凡艸之属、皆从  
艸。」57と解字している。燕国文字に見えない文字構造であるの  
で、「艸」と組み合わせている燕璽文字を参考にした。釈読には  
『古璽彙編』の番号:〇二九三、二二八三、二二八四、二二八六、  
二二八八が参考になる。すなわち、「艸」字の下半部に附加される  
四つの点は、文字の飾り筆画(飾り筆画は飾筆、亦た裝飾筆画、  
羨画、贅筆とも称する。文字の進化過程で、文字形体の美化或い  
は装飾のために加えた筆画である。この加えた筆画は、字の音義  
に關係がなく、文字の羨余の部分である。)58と考える。飾り筆  
画は、古文字の中に多用され、璽印文字にも用例が頻出する。特

に、劉釗氏は『古文字構成学』59に「𠂔(𠂔)」「𠂔」字と「𠂔  
(𠂔)」字を例として、「古文字中、常に文字の一つの縦画の両側  
に対称的な点を加え、飾り筆画とする。」という結論を提示してい  
る。氏の結論は「𠂔」字を「艸」字と釈読する根拠の一つである。  
そして、「闕」字の「門」構え及び「𠂔」字の金偏には、飾り筆画  
を使っていることがはっきり認められる。したがって、「艸」字の  
縦線の両側に対称的に加えられた点は、飾り筆画と理解できる。

【𠂔】…『説文解字』に未収の文字である。燕国文字中の特有の  
文字構造であるので、『古璽彙編』に載せている各文字構造(番  
号:〇一二六、〇三六一、〇三六二、〇三六三、〇三六四、〇三  
六五、〇三六六、〇三六七)が参考になる。この「𠂔」字の金  
偏の形には、飾り筆が使われていることが分かる。

執筆者は、「闕市」は即ち「關市」であると考える。「關市」の  
言葉については、『孟子』梁惠王章句下に「昔者文王之治岐也、耕  
者九一、仕者世祿、關市譏而不徵、澤梁無禁、罪人不拏。」と見え  
る。なお、『晏子春秋集釈』内篇問上第三に「故令諸子無外親謁、  
辟梁丘拋無使受報、百官節適、關市省徵、陂澤不禁、冤報者過、  
留獄者請焉。」及び内篇雜下第六に「君商漁塩、關市譏而不徵」が  
見え、『周礼』天官・大宰に「以九賦斂財賄…七曰關市之賦…  
…」と見える。そして、秦律には「關市律」60が見られる。

「艸」字は即ち「草」字であり、粗末の意味もある。『戦国策』  
齊策四に「左右以君賤之也、食以草具。」の鮑彪注に「草、不精  
也。」と見える。執筆者は「𠂔」は量器であるという立場に立ち、

燕国にある「端」字が付く長細形璽印を燕国陶器（量器）の端に鈐印するために生まれた専用璽印であるとの結論を得ている（第二章第四節参照）。ここに「草」字を關市に向けての粗末な製品である「端」を指すと考えている。「草」は「端」の製作面の粗末さを指し、「量り」の面に関係がないと推定する。

燕国故地からは、「端」字が付く長細形璽印のほかにも、「端」字が付く長細形の陶文印跡が数多く出土している。長細形璽印と長細形陶文印跡の両者の文字内容が完全に一致するものはないが、これら陶文印跡は燕国長細形璽印の研究に不可欠の資料であり、相互により参考になる。

これら燕国故地出土の陶文印跡に、「器端」<sup>6.1</sup>の文字内容があるとおり、これらの陶器は自ら「端」と名づけている。その完器の一つに<sup>6.2</sup>燕下都郎井村十号作坊遺跡（戦国中期）出土の泥質灰陶、器高・二八cm、口径・一二・八cm、底径・一〇cmがある。

この陶器の銘文は「左匄𠄎（口）鑲𠄎器端・左匄𠄎湯、□□

□・左匄𠄎性」で、自ら「端」と名づけていることが判る。すなわち「端」は燕国の長細形璽印の名ではなく、燕国の陶器の一種である。したがって、「端」字が付く燕国の長細形璽印は、璽印自体の名ではない、すなわち「端」は長細形璽印を鈐印する対象の器物を指す名であることが明らかである。<sup>6.3</sup>

この璽印の文字は、他の一類の燕国長細形璽印の文字に比べると形は相当自由で、飾り筆画も使用している。これらを総合して、

この璽印は、關市に量器として用いる粗末な「端」に用いる流通場所と対象を限定する専用印と考える。

執筆者は「燕国長細形一璽印の釈読」<sup>6.4</sup>によって三つの情報を得たが、中に誤りがあり、再検討し訂正補足する。

- ①当該璽印の釈文は「關市草端」と釈読できる。
- ②燕璽の長細形璽印の文字には飾り筆画も使用している。
- ③關市に製作上粗末な製品である「端」とその「端」に記を付けるための専用印を使用したことがある。

前掲した二件の燕国官璽は、四角と長細形の二類である。一つは伝世文献に載せているが、印鈕は見えない（図一）。あと一つは、田野考古を通じて河北省武陽台村で採集されたものである（図二）。

二件の璽印の印文の釈読によって、伝世の燕国長細形璽印に見る「外司鑪」（『古璽彙編』番号・〇三六五）の職官名に対応する職官「大司鑪」が判明した。これによって、燕国の職官璽にある

「司鑪」の職官は「大」と「外」の区別があることも初めて判った。また、「司鑪」の職官名は長細形璽印にだけでなく、四角形職官璽印にも存在していることが判断できた。この「大司鑪」の職官名は今まで見ないので、燕国の出土及び伝世文献の不足を補うことができるかと考える。そして、燕国私璽には飾り筆文字の用例が多いが、職官用璽の長細形璽印にも飾り筆文字を使用していることが明らかになった。

## （二）私璽十三件（図三～図十六）

【図三】

出典：『燕下都』（上）河北省文物研究所 河北省文物出版社 一九九六年八月 八四一頁

情報：方形印 67W：047<sup>7</sup> 武陽台村で採集された。印面の四周に枠がある。台階式平頂で、上に一つ半円形の鈕があり。印文は「高効」二字。印面は直径1cm、通高一・1cm。

按：周曉陸氏主編の『二十世紀出土璽印集成』<sup>65</sup>には三晋系璽印に入れて、印文を「文敲」二字と積読している。『燕下都』（上）は印文を「高効」二字と積読している。執筆者は燕下都より採集したものである上、印鈕の形と文字構造特徴に基づいて、燕国の私璽と判断している。管見の限り、これ以外の資料に当該璽印に関する情報を見ない。積文については、「文敲」「高効」の積読はともに間違っている。印影（図三・一）は河北省文物研究所より採集した当初に制作した印面の拓本であろうと推定する。すなわち、拓本であるならば、印文は反文字であろう。印影を鏡文字にすると図三・二となる。執筆者は印文を「僑文」二字と隸定し、「僑文」二字と読むことができる。と考える。「僑」字は『古璽彙編』番号：〇三〇八参照）の燕璽に見られる。僑姓は『風俗通義』に「黄帝孫僑極之後。」が見られる。

【図四】

出典：『常熟博物館藏印集』 錢浚・呉慧貞（編） 人民美術出版社

一九九七年九月（一頁左上第一印）

情報：印影と積文「章馬奇」及び「秦漢至六朝官私印」のほかに情報は一切ない。

按：『常熟博物館藏印集』に当該璽印を「章馬奇」三字と積読する。「」字については、第一章二八頁「燕国璽印特殊文字字形表一（文字類）③」及び三二頁番号③が参考になる。「」字は同時代の他国に見ない文字構造で、特別な存在であり、現在の資料範囲では積読しがたいと考えている。次にある「左奇右馬」の文字の原積は「馬奇」である。通常の「騎」字<sup>66</sup>は「左奇右馬」の文字構造であるが、もともと「左右構成」の文字の左と右にある構成部品の位置を交換しても同文字として認められる。燕国私璽に見る「駒」字<sup>67</sup>はその好例である。当該印文中の「左奇右馬」の文字を執筆者は「騎」字と考え、印文は「騎」二字と読むほうが良いと考える。『常熟博物館藏印集』は「秦漢至六朝官私印」類に入れるが、「」字と「馬」字の文字構造によれば、燕国の私璽と判断する。

【図五】

出典：『吉林出土古代官印』張英（任萬舉・羅頤清） 文物出版社 一九九二年十月 一三九頁

情報：編次：一八八 年代：秦 印名（積文）… 所藏先：吉林省博物館

按：原積は「」二字であるが、実際に読めていないである

う。執筆者はこの印文を「**𠄎**生癡」と読んでいる。「**𠄎**」字の左にある文字部品は燕国文字「𠄎偏」の独特の文字構造であり、第一章三三頁「燕国璽印特殊文字字形表二（偏旁部首類）⑳」が参考になる。「癡」字については、「**𠄎**」字の残欠と推定する。『古璽彙編』の番号…〇七九八には「**癡**」字、『周叔弢先生捐献璽印選』<sup>68</sup>は「**癡**」字、『天津市芸術博物館藏古璽印選』<sup>69</sup>は「癡」字と読んでいるが、執筆者は「癡」字説に従う。文字構造面の「**■**」字の「𠄎偏」及び「癡」字の「戈部」（第一章三三頁「燕国璽印特殊文字字形表二（偏旁部首類）㉑」参照）及び印文内容の行文格式の「人名の姓+生+名」の構成によれば、当該璽印は燕国私璽と判断できる。

#### 【図六】

出典：『蘇州博物館藏璽印』蘇州博物館編著 文物出版社 二〇一〇年十二月 四五頁璽印番号…四一  
情報：排序…四一 积文…武□ 時代…戦国 材質…銅 尺寸…長一・二、寛一・二、高一・三cm 来源…何澤瑛の寄贈 一九九頁

按：原积に「武□」と积字しているが、執筆者は第一字を「武」字と読んでいる。文字構造面では、『古璽彙編』（番号…〇一二二）にある燕国官璽及び私璽（番号…一三二二）が参照になる。「武」字であることが確認できる。第二字は損泐しているので読めない。姓としての「武」は『元和姓纂』に「周平王少子、生而

有文在手、曰武。遂以為氏。」と見える。「武」字の「戈」部（第一章三三頁「燕国璽印特殊文字字形表二（偏旁部首類）㉑」参照）は燕国文字の特徴を示しているので、当該璽印は燕国私璽と判断できる。

#### 【図七】

出典：『蘇州博物館藏璽印』蘇州博物館編著 文物出版社 二〇一〇年十二月 四八頁璽印番号…五七  
情報：排序…五七 积文…□市 時代…戦国 材質…銅 尺寸…長一・三、寛一・三、高〇・九cm 来源…何澤瑛の寄贈 二〇〇頁

按：印文の第一字は残欠しているので、原积文の第一字は未积である。執筆者は当該文字を「**𠄎**」字と読んでいる。『古璽彙編』の番号…一四八五、一四八六、一五〇〇、一五〇一、一五〇四、一五〇七が参照になる。『説文解字』に「**𠄎**、平田也。从支田。周書曰、**𠄎**尔田。<sup>〔待年切〕</sup>」が見られる。『説文古籀補』に「古玉鉢**𠄎**季子、鉢文多**𠄎**姓、当即田之假借字。」と見える。田姓については、『通志』氏族略二に「田氏、即陳氏。陳厲公子完、字敬仲、陳宣公殺其太子禦寇、敬仲懼禍奔齊、遂匿其氏為田、田・陳声近故也。」と見える。「市」字の用例としては、『古璽彙編』の番号…〇一五八及び〇一五九が参考になる。「**𠄎**」字の「支部」と「市」字の文字構造は燕国文字特有の文字構造であるので（第一章二八頁「燕国璽印特殊文字字形表一（文字類）㉒」参照）、当該璽印は燕

国私璽と判断できる。

### 【図八】

出典：『香港中文大学文物館蔵印集』（文物館蔵品専刊之二）香港中文大学 一九八〇年初版

情報：編號：一 积文：于骨 材質：銅 尺寸：一・一五×一・一五<sup>〇</sup> 高：〇・七五<sup>〇</sup>（館蔵號：七三・一一〇五）

按：原积は「于骨」二字であるが、執筆者は「長胼」二字と积読する。「長」字の文字構造は『古璽彙編』の番号：〇七四二及び〇八五〇が参考になる。「長」字は燕国私璽に姓として頻出しているので、贅言しない（第一章二八頁「燕国璽印特殊文字字形表一（文字の種類）⑤参照」。「胼」字については、「上并下肉（月）」の文字構造で、燕国璽印に見ない文字であるが、包山簡に「左月（肉）右并」<sup>70</sup>の文字が見られる。人名用字として、「胼」字と积字することができる。「長」字の文字構造の特徴から見れば、当該璽印は燕国私璽と判断できる。

### 【図九】

出典：『中国古印図録』（大谷大学所蔵禿庵文庫） 神田喜一郎・

野上俊静（監修）大谷大学（発行）一九六四年八月

情報：璽印番号：八八 积文：□□ 印鈕形状：壇 大きさ：一・二・五×一・二・八<sup>〇</sup> 備考：銅、鈕損（一六五頁）

按：当該璽印の情報では、国別の判断もなく、印文も积読されていない。なお、积文を「□□」にしていることから、积読者は印文を二文字と考えていることが分かる。執筆者は当該璽印の印文を「生耳」の三字と読んでいる。「生」字については、本節の「図四」が参考になるが、慎重を期して未积文字とする。「生」の文字は、『古璽彙編』の番号：三四二三、三九四二～三九五六に収録している燕璽が参考になる。「耳」字は燕国私璽に人名として頻出し、『古璽彙編』の番号：二七九七、三二五四が参考になる。「生」字の文字構造及び印文「姓十生十名」の行文体格から、当該璽印は燕国私璽と判断できる。

### 【図十】

出典：『中国古印図録』（大谷大学所蔵禿庵文庫） 神田喜一郎・

野上俊静（監修）大谷大学（発行）一九六四年八月

情報：璽印番号：九一 积文：□□ 印鈕形状：壇 大きさ：一・二・五×一・二・一<sup>〇</sup> 備考：銅（一六五頁）

按：当該璽印の情報では、未読文字であるが、執筆者は「封胛」二字と読んでいる。「封」字は『古璽彙編』の燕国官璽（番号：〇一九二）及び燕国私璽（番号：四〇九一）に同じ文字構造が見られる。『説文解字』に「爵諸侯之士也。从之从土从寸。守其制度也。公侯百里、伯七十里、子、男五十里。徐鉉曰各之其土也。会意。府容切。」<sup>71</sup>古文封省。𠄎籀文、从𠄎」と見える。封姓には『元和姓纂』に「姜姓、炎帝之後。封鉅為黄帝師。……」と見える。「胛」

字は、左は「月(肉)」であり、右は「耳」字の残欠と推定する。  
「左月(肉) 右耳」の文字構造で、すなわち「𦉰」字である。中脩  
牘帛書字典<sup>1)</sup>の「中東に見ゆ」。「封」字の文字構造は燕国文字の特徴  
を表しているので、執筆者は当該璽印は燕国私璽と判断できる。

#### 【図十一】

出典：『中国古印図録』（大谷大学所蔵禿庵文庫） 神田喜一郎・

野上俊静（監修） 大谷大学（発行） 一九六四年八月

情報：璽印番号：九五 积文：公孫□ 印鈕形状：壇 大きさ：

一二・〇×一・二・〇 備考：銅、鈕損（一六五頁）

按：原积文は「公孫□」三字である。「公孫」二字の文字構造及び  
用例は燕国私璽に頻出するので、異見はない。第三字については、  
「耳」字と积読できると考える。「耳」字には燕国私璽に人名とし  
て頻出するので、本節の「図九及び図十」が参考になる。「孫」字  
の「左系右子」の文字構造及び「公」字の文字構造は燕国璽印特  
有の文字構造であるので（第一章二八頁「燕国璽印特殊文字字形  
表一（文字類）④⑧」参照）、当該璽印は燕国の私璽と判断できる。

#### 【図十二】

出典：『平盒攷蔵古璽印選』神田喜一郎（編修者）・加藤慈雨楼

（編者） 臨川書店 一九八〇年五月 第一卷一五一頁

情報：三つの図版のほかに情報一切なし。

按：印文の第一字については、本節の【図四】参照。再び贅言し

ない。第二字は「萃」字と考える。『説文解字』に「艸兒、从艸卒  
声、讀若瘁。秦醉の切」と見える。『古璽彙編』の燕国烙馬印（番  
号：〇二九三）に「萃」字が見られ、参考になる。ここの「萃」  
字は人名用字として使われている。「萃」字は代表な燕国文字  
の文字構造であるので、当該璽印は燕国の私璽と判断できる。

#### 【図十三】

出典：『平盒攷蔵古璽印選』神田喜一郎（編修者）・加藤慈雨楼

（編者） 臨川書店 一九八〇年五月 第一卷二五九頁

情報：三つの図版のほかに情報一切なし。

按：はじめの二文字は「率加（鮮虞）」と読む（第一章四三頁「率  
加（鮮虞）」参照）。第三字は「左系中戸右佳」の構成で、「羅」  
字と読むことができる。「羅」字の文字構造は関係文献に見ない  
が、ここには人名用字として用いて、燕国以外に、「率加（鮮  
虞）」の複姓は戦国時代の他国に見えないので、当該璽印は燕国の  
私璽と判断できる。

#### 【図十四】

出典：『平盒攷蔵古璽印選』神田喜一郎（編修者）・加藤慈雨楼

（編者） 臨川書店 一九八〇年五月 第一卷二〇五頁

情報：三つの図版のほかに情報一切なし。

按：執筆者は当該璽印の印文を「長係」と积読する。「長」字は燕  
国璽印に頻出する文字構造である（第一章二八頁「燕国璽印特殊

文字字形表一（文字類）⑤」及び本節【図八】参照。「係」字には、『説文解字』に「係繫束也。从人从系。系亦声。胡計切」と見える。ここには人名用字として用いている。「長」字の文字構造によれば、当該璽印は燕国の私璽と判断できる。

### 【図十五】

出典：『中国古銅印の美』古河市篆刻美術館 平成二十四年九月二十二日 璽印番号：二二

情報：① 鈎□ 戦国時代 当該古璽とNO. 89は、長曾我部木人（一八九一〜一九八六）先生の遺愛である。（九三頁）② 璽印番号：二二 印文：鈎□ 材質：銅印 鈕形：鼻鈕 時代：戦国 寸法：縦一・二七mm 横一三・〇四mm 高九・四二mm（九六頁）

按：原積は「鈎□」二字である。「鈎」字は『説文解字』に「纒、纒繩鈎也。从糸，句声。読若鳩。其俱切」及び『爾雅』积器第六に「鈎、謂之救。」と見える。『十鐘山房印拳選』所載印影に同じ文字構造が見えるが、「狗」字と釈読している。<sup>71</sup>なお、仰天湖簡に同じ文字構造が見る。<sup>72</sup>この印では姓と判断して、「鈎」字と釈読できる。第二字については、『戦国璽印分域編』<sup>73</sup>の番号四七八に同じ文字構造が見られ、莊新興氏は「望」字と読んでいる。当該文字は「上月（肉）下豆」の文字構造であり、「脰」字と考えている。「脰」字については、燕国璽印文字に「登」字（『古璽彙編』番号：三三八四八及び『古陶文彙編』番号：四・九〇と

四・九一）があり、「脰」字の「豆」部と同じ文字構造が見られる（第一章二八頁「燕国璽印特殊文字字形表一（文字類）⑤参照」。当該璽印の印鈕（第一章二〇〜二二頁私図三七〜三八参照）及び「脰」字の「豆」部の独特の文字構造によれば、当該璽印は燕国の私璽と判断できる。

前掲した十三件の燕国私璽は、中国と日本の両国に保存しているものであり、おおよそ、出土品（図三）と博物館（文庫）蔵品（図四〜図十一と図十五）及び私人蔵品（図十二〜図十四）の三類がある。燕国の私璽と判断するのは、印鈕・印文字の構造・印文の行文格式がその根拠である。はっきり印文字を読むことができる私印はほとんど研究者に釈読されているので、これに対しここに挙げた十三件の燕国私璽はおおよそ文字に損欠があることが特徴である。また、この十三件の印文の釈読によって、燕国私璽に「係」「封」の姓が存在することが判明し、燕国姓氏の研究に役にだつと考える。

### （三）吉語璽一件（図十六）

### 【図十六】

出典：『中国古印図録』（大谷大学所蔵禿庵文庫） 神田喜一郎・野上俊静（監修）大谷大学（発行）一九六四年八月 璽印番号：情報：璽印番号：一一五 积文：大吉昌□ 印鈕形状：壇 大きさ：一五・〇×一四・八mm 備考：銅、鈕有紋（一六六頁）

按：原釈文は「大吉昌□」四字である。「大吉昌」三字の釈読に異見はない。執筆者は最後の文字を「内」字と推定する。『古璽彙編』収録の「大吉昌内」（番号：四八六六～四八七四）の同文印には九顆がある。なお、『天津市芸術博物館蔵古璽印選』<sup>74</sup>にも同文印一顆を収載し、当該璽印とともに印体の周りに飾り紋がある。「昌」字と「内」字は燕国独特の文字構造が見られるので、当該璽印を燕国の吉語璽と判断する。

なお、『陶文図録』<sup>75</sup>に「大吉昌内」（番号：四・二一〇・四）の陶文印跡が見られるので、これら一群の吉語璽印の用途の一つとして陶器への捺印あったことが判明する。

## 第二節 燕国陶文印跡七件

本節は燕国陶文印跡七件を集めた。うち二件（夾砂紅陶一件〈図十七〉、灰陶一件〈図十八〉）は天津市武清区高村郷蘭城村の賈永輝氏の個人蔵品である。正式な考古出土ではないが、その地の戦国遺跡で賈氏が見つけたものなので、信じられるものである。材質に違いがあるものの、ともに四角形陶文印跡である。後五件の拓本は執筆者の蔵品であり、文字構造特徴及び印跡文字の内容の行文格式によれば、本物として判断できると考える。管見では、「図十九」に同文の陶文印跡があるほかは、今まで公開していない資料である。

### (一) 四角形陶文印跡二件（図十七～図十八）

#### 【図十七・一】

出典：一九九二年秋、天津市武清区高村郷蘭城村の賈永輝氏が蘭城村の東の養魚池の辺りで採集した陶片である。

#### 【図十七・二】

情報：夾砂紅陶、縄紋付き、方形印跡。拓本の図版は原寸である。按：当該印跡が付く陶片は賈永輝氏の個人蔵品である。二〇一五年二月六日、執筆者は賈氏の許可を得て写真を撮った。なお、賈氏より拓本二枚もらった。陶片は夾砂紅陶で、硬さがより固そうに見える。表面は縄紋と文字が付く面であり（図十七・二参照）、その裏面に炭灰類物質が見られる。

四角形の印面に陰文の印跡文字が見られ、模写すると「𪛗」のとおりである。文字構造から見れば、『古璽彙編』の（番号：三二六六「𪛗」）と同字であることが分かるので、当該文字を「𪛗」字と隸定できると考えている。「𪛗」字については、『集韻』入声質韻壁吉切に類似字が二つある。一つは「𪛗齋、説文羌人所吹角屠𪛗以驚馬也。或省俗作齋、非是。」であり、また一つは「𪛗漿澤、泉沸也。或省亦从畢。」である。『集韻』に見える「𪛗」字に『説文解字』を引用したと記載しているが、『説文解字』に見えない文字である。引用した内容によれば、『説文解字』に類字の「𪛗」字が見られ、「𪛗羌人所吹角屠𪛗以驚馬也。从角聲。𪛗古文詩字。」𪛗と見える。朱德熙氏は「𪛗」字

を「渤」字の異体字と推定する。<sup>77</sup>後になって、湯餘恵氏は直接「灑」字と読んでいる。<sup>78</sup>何琳儀氏は「灑」字と釈読して、「勃」字を読むと推定しながら、晋璽として判断した<sup>79</sup>。また呉振武氏は「灑」字を「渤」字と釈読する説もある。<sup>80</sup>

執筆者は当該陶文を燕国陶文印跡と判断する。釈読の面では、「灑(灑)」字と隸定し、何琳儀氏の「勃」字説に従う。『古璽彙編』(番号…三二六六「灑」)を参照すれば、「渤」字を人名の「姓」として考える。『春秋左伝』僖公二十五年に「寺人勃鞞」が見られる。なお、「灑」字と「灑」字の「戈」部はともに「𠄎」の文字構成で、著しい燕国文字の特徴が見られるので(第一章三三頁「燕国璽印特殊文字字形表一(偏旁部首類)」<sup>81</sup>参照)、『古璽彙編』の番号…三二六六及びこの陶文は燕国の遺品と判断できる。したがって、何琳儀氏が『古璽彙編』の番号…三二六六を「晋璽」とする判断は成立しないことが明らかである。

#### 【図十八・一】

#### 【図十八・二】

出典…二〇〇一年五月二十七日午後、天津市武清区高村郷蘭城城南の戦国遺跡の辺りで蘭城村の賈永輝氏が拾ったものであり、今は賈永輝氏の個人蔵品である。

情報…灰陶、四角形の印跡は残欠している容器の外底部にあり、拓本は原寸である。

按…考古出土品ではないが、信じられるものである。拓本によれ

ば、当該陶文印跡の文字を「臣𠄎」二字と釈読できると考える(「𠄎」字は第四章の「𠄎」字と同じ)。「臣」字については、『説文解字』に「牽也。事君也。象屈服之形。凡臣之属、皆从臣。𠄎隣切」と見える。『古璽彙編』の番号…〇八九一(肖臣)、一二二二(二(番臣))に「臣」字の用例が見える。ともに人名の用字として用いている。「𠄎」字は燕国璽印及び陶文印跡に頻出する文字であるが、現段階の資料範囲で執筆者は未釈文字とする。詞性面には動詞として考えている。<sup>82</sup>類似印文の璽印は「魯𠄎」(『古璽彙編』番号…五五六六)と「齊𠄎」(『古璽彙編』番号…五五八二)が参考になる。「𠄎」字は燕国以外に、同時代の他国に見ない文字構造であるので、当該器物は燕器と判断できる。

この二件の燕国陶文印跡は非常に珍しい、「図十七」のような二センチほどの単字印跡はより貴重である。「図十八」の陶文印跡の文字を璽印文字に照らすことで、「灑(渤)」字を人名の「姓」と判断する証拠を提示した。なお、印跡に見える「𠄎」字には、今の段階で釈読保留であるが、執筆者の動詞説(第一章参照)のまた一つの傍証となる。

#### (二)長細形陶文印跡六件

#### 【図十九】

出典…陶文印跡の拓本は執筆者の蔵品である。

情報…陶文印跡の拓本は原寸で、その他に関する情報は一切なし。  
按…当該陶文印跡の拓本は二〇一三年に入手したものであるが、出土地などに関する情報は不詳である。印跡文字を「匍攻昌」三字と釈読すれば、問題ないと考える。「匍」字は即ち「陶」字であり、「攻」字は即ち「工」字であり、「匍攻」二字は「陶工」二字と読み、陶器を制作する工匠を指す。よって「昌」字は陶器製作した工匠の名と推定する。「匍攻某」の長細形印跡が付く陶片は、戦国時代の燕国故地より数多く出土したことがある。しかし、「昌」である陶工の名は燕国の三つの印跡（有紀年類・無紀年類）が並ぶ燕国陶文印跡にも見えない（第三章参照）。陶器に捺印した長細形の印跡の存在は燕国陶文の著しい特徴である。「昌」字の文字構造と「匍攻十名」の行文格式及び当該陶文印跡と同文である『古陶文彙編』の番号…四・七八、四・七九参照から、当該陶文を燕国の文字と判断する。

### 【図二十】

出典…陶文印跡の拓本は執筆者の蔵品である。  
情報…陶文印跡の拓本は原寸で、他に関する情報は一切なし。  
按…当該陶文印跡の拓本は二〇一三年に入手したものであるが、出土地などに関する情報は不詳である。執筆者は陶文印跡を「匍攻依」三字と読む。その「匍攻」はすなわち「陶工」二字である（本節の「図十九」参照）。「依」字については、『歩髯堂藏戦国陶文遺珍』<sup>82</sup>に同文印跡及び「依」字の文字構造が見られるが、唐

存才氏は「喪」字と釈読している。「外衣内人」の文字構造で、「依」字を読むことができると考える。「依」字は陶器を制作した陶工（工匠）の名と推定する。「匍攻依」三字の右にある丸の痕跡は燕国陶器に頻出して「乳釘紋」である。「乳釘紋」の用途はまだまだ判明していないのが研究現状である。「乳釘紋」が付く陶片から見れば、乳釘の並びには、上下二段と横一列の二種がある。そして長細形の印跡は乳釘の両端あるいは一端に捺される特徴がある。さらに、その長細形印跡が捺される「乳釘紋」にも左或は右の特徴がある。すなわち、于軍氏の指摘したとおり、三つの印跡の間には、往々にして乳釘紋或は円圏紋が飾られ、その用途はまだ判らないが、一つ確認できるのは、乳釘紋と円圏紋には「左・右」の区別、即ち「左陶」に属するものは均しく円圏紋であり、「右陶」に属するものは均しく乳釘紋である。<sup>83</sup>本件は凸類「乳釘紋」の残欠と判断する。「乳釘紋」と長細形の印跡文字及び「匍攻十名（匍攻某）」の行文格式によれば、当該陶文を燕国の遺品と判断できる。

### 【図二十一】

出典…陶文印跡の拓本は執筆者の蔵品である。  
情報…陶文印跡の拓本は原寸で、他に関する情報は一切なし。  
按…当該陶文印跡の拓本は二〇一三年に入手したものであるが、出土地などに関する情報は不詳である。「俛」字については、「左人右來」の文字構造であり、研究者によって、釈読は異なるが、

執筆者は「俵」字説に従う（第四章四節  「俵」二字の釈読における彙総表）参照。「故」字は「左支（文）右告」の文字構造で燕国の陶文印跡に頻出している。執筆者は印跡文字の内容を「俵故故□」の四字と隸定し、「勅故迫□」四字と読む。第三字は残欠しているが、類似陶文印跡「俵某故某」の特有行文格式を参照すれば、「故」字と推定できる。「俵（勅）」字は、三璽併用燕国陶文にあつては「ただす」の意味と推定する。「故」は、『説文解字』に「迫、近也。」と見える。ここでは「せまる。ちかづく。」を意味する。「」字と「」字については、研究者によつて、釈読は異なるが、執筆者は「故」字及び「俵」字説に従う（第三章一・二三〜一・二四頁  「」二字の釈読における彙総表参照）。なお、「」字は工匠名として、燕国有紀年類陶文中の十六年から十九年の間に、「俵」の職分として頻出する特徴があり（第三章一・一四頁燕国有紀年陶文彙総表〈表一〉）、文字構造面によれば、「故」字と釈読できると考えている。なお、「俵某故某」の行文格式は燕国陶文に用例が多く、三つの印跡と並んでいる特徴は同時代の他国に見ない。当該印跡の右に「乳釘紋」が見える。長細形の印跡と「俵某故某」の行文格式及び「乳釘紋」からみて、燕国の陶文印跡と判断できる。

## 【図二十二】

出典…陶文印跡の拓本は執筆者の蔵品である。

情報…陶文印跡の拓本は原寸で、他に関する情報は一切なし。

按…当該陶文印跡の拓本は二〇一三年に入手したものであるが、出土地などに関する情報は不詳である。印跡文字を「□年十月左匊□」の七字と釈読する。「紀年月」の陶文は印跡三つが並んでいる特徴がある（『古陶文彙編』番号…四・一〜四・六参照）。また「紀年月」類陶文に関する論説は、第四章参照。文字構造面では、「上禾下土」構造の「年」字及び「左」字に燕国文字独特の文字構造が見られる（第一章二八頁「燕国璽印特殊文字字形表一（文字類）⑨⑩」参照）。そして、「紀年月十左匊……」の行文構造とともに、当該陶文印跡が燕国の遺品と判断する。

## 【図二十三】

出典…陶文印跡の拓本は執筆者の蔵品である。

情報…陶文印跡の拓本は原寸で、他に関する情報は一切なし。

按…当該陶文印跡の拓本は二〇一三年に入手したものであるが、出土地などに関する情報は不詳である。文字は捺印した印跡文字で、二行がある。その右の一行は「左匊口鑿……」の内容であり、左の一行は「左匊俵湯故国……」である。そもそも「鑿」字が付いている陶文印跡には、「紀年月」の内容を見ず、印跡三つが並んでいる特徴がある。したがって本件の印跡は三つのうち一つが欠けたものと考えられる。また二行の印跡文字の左には「乳釘紋」が見られる。「乳釘紋」には「凹凸」二類があり、その数も一〜十顆あつて等しくない（本節図二十参照）。本件はそのうちの凹類

「乳釘紋」と判断できる。「左」字と「国」字の文字構造及び印跡内容によれば、燕国陶文印跡の「無紀年」類陶文と判断できる（第三章一一五頁〈燕国無紀年長細形三璽併用陶文印跡彙総表〉参照）。

#### おわりに

本章は燕国璽印十六件、すなわち官璽二件、私璽十三件、吉語璽一件及び陶文印跡七件（七件の内訳は四角形印跡二件、長細形印跡五件）について、その文字構造の特徴と内容の行文格式に関して検討した。これら十六件中には、伝世文献資料の再検討が必要になったものもあるし、初めて公開した資料もある。以上の検討結果から、下記の新知見が得られた。

(一) 燕国職官璽にある「司璽」の職官は「大司璽」と「外司璽」の区別があることが明らかになった。また「司璽」の職官名は長細形璽印にあるだけでなく、四角形職官印にも存在している。「大司璽」の職官名は今まで見ないので、燕国の出土及び伝世文献の不足を補うことできると考える。

(二) 飾り筆文字は燕国私璽だけではなく、職官類用璽の長細形璽印にも用いていることが明らかになった。

(三) 伝世文献にある残欠の私璽の釈読によって、燕国私璽に「係」「封」の姓があることが判明した。燕国姓氏の研究に役立つと考える。

(四) 「図一」の跋文の末にある落款印の釈読によって、論考者

である徐同柏氏の誕生年月日は詳しくは「乾隆乙未十二月十日」であることも明らかになった。

#### 参考文献

- 『説文解字』許慎 中華書局出版 一九六三年十二月第一版  
『燕文字編』王愛民 吉林大学碩士學位論文 二〇一〇年四月  
『燕下都』(上下) 河北省文物研究所 河北省文物出版社 一九九六年八月  
『芸林月刊』第八十五期 天津市古籍書店、一九九三年五月  
『朱德熙古文字論集』裘錫圭・李家浩(整理) 中華書局 一九九五年二月  
『書道講座6篆刻』西川寧 二玄社 一九七三年二月  
『中国歴代貨幣大系』馬飛海(総主編) 上海人民出版社 一九八八年四月  
『于省吾教授誕辰一〇〇周年紀念文集』吉林大学古文字研究室編 吉林大學出版社 一九九六年九月  
『戦国文字通論』何琳儀 中華書局 一九八九年四月  
『戦国文字通論(訂補)』何琳儀 江蘇教育出版社 二〇〇三年一月  
『戦国古文字典』何琳儀 中華書局 一九九八年九月  
『戦国璽印分域研究』陳光田 岳麓書社 二〇〇九年五月  
『戦国璽印分域編』莊新興 上海書店出版社 二〇〇一年十月  
『戦国文字編』湯餘惠 福建人民美術出版社 二〇〇一年十二月

- 『双劍詒古器物凶錄』于省吾 中華書局 二〇〇九年四月
- 「戦国古璽考釋十種」石志廉『中国歴史博物館(館刊)総第二期』  
文物出版社 一九八〇年九月
- 「略論戦国文字形体研究中的幾個問題」湯余惠『古文字研究』(第  
十五輯) 中華書局 一九八六年六月
- 『古璽通論』曹錦炎 上海書畫出版社 一九九六年三月
- 『古璽彙編』故宮博物院編(羅福頤主編) 文物出版社 一九八  
一年十一月
- 『古璽文編』羅福頤主編 文物出版社 一九八一年十月
- 『古璽彙編』校訂』吳振武 人民美術出版社 二〇一一年十一月
- 『古陶文彙編』高明(編著) 北川博邦(翻訳) 中国北京・中華  
書局+日本・東方書店 一九八九年五月
- 『方寸乾坤』(浙江省博物館典藏大系) 駱堅群(主編) 浙江古籍  
出版社 二〇〇九年十一月
- 『璽印』(故宮博物院藏文物珍品大系) 鄭珉中(主編) 上海科学  
技術出版社・商務印書館(香港) 二〇〇八年七月
- 『戦国題銘与工官制度』董珊 博士研究生學位論文 二〇〇二年  
五月
- 『二十世紀出土璽印集成』周曉陸(主編) 中華書局 二〇一〇  
年一月
- 『上海博物館藏印選』上海書画出版社(編) 上海書画出版社  
一九七九年八月
- 『先秦璽印凶說』徐暢 文物出版社 二〇〇九年一月
- 「戦国紛争・五系分域(簡説戦国璽印的分域和分類)」徐暢 『古  
璽聚珍(中国書法二〇一二年十一月贈)』中国書法雜誌社 二〇  
一二年十一月
- 『古璽文編』校定』吳振武 人民美術出版社 二〇一一年十一月
- 『中国書道文化辞典』西林昭一 柳原出版社 二〇〇九年六月十  
五日
- 『中国古文字研究(第一輯)』吉林大学古文字研究室編 吉林大學  
出版社 一九九九年六月
- 『中国古文字学通論』高明 北京大學出版社 一九九六年六月
- 『中国歴代貨幣大系』(「先秦貨幣」馬飛海(総主編)汪慶正(主  
編)馬承源(審校) 上海人民出版社 一九八八年四月
- 『中国璽印類編』小林斗盒 二玄社 一九九六年二月
- 『中国古印凶録』(大谷大学所蔵禿庵文庫) 神田喜一郎・野上俊  
静(監修) 大谷大学(発行) 一九六四年八月
- 『吉林出土古代官印』張英張英(任萬拳・羅顯清) 文物出版社  
一九九二年十月
- 『周叔弢先生捐獻璽印選』天津市芸術博物館編 天津人民美術出  
版社 一九八四年三月
- 『陶文凶録』王恩田 齊魯書社 二〇〇六年六月
- 『中国戦国時代の美術』編集・発行…大阪市立美術館 平成三年  
十月八日發行
- 『金文積読與文明探索』趙平安 上海古籍出版社 ？年？月
- 『步影堂藏戦国陶文遺珍』唐存才 上海書画出版社 二〇一三年

图一



周宋司城印  
大司城  
司城

職古職字世見司城都時為城都司遠而鉤  
城並在此加唐易與地能隆重能權坊能隆同  
為隆平見字司城中官以卷公名司空中撥為司城  
又鉤即南玉穿於小金古書至元車平用玉也既僕敬  
相國說  
道光二十年庚子夏五月為梅莊徐同



图二·一



图二·二



图二·三



图三·一



图三·二



图六



图四



图五



图七



图九



图十一



图十三



图十五



图八



图十



图十二



图十四



图十六





图十九



图十七·二



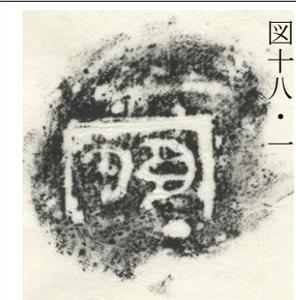
图十七·一



图二十



图二十



图十八·一



图十八·二



图二十



图二十

注..

- 1 『古璽彙編』故宮博物院編(羅福頤主編) 文物出版社 一九八一年十一月  
論文に再出した箇所(書籍名と璽印番号だけを提示すること)。
- 2 『古陶文彙編』高明(編著) 北川博邦(翻訳) 中国北京・中華書局十日  
本・東方書店 一九八九年五月 論文に再出した箇所(書籍名と陶文拓本  
の番号だけを提示すること)。
- 3 『陶文図録』王恩田 齊魯書社 二〇〇六年六月
- 4 なお、跋文の末にある落款印「嘉興徐大椿字春甫号寿臧又号籀莊口乾隆乙  
未十二月式十日生家□……」の内容によって、論考者の徐同柏氏の詳しい  
誕生年月日は「乾隆乙未十二月式十日」であることも知られる。
- 5 『芸林月刊』第八十五期 天津市古籍書店、一九九三年五月
- 6 西林昭一『中国書道文化辞典』柳原出版社 二〇〇九年六月十五日第一刷  
四七〇頁「徐同柏」六四九頁「張廷濟」参照。
- 7 吳振武「積雙劍諺旧藏燕(外司聖鑑)璽」『于省吾教授誕辰一〇〇周年紀  
念文集』吉林大學出版社 一九九六年九月 一六二〜一六五頁参照。
- 8 陳光田『戦国璽印分域研究』岳麓書社 二〇〇九年五月 〇九〇〜〇九一  
頁
- 9 于省吾『双劍諺古器物図録』中華書局 二〇〇九年四月 一三五〜一三六  
頁
- 10 西川寧『書道講座6篆刻』二玄社 一九七三年二月
- 11 石志廉「戦国古璽考釋十種」『中国歴史博物館(館刊)総第二期』文物出  
版社 一九八〇年九月 一一三頁
- 12 湯余恵「略論戦国文字形体研究中的幾個問題」『古文字研究』(第十五  
輯) 中華書局 一九八六年六月 六六頁
- 13 曹錦炎『古璽通論』上海書畫出版社 一九九六年三月 八四頁
- 14 駱堅群(主編)『方寸乾坤』(浙江省博物館典藏大系) 浙江古籍出版社  
二〇〇九年十一月 〇二九頁
- 15 鄭珉中(主編)『璽印』(故宮博物院藏文物珍品大系) 上海科學技術出版  
社・商務印書館(香港) 二〇〇八年七月 十八頁
- 16 董珊『戦国題銘与工官制度』博士研究生學位論文 二〇〇二年五  
月 第四節燕国陶文和璽印 参照

- 17 徐暢『先秦璽印図説』文物出版社 二〇〇九年一月 四一〇頁
- 18 周曉陸『二十世紀出土璽印集成』中華書局 二〇一〇年一月 六〇頁
- 19 何琳儀『戦国文字通論』中華書局 一九八九年四月 九九頁
- 20 何琳儀『戦国文字通論(訂補)』江蘇教育出版社 二〇〇三年一月 一〇  
八頁
- 21 何琳儀『戦国古文字典(戦国文字声系)』中華書局 一九九八年九月 九  
一三頁「外」及び一〇二八頁「鑑」字参照。
- 22 ①羅福頤氏は『古璽彙編』に「𠄎」と積読している。②湯餘恵氏は  
「𠄎」を積読して、「𠄎」字と読んでいる。湯餘恵「略論戦国文字形  
体研究中的幾個問題」『古文字研究』第一五輯、中華書局、一九八六年  
六月 五三頁参照。
- 23 「𠄎」羅福頤氏『古璽彙編』及び吳振武氏『古璽彙編』校訂』に同じ  
く「𠄎」字と積読している。
- 24 羅福頤氏『古璽彙編』に「𠄎」字と積読している。
- 25 石永士・石磊『燕下都東周貨幣聚珍』(河北省文物研究所編 一九九六  
年八月) 一六〇頁、一七四頁
- 26 馬飛海(総主編) 汪慶正(主編) 馬承源(審校)『中国歴代貨幣大系』  
(一先秦貨幣) 上海人民出版社 一九八八年四月 七六一〜七六四頁
- 27 羅福頤(主編)『古璽彙編』文物出版社 一九八一年十二月 番号:〇  
〇八二
- 28 石志廉「戦国古璽考釋十種」『中国歴史博物館(館刊)』(総第二期) 文物  
出版社 一九八〇年九月 一一三頁
- 29 湯余恵「略論戦国文字形体研究中的幾個問題」『古文字研究』(第十五  
輯) 中華書局 一九八六年六月 六六頁
- 30 曹錦炎『古璽通論』上海書畫出版社 一九九六年三月
- 31 上海書畫出版社(編)『上海博物館藏印選』上海書畫出版社 一九七九  
年八月 一頁
- 32 徐暢『戦国紛争・五系分域(簡説戦国璽印的分域和分類)』『古璽聚珍  
(中国書法二〇一二年十一月贈)』中国書法雜誌社 二〇一二年十一月  
一頁
- 33 中国画学研究会『芸林月刊』(第十七期) 天津市古籍書店 一九三一年  
九月

- 3 4 董珊『戦国題銘与工官制度』博士学位論文 二〇〇二年五月 第  
四節燕国陶文和璽印 参照
- 3 5 趙平安「燕国長條形陽文璽中の所謂襯字問題」『金文釈読與文明探索』  
上海古籍出版社 二〇一一年十月 一三二七頁
- 3 6 徐暢『先秦璽印図説』文物出版社 二〇〇九年一月 一五二頁
- 3 7 陳光田『戦国璽印分域研究』岳麓書社 二〇〇九年五月 〇九〇頁
- 3 8 李家浩『文史』三三輯 一九九一年
- 3 9 高明『中国古文字学通論』北京大学出版社 一九九六年六月 四七〇頁
- 4 0 湖南省博物館編『湖南省博物館藏古璽印集』上海書店出版 一九九一年  
六月 一頁番号…三参照。
- 4 1 故宮博物院編(羅福頤主編)『古璽文編』文物出版社 一九八一年十月  
二六二頁「恭」字参照。
- 4 2 吳振武『古璽彙編』校訂』人民美術出版社 二〇一一年十一月 四九  
二頁番号…〇三二九参照。
- 4 3 馮勝君「戦国燕青銅礼器銘文彙釈」『中国古文字研究(第一輯)』吉林大  
学古文字研究室編 吉林大学出版社 一九九九年六月 一九〇頁
- 4 4 何琳儀『戦国古文字典(戦国文字声系)』中華書局 一九九八年九月 六  
二二頁「悦」字参照。
- 4 5 湯餘惠『戦国文字編』福建人民美術出版社 二〇〇一年十二月 七一〇  
頁
- 4 6 『燕下都(上)』河北省文物研究所編 文物出版社 一九九六年八月 八  
四一頁
- 4 7 『燕下都(下)』河北省文物研究所編 文物出版社 一九九六年八月 図  
版一七九(六)
- 4 8 董珊氏の博士研究學位論文『戦国題銘与工官制度』 二〇〇二年五月
- 4 9 「燕国長條形陽文璽印中の所謂襯字問題」 趙平安 『考古與文物』 二一  
〇〇五年増刊
- 5 0 『金文釈読與文明探索』 趙平安著 上海古籍出版社 二〇一一年十月  
二三五頁
- 5 1 『先秦璽印図説』徐暢 文物出版社 二〇〇九年一月 二二八頁参照。
- 5 2 『二十世紀出土璽印集成』周曉陸主編 中華書局 二〇一〇年一月 四  
八頁
- 5 3 拙稿「燕国璽印研究—長細形璽印の印文中の(端)を中心に—」『書学  
書道史研究』第二十五号 書学書道史学会(編集 二〇一五年十月)
- 5 4 拙稿「燕国長細形一璽印の釈読」『書道学論集(11)』(大東文化大学大  
学院書道学専攻院生会、二〇一四年三月) 六九〇七八頁参照
- 5 5 「戦国文字中的市」裘錫圭『考古學報』一九八〇年第三期 二九一頁
- 5 6 『古陶文彙編』高明(編著) 北川博邦(翻訳) 中国北京・中華書局+  
日本・東方書店 一九八九年五
- 5 7 『説文解字(附檢字)』(漢)許慎撰 中華書局影印本 中華書局出版  
一九七九年十月 一五頁
- 5 8 『古文字構成学』劉釗 著 福建人民出版社 二〇〇六年一月 二二三頁
- 5 9 『古文字構成学』劉釗 著 福建人民出版社 二〇〇六年一月 三四五  
頁
- 6 0 『睡虎地秦墓竹簡』睡虎地秦墓竹簡整理小組 文物出版社 一九七八年  
十一月 六八頁
- 6 1 『古陶文彙編』(高明 中華書局版・訳者 北川博邦 東方書店 一九八九年  
五月) 番号四・七、四・二一、四・三二参照。
- 6 2 『燕下都(上)』河北省文物研究所編 文物出版社 一九九六年八月 二  
六一頁(文) 二六二頁(図)
- 6 3 拙稿「燕国璽印研究—長細形璽印の印文中の(端)を中心に—」『書学  
書道史研究』第二十五号 書学書道史学会(編集 二〇一五年十月)
- 6 4 拙稿「燕国長細形一璽印の釈読」『書道学論集(11)』(大東文化大学大  
学院書道学専攻院生会、二〇一四年三月) 六九〇七八頁参照
- 6 5 周曉陸(主編)『二十世紀出土璽印集成』中華書局 二〇一〇年一  
上冊譜録第一章 一頁二—SY—〇〇二七参照。
- 6 6 『古璽彙編』番号…二五二二にある「駱」字が参照になる。
- 6 7 『古璽彙編』番号…三八六六参照。
- 6 8 『周叔弢先生捐獻璽印選』天津市芸術博物館編 天津人民美術出版社  
一九八四年三月 第七〇印
- 6 9 『天津市芸術博物館藏古璽印選』李東琬 文物出版社 一九九七年八月  
三頁右下
- 7 0 『戦国古文字典』(戦国文字声系) 何琳儀 中華書局 一九九八年九月  
上冊八三二頁「胙」字参照。

- 7 1 『十鐘山房印舉選』上海書畫出版社 一九八五年十一月 一一頁右下印影。
- 7 2 『戰國古文字典』(戰國文字声系) 何琳儀 中華書局 一九九八年九月三四頁「絢」字參照。
- 7 3 『戰國璽印分域編』莊新興 上海書店出版社 二〇〇一年十月 八四頁 番号・四七八參照
- 7 4 『天津市芸術博物館藏古璽印選』李東璇 文物出版社 一九九七年八月 三六頁左下
- 7 5 『陶文図録』王恩田 齊魯書社 二〇〇六年六月 四卷一七二八頁
- 7 6 許慎(漢)『說文解字』中華書局 一九七九年十月 九四頁
- 7 7 朱德熙「關於侯馬盟書的幾點補積」朱德熙(著) 裘錫圭・李家浩(整理)『朱德熙古文字論集』中華書局 一九九五年二月 五七頁參照。
- 7 8 湯餘惠『戰國文字編』福建人民美術出版社 二〇〇一年十二月 七五九頁
- 7 9 『戰國古文字典』(戰國文字声系) 何琳儀 中華書局 一九九八年九月 一 三〇二頁
- 8 0 吳振武『古璽文編』校定』人民美術出版社 二〇一一年十一月 三七〇頁三二六參照。
- 8 1 拙稿「燕國璽印及び陶文印跡中の「」字の詞性」『書道學論集(12)』(大東文化大學大学院書道學專攻院生會、二〇一五年三月) 四一〜六六頁
- 8 2 唐存才『步黻堂藏戰國陶文遺珍』上海書畫出版社 二〇一三年十月
- 8 3 于軍「燕三級監造類陶文的初步研究」李亞平・李俊卿『燕趙金石論集』河北教育出版社 二〇一五年十月 二九一〜二九九頁

## 終章

### 研究成果とその意義

本研究では、戦国燕国文字の研究に基づいて、燕国の璽印及び陶文印跡を中心に検討した。本研究の成果である新知見を章ごとに改めて列記すれば、以下のとおりである。

#### 第一章「燕国璽印の判別基準」

検討を踏まえて基準器形として官璽三〇顆、私璽七一顆（言語璽六顆、図形璽三顆含む）を提示した。また、先学の研究成果を参照しながら、伝世文献と出土資料に基づいて、燕国の市名七件、官職名十件、複姓十一件を確認した。得られた新知見は下掲の「老く伍」のとおりである。

（老）提示した判別基準に基づけば、燕国璽印には下記の特徴が指摘できる。

#### ◇器形（形制）面について◇

①壇形鼻鈕の四角形印面で白文の銅製官璽は、サイズが通高一・四～一・七cm 印面二・九～二・四cmの間で変動する。

②柱形鼻鈕（長い柄が付く）の長細形印面で朱文の銅製官璽は、燕国以外には同時代の他国に見えないものと判断できる。

③別の用途（烙印）である柱鈕中空の四角印面で朱文の巨大銅製官璽の器形は、同時代の他国に例を見ない。

#### ◇字形（文字構造）面について◇

①璽印及び陶文印跡に見る固有の文字構造三一個の単字及び固有の偏旁部首一一個を抽出した。

#### ◇印文の行文格式について◇

①官璽（壇形鼻鈕の四角形印面で白文の銅製官璽）については、「…都十職官名」の行文格式に帰納できる。

②私璽については、「姓十生十名」の特有な行文格式に帰納できる。

（式）抽出した燕国璽印の基準器に基づいて、国別未定の璽印資料から官璽五点、私璽五十四点、封泥三点（官璽印跡二点、私璽印跡一点）を抽出した。なお、伝存資料中に偽造である官璽二五点、私璽二点、官璽でも私璽でもないもの一点、偽造陶文二点を指摘した。偽造の璽印と陶文については、官璽が中心で、サイズは大きく、印文の末に「璽」字を加える特徴のあることが判明した。材質の面では、銅製の他に玉製の偽物もある。

（参）璽印の印面にある田字格は秦時代に盛行するが、すでに戦国時代の燕国官璽に田字格、私璽に横日字格の用例を検出した。例こそ少ないが、田字格及び横日字格の萌芽状態を示す資料となった。

（肆）燕国官璽の鈕制には、壇形鼻鈕の他に、動物形の蟠螭鈕の用例のあることも判明した。

(伍) 長い柄が付く「外司爐端」には印文・器形とも同じである双子の存在が確認できる。どちらが本物であるかは、現階段では判断できないが、一つは故宮博物院(北京)、一つは浙江省博物館の収蔵品であることが分かっている。

璽印の器形(形制)の特徴、印文の文字構造の特徴、印文の行文格式の構成特徴から、燕国璽印の判別基準を導き出した。これらの判別基準は国別未定の璽印や陶文群に適用でき、古璽印研究の進展におおいに寄与できる。そして、提示した燕国璽印特有の単字字形(文字構造)と偏旁部首表は、古璽印の所属国を判断する際の、文字面の参考基準として有用と考える。

## 第二章 「長細形璽印の印文中の〈端〉を中心に」

燕国にだけ存在した長い柄が付く特異な長細形璽印を中心に、印体、印鈕、印面、文字内容及び用途など諸方面の考察を行った。また、代表的な当該類の璽印の十九件(偽印二件を含む)について、寸法、保存現状、収蔵先なども詳しく調査し、長細形璽印と類似している長細形陶文印跡二十件以上についても、その形状の特徴と文字内容を検討した。さらに、関連する陶器や青銅器の器形についての検討も行い、事実を踏まえて、この長細形璽印の文字面の釈読と用途面に対する認識について、新知見を提示できたと考えている。本章の結果は、以下の四つ「壺々肆」にまとめるとおりである。

(壺) 燕国の長細形印跡が付く陶器の命名―「燕陶端」の名称が適

切であること―

調査結果によれば、この長細形璽印の印跡が付いている燕地出土の陶器の完器は九個現存する。この九個の完器中、図版と関係資料とを入手できた七個の器形及び類似の陶器残片について検討を行った。その結果、燕国に存在していたこの陶器は罐、尊、壺、陶瓶と呼ばれてきた従来の称号を統一して、「燕陶端」と命名するのが適切であることが判明した。

(参) 燕国長細形璽印の名分を正す―「端」は璽印の名ではなく、燕国で陶器の一種を指すこと―

従来、研究者らは燕国の長細形璽印を「端」と呼んで、璽印の一種の名としてきたが、研究結果では、「端」は燕国長細形璽印の名前ではなく、燕国の陶器の一種であり、「端」字が付くこれら長細形璽印は、璽印自体の名ではない、すなわち「端」は長細形璽印を鈴印する対象の器物を指す名であることが明らかになった。

(参) 燕国長細形璽印の用途の歴史上の評価―「燕陶端」に鈴印する専用印として使われたこと―

本研究では、特別な形制特徴を持っている璽印は、特別な用途に使われたという立場から、燕国の長細形璽印及び類似する長細形陶文印跡を互いに対照して、その文字内容、字形(文字構造)特徴及び器形(形制)特徴等の諸方面について考察し検討を行った。その結果、材料はすべて銅で作られ、長い柄(印体)を備え、鼻鈕を印体の側に付け、陽文の長細形の

印面をもつ一類の燕国璽印の用途は、「燕陶端」のために生まれて来た専用璽印であることが明らかにされた。そして、考察によって、戦国時代の他国には類似する長細形璽印がないことが知られたことから、璽印の真偽についても検討を行い、「端」字が付く長細形の陽文しかない璽印は、戦国時代の燕国にしかない存在であることを明らかにした。四角形の陰文あるいは陽文の璽印は存在せず、また、銅以外の材料を使ったものもないことが分かった。そして、長細形璽印の多くは「端」（燕陶端）の製造地、名義上の監造機関及び所有機関、流通場所を表すが、その外にも、直接に長細形璽印の用途を示す「易文支端」の例がある。

(肆) 燕国長細形璽印の性質所属について―官印であり、私印ではないこと―

この長細形璽印は、総合的に見れば、低層の陶器製造機関と官職の低い監造官の用印であり、他の官事活動には使われない。この類の燕国特有の長細形璽印は、燕陶端のために生まれて来た専用印である。官印に属してはいるが、一般的な官印とは区別があり、低層の製造類官方用印であることが明らかにされた。

長細形璽印及び類似の陶器残片と関連陶器に関する検討を行い、従来罐、尊、壺、陶瓶と呼ばれてきた陶器の称号を統一して、「燕陶端」と命名するのが適切であることの知見をえた。この当該陶器の命名は、燕国陶器や璽印の研究に便利を供すると考える。また、従

来、研究者らが燕国の長細形璽印を「端」と呼んできた誤認を正し、「端」は長細形璽印を鈴印する対象の器物（燕陶端）を指す名であることを明示したこと、また、当該類の璽印の性質を職官用璽、用途を量器である「燕陶端」の専用璽であることを明らかにしたことは、燕国長細形璽印の名分を正した意味においても、璽印の用途を明らかにした意味においても特に意義があると考えられる。また、飾り筆文字は燕国私璽だけではなく、職官類用璽の長細形璽印にも用いることが明らかになったことは、燕国璽印の文字風格面の研究に有意義である。

### 第三章 「燕国陶文考」―長細形三璽併用陶文印跡を中心に―

収集した燕国の長細形三璽併用陶文印跡九五件を検討して得られた知見を報告した。九五件の内訳は有紀年類陶文印跡六三件、無紀年類陶文印跡三二件である。なお、完器は有紀年類四件と無紀年類三件がある。燕国有紀年陶文の器形面の研究に役立つ。

有紀年類陶文印跡の内訳は「十六年」五件、「十七年」四件、「十八年」七件、「十九年」二件、「廿年」一件、「廿一年」九件、「廿二年」六件、「廿三年」八件、「廿五年」一件、「廿七年」四件、風化損缺で紀年不明のもの十件、偽品一件、模写五件である。

紀年は十六年四月から廿七年までの間にあり、陶文には抑印と刻画の二種がある。銘文には記事だけの一件（廿一年）を除いて、すべて紀年（十月）の下に「左・右」匍尹と製造工官の職分や人名などが

並ぶ。「廿四年」と「廿六年」陶文が一例も出ない理由は分らない。出土地が明らかなのは二八件で、易県と天津の両地に限られる。

一方、無紀年類陶文印跡三二件の内訳は、三つの印跡が明瞭に読めるもの一二件、損缺するもの二〇件である。また出土地が明らかなのは二二件で、易県と北京の両地に限られる。

燕国三璽併用陶文印跡の年代、内容、併用印跡の並ぶ順序及び「倭」「攻」「匄攻」の工官名の使用頻度を研究することによって、製陶業に関する文献の不足を補うことができると考え、検討した結果、以下の結論をえた。

(尅) 陶器製造機関の「左匄」と「右匄」の間には、工官人員が互いに職分を変更する現象がある。工官の人名から見れば、「匄尹」に属している「倭」「攻」は、「監造」者であると同時に「攻(工)」の職分として製陶活動にも参与している。

(式) 有紀年陶文の銘文内容の変化の特徴から、「……器端」の文字内容が付く一群の陶文の年代は、燕昭王二七年以後の製造であることが判る。よって上限は陶文を見ない燕昭王二六年(前二八六年)と推定できる。製造月の記載については、二月と七月を見ない以外、正月「」、三月「」、四月「」、五月「」、六月「」、八月「」、九月「」、十月「」、十一月「」、十二月「」が揃っている。なお、閏月の「十三月」の記載は兵器銘文中に一例があるだけで、陶文中には未見である。

(参) 有紀年陶文の紀年によれば、「……王<sup>ㄊ</sup>端」の印文を有する一

群の燕国長細形璽印は、燕昭王時期の所造である可能性が高い。少なくとも燕昭王廿一年(前二九二年)の製造陶器には、

これら「……王<sup>ㄊ</sup>端」の璽印を使っている。そして、燕の国君は最高監造者の名義者として陶器製造に参加したことが分かる。三璽併用陶文の内容を検討した上で、従来の四級と三級監造説とともに非とし、燕の国君は最高監造者の名義者として陶器製造に参加した四級監造「王(燕国君)」「匄君(尹)」↓「倭・攻」↓「匄攻(陶工)」であることを指摘した。

(肆) 長細形の三璽は「陶工某」↓「倭某故某」↓「紀年……」の順に捺されたと推定する。

(伍) 三璽併用陶文印跡の行文格式は、二類(有紀年類、無紀年類)三項(左匄、右匄、記事)十式(行文格式第一式〜第十式参照)に帰納できる。

本章では、燕国長細形併用陶文印跡を検討し、陶器製造機関の「左匄」と「右匄」の間に発見した工官人員の相互の職分変更の現象、また「匄尹」属下の「倭」「攻」が、「監造」者であると同時に「攻(工)」の職分として製陶活動にも参与していることの指摘をはじめ、前掲の研究結果の一々は「刑徒」陶文の例とともに、燕国陶器製造業の職官及び工匠人員配置面の研究に役に立つものと考えられる。

有紀年陶文内容の変化特徴から、「……器端」の文字内容が付く一群の陶文製造の年代は、燕昭王廿七年以後であることが判断できる。よって上限は陶文を見ない燕昭王廿六年(前二八六年)と推定できる。「……器端」の文字内容が付く一群の燕国陶文印跡の年代判

断により細かい理論面の証拠を供した。なお、製造月の記載については、二月と七月を見ない以外、正月から十二月までの月分記載がすべて揃っている。閏月の「十三月」の記載は兵器銘文中に一例があるだけで、陶文中には未見である。有紀年陶文内容の研究から得られた知見は、燕国紀年月面の研究に有意義である。また、紀年(月)類陶文印跡を璽印と対照する研究結果は、「……王<sup>ㄅ</sup>端」の印文を有する一群の長細形璽印の流通年代を燕昭王時期の所造である可能性が高いと推定、少なくとも燕昭王廿一年(前二九一年)の製造陶器には、これら「……王<sup>ㄅ</sup>端」の璽印を使っている。この推定結果は初めて燕国長細形璽印の流通年代に時間面の説を指摘した。

また、長細形の三璽併用陶文印跡は「陶工某」↓「俛某故某」↓「紀年……」の順に捺されたと判明した。印跡の捺された順序を初めて明らかにしえたことは、級別監造である燕陶の研究に一時代を画する意義がある。また監造について、燕の国君が最高監造者の名義者として陶器製造に参加したことを明らかにし、従来の四級と三級監造説を非とし、燕の国君が名義上の最高監造者の職分として陶器製造に参加した四級監造「王<sup>ㄅ</sup>(燕国君)↓<sup>ㄅ</sup>匄(尹)↓<sup>ㄅ</sup>俛・故(陶工)↓<sup>ㄅ</sup>匄(陶工)」であることを明らかにした。

なお、今見ることがができる燕国三璽併用陶文印跡の行文格式を検討し、二類三項十式に完全に帰納できることが判明した。この新知見は燕国長細形璽印およびその印跡の真偽の判定に有力な根拠を提供することとなったと考える。

#### 第四章 「燕国璽印及び陶文印跡中の<sup>ㄅ</sup>字の詞性」

燕国銘文中、特に長細形璽印の印文字に頻出する「<sup>ㄅ</sup>」字における詞性面の調査を行った。「<sup>ㄅ</sup>」字が付く燕国の銘文を収集した上で、璽印及び陶文印跡の二種類の銘文の行文格式を中心に、「<sup>ㄅ</sup>」字を名詞や動詞と仮定する場合の成立の可能性を、燕国兵器銘文や前人研究者の研究成果を参考にしつつ検討した。得られた結論は、次の二項「<sup>ㄅ</sup>く式」にまとめられる。

(ㄅ)「<sup>ㄅ</sup>」字の詞性は、広く行われている名詞説に蓋然性はなく、動詞(製造類動詞)に限定される。

(式)燕国兵器の銘文と比較すると、「<sup>ㄅ</sup>」字が付く類の銘文中に「燕国君」の代わりに「王」字だけを用いる現象がある。そして、燕国君を指す「王」字の前に地名、市名、都名を置く格式、及び動詞の「<sup>ㄅ</sup>」字の直前に人名、官職を加える格式は、「<sup>ㄅ</sup>」字が付く類の燕国銘文の常用の格式である。

本章では、「<sup>ㄅ</sup>」字の詞性は、広く行われている名詞説に蓋然性はなく、動詞(製造類動詞)に限定される。燕国兵器の銘文と比較すると、「<sup>ㄅ</sup>」字が付く類の銘文中に「燕国君」の代わりに「王」字だけを用いる現象がある。そして、燕国君を指す「王」字の前に地名、市名、都名を置く格式、及び動詞の「<sup>ㄅ</sup>」字の直前に人名、官職を加える格式は、「<sup>ㄅ</sup>」字が付く類の燕国銘文の常用の格式であることを判明らした。また、当該文字は燕国璽印と陶文印跡の他に、同時代の他国に一切なく、燕国文字の特有文字構造と判断できる。現

段階では、釈読が困難であるが、この詞性における研究結果は「」字の釈読に新たな構想を提示したと考える。

#### 第五章 「燕国陶文印跡中の字について」

関連資料を集めて、先学の研究成果を参照し、文字構造面及び同国の兵器銘文の文法特徴など諸方面の考察を行い、文献資料の記載も対照し、次の三つ「参」の結論をえた。

(老) 燕国の長細形陶文印跡の中にしか存在しない「」字は「正」二字の合文であり、分けて読むべきである。また、「」字の直後にある「」字とともに、「正器」三字と読むことが判明した。

(式) 同時代の斉国では量器の器名の前に「公」字を使うように、燕国では量器の器名の前に器物の用途を表す「正器」二字を入れる特徴がある。

(参) 「」字は、燕国特有の字形と断定できる。したがって、陶文の国別を判定する際に、「」字は燕国に属するものとする判断基準の一つとしうる。

なお、同時代の斉国では量器の器名の前に「公」字を使うように、燕国では量器の器名の前に器物の用途を表す「正器」二字を入れる特徴があることも判明した。これらの研究結果は、同時代の量器研究に役立つと考える。

#### 第六章 「燕国璽印及び陶文印跡解題（廿三件）」

官璽二件、私璽一三件、吉語璽一件及び陶文印跡七件（四角形印跡二件、長細形印跡五件）を燕国に所属するものと判断した上で、その文字構造特徴と内容の行文格式を検討した。それら璽印や印跡中には、伝世文献資料を再検討したのもあれば、初めて公開された資料もある。検討して、得られた新知見に下記の四つ「参」がある。

(老) 燕国職官璽にある「司鑪」の職官には、「大司鑪」と「外司鑪」の区別があることが明らかになった。「司鑪」の職官名は長細形璽印にあるだけではなく、四角形職官印にも存在している。「大司鑪」の職官名は今まで見ないので、燕国の出土及び伝世文献の不足を補いうる。

(式) 飾り筆文字は燕国私璽だけではなく、職官類用璽の長細形璽印にも用いることが明らかになった。

(参) 伝世文献中の残欠私璽を釈読したことによって、燕国に「封」の姓があることが判明した。これらの新知見の一端は、燕国職官の研究及び伝世文献の不足を補いうるものと考ええる。

#### 今後の展望

博士論文の執筆過程で、多くの現実が浮き彫りになったが、特に古璽印の偽造については、強烈なショックを受けた。燕国璽印の偽造を例に

とると、申請者の一連の研究結果から、現存資料をもとに偽造した燕国官璽二六点、私璽二点の存在が明らかになった。また同国の陶文印跡にも偽造品があることが判明したほか、同時代の他国の偽造璽印も数点検出できた。偽造はほぼ官璽中心であることも分かった。現在、璽印収蔵が盛んになる一方で、新たな技術による古璽印偽造の手段も多様化し、偽造問題も緊迫した情勢になりつつある。新造の偽造璽印の数も日々増加して、質もより精緻になりつつ、本物そっくりである。篆刻界、古文字研究界、考古界に誤った情報が蔓延する事態が危惧される。古璽弁偽(真偽の鑑別)に課せられる課題は多く、真器に即した基準器の選定と真偽判定の基準の抽出は、燕国璽印に限らず、同時代の他国とも、当面最も重要な任務と考える。本研究の研究手法は、同時代の他国の璽印研究にも応用できる普遍性を具えている。

今後の課題として、燕国璽印に見る地名、職官名、復姓及び燕国銘文について、更に深く検討すれば、「燕国地名考」「燕国職官名考」「燕国復姓考」「燕国銘文の文法構成について」の考察が可能と考えている。燕国璽印の真偽を選別した上でこの研究は、伝世文献の不足を補うことができ、その研究結果は「燕文化」研究にも寄与できるはずである。一方、収蔵熱が旺盛な現在、古璽印に関する研究成果が公開されると、利にかられた骨董商らは、たちどころにその研究成果を捏造に反映して、一段と迫真の古璽印を生産し、真偽の弁別はいよいよ厳しくなる。このような循環が激しくなったとき、研究者は如何に対応すべきか。筆者が今考えている問題である。